

210
241

5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9

始





熊田葦城著

日本史蹟大系

第五卷

平凡社版

210
241



205079

日本史蹟大系 第十五卷 目次

江戸城(上) (徳川幕府瓦解の地) 六一三	浦賀港の全景	浦賀の明神山	米國水師提督ベルリ	米國旗艦ミスツッピー號	久里濱 其一	久里濱 其二	久里濱 其三	久里濱 其四	ベルリ上陸記念碑 其一
城ヶ島									
浦賀の明神山									
米國水師提督ベルリ									
米國旗艦ミスツッピー號									
久里濱 其一									
久里濱 其二									
久里濱 其三									
久里濱 其四									
ベルリ上陸記念碑 其一									
ベルリ上陸記念碑 其二									
長崎港の出島									
立山									
長崎縣廳									
鍋島齊正									
林 煒									
徳川齊昭									
米國獻納蒸汽車の雛形									
江川英龍									
吉田矩方									
松崎辨天島									
金子重輔の墓									

目次

了仙寺
 水野忠徳
 下田港
 戸田浦
 露艦建造所址
 三條實萬
 島津齊彬
 米國總領事ハリス
 玉泉寺
 米國軍人の墓
 露艦建造所址
 阿部正弘
 堀田正睦
 本能寺
 岩瀬忠震

青蓮院
 松平慶永
 橋本左内
 井伊直弼
 僧月照
 妙満寺
 近衛家老女村岡
 月照の墓
 彦根城
 傳馬町牢獄跡
 小塚原の刑場
 小塚原の梟首
 水戸城址
 小塚原志士の墓
 梅田源次郎の墓

橋本左内の墓
 松陰神社
 弘道館址
 櫻田門外
 櫻田門
 日比谷門
 井伊直弼の墓
 高橋父子の墓
 徳川齊昭の墓
 東禪寺
 坂下門
 長州の舊邸
 毛利慶親
 清川八郎
 大山巖

三條實美
 濱御殿
 生麥記念碑
 松平容保
 會津城
 山内豊信
 金戒光明寺
 足利三代の木像
 其一尊氏
 其二義詮
 其三義満
 等持院
 三條橋
 二條城
 下賀茂神社

日本史蹟大系

第十五卷

目次

知恩院
福井城
男山八幡宮
長府沖
名古屋城
眞木保臣
長谷信篤
山川港
鹿兒島
祇園洲
木戸孝允
建春門
大佛耳塚
天誅組上陸の地
觀心寺

後村上天皇御陵
楠木正成之首塚
大和五條町

凡、勝者に厚くして、敗者に薄きは、史家の免かれがたき所。

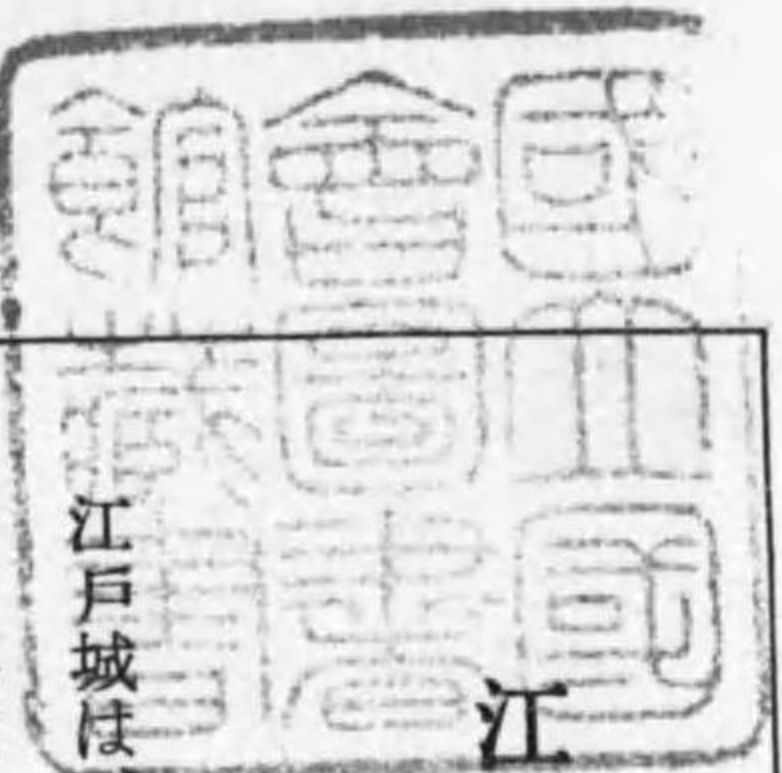
薩長は、勤王を以て勝ち、會桑は、佐幕を以て敗る。

明治維新の事を敘するもの、薩長の勤王を稱して、曲事も、之れを褒め、會桑の佐幕を罵りて、善事も、之れを貶するの傾向あり、是れ、豈、勝者に厚くして、敗者に薄きものにはあらざるか。

會桑の二藩は、一意、朝幕の爲めに盡すの外、寸毫の邪志なく、野心なし、其尊王愛國の至誠に至つては、何ぞ勤王諸藩の下に在らんや。

本書の立脚點は、一に皇室中心主義に在り、此主義の照明する所、薩長の所爲と雖も、其非は、之れを非として、寛假せざると與に、會桑の行動と雖も、其是は、之れを是として、没却せず、本書の他と異なる所以、實に此に在り。

我が筆、非なるか、他の書、是なるか、請ふ、之れを泉下の董狐氏に問はんかな。



江戸城(上)

徳川幕府瓦解の地

江戸城は、武藏國江戸の市中に在りて、粗々中央に在り、外廓あり、内廓あり、各々繞らすに、濠渠を以てす、内廓に、本丸、西丸、西丸下、吹上、北丸、三之丸あり、南には、櫻田門あり、東には、馬場先門、和田倉門、大手門あり、北には、平川門、竹橋門、田安門あり、西には、半藏門あり。

本丸には、深濠高壘を繞らし、北に天守臺あり、東隅を、二之丸と曰ふ、徳川氏の柳營を置きたる處、慶應三年十二月、失火の爲めに、烏有に歸し去り、終に、廢墟となる、今、宮内省の爵位局、調度局、内藏寮、主馬寮等の在る處、即ち是れにして、天守臺、及び其東邊は、中央氣象臺に供用せらる。

西丸は、本丸の西南に當り、内廓の中央より、稍々南に在り、將軍の退老する處、若くは、世子の住居する處に在り。

して、其正門を、俗に二重門と謂ふ。

明治元年十月十三日、明治天皇東幸の御時、本丸の舊營は、焼失の後なるを以て、西丸を、行宮に供し給ふ、是年、一旦、西還あらせ給ひ、二年三月、再び東幸あらせ給ふに及び、永く、此處を、皇居と定めさせ給ふ、明治六年五月五日、皇居炎上せしを以て、赤坂の徳川邸に移御あらせ給ひ、十七年七月、皇居造營の工を起し給ひ、二十一年十月を以て、功を竣る、乃ち二十二年一月、新宮に遷御、更めて、宮城と號し給ふ。

一 米艦の入港(一)

黒艦來矣、黒艦來矣、鋪びたる藥研の如き大小四隻の黒艦、突如として、相州城ヶ島の沖合に、其姿を出現し來る、時は、嘉永六年六月三日未の上刻、南薰、そよくと、午睡の夢を吹くの頃。

幕府の砲術師範下會根金三郎、久里濱に於て、大砲の練習を行ふ、漁夫の急報を聞くと齊しく、二十餘町の間道を攀ぢて、浦賀に還り來れば、各艦、早や、近く眼前に、進み

来る、疾きこと、飛鳥の如し。

浦賀奉行戸田伊豆守氏榮、時に、番所に在り、赤裸々の一漁夫、イキナリ、飛び込み來りて、注進すれば、氏榮、蹶然として、躍り起きつゝ、

『素破や、一大事ぞ、疾くく、容子を見届け來れ』

と奮り騒げる間に、黒艦は、早や、千駄崎を過ぎて、浦賀の灣内深く、入り來る。

各艦、皆、砲門を開きて、戦闘準備を調へ、イザと言はゞ、直に、陸上を目蒐けて、放射せんとす、檣頭の星條旗、燦として、彈丸の光を放つに似たり。

陸上の恐懼狼狽、言ふばかりなし。

當番の與力近藤良次、佐々倉桐太郎、中島三郎助の面々、輕舸に飛び乗りく、黒艦に、漕ぎ付くると齊しく、サツと、鈎繩を投げ掛けて、艦上に、攀ち登らんとす。

艦上の警戒、戦時の如く、士官、水兵、各々銃を擬して、寄せ付けず。

良次、桐太郎等、此體を見て、少しく、躊躇する折しも、艦上より、不意に、

『無用々々、丈高き人を、寄越されよ』

城ヶ島

城ヶ島は相模國三浦郡三崎町の前面に在り初めて米國の艦影を望見せし處



と呼はるものあり、言語、明亮にして、少しく、長崎の訛を帶ぶ、此方は、意外なり、若しや、我が國人にもやと思ひて、仰ぎ見れば、紅毛碧眼の夷人、其身を、舷頭に、申し掛けて、手を掉りつゝあり。丈高き人とは、位地高き人と

の意味、與力中島三郎助、機智あり、早くも、其意を悟りて、急ぎ、艦上に、攀ち登る、素肌に、陣羽織を著し、小袴を穿ち、小手、臍當に、身を固めて、腰に、兩刀を挾はさむ。

彼の夷人は、通詞ポトマンと稱するもの、又も長崎訛りの言葉を、操つりて、

『我が艦隊司令長官は、日本に於ける最も位地高き人にあらず、面會せず、歸つて、此旨を通ぜらるべし』と告げて、乗艦を拒む、三郎助、我れは、浦賀の副奉行なりと稱し、且、

『奉行たるべきものは、此船に來るべきにあらず、此船に來るべき浦賀第一等の役人は、我れより外に、其人あるべからず、對面なくば、其れまでなり』

と欺けば、彼れ、暫しとて、何れへか、立ち去り、頓て、又出て來りて、乗艦を許す。

左れども、提督も、面せず、艦長も、會はず、只、一士官、出て來りて、對面し、三郎助の、來意を問ふに答へて、

『我れは、米國海軍大尉コンチーなり、我が艦隊司令長

官ベルリ中將、大統領の國書を、日本の大君に、捧呈せん爲めに、此處に來れり』

と述べ、三郎助、
『此地は、異國船の入るべき地にあらず、長崎に廻航して、彼の地の奉行に、申し出づべし』

と諭せば、コンチー、
『我國の意思は、平和なり、通商條約を結ばんと欲するの外、他意あるにあらず、宜しく、貴國の高官を派して、國書を受取るべし、若し、此地に於て、受取られずんば、我等は、直に、江戸に赴かんのみ、長崎へ回航せんこと、思ひもよらず』

と述べて、聽かず、三郎助、歸つて、此旨を報ずれば、氏榮、大に驚き、急使を發して、警を江戸にも報じ、警固の四家にも報ず、四家とは、相州大津詰の川越侯松平誠丸典則、上宮田詰の彦根侯井伊掃部頭直弼、上總富津詰の會津侯松平肥後守容保、房州竹ヶ岡詰の忍侯松平下總守忠國、何れも、皆、海岸防禦の台命を奉じて、屯在せるもの。

抑々此米國艦隊は、瀛船サスクエハンナ、ミスシッピー、

帆船ブリマウス、サラトガの四艦より成り、水師提督マン
ユー・シー・ペルリは、旗艦サスケエハンナ號に在り。

ペルリは、其前年十月十三日を以て、本國を發し、大西洋
より、阿非利加の南岸に沿うて東し、錫蘭、新嘉坡を過ぎ
て、香港に著し、此に碇泊すること、二十餘日、艦隊を編
制して、上海に到り、琉球に航して、王宮を訪問し、小笠
原島を経て、浦賀に来れるもの。

此夜、一大流星、青光を放つて、水平十五度はかりの處を、
南西より、東北に、飛び去る、光芒、爛として、尾を拖く。

『流星は、計畫成功の吉兆なりと聞く、我が使命、必ず
成らん』

ペルリ、艦室に在り、聞いて、莞爾として、微笑む。

二 米艦の入港(二)

泰平三百年の長夢、俄然として、覺めぬ。

黒艦來の叫聲、倏忽として、大浪小浪の如くに、浦賀より、
江戸に、響き渡れば、市中市外の騒動、鼎の沸くに、異な
らず。

時の將軍徳川左大臣家慶、會々篤疾に罹りて、病尋に在り。
閣老の首班阿部伊勢守正弘を始めとして、牧野備前守忠雅、
松平和泉守乗全、松平伊賀守忠固、久世大和守廣周、内藤
紀伊守信親の人々、何れも、四日の早朝より、御用部屋に
詰めて、評議に、餘念なし。

第一報は、甚だ簡單なり、六月三日發、浦賀奉行戸田伊豆
守氏榮よりの報告にして、

『今三日未の上刻、相模國城ヶ島沖合に、異國船四艘、
相見え候趣、三崎詰の者、申出候に付、早速、見届とし
て、組の者、出張仕つらせ、御固四家へ、心得の爲め、
相達し候處、只今、千駄崎邊まで、迅速に、走り込み候』
と言ふに過ぎず、未だ何れの國の船とも、知れず、如何な
る意味の渡來とも、判じがたし。

左れども、幕府に於ては、多少の心當りなきにもあらず、
米國政府より、遠からず、軍艦を派遣すべき説あることは、
前年八月、和蘭商館長クルチウスの齎らせる爪哇總督の報
告に依りて、粗々豫知せられたるところ、ヨモヤと思ひ、
眞逆にと思へる人々、今は、扱てはと、心に思ひ浮ぶもあ

らん。

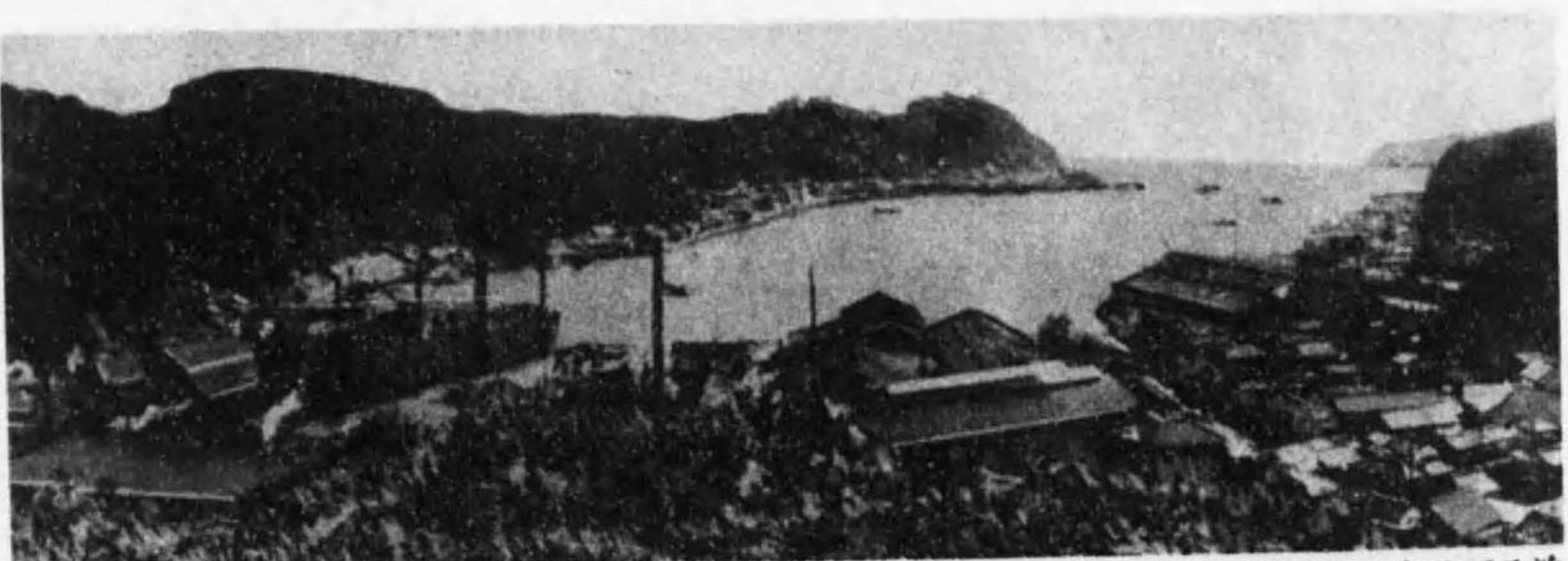
爪哇總督は、米國使節、日本に通交を要求せん爲め、武
装せる艦隊を、整へ來らんとし、今、支那海に在る旨を
報告せしなり、果して、其言の如し。

既にして、第二報は、來れり、これも、三日付にして、氏
榮より發したるもの、待ち兼ねし閣老の人々、急ぎ、披き
て、之れを讀めば、

『先刻、御届申上候異國船、相糺し候處、アメリカ合衆
國政府仕出の軍艦にて、二艘は、大砲二十挺餘、二艘は、
總體鐵張の蒸汽船にて、一艘は、大砲三四十挺、バツテ
一ラ七八艘、是又鐵張の様子に、相見受け、一艘は、大
砲十三挺据え、進退自在にて、艀械、相用ひず、迅速に、
出沒仕り、應接の者、寄せ付け申さず』

とあり、果然、米國軍艦なり、其態度、亦、強硬なるが如
し、續いて、下文を見れば、

『漸く申諭し、一人乗組み、相諭し候處、國王の書翰、
護送いたし、奉行へ、直に、相渡し申すべき旨申聞け、
組の者の談等は、引受け申さず、既に、江戸表へも、其



浦賀港の全景 浦賀港は相模國三浦郡浦賀村に在り嘉永六年六月三日米國艦四隻の初めて入泊せし處

段、相通じ置候旨、之
れを申し、泰然自若と
罷在り、猶ほ、同様の
軍艦數艘渡來いたし候
段、申聞け、一切、船
の近邊へ、近寄候事、
相斷り申候、猶ほ、御
國法、相諭し申すべく
候得共、容易ならざる
軍艦にて、此上の變化、
計りがたく、只今、應
接中には、之れあり候
得共、先づ、此段、早
早申上候、以上』
事態は、愈々重大なり、
此上、軍艦を増遣し來ら
ば、更に、益々重大なり、
彼方の泰然自若と罷在る

程、此方は、最と痛心苦慮の至り。

左れども、夷情、未だ審らかならず、變化、未だ測るべからず、閣老、何れも、眉を擧めて、

『容易ならざる事かな、恐れ入つたる儀かな』

と言ひ合へるばかり、未だ幕府の態度を、決せん由もあらず。

電話もなく、電信もなき世の、只管、領を延べ、足を企てて、輕騎の來るを待つばかり、一瞬の間も、尙、千秋の想あり。

三 米艦の入港 (三)

體よく、賺かし還へすは、外船に對する當時の方針なり。

浦賀奉行所の與力香山榮左衛門、四日卯の下刻、通詞堀達之助、立石得十郎の二人と與に、輕舸二隻に、分乘して、旗艦サスクエハンナ號に、乗り付け、

『浦賀奉行名代香山榮左衛門、提督に面會せん爲めに、來れり』

と通ずれば、彼れ、

『貴官の外、通詞一人のみ來れ』

と答へて、榮左衛門、及び達之助の乘艦を許す。

艦長ブキャナン、副艦長アダムス、及び大尉コンチーの三人、談判委員として、出で來り、開口、先づ、

『昨日も、浦賀第一等の官吏と言ふ人來りしに、貴官、亦、浦賀第一等の官吏と稱せらる、孰れが眞なりや』

との一詰を試む、榮左衛門、領きつ、

『我れは、浦賀奉行の名代なり、浦賀第一等の官吏を、代表するものは、我れなり』

と軽く受け流し、更に、言葉を更めて、

『外國と交通せざるは、我國の祖法なり、假令、國王の書翰なりと雖も、通信なき國より、受くること、相成らず、特に、浦賀は、外國應接の地にあらず、宜しく、長崎へ、回航すべし』

と説きて、賺かし還へさんとす、ブキャナン、頭を掉りつつ、

『貴國の國法は、我等、之れを知れり、然れども、我等は、此地に於て、國書を捧呈せよとの使命を蒙むる、私

に、長崎へ、回航せんこと、不可能に屬す、若し、此地に於て、受領せられずんば、我等は、直に、江戸に赴かんのみ』

と答へ、更に、威儀を正して、

『抑、各國通商を請ふと雖も、貴國の拒んで、之れを容れざるは、天理に背く、今回、又若し拒んで、許されずんば、我等は、直に、砲門を開きて、天理に背くの罪を問はんのみ、勝算歴々、我に在り、貴國、若し、力抗せずして、和を乞はんとせば、宜しく、此白旗を建て、來らるべし、我れも、亦、砲を止めて、和を講ぜん』

と陳べて、白旗二旒を、前に置く、其態度、甚だ硬し。

今は賺かし還へさんこと、叶ふべからず、榮左衛門、

『國王の書翰を受けんことは、國禁なり、私に處置すべからず、江戸へ經伺の上にて、答ふべし』

と言へば、彼れ、僅かに領づきて、

『好し、宜しく、急に、計はるべし、遅々せらるれば、貴國の不利なり』

と答ふ、榮左衛門、

浦賀の明神山
此れは浦賀の明神山にして其海上に斗出せる
處自から港灣の狀をなせり



『然らば、四日の後に、答へん』

と告ぐれば、ブキャナン、

『此地と、江戸との間は、唯、半日にして、通ずべし、何ぞ四日を要せん』

と駁して、肯んぜず、榮左衛門、

『去りながら、江戸に於ても、亦、協議すべきの時日を要す、一日、二日にして、辨じ得べきにあらず、明日より、三日の後に、回答せん』

と陳ぶれば、ブキヤナン、之れを諾し、美麗の一函を携へ來りて、示しつゝ、

『大統領の國書、此中に在り、之れを渡さずんば、我等は、無事に、貴國を去らず』

と告ぐ、其態度、益々硬し。

榮左衛門、辭し歸りて、報告すれば、奉行戸田伊豆守氏榮、今は、一瞬も、猶豫すべからず、即時に、一書を認めて、榮左衛門に附す。

榮左衛門、乃ち同心福西源兵衛と俱に、一鞭、馬を驅つて、江戸に、馳せ向ふ、鞍頭、風を研つて、蹄底、煙を捲く。

四 米艦の入港(四)

既にして、輕騎、江戸に達し、待ちに待ちたる夷情、漸く、分明し來れり。

今しも、閣老の手に披かれたるは、戸田伊豆守氏榮の、四日を以て、發したる第三報なり、初めには、

『昨日、御届申上候アメリカ船四艘、烏ヶ崎沖へ、滯船仕り、尤も、蒸氣仕掛け等にて、別に、深意御座候や、

外二艘、碇、入れ申さず、漂ひ罷在候、追々、組の者、遣はし、御國法、申諭させ、縦令、國王の書翰にても、通信之なき國に候へば、書翰、受取申しがたく、且、浦賀の儀は、外國應接の地に、之なく候間、長崎表へ、相廻り候様、種々、理解仕り候處、西洋諸國と相違ひ、共和政治の國は、嚴格にも之あり、御國法の儀は、厚く相分り、其段は、尤も承知仕候得共、何様當地に於て、申諭し候共、長崎へは、相廻り申まじく、國元出帆の節より、江戸表へ、相越し候様、申付けられ候事故、此儘、歸帆仕り候ては、使命を過ち、大罪を受け候事故、此所承知致し吳れ候様、落涙仕り候までの存切にて、申開け候』

とあるかと思れば、其末には、

『右書翰、此上、當地にて、請取らず候節は、存寄り次第に、取計ひ候旨をも、申開け候間、此儘、御差戻しの御差圖に相成り候はゞ、即時、異變罷成り申すべきやと、心配仕り候』

とありて、是れは、又事態、甚だ容易ならず、其次には、

又、

『扱又、此度、軍艦數艘、事々しく、渡來の儀は、使命を重んじ、御當國を、尊敬仕り候諸邦の先格にて、不審仕つるべき儀には、之なき旨、申開け候』

とあれども、拒絶の即刻、砲門を開くに於ては、落涙も、愛らしからず、尊敬も、却て、痛み入るの外なし、究竟、彼れは、威力を示して、國書を渡さんと欲するもの、

『右書翰、請取り候て、然るべきや、此段、伺ひ奉つり候』

と言ふの一節こそ、此書面の主眼にして、幕府に於ても、今は、愈々米國大統領の國書を、受領すべきか、拒絶すべきかの問題を、決定せざるべからざる場合とはなり來れり。抑々鎖國は、祖法にして、訂盟は、國禁なり、外國の國書、亦、固より、受くべからず。

然れども、彼れは、軍艦四隻を挾さんで、來れり、我れ、若し、拒絶せんか、直に、戦端を開かんこと、察しがたからず。

彼れには、堅艦あり、利兵ありて、我れには、兵備、整は

米國水師提督ヘルリ



ず、防禦、全からず、和戦の決する所は、即ち存亡の岐かるところ。

祖法重く、國禁重しと雖も、國家、更に重く、社稷、更に重し。

若し、祖法を重んじ、國禁を重んずる結果、國家を亡ぼし、社稷を亡ぼさば、則ち如何、閣老の首班阿部伊勢守正弘は、思慮、周密の人なり、閣僚牧野備前守忠雅と議して、先づ、諸有司の意見を徴すれば、何れも、

『國法は、破りがたしと雖も、國家、亦、危うすべからず、若し、國書を拒んで、戦端を開けば、一大事に候、枉げて、國書を受けて、一旦、退去せしめ、然る後、徐ろに、後圖を畫せんに若かず』

と答ふ、正弘、更に、私書を、水戸中納言齊昭に贈りて、其意見を問へば、

『撃攘、必ずしも、可ならず、若し、浦賀を撃退すれば、伊豆諸島を占領し、八丈島を占領せんこと、必然なり、左ればとて、其國書を、受領して、亡國の端を啓き、後日の憂を貽す時は、其不利、撃攘よりも大なり、宜しく、衆議を盡して、決斷あるべし』

と答ふ、是に於てか、正弘の意見、愈々決す。

左れども、萬一の變あらんことを虞れ、越前侯松平越前守慶永、阿波侯蜂須賀阿波守齊裕、高松侯松平讃岐守頼胤、長州侯毛利大膳大夫慶親、姫路侯酒井雅樂頭忠顯、柳川侯立花左近將監鑑備等に、密旨を下して、出兵の準備を命ず。

五 米艦の入港(五)

強硬の態度、峻嚴の威儀を以て、臨ますんば、日本、決して、應ぜじとは、ベルリの、初めより、心に期せるところ。長崎へ廻はれと言へば、然らば、江戸に往かんと脅迫し、國書は受けがたしと言へば、然らば、我れに決意ありと威嚇し、中に、平和の意志を蘊みて、外に、恫喝の氣勢を示す。

其行動、其應對、復た先前の外船に、似るべくもあらず。四日には、各艦より、一隻づゝの短艇を卸して、灣内の深淺を測る、艇首の白旗に、平和の意志を表すれども、萬一の變を慮かり、固く諸艇を戒めて、本艦の命射線外に出づるを許さず。

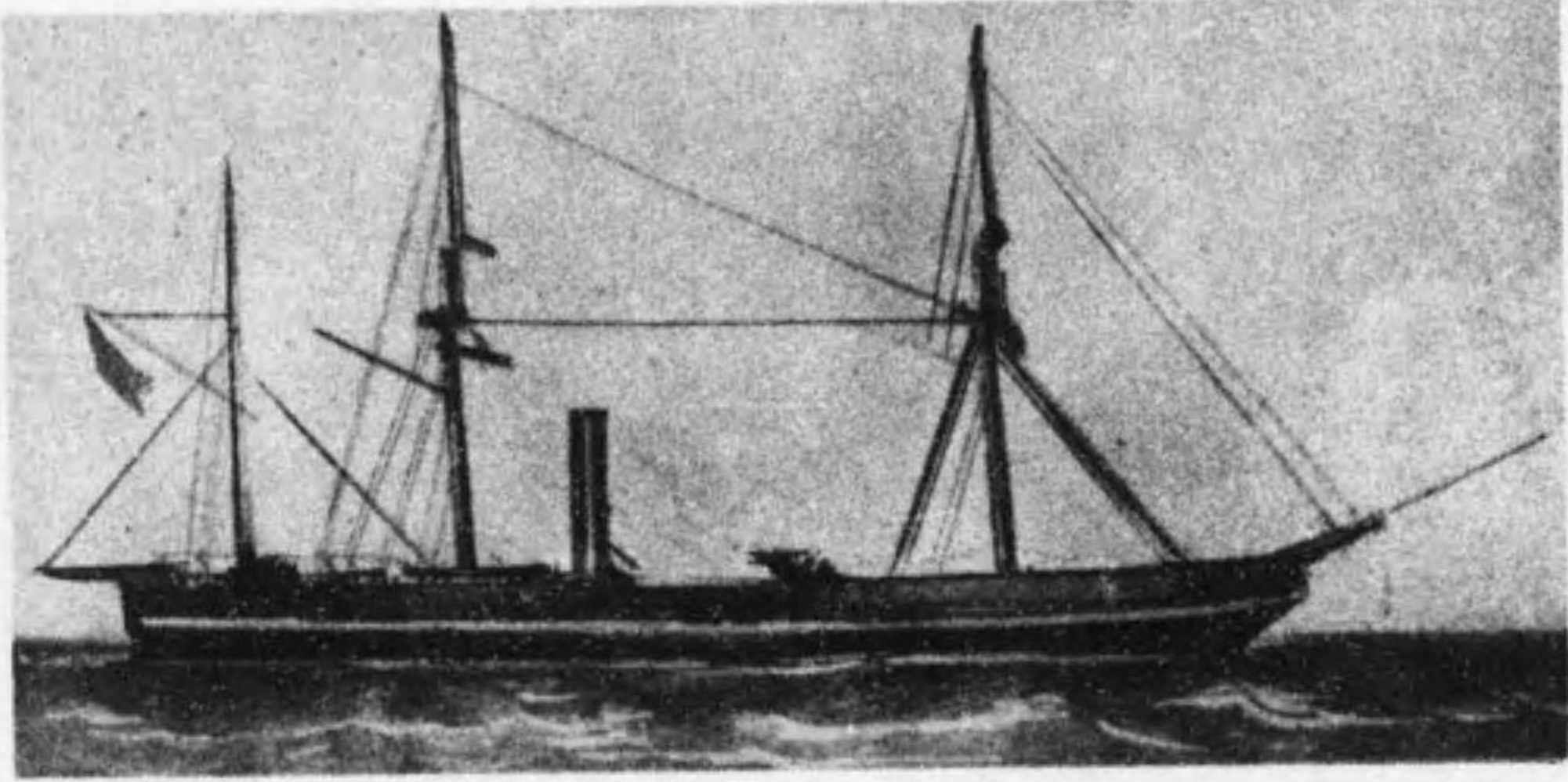
諸艇、且つ測り、且つ進んで、龜ヶ崎砲臺の附近に到る。川越侯松平誠丸典則の守兵、それと見るより、急に、船を發して、之れを逐ふ。

米兵、各々銃を把つて擬す。

衝突、アワヤ、起らんとす、守兵、望み見て、敢て迫らず。

五日は、安息日なり、艦上に、禮拜式を擧げて、使命の成功を祈る。

米國旗艦ミスシッピー號



其翌六日、ミスシッピー號、突然、測量艇隊を、掩護して、江戸灣内に向ふ。

旗艦サスクエハンナ號も、亦、半ば、錨を抜き、石炭を焚きて、警戒する所あり、凧笛の音、唳々、歇んでは、又起る。

陸上の驚駭、言ふべからず、諸藩の守兵、各々船を發して、此れに尾す、遠く望めば、小鰯の、巨鯨を逐ふが如し。

與力香山榮左衛門、亦、輕舸を呵して、米艦に、乗り近づけ、

『何とて、灣内深く、進航せらるゝぞ』

と詰責すれば、米兵、

『今回の交渉、若し、拒絶せられんか、我れは、更に、大艦隊を編制し來つて、貴國の罪を問はんとなす、今日の試航は、他日の準備なり』

と答へ、平然として、益々進む。

進むこと、凡そ十二三哩、本牧岬の附近に到り、俄然、船首を回轉して、復た浦賀灣内に、還り來る。

諸艇、尋で、再び灣内の測量を行ふ。

我が守兵、船を進めて、遮ぎり止めんとす、米兵、復た銃を擬して嚇す。

守兵、屈せず、亦、各々銃を執り、劍を按して、益々進む。衝突、復た起らんとす、米兵、急に、艇首を回へして避く。殺氣、湘南に満ちて、危機、眼前に、迫り來る、彼我、若し、一たび衝突すれば、砲火、忽ち、海陸に迸ららん。

人心の危惧、頂點に達し、老幼を扶け、家財を運びて、山

林に隠れ、鎌倉地方に避くるもの、絡繹として、絶えず、浦賀の市中、復た雑犬の聲をも、聞かず。左れども、十五歳以上、六十歳以下の男子は、堅く、他行を禁ぜられて、皆、残りて、其家に在り、席もなく、衾もなく、連宵、夢をさへ結ばず、宛乎として、敵軍包圍の中に在るが如し。

六 米艦の入港(六)

外艦の撃攘は、言ふべくして、行ふべからず、閣老阿部伊勢守正弘、當時の國情に顧みて、斷然、國書を受領するに決し、六日、麾下の士井戸鐵太郎弘道を擢んで、浦賀奉行と爲し、石見守に任じ、

『米艦に回答すべき期日も、明日に迫れり、早々、浦賀表に赴き、戸田伊豆守と、諸事、協議を盡して、米國大統領の書翰を受くべし』

と命じて、諸般の指揮を與ふ、弘道、即時、結束して、浦賀に、馳せ向ふ。

將軍家慶、久しく、病褥に在り、有司、台慮を勞せんこと

年、是に至りて、此命あり。

左れども、水戸の御隠居は、實は、閣老の舅姑なり、何か事あれば、容喙し、質問し、反覆應答するを常とす、故に、諸閣老、多くは、蒼蠅さがりて、其起用を憚らず。

正弘、平生、齊昭と、親み善く、其天下に、重望あるを知つて、此れに倚賴し、之れを利用せんとするの心あり、既に、私に其意見を徵す、今や、將軍の面命あり、越前侯松平越前守慶永よりも、亦、書を以て、懇懇するあり、正弘、乃ち意を決し、七日、退廳の後、直に、供揃ひを命じて、齊昭を、其邸に訪ふ。

戌の上刻より、子の刻に至るまで、會見三時半、台命を傳へ、所見を叩き、主客、互に、胸襟を披きて、談論し、復た更の闢くるを知らず。

齊昭の意見は、初めより、鎖國に在り、米艦拿捕の秘計として、

『事、若し、開戦に決せんか、不意に起つて、襲撃を加へよ、米夷、生捕るべく、米艦、分捕るべし』

との旨を告ぐ、意氣豪宕、既に、敵軍を呑むの概あり。

を虞れて、未だ米艦渡來の事を、稟さず、今や、其態度、強硬にして、國書を受領するの外なきに及び、

『斯かる一大事を、秘め置かんこと、然るべからず、宜しく、尊聽に達すべし』

と決し、此日、入つて、事の由を、言上すれば、家慶、愕然として駭き、

『肩衣持て、疾く、伊勢を召せ』

急に、正弘を、枕頭に召し、肩衣を、幕上加へて、少しく、頭を上げ、

『外艦渡來の事は、國家の大事なり、此大事を詢らんもの、水戸の外あるべからず、疾く、此旨を傳へて、俱に、事を謀れ、慎んで、處置を誤まること勿れ』

と告げて、憂悶の色、面に溢る、是れより、熱氣、進みて、病勢、頓に、革まる。

水戸前中納言齊昭は、資性、英俊にして、果斷に富む、曩に、兵制を改革して、洋式に則り、弓槍を全廢して、銃砲を用ひ、又寺院の梵鐘を收めて、巨砲の鑄造に力む、事、幕府の忌諱に觸れて、江戸駒込の邸に、幽せらるること數

然れども、世は、文祿征韓の時と同じからず、今の米艦は、彼の龜甲船の比にあらず、今の艦砲は、彼の石火箭の類にあらず、我が五大力の兵船、百目玉の大砲、千百ありと雖も、争でか、能く米夷を生擒し、米艦を拿捕するを得べき、輕舉、事を誤まらば、悔ゆとも、復た及ぶべからず。之れを有司の意見に徵し、之れを外間の所論に聞くも、國書を受領するの外、他に卓見もなく、名案もあらず、正弘の意見、今は、愈々決して、復た動かす。

七 米艦の入港(七)

三日間の回答期限は、匆々忙々の間に、過ぎ去りて、我が意志を通告すべき七日の日は、愈々來れり。

此日辰の下刻、與力香山榮左衛門、通詞、及び同心を從へ、輕舸三隻を飛ばして、米國旗艦サスクエハンナ號に、乗り付く。

日本、果して、國書を受領すべきか、せざるべきか、待ち兼ねたる談判委員ブキャナン、アダムス、コンチー等は、直に出で來りて、榮左衛門と、會見す。

受否の決は、和戦の岐かるゝところ、委員の眼には、決心の光、閃めく。

榮左衛門の態度は、極めて、冷靜なり、徐ろに、口を開きて、

『拙者、今日、江戸政府の意志を、通告せん爲めに、來れり』

と通ずれば、委員の視線は、一齊に、榮左衛門の上に注ぐ、榮左衛門、續いて、

『江戸政府は、提督、及び部下と、應接せん爲めに、奉行を派し、海濱に、式場を設けて、會見せしむべし、但し、此奉行は、單に貴國の國書を受くべき任務を帯ぶるのみ、其他の應接談判をなすべき職權を有せず、其回答は、他日、追つて、之れを爲すべきものと、承知せられよ』

と言明し、更に、

『國書は、其正本と、謄本とを、同時に、受取るべし、會見の場所と、日時と、奉行の氏名とは、重ねて、通告すべし』

と告ぐれば、ブキヤナン、アダムス等、我れの國書を受くるを聞き、頗る意を安んじ、反問數次の後、去つて、提督の指揮を仰ぐ。

流星の瑞、果して、驗あり、第一の使命、先づ、此に達せんとす、提督ベルリ、快然として、同意を表すれば、ブキヤナン、アダムス等、再び出て來りて、

『貴下の要求は、盡く、承諾せり』

と答ふ、危機は、去れり、和氣は、動けり、米艦々上の戒嚴は、同時に解けり。

ブキヤナン、アダムス等、嚙々として、榮左衛門を響應し、自ら案内して、艦内の状況を、縦覽せしめ、艦砲の用意、機關の装置等を、説明すること、詳、且、密、宛がら、十年の舊知に對するが如し。

八日申の刻、榮左衛門、再び米艦を訪問して、浦賀奉行の、江戸より來着せし事、及び會見の場所、日時を告げ、奉行戸田伊豆守、井戸石見守の任命書を示す。

平和の曙光は、既に、浦賀に變びけども、江戸の天地は、尙、黯澹たり。

八 國書の受領(上)

會見の日も決し、會見の場所も決す。

日は、明九日、場所は、久里濱、浦賀より、一里ばかりの南に在り。

浦賀の吏員、俄かに、大工、人夫を督して、會見所の假館を建つ。

久里濱は、千代ヶ崎より、千駄ヶ崎に至る間に、大なる彎形を描く、其中央大濱の砂地に、間口十間、奥行五間の假館を、建て、葺くに、萱を以てす、中央に、區劃を設けて、五間四方の二室を作る。

入口に接せる一室は、砂上に、疊を布きて、警衛席とし、奥の一室は、高さ一尺の床を、張りて、毛氈を敷き詰め、三方には、紫の幕を繞らし、其前には、金屏風を、建て列ねて、應接席とす。

入口より、警衛席の中央、曲の手に、赤毛布を敷きて、通路に充つ。

應接席の正面に、一卓を置き、毛氈を覆ひて、國書の函を、

七日以來、越前、高松以下の諸藩、各々兵士を派して、海岸の防禦に備ふ、旌旗、海風に翻へりて、戎衣、天日に輝く、人馬の來往、旁午、織るが如し。

市民の恐怖して、負擔奔竄するもの、引きも切らず、諸藩主、幕臣、亦、其家族を、領邑采地に送るもの多く、市中の騷擾、益々加はる。

物見高きは、昔も、今に異ならず、斯かる人心疑懼の間にも、尙、黒艦見物と洒落るゝもの、少からず、同心等、出で、制すれども、些の効もあらず。

炎熱の天を、意とせず、數里の路を、事ともせず、そろそろと、集ひ來るもの、蟻の如く、幾萬と言ふ數を知らず、品川より、金澤に至る沿道の家々、湯茶、枇杷葉湯の類を出して、接待するもの、亦、多し。

土用の半にも、秋風あり、騷動の裏にも、此香氣あり。當時「日本を茶にして來たかしようきせんたつた四はいで夜も寐られず」「暑中にも冷あせ流す奉行衆辰の口へといそぐ早船」などの落首あり、辰の口は、阿部閤老の役宅の在るところ。

置くの臺とす。

久里濱 其一
久里濱は相模國三浦郡久里濱村に在り米國使節ベルリの上陸して國書を呈せし處此れは其海岸なり



向つて左手に、腰掛二脚を置き、右手に、十脚を置く、十脚の方は、米人、二脚の方は、奉行の席となし、其中間には、別に、卓子を置かず。腰掛は、今の椅子にはあらずして、曲永なり、各寺院よりの借り集めにして、赤漆の剝けたる所には、紅殻を塗り、黒漆の取

れたる所には、墨汁を塗りて、間に合せの急修繕を加ふ。米人の上陸場には、土俵を積み、假りに、埠頭を作り、此所より、會見所までの間には、幔幕を張り列ぬ。工事は、急ぎに急ぎ、裝飾は、焦りに焦る、鎚聲丁々、一夜にして、全く成る。

九日の寅の一天、忽ち、法螺の音、四方に、響き渡る、時に、海色、蒼茫として、天、未だ全く開けず。

浦賀の番所よりは、此れを合圖に、列伍、正々として、練り出づ。

與力合原惣藏、先驅たり、陣羽織を着して、小袴を穿つ、劔付銃を携へたる同心四十八人、此れに續く。

次は、浦賀奉行戸田伊豆守氏榮、小具足の上に、陣羽織を着し、陣笠を戴きて、馬に跨り、從兵三百人を隨へて進む。

次に、浦賀奉行井戸石見守弘道、亦、同じ打扮にて進む、從兵百人。

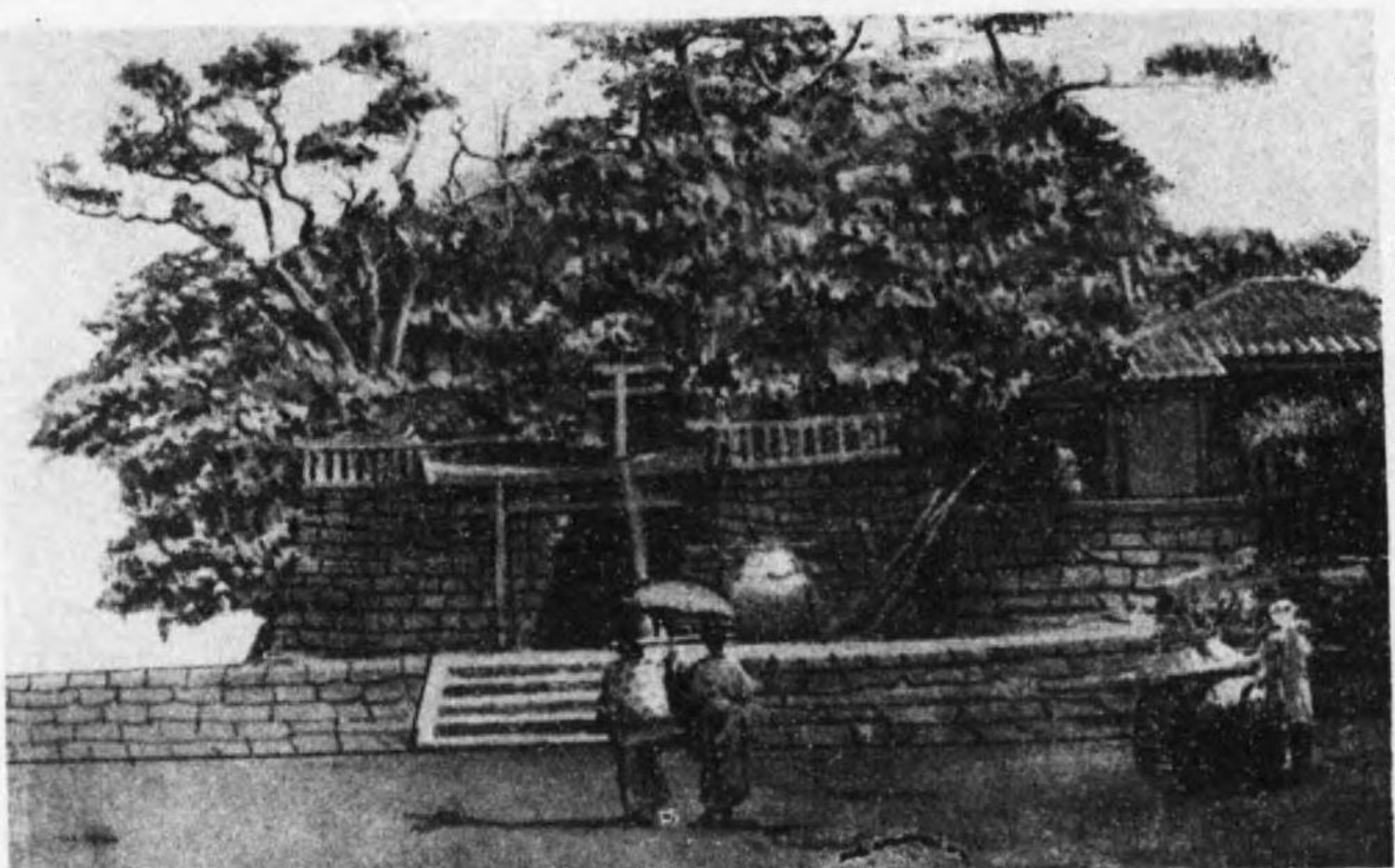
次に、與力、同心等、次を逐うて進み、最後に、幕府の砲術師範役下會根金十郎、大砲二門を引いて進む。

浦賀を發し、愛宕山を、左に見て、山峽に入り、險隘の路

を、過ぎ去つて、内川の橋を渡れば、則ち會見所なり。

下會根金十郎は、入口の右手に控へ、與力合原惣藏、及び

久里濱 其二
此れは久里濱なる住吉神社なり



劔付銃隊は、其後に控ゆ、奉行の從兵は、皆、會見所の後に屯す。

警固の四家の兵、亦、來りて、各々海陸を守る。

川越侯松平誠丸

典則の兵は、會

見所の右手に在

り、其數、五百

三十人。

忍侯松平下總守

忠國の兵船五十

隻、其右手の海

岸に懸し、内一隻は、大砲を備ふ、其兵五百人、小笠原保等、之れを指揮す。

彦根侯井伊掃部頭直弼の兵は、會見所の左手に在り、其數、二千百餘人。

會津侯松平肥後守容保の兵船百二十一隻、其左手の海岸に屯す、其兵千四百餘人、黒河内太夫等、之れを指揮す。

ひらくと、風に翻へる兵船の赤の小旗、宛がら、春の日の陽炎の如し。

九 國書の受領(中)

國書の受授は、日本に於ける破天荒の盛事なり、幕吏より見れば、恨事ならんも、米人より見れば、眞に盛事なり。

奇を好む米艦の士官、皆、參列の光榮を得んことを熱望して、止まず、竟に、抽籤を以て、其人を定むるの餘儀なきに至る。

米艦の準備は、既に、前夜より整ふ、此日午前八點鐘、即ち我が辰の刻を以て、久里濱に向ひ、砲彈の陸地に達すべき距離にまで、進んで、錨を投す。

陸上よりは、香山榮左衛門、中島三郎助の二人、各々輕舸を飛ばして、來り迎ふ。

旗艦の號令、一たび下れば、各艦より、短艇を卸すこと十五隻、士官、及び水兵三百人、此れに分乗して、發す、艦長ブキヤナン、先頭に在り。

榮左衛門、三郎助の兩舸、左右に押し並んで、先導す。樂聲洋々の裏、艇々、進んで、陸と艦との中間に到る。

忽然として、轟々たる砲聲、米艦々上より起り、海波、爲めに、洶湧せんとす。

陸上の人々、素破や、開戦ぞと思へば、皆、愕然として、色を變ず。

一發、二發、三發、四發、打ち去り、打ち來つて、十三發に至る、砲聲、天に轟き、砲烟、海を掩ふ、左れども、砲彈、一として、陸に達せず、人々、皆、訝かり怪しむ、何ぞ知らん、是れ提督ベルリ出艦の禮砲ならんとは。

忽ち見る、星條旗と、將官旗とを建てたる一艇、波濤を研つて、駛り來るを、是れぞ、即ち提督を載せたるもの。

諸艇は、早や、假埠頭に着す、ブキヤナン、眞先に、上陸

すれば、士官、水兵、亦、續いて、上陸す、左れども、其三分の一は、留まりて、艇中に在り。

尋いで、ベルリも、亦、上陸す、乃ち星條旗と、將官旗とを、先頭に押し立て、隊伍、肅々として、式場に向ふ。

規律あり、訓練あり、歩武、井然として、一絲、亂れず、遠く望めば、長蛇の走るに似たり、觀るもの、皆、感歎止まず。

既にして、式場に達し、水兵は、入口を衛り、提督以下士官は、皆、中に入る。

右の方には、提督ベルリを始めとして、艦長、副艦長等、各々、席に着き、他の士官は、雜然として、警衛席の右側に立つ。

左の方には、浦賀奉行戸田伊豆守氏榮、井戸石見守弘道の二人、相並んで、席に着き、幕府の應接役林大學頭、戸川中務少輔、松本十郎兵衛、堀織部、及び與力中島三郎助、佐々倉桐太郎、近藤良太、通詞立石得十郎等、夫々、着席し、警衛席の左側には、支配組頭辻茂左衛門以下、與力、同心等、兩刀を挟さんで坐し、イザと言はゞ、直に、躍り込

んで、一刀兩斷になさんすと、意氣込む、稜々たる兩肩、聳えて、鷹の如し。

與力香山榮左衛門、通詞堀達之助、及び彼れの通詞ポートルマンの三人、彼我の中間に立ちて、斡旋す。

右の方は、白晳にして長幹、左の方は、黄色にして矮軀、右の方は、紅毛にして碧眼、左の方は、結髪にして黒瞳、右の方は、金色燦然たる大禮服、左の方は、威容儼然たる陣羽織。

久里濱 其三
此れは久里濱なる海難島の燈臺なり



江戸城(上)

双々、對照し來れば、壯觀にして奇、偉觀にして又珍、米國の一士官、早くも、此好個の畫題に、木筆を走らす。

一〇 國書の受領(下)

双方の着席、全く、定まる。

通詞堀達之助、先づ起ちて、兩奉行と、提督とを紹介すれば、各々、起ちて、禮を行ふ、彼方は、手を舉げ、此方は、腰を屈む。

禮式終れば、復た席に着く。

兩奉行は、黙々たり、口を一の字に結んで、隻語をも、發せず。

場中は、肅然たり、炎暑の日も、秋風の中に立つの想あり、唯、周囲の幔幕のみ、海風に煽られて、はら〜と鳴る。座中の人々、皆、手に汗を握る。

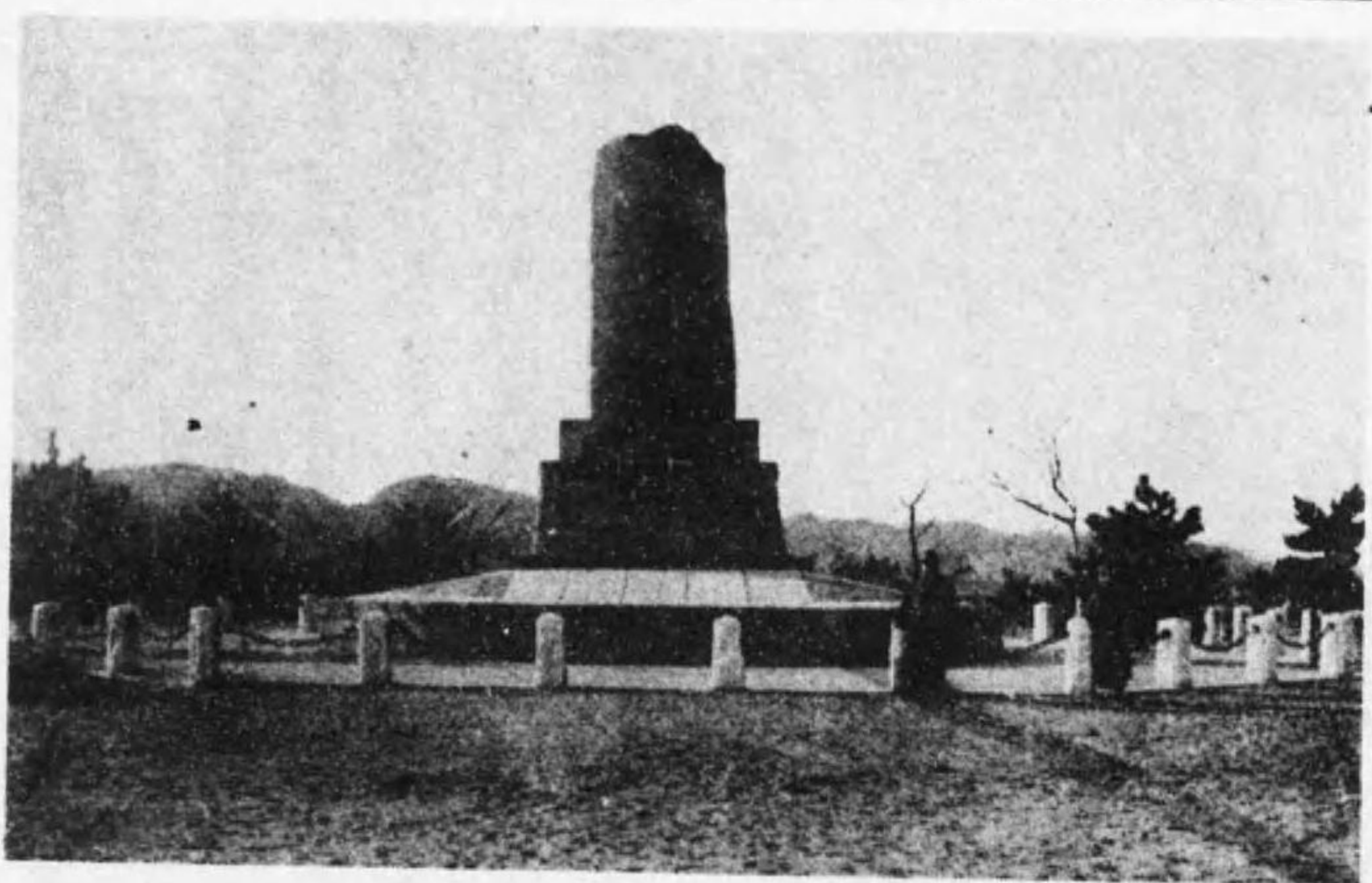
稍々ありて、達之助、再び起ち、通詞ポートルマンに向ひて、『用意好くば、國書を受け取るべし』

と告げ、ポートルマン、之れを提督ベルリに通ず、ベルリ、何事か指揮すれば、二少年、各々一函を捧げて、提督の前

に進む。

久里濱 其四

此れは久里濱なるペルリ上陸記念碑の遠景なり



二人の黒奴、提督の側に侍立す、之れを受けて、卓上に置き、函を包める紅色の布を解く、一函は、堅一尺五寸、横一尺三寸ばかり、青漆を以て塗り、四方の縁は、黒漆を以て彩どり、函の左右に「吉祥」の二字を、漢字にて署す、

皮紙に認められたる國書、此中に在り。今、一つの函には、副書を納む、幅一尺、厚き一寸ばかり、上に、西字、漢字を書す。

ポートマン、提督の告ぐる儘に、其書の性質を、説明して、之れを奉行に呈す。

奉行、之れを受けて、紫の袱紗に包み、黒塗紋付の長さ小函に入れて、更に、朱塗の具足櫃の中に納む。

此時、香山榮左衛門、俛首して、奉行の前に進み、一書を受けて、提督に渡す、是れ、國書受領の證なり、此時、奉行井戸石見守弘道、

「國書は、駢か受領せり、求むる所の通商互市は、天朝に奏し、衆議を盡して、後、回答せん、但し、此回答は、明年、長崎に於て、和蘭人より、受取るべし」と告ぐ、ペルリ、

「其儀は、了承せり、願はくは、近海の一島を借りて、商館を建て、交易を行ふの便となさん」と乞へば、弘道、

「近年、飢饉にして、新規の事は、將軍に、言上しがた

く、時宜を以て、通すべし、速かに、歸帆あれ」

と答へて斥く、達之時、

「國書授受の式、是れにて、終れり」

と告ぐれば、ペルリ、直に、席を起つ、我が兩奉行、亦、起ちて、禮を行ふ。

ペルリ、復た隊伍を整へて、短艇に還り、尋いで、本艦に歸る。

會見の間、僅かに、四半時ばかり。

此日、炎熱、燬くが如し、我が守兵、熱砂の中に、立ち盡し、爲めに、日射病に罹れるもの、四十三人。

米艦、浦賀より、進んで、横須賀沖に泊し、其翌十日、更に、進んで、江戸灣内に入り、薄暮の頃ひ、不意に、大砲を發す、其聲、股々として、天地に轟く。

素破やと思ふ間もあらせず、半鐘の聲、忽ち、八百八町に、響き渡れば、陣笠、火事羽織の面々、槍を提さげ、銃を擔ひて、東西南北に、馳せ廻ぐる、市中の騒動、宛がら、沸き返るばかり。

閣老以下、要職の人々、供揃ひも、そこく、夜中、俄か

に、登城す、憂色、面に溢る。

幕吏、輕舸を飛ばして、米艦に近づき、其不法を詰りて、退去を迫れば、

「此度は、枉げて、歸國せん、來年の春は、浦賀を越えて、江戸近海に來るべし、萬一、事に託して、返翰を與へられずんば、品川に碇泊して、其趣を、本國に通すべし、斯くても、尙、聞かれずんば、我等は、直に、將軍に謁して、直答を乞はんのみ、此儀、承知あるべし」

と答へて、浦賀に退き、越えて、十二日卯の刻、四發の砲聲を、名残として、西方に、駛せ去る。

國書を受領せし爲め「いにしへの蒙古の時とあべこべに波風立てぬ伊勢の神風」「いにしへの伊勢を恐る、唐人も今はあべこべ伊勢が恐る、」あべ川は名物ほどの味もなしじようきせんには下卑た御茶菓子」等の落首あり。

一一 幕府の方針(上)

米艦、一たび、去るも、明年、復た重ねて、來らんこと、疑ふべからず、我が方針を、決定せんこと、急務中の急務

に屬す。

然るにても、米國大統領の國書には、如何なる事をか、記せる。

朱塗の具足櫃は、六月十四日を以て、浦賀より達す、閣老、開き見れば、國書は、英文の外に、蘭文、漢文の二通あり、別に、閣老に寄する副書ありて、亦、蘭文と、漢文とを以て、認めらる。

閣老、西城の留守居筒井肥前守政憲に命じ、漢文の書を読ましめて、之れを聞く、其要旨は、和親の訂約、薪水の供給、及び難船の救助を、求むるに在り、而して、我れ、若し、聴かずんば、竟に、開戦の止むなきに至らんことを諷す。

書意簡明、和にあらずんば、則ち戦あるのみ。

若し、祖法にして、破られずんば、和親を許すも、可なり、戦端にして、開かれずんば、要求を斥くるも、亦、何かあらん。

然れども、要求を斥けんには、戦端、必ず、開かれん、和親を許さんには、祖法、竟に、破らざる能はず、今は、寔

に、痛し、痒しの時なり。

此上は、祖法を破りて、和親を許さんか、開戦を賭して、要求を斥けんか、二者、其孰れをか、擇ぶの外はあらず。我が兵備にして、全く、財力にして、饒かならんには、一戦、亦、固より、辭せざる所、奈何せん、泰平三百年、武威、漸く弛び、國力、漸く衰へ、加ふるに、財計、亦、窮乏、一年を支ふるに足らず、勝敗の數、龜卜を待つて、知るまでもあらず。

左ればとて、妄りに、祖法を破りて、和親を許し、爲めに、民心の激昂を招き、國論の沸騰を來さんか、是れも、亦、國家の大患なり。

阿部伊勢守正弘、既に、胸底に期する所ありと雖も、先づ、世論人心の歸着する所を、究めんと欲し、舊來の慣例を破りて、諸方の意見を徵す。

此日、先づ、勘定奉行川路左衛門尉聖謨、留守居筒井肥前守政憲の二人を、水戸前中納言齊昭の駒込の邸に、遣はして、其所見を叩かしむ。

齊昭、時に、杉の馬場に出で、其子八郎磨の馬術を視る、

二人の來るを聞くより、直に、家に入り、上下を着して、延見す、二人、

『今や、昇平、日久しくして、武備、漸く弛ぶ、世界の強國たる亞米利加と戦は、忽ち、敗勦を取りて、國辱を招かんこと、疑ふべくもあらず、和蘭交易の半を割きて、米國と、通商せんこと、如何候はんか』
と問へば、固より、鎖國主義の齊昭、

ペルリ上陸記念碑 其一
此れは久里濱なるペルリ上陸記念碑の表面にして其文字は公爵伊藤博文の筆に係る



江戸城(上)

『若し、米夷と、訂交すれば、異日、必らず、後難を生ぜん、祖宗の法、固く守らざるべからず、通商交易の事、斷じて、許すべきにあらず』

と答へて、飽までも、開港を非とすること、今、猶、昨の如し、二人重ねて、

『然らば、俗にぶらかすと申す如く、許すともなく、許さぬともなく、辭を巧みにして、數年の間、釣り置き候はんこと、如何候べきや』

と言へば、齊昭、

『武備を充實する間、一時、之れをぶらかすこと、時に取つての計畧なるべしと雖も、祖宗の嚴禁を侵して、外夷の交易を許さん事は、我れに於て、宜しとは、申しがたし』

と答へて、終に、和親の議を、賛せず。

不幸は、多事の秋に起り勝ちなり、將軍家慶、米艦渡來の事を聞きてより、憂慮措かず、病勢、日々に進みて、此月二十二日、竟に薨す、然れども、舊慣に従ひ、暫く、喪を祕して、發せず。

二十六日には、米國々書の譯文を、寺社奉行、勘定奉行以下の諸有司に示して、其意見を下問し、二十七日には、三家、及び溜問詰の諸侯に、諮詢す。

越えて七月朔日、自餘の諸侯を、白木書院に、召集し、正弘、其席に臨みて、

『米艦渡來の事は、國家の一大事たり、各々書翰の趣意を、熟慮して、意見を、具陳あるべし、宜しく、腹藏なく、吐露せらるべし』

と訓諭すれば、諸侯、皆、唯々として退く。

一二 幕府の方針(下)

尋で、諸侯の意見書を、提出するもの、總て三十三人、此内、

(甲)拒絶派 即ち米國の要求を拒絶すべく、戦争、亦、辭せずと言ふもの、尾張、水戸、一橋、越前、長州、肥前、阿波、津、南部、桑名、二本松、松代、沼津の十三侯。

(乙)和親派 即ち米國の要求を許容し、若くは、制限を附して、許容すべしと言ふもの、中津、八幡(美濃)佐倉、

村松、筑前、津山、忍、掛川、小濱、足守の十侯。

(丙)延期派 即ち暫く延期し、軍備の整ふを待つて、拒絶すべしと言ふもの、薩州、川越、今治、飯田の四侯。

(丁)權宜派 即ち暫く交易を許し、若くは、優遇を與へ、軍備の整ふを待つて、拒絶、又は、進撃すべしと言ふもの、宇和島、加州、仙臺、肥後の四侯。

(戊)曖昧派 即ち文意曖昧にして、可否を明言せざるもの、

ペルリ上陸記念碑 其二

此はペルリ上陸記念碑の裏面なり



藝州、彦根の二侯。

にして、拒絶派は、其人數に於て、優勢なるのみならず、親藩の人多く、雄藩の人多くして、勢力に於ても、亦、優勢なり。

特に、延期派と言ひ、權宜派と言ひ、亦、皆、軍備の整頓するを待つて、拒絶、又は進撃せんと欲するもの、其意、和親を可とするものにあらず、若し、此れを加ふれば、其人員、其勢力、更に、益々優勢なり。

是に由りて、之れを見れば、米國の和親、許すべからずと言ふもの、實に、當時の衆論なり、公議なり。

然れども、若し、此衆論、公議に従ひて、米國の要求を、拒絶せんか、騎虎の勢、戦端、必らず、忽ちに、開かれん。我れの兵備、未だ整はず、海防、亦、全からず、五大力の兵船ありと雖も、風波の日には、進むこと能はず、百目玉の大砲ありと雖も、降雨の時には、放つこと能はず。

兵士こそ、精悍なれ、此敗船、敵器を以て、何ぞ、彼れが進退自在、操縦自由の堅艦、利兵に當るを得んや、一敗、起つこと能はず、竟に、城下の盟を結ば、此天下國家を

奈何せん、此宗廟社稷を奈何せん。

當時、幕府の有司、亦、各々意見書を、提出す、大番頭加納遠江守、久貝因幡守等は、撃攘を唱へ、目附戸川中務少輔、鶴殿甚左衛門、大久保市郎兵衛、堀織部等は、拒絶を唱ふ、俱に、拒絶派に屬す。

獨り、寺社奉行本多中務大輔、松平豊前守、太田攝津守、安藤長門守、松平右京亮、町奉行池田播磨守、井戸對馬守、勘定奉行石河土佐守、松平河内守、本多加賀守、川路左衛門尉等の十一人、連署して、

『兵備の整頓、海防の完成は、一兩年の間に、行はるべからず、一時の權宜に従うて、兩國の争端を、開くべからず』

との議を建つ、蓋し、和親兩説の中庸を、得たるもの。

正弘、乃ち幕府の方針を、粗々此に定め、訓令を、諸侯に下して、兵備の整頓、國力の充實に力む。

岩石、左右に峙ち、流木、前後に滿つ、舟を此間に操縦せんこと、至難の業なり。

要求を拒絶すれば、國難、忽ち、全起せん、岩石、左右に

時てるに似ん、和親を訂約すれば、國論、立ちどころに、沸騰せん、流木、前後に滿つるにも齊し、正弘、乃ち一棹舟を操つりて、巧みに、此間を流下せんとす、此藝、他人の學び得ざるところ。

一三 露艦の來航(一)

世は、走馬燈に似たり。

米艦、纒かに去つて、露艦、忽ち來り、露艦、漸く去れば、米艦、復た再び來らんとす。

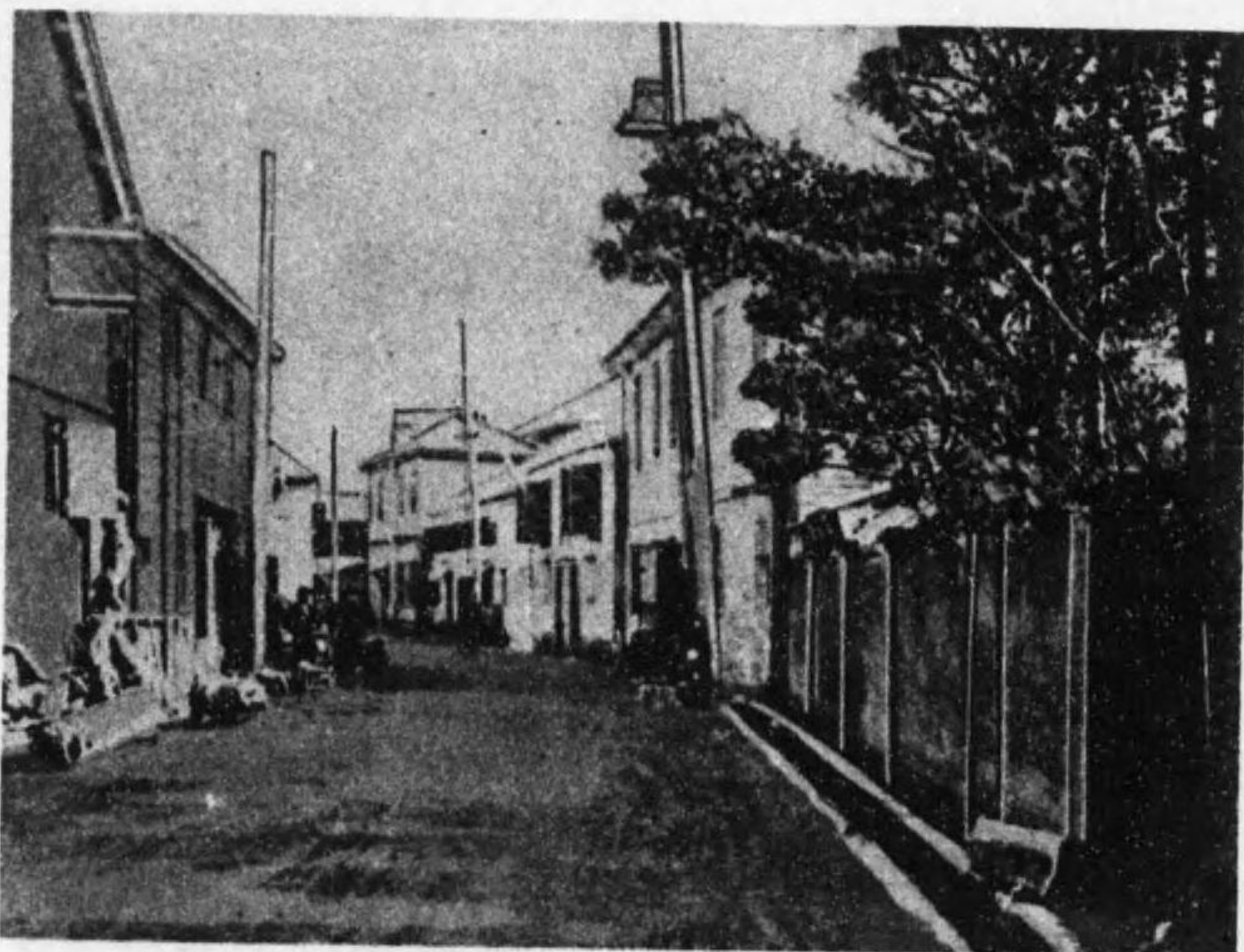
六月二十九日、突然、長崎居留の蘭人より、

『露國軍艦、不日、來港せんとす、豫め注意せらるべし』との警報あり、時の長崎奉行水野筑後守忠徳、急使を發して、其旨を、江戸に報ず。

越えて七月十八日、露國艦隊司令官ブーチャチン、果して、軍艦四隻を率ゐて、長崎に入り來り、露國宰相の書翰を、江戸に、轉送せんことを求む。

其態度の強硬、米艦の如く、其應對の嚴峻、亦、米使の如し。

然れども、外國の信書は、妄りに、受くべからず、奉行、再び急使を發して、指揮を請ふ。此時に方り、幕府に於ては、前將軍家慶の喪を發し、新將軍家定、新に、職に就く、



長崎の出島
出島は肥前國長崎市に在り森崎大波戸の南なる沙嘴にして初め南蠻人の居留地となり後ち和蘭人の居留地となる

水戸前中納言齊昭、亦、隔日に登城して、大政に參與す。

八月朔日、長崎の飛報、江戸に達す。

當時、齊昭、海防愚存と題する一書を、提出して、米國と和すべからざる理由、十ヶ條を列擧す、正弘、見て、

『これ東照宮神靈の告げさせ給ふ所なり』

と稱し、其書に題して「みおやのみたま」と曰ふ、然れども、幕府の方針は、敢て、是れが爲に變せず。

既に、米國の國書を受く、露國の書翰を受くる、亦、固より、妨げず。

正弘、乃ち閣僚に謀り、齊昭にも議り、六日、訓令を、長崎奉行に發して、露國の書翰を、受けしむ。

均しく、黒艦來なり、左れども、近き浦賀の囁きは、江戸に聞ゆれども、遠き長崎の叫びは、關東に達せず、世人、皆、左まで、注意を加へず。

然るに、露艦の渡來に關して、意外なる流言あり、
『米國は、明年、必ず、來りて、和親條約の訂結を迫らん、日本、若し、之れを拒絶すれば、戰鬪、忽ち、起るべし、露艦は、日本を援けて、米艦に當らん爲めに、來

れり』

とは、世上、誰れ言ふとなく、傳ふるところ。

露艦、果して、此好意を有するか、此好意の裏には、更に、如何なる深意をか藏する。

夷情、測るべからずとは、當時、我が國民一般の思想なり、露人、我れを援くると聞きては、其疑念、一層、深し。

折柄、浦賀奉行戸田伊豆守氏榮より、一の秘報あり。

『露國は、米國の戰端を開くを機として、御味方仕つらんと、申出づべしと雖も、是れ、恩を賣り、徳を施して、土地を奪はんとするの謀計に、外ならず、能く、御思慮あらせ給へ』

と戒告す、裏には、裏あり、底には、底あり、夷情、愈、測るべからず、幕府、是に至りて、漸く、戒心を加ふ。

既にして、露國宰相ネットセル、ロラデの書翰、長崎より達す、其請ふ所は、北地の疆界を定め、貿易の市場を開くべしと言ふに在り。

外事、復た一の煩累を加ふ。

當時「アメリカが來て金玉を巻き上ぐるヲロシヤ又來て

卷あげる故」との落首あり、交易を開きて、我が金銀珠玉を卷上げることに、掛けたるもの。

一四 露艦の來航(二)

幕府、既に、露國の書翰を受く、今は、此れに答ふる所なかるべからず。

正弘、乃ち西城の留守居筒井肥前守政憲、勘定奉行川路左衛門尉聖謨の二人を、拔擢して、應接方となし、我が復書を携へて、長崎に赴き、露國の使節ブーチャチンと、談判せしむ、隨行するもの、目付荒尾土佐守成允、儒員古賀謹一郎、及び津山藩醫箕作阮甫の數人。

外に、勘定組頭中村爲彌、勘定評定所留役菊池大助、聖謨の下士官崎復太郎、薩摩の藩士日下部伊三次、其子祐之進、水戸の藩士原任藏等、亦、從ふ。

二人の任務は、重大なり、正弘、特に、高官に準じ、且、『通商貿易の事は、復書に悉くせり、北地疆界の事は、輕卒に、勘定しがたしと雖も、樺太島は、北緯五十度を以て、境界となし、東の方得撫全島までも、我が所領と

なすべき目的を以て、談判すべし』

立山

立山は長崎市諏訪公園の南麓に在り長崎奉行の邸の在りし處今は學校醫院等の地となる此れは公園の光景



と訓示すれば、二人、其旨を領して、江戸を發す。露艦の長崎に入るや、使節ブーチャチン、奉行所の吏員を招きて、艦中を、觀覽せしめ、且、懇に

饗應す。

尋で、幕府の命に依りて、國書を奉呈せし後、一旦、長崎を立ち去り、十二月五日を以て、復た再び來る。

左れども、幕府の答書、尙、未だ達せず。

ブーチャチン、其緩慢を詰りて、止まず、長崎奉行水野筑後守忠徳、諭すに、江戸の答書、不日に來らんことを以てすれども、ブーチャチン、首を掉つて、肯んぜず。

『國書を奉呈せしより、既に、數句を経たり、今日、尙、來らずんば、今後と雖も、竟に、來らざらん、此上は、江戸に出て、受取らん』

と唱へて、威嚇すれば、忠徳の當惑、言ふばかりなし。

斯る折柄、政憲、聖謨の二人、漸く江戸より達す。

十二月十二日、忠徳、其旨を、露艦に通じて、使節を、奉行所に招く。

ブーチャチン、我が武鑑を検するに、政憲は、僅かに二千七百石、聖謨は、五百石に過ぎず、斯かる微祿の士は、老中に登るべき資格なしと知りて、益々強硬の態度を執り、

『我れは、既に、奉行所に到りて、國書を呈せり、今回

は、日本の官吏、宜しく、軍艦に來りて、國書を授くべし、何ぞ、我れのみ、幾度も、足を枉げて、禮を盡さんや、日本の官吏、若し、來らじとならば、來らざれ、我れは、直に、此地を去らんのみ』

と唱へ、固く執つて、肯んぜず、言辭、侮慢にして、舉動、亦、倨傲なり。彼れ尊大に構ゆれば、我れも、亦、屈讓すべからず、十三日、勘定組頭中村爲彌、通詞森山榮之助と與に、露艦に到りて、應對する所あり。

爲彌、身軀、短小にして、風采、甚だ揚がらずと雖も、膽氣、豪壯にして、犯すべからざるの威容あり、反覆辯論、頗る力む。

ブーチャチン、竟に意を屈し、十四日を以て、奉行所を、訪問せんことを約す。

一五 露艦の來航(三)

十四日の朝、露國使節ブーチャチン、上陸して、西役所に來る、其一行、四十餘人。

政憲、聖謨以下の諸員、既に、來りて、此處に在り、乃ち廣間に延きて、會見を行ふ。

廣間には、一方に、白綾縁の重ね疊を、敷きて、我が吏員の席とし、一方には、曲録を並べて、露人の席と定む。

政憲、聖謨の二人は、狩衣、差貫、風折烏帽子、荒尾成允は、大紋、立烏帽子、古賀謹一郎は、布衣を着して、重ね疊の上に坐し、水野忠徳等は、大紋、立烏帽子にて、其傍に坐す。

ブーチャチン以下は、皆、大禮服を着して、曲録に凭る。我れは、低く坐し、彼れは、高く凭る、凭るもの、尊きが如く、坐するもの、卑しきに似たり。

頓て、挨拶の交換、終れば、三汁七菜の日本料理を、卓上に並べて、鄭重に、欸待す。

ブーチャチン等の喜悅、言ふべからず、持ち馴れぬ箸を取つて、食する狀、自から奇。

露人、何れも、交際に長ず、言語應對、圓轉滑脱にして、些の稜氣なく、且つ談じ、且つ食す、饗者、賓の如く、被饗者、却て、主に似たり。

長崎縣廳
長崎縣廳は肥前國長崎市外浦町に在り即ち西役所の置かれたる地なり



饗應、終りて後、政憲、聖謨の二人、ブーチャチンと對話す、彼れよりは、通詞、筆者、各一人、我れよりは、成允、謹

一郎、及び忠徳、席に列なる。

欸談數刻にして、ブーチャチン以下、皆、辭し去る、此日は、別に、國書を、授與せず。

十七日、答禮として、我れより、露艦を訪問せんとす、偶々其前日に至り、

『我が官吏、露艦に到らば、彼れは、暴力を以て、談判を決し、國境を定めん手筈なり』

との流言あり、政憲、聖謨以下の人々、其旅館に在りて、密議を凝らす。

筑前侯黒田筑前守齊溥、佐賀侯鍋島肥前守齊正、熊本侯細川越中守齊護、平戸侯松浦肥前守詮、島原侯松平主殿頭忠精、大村侯大村丹後守純熙等、來つて、長崎海防の任に當る、齊溥、亦、之れを聞きて、憤慨し、政憲、聖謨の旅館に來りて、

『露夷の舉動、奇怪なり、戒心せでは、叶ふべからず、我が家臣中、決死の者を選びて、十九人を得たり、之れを從へて、露艦に赴かるべし、我れ、亦、火藥を載せたる一船を、用意せり、萬一の事あらば、直に、露艦を燒

き撃ちすべし』

と告ぐ、聖謨、此れに答へて、

『我等、固より、一死を分とすと雖も、輕舉、事を誤まれば、國家の大事なり、彼れ、若し、暴力を以て、迫らば、我れ、一身を抛ちて、露艦に留まり、彼の首府に到りて、國王に、説得仕つらんのみ』

と述べれば、諸員、亦、皆、其任に當らんことを請うて、止まず、政憲、聖謨の二人、

『流言、遽かに、信すべからず、一應、其谷子を、探り見んこそ、好けれ』

と謀り、試みに、書面を、露艦に贈りて、其動靜を見せしむれば、艦中、平穩にして、何の異狀もあらず。

『此上は、仔細なからん、約の如く、訪問するに若かず』諸人、漸く、意を安んず、左れども、齊溥、兎角に、釋然ならず、

『露艦、若し、一發にても、打たば、祝砲なりとて、容赦、相成らず、即時、打ち拂ひ申すべし』

と告げて、立ち去る、尋で、松浦詮、松平忠精の二人、亦、

來りて、協議を凝らすこと多時。危機は、一髪か、一發か、和戰の決、唯、一發の祝砲に在り。

一六 露艦の來航(四)

十七日は、露艦答訪の日なり。

政憲、聖謨以下の諸員、巳の刻を期して、西役所に集まる。波止場に、二隻の船あり、二階造なるは、細川家の手船にして、緋縮緬の幔幕を張り、他の一隻は、奉行所の用船にして、葵の紋を附けたる緋縮緬の幔幕を張る。

一行十數人、此二隻の船に、分乘し、太鼓、櫓拍子、賑やかに、漕ぎ出づ、政憲、聖謨の二人は、繼上下に、御召の紋服を着し、他の諸員も、亦、皆、平服を着す。

港内の警戒は、嚴重なり、黒田、鍋島、大村、其他諸家の番所、陣場には、夫々、幕を張りて、士卒、犇々と、詰め切る。

鍋島家にては、特に、大砲を装置せる兵船を、諸所に隠して、萬一の變に備へ、黒田齊博も、亦、下屋敷に臨みて、

士卒を指揮し、望遠鏡を手にして、終始、露艦の動靜を窺ひ、イザと言はゞ、直に、火蓋を切つて、砲撃せんとす。既にして、二隻の船は、早や、露國の旗艦に、漕ぎ着く。陸上にては、素破や、今ぞと、瞬きもせず、露艦を見守る、左れども、砲烟、更に、起らず、砲聲、亦、轟かず。艦上は、和氣、靄々たり、プーチヤチン、自ら、舷上に出て、歡び迎へ、政憲、聖謨以下を導きて、艦中を、巡覽せしむ。

鍋島齊正



政憲、時に、年七十七、自ら梯子を降らんとすれば、露國の士官、直に、其手を取つて、扶け下す、幹旋奔走、履

をも揃へんばかり、百事、懇切を極む。

頓て、食堂に招請し、珍羞を盡くして、欸待す、左れども、出る皿もく、概ね、油臭き肉類ばかり、諸員一嚮をも、口にする能はず、僅かに、菓子と、パンのみを食す。

饗應、終りて後、聖謨よりは、刀、印籠、漆器を贈り、政憲よりも、亦、物を贈りて、辭し還る。

危惧せし答問の禮も、斯くして、無事に、終れり。

國書授受の式は、愈々其翌十八日を以て行ふ、プーチヤチン、其隨員と共に、大禮服を着して、西役所に來る。

政憲、聖謨以下、出で、應接し、國書を授け、物品を贈り、終りて、饗應す。

國書は、漢文なり、古賀謹一郎、文案を作り、正弘の家士小島五一、之れを淨書す、其要旨は、

『貴國大君主、我が兩國邊疆の交錯を思ひて、齟齬を加へんと欲す、貴國、既に、好意を以て來る、我邦、何ぞ、好意を以て、相報いざるを得んや。』

第だ、邊土の經界、貴國、以て甚だ明晰ならずと爲す、則ち邊藩に諭飭し、細かに、査覈を加へ、而して、大吏

を差して、貴國官人と會同商議し、以て劃一に、歸せしめん。

夫の貿易往來の若きは、祖宗の遺法厲禁あり、歴世の遵奉して、失はざる所、故に、曩昔、貴國、嘗て開市の請ひあるも、我邦、業に己に、固辭す、意ふに、其顛末は、公等の克く悉くす所ならん。

矧んや、我が君主、新たに位を嗣ぎ、百度、維れ新なり、斯等の如き重大の事項、必ず、之れを京師に奏し、之れを列侯群官に諭告して、協同商議せしめ、議、定まつて後、事に従ふもの、願ふに、三五年の時月を、費やさざるを獲ず。

我國の貴國に於ける、壤界相接す、宜しく、鄭重を加ふべし、故に、重臣二員を、長崎に遣はして、布恬廷と會晤し、以て其曲折を盡さしむ』

と言ふに在り、重臣二員とは、政憲と、聖謨とを指す。是に於てか、政憲、聖謨の二人と、プーチヤチンとの談判は、愈々二十日を以て、西役所に、開かれんとす。

一七 露艦の來航(五)

昨日までは、樽俎の間に、交歓せるもの、今日は、卓子の前に、折衝して、互に、口角、沫を飛ばす。
北疆問題の談判は、愈々二十日を以て、西役所に開かれ、政憲、聖謨の二人、露國の使節プーチャチンと、論戦を開く。
抑々北疆問題とは、樺太の國境、千島の經界、交互錯綜せるを以て、之れを協定せんことを、彼れより、求め來れるもの。

彼我の意見には、懸隔あり。

我れは、樺太に在つては、北緯五十度を以て、境界とし、千島に於ては、得撫以南を以て、我が領土となさんとするに對して、彼れは、樺太の南端アニワ港以北、千島の得撫以北を以て、其領土となさんと欲す。

交渉は、早や、始まり、激論、自から湧かざる能はず。笑ふ時は、猫の如く、怒れる時は、虎の如し、プーチャチン、滔々として、自説を主張し、意氣激昂、覺えず、卓を

拍つて、叫ぶこと、兩三回。

聖謨、學識あり、氣節あり、尋常一様の庸吏にあらず、プーチャチンの辯論、終るを待つて、

『樺太の境界を以て、北緯五十度となさんとするもの、我等の私論にあらず、足下、請ふ足下の船室に掲ぐる蘭人の輿地圖を見よ、思ひ半に過ぎん、足下、尙、固く自説を執つて、肯んぜずんば、百回千回、論辯するとも、効あるべからず、此上は、世界の公論に訴へて、決定せん』

と論ず、プーチャチンの船室に、輿地圖を掲ぐることは、曩の日、中村爲彌の親しく目撃せるもの。

プーチャチンも、然るもの、此一撃に會うて、冷然、一笑しつゝ、

『蘭人の輿地圖とや、外人の私に刊行せるもの、何ぞ、一顧の價値あるべきや、且つや、度数は、天に屬するもの、地に就て、畫するにはあらず、山川の形勢は、爾かく度数を以て、分畫し得べきものにあらず』

と反駁し、且、我れの境界を定むるは、易事にあらず、宜

しく、數年を待つべしと言へるに對して、一矢を酬い、

『兩國の境界を定むるは、急務なり、三四年を待てとは、何たる緩漫ぞ、此上は、我れ、直に江戸に到りて、老中に、面談せんのみ』

と述べ去つて、又も、例の奥の手の脅迫を試む、聖謨、儼然として、色を正し、屹と、プーチャチンを見遣りて、

『誠や、夷狄は禽獸なり、道理を以て、論ずべからずと、老中の申されたる事、我れは、世界に國するもの、誰れかは、條理を辨ぜざるべきとこそ、存じつれ、今、足下の暴論曲説を聞くに及んで、老中の申せしところ、如何にもと、思ひ當れり、老中たるもの、何とて、面會を許さんや、其拒絕せんこと、言ふまでもあらず、左れども、足下、江戸に往かんと思はゞ、勝手に往かれよ』

と痛言す、舌端、針の如く、ヒシと、敵手の胸を刺す、左しものプーチャチンも、礎と、口を嚙みて、默然たること、良久し。

是れより、論鋒、頓に挫けて、穩便に、交渉すること數刻、何れ、書面にて、申し陳ずることもあらんと述べ、交渉の

餘地を存して、歸り去る、時に、既に申の刻。

一八 露艦の來航(六)

彼我の談判、一先づ、終れども、露艦、尙、長崎を去らず、双頭の鷲、尙、何物をか覘へる。

其年も暮れて、明くれば、安政元年正月、プーチャチン、日露條約の草案を、寄せ來りて、江戸の閣老に、轉送せんことを求む、其要旨は、

- 一、日露兩國、永久に、和親を厚うする事。
- 一、千島は、擇捉島、樺太は、其南端アニワ港を限りて、日本の領土とする事。
- 一、大阪、箱館の二港を開く事、及び右兩地に、露國領事を置く事。

- 一、治外法權を許す事。
 - 一、最惠國條款均霑を許す事。
- 等を要求するに在りて、孰れも、自國に、都合好き事ばかり、政憲、聖謨の二人、一見して、之れを不當なりとし、直に、

一、和好の事に關しては、閣老に於て、前議を續へすべきにあらす。

一、北疆の事に關しては、露國の提議、不當にして、承認すべからず。

との主意を以て、一篇の諭書を作り、正月六日、勘定組頭中村爲彌を、露艦に遣はして、交附せしむ。

プーチャチン、其已に不利なるを察して、拒んで、受けず、爲彌、百方、勸諭すれども、尙、肯んぜざるを見て、勃然、色を作し、

「我れ、苟くも、使命を奉じて、此處に來り、足下、之れを受けずとて、此儘、空しく、立ち歸らるべきか、足下、若し、受けずんば、我れは、斷じて、此處を去らず、唯、此軍艦の行く所に從ひ、貴國の首府に到りて、國王に捧呈せん、是れ、寧ろ、我れの望む所なり」

と言ひ放つ、牢乎たる決意、抜くべくも見えず。矮漢、侮るべからずと見て取るプーチャチン、始めて、温顔、之れを受け、且、

「我れ、明日、上陸して、諸官に、告別すべし、願はく

は、其序を以て、土地の巡覽を許さるべし」と請ふ、爲彌、

「そは國法に於て、禁ずる所、所詮、承諾すべきにあらす」

と拒絶すれども、プーチャチン、尙、頻りに、請うて止まず、爲彌、然らば、一應、上官に通達せんと答へて、辭して還る。

我れの答ふる所、兎角に、要領を得ず、七日、プーチャチン、西役所に來りて、重ねて、政憲、聖謨の二人と、會商する所あり、我れより、纒かに、

一、將來、若し、日本に於て、通商貿易を許すことあらば、露國を以て、最先とする事。

一、明年、兩國より、委員を派して、北疆を劃定する事。一、通商貿易の事に關しては、數年の後を期して、答辯する事。

との言質を得て、辭し還り、土地巡覽の事は、竟に、其望を達せず。

斯くて、其翌八日、四隻の露艦、齊しく、錨を抜き、不得

要領の回答を載せて、長崎を去る。

烟のあるところ、火、有りや無しや、露艦、日本を援くべしとの流言は、ホンの烟の如くに消ゆ。

一九 米艦の再來(二)

露艦の長崎を去つて後三日、夷艦、復た忽然として、其姿を、伊豆沖に顯はす。

海上に、遊弋すること、三日ばかり、正月十三日、急に、艦首を、北東に轉じて、江戸灣に向ひ、相州城ヶ島より、

林 焯



浦賀の前面を過ぎて、觀音崎を、左折するもの、來るも來たり、其數、總て七隻。是れぞ、米

國艦隊サスクエハンナ、ミスシツビー、バハタン(以上汽船)マドセニアン、バンダリヤ、サウサンプトン、リクシングトン(以上帆船)の七隻にして、亦、提督ベルリの率ゆるもの。

浦賀の吏員、各々輕舸を飛ばして、遮せんとすれども、及ばず、先頭の軍艦は、進んで、本牧に達し、數發の空砲を放ちて、海底の深淺を測る。

與力黒川嘉兵衛、一舸を飛ばして、バハタン號に、漕ぎ付け、通詞堀達之助、立石得十郎、外三人と與に、艦上に登りて、面會を求む。

ベルリ、病と稱して、會はず、艦長アダムス、代りて、接見す、嘉兵衛、先づ、來意を問へば、アダムス、

「去年の回答を得ん爲めに、來れり」と答ふ、嘉兵衛、

「然らば、浦賀に、引き返すべし、此處は、外國軍艦の入るべき所にあらす」

と諭せども、アダムス、頑として、聞き入れず、却つて、江戸灣に進入すべき氣勢を示す。

米艦の重ねて来るべきは、固より、豫期せるころ、左れども、其斯くまで、早く来らんとは、殆ど、夢想だもせざるころ。

長崎の露艦は、足の先きを、蚊の螫す程にも、感ぜざりし江戸の官民、今は、睡のあたりを、蜂の襲ふ如くに、騒ぎ立つ。

幕府、俄に、加賀、郡山、淀の諸藩に命じて、京都を、警衛せしめ、水戸、仙臺、久留米、米澤の諸藩に命じて、江戸を守護せしめ、尙、他の諸藩に命じて、近海を扼守せしむ。

又儒員林大學頭煒、町奉行井戸對馬守覺弘、目附鶴殿民部少輔長銳を擧げて、應接方とし、儒者松崎滿太郎を従へて、浦賀に赴き、奉行伊澤美作守政義、戸田伊豆守氏榮と議して、ベルリと、談判せしむ。

浦賀に於ては、急に、館浦の船藏に接して、應接所の假館を、建築するに決し、十四日より、工を起し、晝夜兼營、十七日に至りて、全く成る。

此間、浦賀奉行所の吏員、毎日々々、米艦に、詰め掛けて、

浦賀に、引返さんことを迫る、左れども、米艦、悉く、拒んで應ぜず。

煒、覺弘、長銳等、既に、浦賀に着す、十九日、公然、浦賀に於て、談判せんことを、通ずれども、浦賀は、碇泊危険なりと稱して、更に、肯んぜず。

煒等、重ねて、鎌倉光明寺に於て、談判せんことを、通ずれども、又々肯んぜず。

二十四日、艦長アダムス以下十六人、浦賀に上陸し、煒、覺弘、長銳等と、假館に於て會見し、

「我等は、遠く來れるもの、荏苒として、日を曠うするを得ず、貴下等、若し、遷延せば、我れは、直に、江戸に入つて、政府と談判せんのみ、往時、江戸の將軍、外人を延見せしことあり、我等、何ぞ、江戸に到り得ざるの理あらんや」

と反覆、其意見を主張して、止まず、煒等、又米國使節と鎌倉に、會見せんことを説けども、アダムス等、聽かずして去り、斷然、軍艦を進めて、神奈川に入る。

初めより、夷狄、何か有らんと思へる煒、今は、啞然とし

て、言葉もなし。

二〇 米艦の再來(二)

米艦の深意、兎角に、測るべからず。

二十八日には、更に、神奈川を發して、品川に入らん勢ひあり。

若し、談判の破裂を機會に、砲門を開かんか、江戸の全市、忽ちに、焦土とならん。

幕府の憂慮、言はん方なし、江戸より、神奈川に至る七里ばかりの間、斥候を、要所々々に、配置して、一々、米艦の動靜を、報ぜしむ、注進、櫛の齒を引くが如し。

何時しか、神經過敏となり來れる江戸城中の人々、

『夷船共、唯今、江戸の方に向ひ候』

との急報あれば、素破やとばかり、色を變ず、頓て、

『夷船共、唯今、浦賀の方に向ひ候』

との注進あれば、ヤレくと、胸を撫でおろす、此の如きこと、六七回、其度毎に、青くなり、赤くなる。

何ぞ知らん、是れ、米艦の依然として、碇を卸せるもの、

唯、風向、潮流のまにまに、艦首を、彼方此方に、轉せるものならんとは。

今より思へば、滑稽なれども、當時は、中々、笑ひどころの騒ぎにあらず。

中にも、水戸前中納言齊昭の如きは、閣老の因循を慨して、此夜、俄かに、登城し、急使を發して、溜間詰の諸侯を、召し集む。

溜間詰の諸侯は、幕府の顧問として、老中の上座を占む、當時、溜間詰たるもの、會津侯松平肥後守容保、高松侯松平讃岐守頼胤、彦根侯井伊掃部頭直弼、姫路侯酒井雅樂頭德川齊昭



忠顯、小濱侯酒井若狹守忠義、桑名侯松平越中守定猷、松山侯松平隱岐守勝成、忍侯松平下

總守忠國、佐倉侯堀田備中守正睦、岡崎侯本多美濃守忠民の十人、夜中の急召、心元なく、何れも、皆、倉皇として、駕を促がし来る。

齊昭の意は、米艦撃攘の意見を、決せんと欲するに在り、此中、佐倉、小濱、忍の三侯は、開市の意見を有し、會津、高松、彦根、姫路、松山、岡崎の諸侯は、其意見、未だ分明ならず、獨り桑名侯松平越中守定猷は、去年、幕府の諮詢に對して、

『御國辱を忍ばせられ、御國體を失はせられて、通信通商御許容の儀は、御職掌に對せられ、決して、之れある間敷くと存じ奉つり候』

との建言書を呈し、斷乎として、拒絕の議を唱ふ、辭氣嚴正、天下傳誦して、快と稱す、齊昭、最も意を屬し、先づ、定猷に向ひて、

『米夷に對して、如何なる處置をか取るべき、所存の程を、腹藏なく、申し立てらるべし』

と言ひつゝ、其顔を見遣る、定猷、實は、自から建言書を草せず、忽ち、ハツと、答へに詰まりて、

『只、穩便の程こそ、願はしう候へ』
と答へて、首を下ぐれば、他の諸侯、亦、此れに和して、

『我等も、同感に候』

と陳ぶ、事、意外に出で、復た奈何ともすべからず、齊昭、慙然として退き、翌日、病と稱して、登城せず。

二 米艦の再來(三)

米艦、既に、神奈川に入る、今は、浦賀に於て、談判せんとするも得ず。

林大學頭煒、井戸對馬守覺弘、伊澤美作守政義、鶴殿民部少輔長銳、及び松崎滿太郎等は、二十九日を以て、神奈川に引返し、戸田伊豆守氏榮のみ、獨り、浦賀に留まる。

閣老の首班阿部伊勢守正弘は、平和の方針を執り、松平伊賀守忠固も、亦、同じく平和の意見を懷く、二月朔日、忠固、縦に勘定奉行松平河内守近直を、神奈川に遣はして、幕府の内意を、應接方に傳へ、

『談判は、平和を主とすべし、決して、兵端を開くが如き事あるべからず、且つ、應接の事は、一々、旨を老中

に受くべからず、各々相談して、取計ふべし、後日、御咎めあらば、老中、其責に任ずべし』

と告げ、且つ、

『各々、若し、老中の旨を請はゞ、老中、亦、水戸の御隱居の意見を、問はざるべからず、斯くては、平和に、談判せんこと、叶ひがたし、此儀、心得らるべし』

と諭せば、米人の強硬に、一驚を喫せる煒、今は、

『東照宮、再生し給ふとも、彼れの申す所に、御任せの外あるまじ』

と思へる折柄とて、異議なく、此方針を以て、談判するに決す。

神奈川の南に、横濱と言へる寒村あり、煒、此地に於て、談判せんと欲し、二日、與力香山榮左衛門を、米艦に遣はして、此意を通ず。

ペルリ、實地を踏檢せしめて後、之れを諾す、因りて、館浦の假館を移して、應接所に充てんと欲す。

溜間詰諸侯の諮問に失望したる水戸前中納言齊昭、自邸に在り、偶々松平伊賀守忠固の内諭を聞き、驚嘆し、四日

の朝、急に、登城して、閣老に談ずる所あり、目附堀織部正利熙をして、閣老連署の令書を、齎らして、神奈川に、急行せしめ、

『應接方四人の内二人、騎馬にて、明朝までに、歸府すべし』

との旨を傳ふ、煒、覺弘の二人、即時に、神奈川を發し、其夜の丑の刻を以て、江戸に達す、五日の朝、二人打ち揃うて、登城すれば、齊昭、閣老列席の上にて、

『假令、一時の試験たりとも、交易は、決して、許すべからず、若し、是が爲めに、兵端を開くことあるも、亦、己むを得ざる所なり、然れども、彼れ、亦、妄りに、暴横の舉動を事とするものにあらず、宜しく、慎重、事に従ふべし、彼れ、又江戸に來りて、直接老中に談判せんと言ふとも、決して、許容すべき筋にあらず、但し、川崎あたりを以て、應接せんことは、臨機の處置に任ず』との旨を諭せば、二人、唯々として退く。

忠固は、平和に、談判すべしと諭し、齊昭は、交易を許容すべからずと諭す、平和に、談判せんとせば、勢ひ、交易

をも許容せざるべからず、若し、交易を許容せざらんとせば、竟に、平和に談判すべからず。

二個の命令、明かに撞着す、一方に従へば、一方に背かざるべからず、知らず、孰れの命令にか、従ふべき。

閣老に於ても、亦、捨て置きがたく、六日、窃に、齊昭の命に、従ふべからずとの旨を、諭せば、焯、覺弘の二人、即日、又神奈川に赴く。

三三 米艦の再來 (四)

通商許すべからずとの議は、水戸前中納言齊昭の口より、唱へられて、夷艦撃攘すべしとの論、漸く諸侯、士人の間に和せらる。

『一たび、外艦を攻撃すれば、士氣、俄然として、振作せん、武備の廢弛、憂ふるに足らず』

とは、齊昭の専ら主張するところ、其心中、固く、必勝を期して、疑はず、撃攘論者の中には、

『短兵の接戦は、我が長技なり、小船を飛ばして、敵船に躍り入り、日本刀を揮うて、素麵の如くに、敵の帆綱

を、バラリくと、切り拂ひ、西瓜の如くに、敵の兵士を、ザクリくと、切つて捨つべし』

と説くもあり。

『大鑿を、敵船の土手ッ腹に、打ち込み、孔を穿けて、水船となすべし』

と言ふもあり。

『水上より、塵芥を、ドシくと流して、敵船の蒸汽の運轉を、止むべし』

と唱ふるもあり。

『燒草を積みたる小船に、火を掛けて、風上より、押し流し、敵船を、燒打にすべし』

と論ずるもあり、米艦に到りて、其容子を知れる與力合原惣藏の如きも、

『夷船は、残らず、チャンを塗りて、暑き日には、ニチヤ〜に溶く、宜しく、燒打の工風を、運らすべし』

と説く、其言ふところ、一として、天來の奇想ならざるはなし。

斯かる世論の中に在りて、談判の衝に當るもの、其苦心、

如何ばかりぞ。

我が應接掛林大學頭焯、井戸對馬守覺弘、伊澤美作守政義、鶴殿民部少輔長銳の四人は、二月十日、ベルリを、横濱の應接所に、延見して、第一回の談判を開く。

焯は、應接掛の首席にして、今ならば、談判委員長とも稱すべき人、年齒五十四五、容貌、溫和にして、人品、亦、卑しからず。

焯、先づ、上席に着すれば、覺弘、政義、長銳の三人、順順に、居並び、儒者松崎滿太郎、少しく離れて、席に著き、筆記掛、其傍に控ゆ。

ベルリ提督、一禮、終りて後、焯の方に向ひて、

『船中、病死者ある時は、最寄の陸地に、埋葬すること、各國、俱に許す所なり、願はくは、貴國に於ても、許可せらるべし、船舶の遭難する時は、之れを救済すること、亦、萬國の通義なり、貴國、此事をも、許可せらるべし』

と請ふ、平和に談判すべしとは、閣老の内諭するところ、特に、ベルリの請ふ所は、人道の要義にして、強ちに拒むべきにあらず、焯、乃ち之れを許す。

此二事は、修好談判の瀬踏みなり、ベルリ、其承諾を得たるを見て、更に、談判の歩を進め、

『貴國、既に、此二事を許さる、宜しく、通商交易をも、許さるべし』

と陳べ、米清條約の寫を示して、通商の利を説くこと、諄諄たり。

左れども、此一事は、重大なり、焯等、復た容易に動かず、

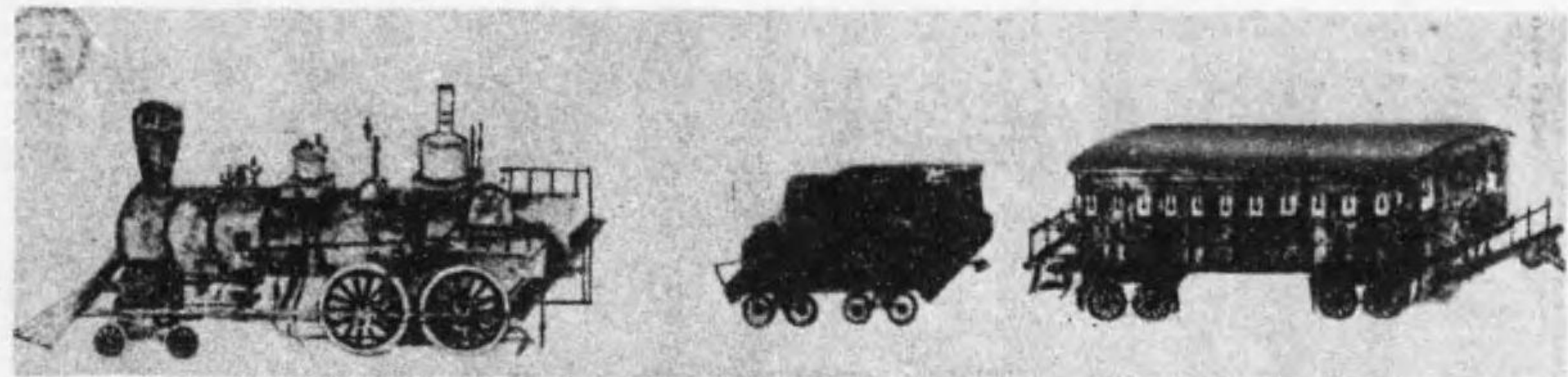
『死者の埋葬、難民の救助は、人道として、許すべきも、外國との修好は、祖法として、許すべからず、此議は、決して、承認するを得ず』

と述べて、肯んぜず、此日は、要領不得の中に、散會を告ぐ。

三三 米艦の再來 (五)

彼我の談判は、尙、繼續せり。

二月十五日、ベルリ、形勢の漸く可なるを見て、大統領より、贈る所の物品を、將軍に獻じ、閣老阿部伊勢守正弘以下に頒つ。



米國獻納の蒸汽車 此れは米國使節ペルリの幕府に獻納せし蒸汽車の雛形を模寫せしもの

將軍への贈品中には、電信機あり、蒸汽車の雛形あり、望樓の模型あり、銅製の端艇あり、其他、多く文明の利器に係かる。

此日、特に、電信機、及び、蒸汽車の使用法を、實見に供す。

先づ、應接所と、此處より、十四五町を隔てたる假小屋との間に、十數本の柱を建て、二條の鐵線を架し、双方の家屋に、同様の電信機械を、据え付く。

機械は、幅一尺四五寸、長さ四尺ばかりの木製の臺にして、黒き光澤あり、象牙、金屬にて、作れる種々の器具、其上に、装置せらる。

應接係以下の吏員、何れも、來り見る、一人の小吏、空中の鐵線を、指さして、

『あれは、何の用にするものにや』と訝かり問へば、傍の一人、

『多分、狀箱の通る道なるべし』

と答へ、他の一人、

『如何にも、一本の鐵線は、此方より行くもの、今一本は、向ふより來るものなるべし、左なくば、途中にて、行き當らん』

など言ひ合へる内、早や、實驗は、始まれり、二人の技手、機械の前に立ちて、象牙の電鍵を按へ、

『これを、此通りに、按ゆれば、此中なる電池より、電流を起して、鐵線に傳はり、假小屋に取り付けある受信機を、動かして、電信符號を、印し出す仕掛なり』

と説明し、應接掛の通信文を蘭譯して、發電す、左れども、唯、技手の、カチ〜と、電鍵を、按下するばかり、別に、手紙も、狀箱も、躍り出でず。

忽地にして、返電あり、此方の受信機、カタ〜と響けば、幅一寸ばかりの紙、瀧の如くに、スル〜と、滑り出で、と〜にて綴れる種々の符號、青色のインクにて、顯は

れ出づ。

技手、木筆を、走らせて、これをABCに譯すれば、一篇の蘭文、立ちどころに成る、文意、正しく、今の返電なり。不思議、不思議、手紙をも發せず、狀箱をも送らず、一瞬にして、彼我の間に、音信を通ずること、魔法にやあらん、幻術にやあらん、古來、見もせず、聞きも及ばず。

應接掛以下の面々、繰り返し〜、彼れの説明を聞けども、唯、首を捻るばかり、其理、頭には入らず。

不思議は、此れに止まらず、次いで、湯氣にて、陸を駛る蒸汽車の實驗あり。

先づ、應接所近傍の空地に、鐵軌を、圓形に敷きて、鐵製の汽罐車と、木製の客車とを、其上に置く、客車の大き、駕籠の如く、僅かに、五六歳の小兒一人を、載せ得るに過ぎず。

汽罐車にて、黒き石塊を、焚くこと少時、汽笛一聲、ビビ〜と鳴ると齊しく、蒸汽車、忽ち、烟を噴きて、疾走し始め、見る〜、鐵軌を一周して、復た元の所に、還り來る、疾きこと、奔馬も及ばず。

人も、押さず、牛も、曳かずして、自由に、回轉すること、人間業とも、思はれず。

幕吏の一人、客車の屋上に、踏み跨がりて、鐵軌の上を、疾走すること二三回、得意の色、面に溢る。

此他、種々の獻品を見て、何れも、唯々、膽を潰すばかり。夷狄は禽獸なりとの漢學思想に固まれる林大學頭焯、今は、夷狄恐るべし、侮るべからずとの意志を、生じ來る。

二四 米艦の再來(六)

敵愾の心は、電氣の如く、機に觸るれば、忽ち發す。

越前侯松平越中守慶永、米艦の、品川近海を、測量せることを聞きて、黙止せず、二月朔日、書を阿部伊勢守正弘に寄せて、嚴重に、處置せんことを、勸告す。

幕府の諸有司、亦、米艦に對する處置を、建言せんと欲し、二月十三日、若年寄本多越中守忠徳の邸に、會合して、密議する所あり、討論、曉に徹すれども、決せずして止む。

豆州菰山の代官江川太郎左衛門英龍、亦、米人の舉動に慨する所あり、二月十九日、決死の士十六人を率ゐて、神奈

川に到り、林大學頭焯に逢うて、應接所警衛の任に當らんことを求む、其意、米人、若し、無禮の行爲あらば、直に、一刀兩斷の處置に出でんと欲するに在り。

當時、小倉侯小笠原左京大夫忠徵、松代侯眞田信濃守幸教の兵士、神奈川警衛の任に當る、焯、

『應接所の警衛としては、既に、小倉、松代の二藩士ありて、此上、多くの人數を要せず、且、萬一、應接所に於て、事變、起らば、警衛の士は、盡く、討死を期せん、

江川英龍(太郎左衛門)



外人は、直に、江戸灣に進入して、砲撃を、開始せんこと、必然なれば、決死の勇士は、一人たりとも、多く江戸に留

め置かんこそ、肝要なれ』

と思へば、固く謝絶して、其意に應ぜず。

長崎に往きて、露國の使節ブーチャチンに、應接したる筒井肥前守政憲、川路左衛門尉聖謨、亦、二月二十二日を以て、江戸に還り來り、米艦應對の狀を聞きて、意、頗る平かならず。

強硬の論、不平の聲、今や、漸く幕府の内外に高しと雖も、閣老は、飽までも、平和の政策を執つて、改めず。

『彼れ、既に、方物を獻ず、我れも、亦、酬ゆる所なかるべからず』

二月二十六日、將軍よりは、硯箱、塗机、香爐、紅白眞綿、縮緬、黄金、太刀、火繩銃等を、米國政府に贈り、阿部閣老よりも、絹織物十四疋を、米國政府に贈る。

幕府、尙、外に、米二百俵(五斗入)雞三百羽を、艦隊に贈る。

力士小柳以下二十五人、春、尙、寒き海風に、裸體を吹かれつゝ、手にく、米俵を把つて、海岸に運ぶ。

二俵を、肩に積み、一俵を、片手に提さぐるあり、兩手に、

一俵づゝを携ふるあり、宛がら、空俵を扱ふに、異ならず。倏忽の間に、米俵を運び盡せば、更に、海岸に、土俵を設けて、角力の技を演ず。

長幹、雲を衝くが如きあり、坦腹、蹠を抱くに似たるあり、ヤツと立ち、ヨウと受け、組んでは解ぐれ、離れては又合ふ、鐵腕、風を斫つて、呼氣、靨を吐く、双龍、相争ひ、兩虎、相搏つところ、雄絶、壯絶、見るだに骨鳴り、肉躍る、幕吏等、

『夷人も、是れには、一驚しつらん』

と思ひきや、彼等の眼には、長幹も、珍らしからず、坦腹も、異とするに足らず、却て、赤裸々、黒裸々の相組み、相搏つ狀を見て、興を覺し、

『扱ても、野蠻や』

と擧登するものさへ、少からず、東西風俗の相異なる、折角の自慢も、其効なかりしこそ、是非なけれ。

二五 日米の訂約

此日は、彼我の談判、結了せる日なり。

我が應接係と、ペルリとの間に、條約草案十二ヶ條を、協

定して、長崎の外に、下田、箱館の二港をも、開くに決す。

始め、ペルリは、琉球、松前の二港、及び浦賀、神奈川、

横濱の中、一港を開かんことを、要求せしも、我れ、此れ

に應ぜず、江戸に赴き、及び江戸灣を測量せんことを、要

求せしも、我れ、又、此れに應ぜず。

双方の意見、愈々一決するや、林大學頭焯、急ぎ、江戸に

歸りて、幕府の認可を請ふ。

水戸前中納言齊昭は、最も反對なり、閣老中にも、又、異

論あり、皆、我が讓歩の多きを誚む。

左れども、焯は、自ら東照宮再生するとも、此外に出でじ

と信するもの、

『我が讓る所、多きに似たりと雖も、彼我談判の結果、

此に歸著せるもの、此れ以上は、某の力に、及びがたし、

今、若し、之れを拒絶して、開戦に至らんか、沿海兵備

もなきに、何の術か、敵を拒ぎ候べき、若し、敗戦の後

に、和睦せば、其讓るところ、更に、此れに止まり候ま

じ』

反覆、辯論して屈せず、異論者、漸く之れを諒とす。齊昭、獨り、肯んぜず、煒等を責罰し、更に、別人に命じて、談判せしむべしと主張せしと雖も、閣老、此れに従はず、竟に、煒の意見を、採可す。

二十九日、ベルリ提督、我が應接掛以下、七十餘人を、艦中に招く、饗膳、善美を盡くして、更に、費用を吝まず。三鞭を傾くること數盞、耳、熱し、顔、紅なるに及んで、歡興、漸く湧き來る。

上席の煒は、一々、手を着くるも、多く食せず、左れども、他の諸員は、皆、能く飲み、能く啖ふ、饗應終れば、各、日本流に、饒餘を、紙に包んで、持ち歸る。

越えて三月三日、双方の署名、愈々終りて、世に稱する神奈川條約、此に成る、これぞ、我國條約の根本となれるもの。

ベルリ、江戸に入ること能はず、將軍に調すること能はず、及び全權大臣の禮遇を受くること能はずと雖も、至難の修好條約を訂結して、三百年來の國是を、一變せしめしは、兎も角も、成功なり、此時、ベルリ、

『貴國の祖法を破り、國禁を解きて、通商條約を訂結せられたるは、余の光榮として、謝するところ、今より後、他國の來つて、侵略するあらんか、米國は、軍艦兵器を送りて應接し、以て友邦たるの義務を盡すべし、是れ、其左券なり』

と述べて、米國々旗を贈る、此日、我が應接掛、亦、ベルリ以下を招きて、日本料理を饗す、東方の風味、西人の嗜好に、適せずと雖も、皆、待遇の懇到なるを喜ぶ。

ベルリ、既に、使命を達す、十三日、進んで、羽田沖に到り、其形勢を視察して、金澤沖に還り、二十一日、更に、開港地視察として、豆州下田に赴く。

今は、江戸灣内、復た米艦の隻影なし、幕府、始めて、意を安んず。

日米條約の成りてよりは、齊昭、悒々として、樂まず、表を上つり、情を陳じて、復た登城せず。

齊昭、門地あり、勢望あり、味方の側に在りて、反對するは、制し易しと雖も、若し、反對の側に立ちて、反對すれば、大事なり、正弘、乃ち將軍家定に勸めて、齊昭を、軍

制改正の總裁に補す、用意、極めて深し。

二六 吉田松陰の壯圖(一)

米艦、金澤を去つて、豆州下田に在り。

一夜、天黒く、浪吼ゆ、忽ち、一小舟あり、バハタン號に、漕ぎ寄すると齊しく、艦梯に、飛び移るもの二人。

これ何者ぞ、如何なる仔細ありてか、忍び來つる。

長州藩士吉田寅次郎と呼ぶものあり、名は矩方、字は義卿、松陰と號す、學識あり、氣節あり、米艦の浦賀に來り、露艦の長崎に來るを聞きて、國家の前途を憂ふること、甚だ深し。

信州松代藩士佐久間修理、象山と號す、寅次郎の師なり、寅次郎、一日、修理に向ひて、

『彼れを知り、己れを知るは、兵家の要務なり、然るに、我が國人は、未だ曾て海外に赴かず、咫尺の外は、如何なるものなるをも辨せず、若し、一旦、緩急あらば、争でか、勝利を得られ候べき』

と語れば、修理、默然として、答へず、只、

微臣别有伐謀策。安得風船下聖東。

との二句を書して示す、寅次郎、忽ち、其意を察し、勿々、行李を整へて、長崎に向ふ、これぞ、露艦に投じて、海外に赴かんと欲するもの。

修理、其志を壯なりとして、旅資を給し、且、五古一篇を賦して、其行を送る。

寅次郎、晝夜兼行、馳せて、長崎に到れば、露艦、既に去る。

寅次郎、望みを失して、江戸に、引き還せば、米艦、重ねて、來りて、神奈川沖に在り、寅次郎、掌を抵つて悦ぶ。

吉田矩方(寅次郎)



長州藩士金子重輔、亦、氣骨あり、寅次郎の雄圖を聞きて、同行せんことを約し、俱に、鳥山

新三郎の宅に宿して、時機の来るを待つ。
日米の交渉は、次第に進みて、三月三日、竟に、條約の署名を終る。

『左らば、米艦の退去するも、近きに在るべし、イザ神奈川に赴かん』

五日、二人、江戸を發して、程ヶ谷の旅亭に投じ、日々に神奈川に出て、米艦の動靜を窺ふ。

時に、松代藩の兵、來りて、神奈川を警衛し、修理、亦、遣中に在り。

越えて七日、寅次郎、重輔の二人、復た來りて、神奈川の市中を、徘徊し、ハタと、修理に、行き逢ふ、修理、早くも、其故を察し、二人を携へて、陣營に歸り、膝を交へて、密談、夜半に及ぶ。

既にして、四邊、人寝ね、夜靜まりて、撃柝の聲も、聞えず。

機會は、今なり、寅次郎、重輔の二人、忍びやかに、此處を立出ちて、小舟に乗じて、米艦に向ふ。

折りしも、風強く、浪高く、船體、動搖して、定まらず、

漕げどもく、更に、進まず。

既にして、重輔、頭痛眩暈を感じて、起つこと能はず、竟に、船底に、打ち臥す、萬里の長風に、翻せんとする身の、此咫尺の航海にさへ、苦しむを思ひては、胸中の懊惱、船暈の外にも多し。

丑の刻を頃ひ、風、俄かに變りて、浪、益々荒れ、船上の危険、秒一秒より加はる、寅次郎、今は、如何ともすべからず、其儘、船を引き返す。

海上を見れば、米艦の燈光、波に映じて、揺らめく、二人、岸上に立ちて、空しく、憮然たること多時。

二七 吉田松陰の壯圖(二)

寅次郎、重輔の二人、還りて、程ヶ谷の旅亭に在り。

九日、米人の上陸する由を聞き、一篇の漢文を草して、懷にし、倉皇、馳せて、神奈川に到れば、米人、既に去る。

一たび、失敗し、二たび、齟齬して、二人の遺憾、言はん方なし、重輔、

『危険を冒さずんば、争かて、奇功を立て得べきや、我

れ、聊か、舟を漕ぐの業を知れり、今宵、舟を偷みて、

夷船に、乗り付け候はん、舟子を得んとすれば、機會を失すべし』

と語れば、寅次郎、

『然り、其れより外には、策なし』

と答へ、俱に、海岸を巡りて、船を索む、進んで、横濱村の濱邊に到れば、二隻の小舟あり、今宵こそ、愈々本望を達せんと思へば、二人、相顧みて、莞爾として、打ち笑む。頓て、程ヶ谷の旅亭に歸りて、用意を整へ、日暮より、神奈川の臺に登りて、夜の更くるを待つ。

夜半、此處を去つて、横濱に赴き、晝間、見定めたる場所に到れば、又も、舟は無くして、波の音のみあり、二人、悵然として、嗟嘆すること久し。

既にして、天俄かに曇りて、風吹き、海も、亦、荒る、今は、別に、舟を索むるも、甲斐なく、復た空しく、程ヶ谷に、還り來る。

十三日の朝、米艦、俄かに、錨を抜きて、江戸灣に入る。二人、亦、馳せて、羽田に到れば、米艦、忽ち、去つて、

影をも留めず。

二人、又々、望みを失うて、程ヶ谷に、還り來れば、米艦は、金澤沖に在りて、神奈川にはあらず。

市中の風聞を探れば、米艦は、近日、盡く、豆州下田に向ふべしと聞き、

『左らば、彼の地に於て、乗り込まん』

十四日の朝、二人、程ヶ谷を發し、鎌倉を経て、藤澤、小田原、熱海に到る、重輔、此頃より、變名して、遊木松太郎と曰ふ。

十七日、熱海を發して、伊東に向ふ、行くく、海上を見渡せば、一隻の黒船、煙を噴き、浪を蹴つて、下田の方に、馳せ向ふ、言ふまでもなく、米艦なり。

十八日、下田に到れば、海岸を距ること、四五町の海上に、碇泊せる黒船あり、これぞ、昨日、途中にて、望み見たるもの、二人、相見て悦ぶ。

十九日、海邊を徜徉して、米艦の動靜を窺ふ、偶々此艦中には、通詞なしと聞きて、

『斯くては、彼の船に到ればとて、甲斐もなからん、大

將の船には、必定、通詞あるべし、其來るを待つに若かず』

と思ひ極め、下田の旅亭に投じて、旗艦の來るを待つ。次の日、寅次郎、不圖、二豎の爲めに、侵されて、身心、常ならず、乃ち下田の近傍、蓮臺寺村の温泉に浴して、病を養ふ。

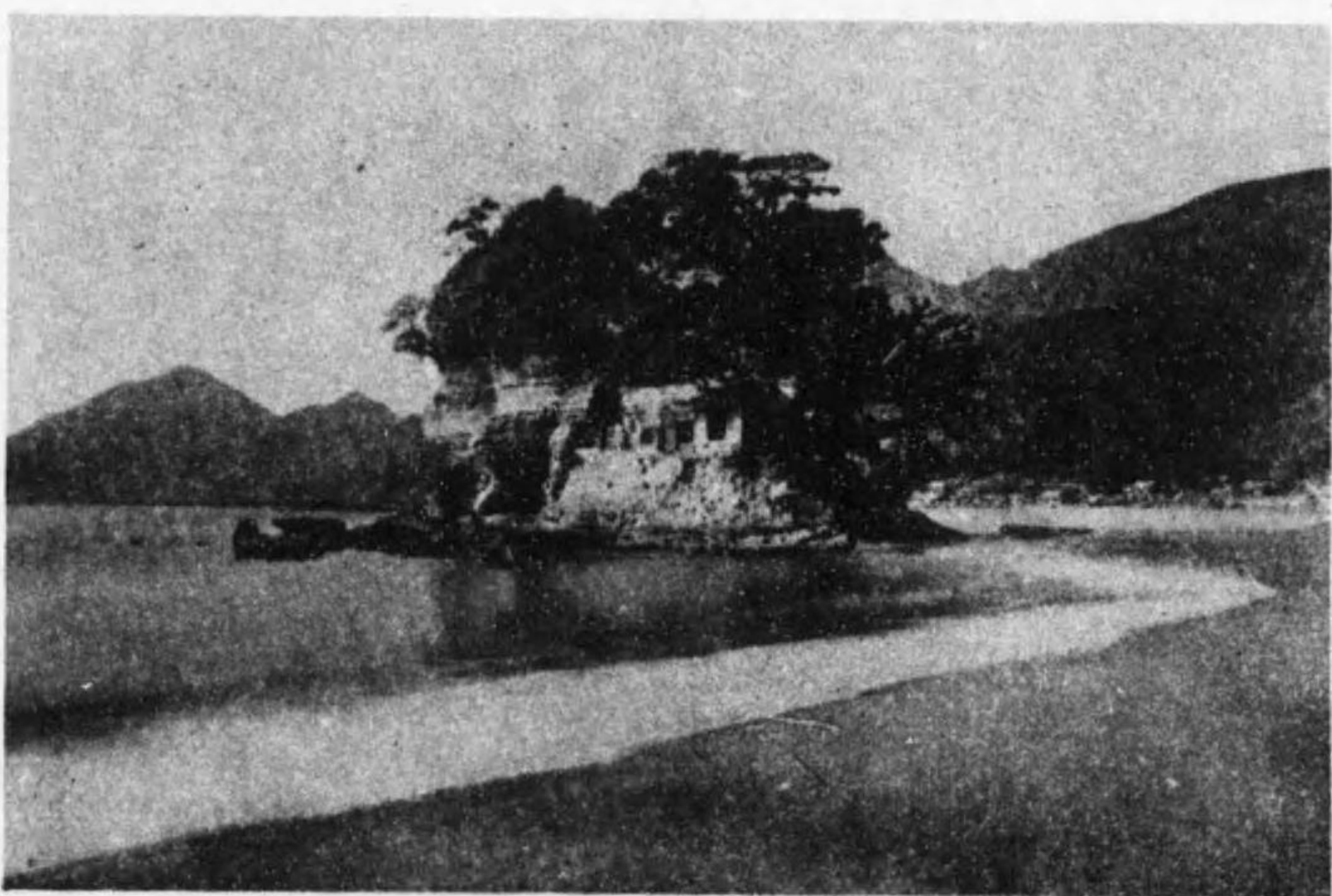
二十一日、ベルリ提督の乗艦、入港すべしと聞きて、俄かに、下田に、還り來れば、果して、數隻の米艦、船爐、相衝んで、悠然、海岸近く、入り來る。二人、望み見て、神馳せ、肉躍る。

二八 吉田松陰の壯圖(三)

翌くれば、二十二日寅次郎、重輔の二人、彼の書翰を、懷中して、下田の海岸を、ブラリ〜と徘徊し、若し、上陸の夷人あらば、之れを渡さんと、待ち構ふ。左れども、米人、竟に、一人も、上陸せず、寅次郎、又蓮臺寺村に赴く。

二十三日も、機を得ず、二十四日も、又折りを得ず、二人、

柿崎辨天島
柿崎辨天は伊豆國賀茂郡濱崎村に在り吉田寅次郎金子重輔の米艦に投ぜん爲め船を漕ぎ出せし處



下田に還りては、又蓮臺寺村に赴く、苦心、言ふばかりなし。二十五日、二人、又相携へて、下田に還る、途中の小流に、一隻の小舟あり、二人、見て、大に悦び、直に、此れに飛び乗りて、海の方

に、漕ぎ行く。

川口に、番所あり、見張の船數隻、其前に控ゆ、二人、心に危ぶめども、儘よ、見咎められなば、其れまでなりと思ひ定め、運を天に任せて、漕ぎ進む。

幸ひにして、番船の一喝を免かれ、ホツと、息を繼ぎて、海上に、漕ぎ出づ。

一つ善ければ、一つ悪るし、時に、海上、風荒れ、浪立ちて、進むこと能はず、心ならずも、海岸に、漕ぎ戻り、柿崎なる辨天の祠に入りて、夜を明かし、二十六日、山一つ隔てし、且ある家に到りて宿す。

二十七日、二人、打連れて、又柿崎に赴く。

『何時まで、斯くてあらんも詮なし、今日は、是非に、望みを達せん』

と思ひ設けし折りしも、一人の夷人、端なくも、上陸し來る。

二人、踴躍して悦び、用意の書翰を取つて、渡せば、彼の夷人、心に訝かりつゝも、其儘、受け收めて去る。

二人の志望は、録して、此書翰の中に在り。

『大將、此書翰を見ば、必定、我等が志を嘉みせん、今宵は、是非とも、夷船に行きて、本意を達せん』

と思へば、意氣、自から振ふ。日の暮るゝを待ちて、其處此處と、徘徊するに、辨天の祠のあたりに、乗り捨てられし一隻の漁舟あり。

『好きものこそあれ、運の好き時は、何處までも、好きぞ』

と益々勇み悦び、蓮臺寺村に往きて、晚餐を喫し、又辨天の祠に、還り來りて、時刻を待つ。

携へ來れる行李に凭れて、何時ともなく、トロ〜と眠れば、夢は飛んで、五洲の天を周ぐる。

頓て、海風、身に浸みて、不圖、眼を覺ませば、夜氣、陰森として、三四更の間に在り。

『時分は好きぞ、イザ往かん』

先きに見置きたる海岸に到れば、潮、既に満ちて、舟も、亦、浮ぶ。

二人、悦びて、飛び乗れば、櫂のみありて、櫓はあらず。寅次郎、我が締めたる下帯を脱して、船の横木に、括りつ

け、櫂を突つ込みて、力限りに、漕ぎ行く。忽地にして、下帯、ブツリと断る、寅次郎、更に、帯を解きて、括りつけ、尙も、漕ぎ立て、漸く、沖に出づること、一町ばかり。

偶々風起り、浪荒れて、舟の進行、自由ならず。

二人、尙も、渾心の力を籠めて、漕ぎ進み、竟に、一艦に達す、これぞ、ミスシツビー號と稱するもの。

「ヤレ嬉しや」

と思ふ途端、艦上、忽ち、ピカリと閃めく。

二九 吉田松陰の壯圖(四)

艦上の光は、見る／＼下りて、二人の鼻先に懸かる、これぞ、玻璃張りの角燈、光輝、燦然として、四邊を照らす。

寅次郎、手早く、矢立を取り出し、鼻紙を展べて、

「吾等、欲往米利堅、君、幸請之大將」

と書き認め、艦梯を馳せ登りて、水兵に渡す。

稍々ありて、一將校、出て來り、横文字を、書き認めて、寅次郎に渡し、バハタン號を、指さしつ、手眞似を以て

彼の船艦に往かれよとの意を示す。

寅次郎も、亦、艦載の短艇を指さして、然らば、是れにて、送られよと、請へども、彼れ、頭を掉りて、應ぜず。

寅次郎、復た元の船に還り、重輔と與に、再び風浪の間を、漕ぎ往くこと、一町ばかり、漸くにして、バハタン號に達す。

バハタン號にては、其れと見るより、矢庭に、棒を以て、舟を突き放さんとす。

寅次郎、透かさず、身を跳らして、艦梯に、飛び紐がれば、重輔も、亦、後れじと、飛び紐がる、其機に、舟は、突と、艦を放れて、浪のまに／＼、流れ行く、二人の刀と、行李とは、其儘、舟中に在り、二十六回の初めに掲げたるは、即ち此事。

バハタン號にては、今は、餘儀なし、二人を扶けて、艦上に揚げ、ウイリヤムと稱する日本語の通詞、出て來りて、其名を問ふ。

寅次郎、筆を取つて、瓜中萬二、市木公太と、變名を、書きて、示せば、ウイリヤム、晝間、一夷人に渡したる書簡

と、照り合はせ見て、

「然らば、此事にて來られしや」

と問ふ、寅次郎、然りと答へて、頷づけば、ウイリヤム、

「此事を知るもの、唯、我れと、提督とのみ、提督、深く、二君の心事を感ずると雖も、今は、貴國と、交渉の半ばなり、貴國の國禁と知りつ、二君を、載せ去らんこと、叶ふべからず、暫く、時機を待たれよ、兩國の親交、兄弟の如くならんこと、遠きにあらず、其時に及ばば、我國に來らるゝも、自由ならん、且つ、我等、尙、三ヶ月ばかりは、此處に留まるべし、一たび歸りて、更に、許可を得て、來り給へ」

と諭す、重輔、側より、

「我等、斯く忍んで、來りし上は、再び還るべからず、還らば、必ず、嚴刑を受けん、枉げて、我等が請ひを容れ給へ」

と言へど、ウイリヤム、

「否なく、暗夜なれば、他に知る人なし、早々、立ち去り給へ」

と言ひ放つて、復た一語をも、發せず、寅次郎、

「此艦に、羅森と言へる清國の人あらん、面會せしめ給へ」

と請へども、又答へず、寅次郎、

「我等の乗り來れる舟に、行李を置きたり、搜索せしめ給はんや」

と言へば、ウイリヤム、

「そは我等より、水夫に命ずべし」

金子重輔の墓
伊豆國賀茂郡下田町下田小學の裏手に在り碑文は吉田松陰の撰に係る



と答へて、水夫に、何事をか語る、頓て、一隻の短艇を卸せば、ウイリヤム、

「然らば、此れに乗り給へ」

と告げて、忽ち、立ち去る。

寅次郎、重輔の二人、短艇に乗り移れば、數名の水夫、一直線に、海岸に、漕ぎ付けて、復た小舟を索めず。

今は、萬事休す、寅次郎、喟然として、天を仰ぎつゝ、呼、天なりと叫んで、浩嘆すること多時、時に、夜色昏黒、只、岸を嚙む海濤の聲のみ高し。

既にして、天、明くれば、二人、柿崎の番所に到りて、自首す。

土人、亦、小舟を捨ひて、行李を、番所に、届け出で、米人も、亦、訴へ出づ。

行李の中に、佐久間修理送別の詩あり、亦、連累として、神奈川に捕へられ、寅次郎、重輔の二人と與に、江戸傳馬町の獄に下さる。

千辛萬苦、却て、一罪を贏ち得たるこそ、是非なけれ。

三〇 阿部閣老の辭表(上)

日米訂約、既に成りて、米國軍艦、亦、去る、四月九日、幕府、一篇の布達を發して、諭告する所あり、

此度、渡來のアメリカ船、内海退帆致候、然る處、右滯泊中、彼是自儘の所業等、之あり候により、意外の兵端を開き候儀も、計り難く候に付、夫々、御固め仰付けられ候へ共、船軍の御備向も、未だ御整へに相成らざる折柄、餘儀なく、平穩の御處置に、成し置かれ候、彼是志願の内、漂民撫恤、并に航海來往の砌、薪水、食料、石炭等、闕乏の品々下され度との儀、御聞届け相成候處、場所取極め、之なく候へば、何方の浦方へも、勝手に渡來不取締に付、豆州下田港、松前の箱館に於て、下され候積りに候、當分、容易ならざる御時節に付、兼々仰出されも、之ある通り、質素節儉相守り、此上、海陸の軍事、一際相勵み、若し、非常の儀も候はゞ、速かに、本邦の御武威、相立ち候様、心掛くべく候。

交易とも言はず、開港とも言はず、單に、漂民の撫恤、薪

水食料の給與を許すと言ふに止まるを見て、或は、瞞着手

段なり、欺罔政略なりと評するものなきに非ず。

左れども、當事者林大學頭煒、井戸對馬守覺弘等が、薩州侯島津薩摩守齊彬の、彼我應接の狀況を問へるに對して、

「應接掛の最も困難したるは、第一交易、第二沿海測量なり、如何に懇談して、拒止せんとすれども、彼れ、肯んぜず、餘儀なく、表面、交易の名を避けて、彼の需要品を、賣渡すと云ふの窮策に出でしなり」

と答へ、齊彬の重ねて、

「然らば、商品を持ち來りて、強て、交易せんと言はゞ、如何」

と問ふに對して、

「其時は、拒まんに道なし」

と答へしを見ても、當時は、單に、漂民撫恤、薪水給與と言ふの名目に、過ぎずして、瞞着にもあらず、欺罔にもあらず、事實、こゝらが、正味なり。

日米の交渉、これにて、小段落を告ぐれば、閣老の首席阿部伊勢守正弘、之れを機として、辭職せんと欲し、家臣の

重なるものを召して、

「今や、國事多難の秋なり、苟くも、國家の要職に在るもの、益々鞠躬盡瘁、斃れて後、已むの覺悟なかるべからず、左れども、外事、意の如くならず、世論、之れを非とするもの、皆、余の責なり、幕府、亦、首席の老中を、貶黜せんこと、民心一新の手段にあらずや、余の國家の爲めに盡すべき道は、別に在るあり、因りて、斷然、骸骨を乞ひ奉つらんと欲す、此儀、如何存するぞ」

と問へば、家臣、誰れ一人、異議を唱ふるものもあらず。

正弘、乃ち意を決し、其翌十日、書を次席の閣老牧野備前守忠雅に送りて、辭職の決意を通じ、且つ、去る二月二十

六日を以て認めたる閣老宛ての辭表を添ふ。
二月二十六日は、條約草案の成れる日なり、其趣意の、尙、未だ江戸に知れざりし日なり、此時、早くも、辭職の意を起せるもの、争かて、深き事情のなからずや。

三一 阿部閣老の辭表(中)

閣老中松平和泉守乘全、松平伊賀守忠固の二人は、溜間詰

井伊掃部頭直弼と、氣脈を通じて、常に、其意見を代表せりと稱せらる。

曩きに水戸前中納言齊昭の幕府の顧問となりてより、二人、事毎に意見を異にして、水炭相容れず、漸く之れを排斥せんと欲するの心あり。

左れども、正弘ある間は、必ず、齊昭を庇護せん、齊昭を排斥せんと欲せば、勢ひ、正弘をも排斥せざるべからず。

是に於て、二人、密に、直弼と結託し、正弘の代りに、直弼を薦めて、大老とし、齊昭の代りに、津山侯松平越後守齊民を推して、顧問となさんと欲し、若年寄内藤駿河守頼寧等と謀りて、溜間詰の諸侯を煽動す、津侯藤堂和泉守高猷、主として、此れに應ず、齊民は、十一代將軍家齊の十四男にして、實に當將軍家定の叔父なり。

直弼、多年の宿望を達するは、今日に在り、乃ち齊昭の國務に參畫するを不利として、之れを卻け、併せて、正弘をも黜くべき旨の上書を草し、之れを將軍の直覽に供せんと欲して、御側御用取次本郷丹後守泰固に託す。

泰固、敢て執達せず、何氣なく、他の公文書に混じて、正

弘の許に送る。

温厚の正弘、秘して、人に示さず、密に、自ら辭表を草して、時機を待つ。

今や、日米の交渉、一先づ、終了せるを機として、直に之れを提出す、外事の責に任ずと言ふと雖も、亦、内紛の煩を避けんとするの心に出づ。

次席の閣老牧野備前守忠雅、正弘の辭表を、閣僚に傳達し、且、

「勢州にして、責を引き、辭職せんか、我れも、亦、責を分たざるべからず」

と申送りて、亦、出仕せず。

正弘、二十五歳にして、閣老に任せられ、恪勤、職に盡すこと、茲に十二年、俊才卓識の士を擢んで、要職に任ず、諸有司、心服せざるものなく、其突如として、辭表を提出せるを聞かや、

「今日は、國事多端の秋なり、勢州の辭職すべき時機に非ず、宜しく留任を求むべし」

と論ずるもの多く、忽ち、幕中の一大問題となる。

斯かる折柄、京都所司代脇坂中務大輔安宅より、四月六日付を以て、急報あり。

「今日、恐れ多くも、皇居より發火、仙洞の御所、公卿の邸宅、及び洛中の民家一萬餘戸に延焼し、主上、三種の神器を奉じて、下加茂の廟に、行幸あらせ給ふ」

との旨を稟申す、閣老以下、皆、恐懼、措く所を知らず、
「禁裏炎上の場合、御勝手掛たる勢州の辭任せんこと、最も然るべからず」

と論ずる聲、益々高し、御勝手掛とは、今の大藏大臣なり、幕府の制、老中の首席たるもの、御勝手掛を兼ね。

首席、次席の閣老、俱に出でず、辭表執達の任に當るものは、三席の乗全なり。

乗全は、正弘の從弟なり、正弘排斥の發頭人として、心に、其辭職を希ふと雖も、從弟としても、閣僚としても、一應は、其留任を、勸告せざるべからず、乃ち十日申の刻、家臣鈴木權太夫に命じて、日頃、面識ある正弘の老臣齋藤貞兵衛を招く。

三三 阿部閣老の辭表(下)

正弘の老臣齋藤貞兵衛、直に大名小路の邸に、伺候すれば、乗全、一室に延きて、左右を退け、

「勢州には、何故、俄かに、辭表提出に及ばれたるや、浦賀の應接、宜しきを得ざるに由るか、諸有司の意見、一致せざるに由るか、何れ深き仔細あらん、我れは、外ならぬ近親の間柄なり、遠慮に及ばず、有りの儘に、申し述べべし」

と論ず、貞兵衛、

「浦賀の應接、其他に關しての事とは、承はり候はず、全く、辭表の通り、米艦渡來の事は、先前より、承知の事にも拘はらず、兵備、整はず、國防、全からずして、竟に、外夷を拒絶し得ざりし政務不行届の責を、引く儀に候」

と答ふれば 乗全、

「米艦、浦賀を退去せりと雖も、尙、下田に在り、露艦、亦、重ねて、渡來せずとも言ひがたし、斯かる折柄、勢

州の辭職せんこと、如何あるべきか、老中の間柄に就ても、世上、兎角の浮説ある場合、若し、勢州の辭職ともならば、竟に、事實と見らるゝの虞あるまじきか、旁々此際の引退は、公邊の御爲めとも存せず、況して、國防不充實の事は、老中一統の責にして、勢州一人の罪にあらず、此處、能く思慮すべし』

と告ぐ、貞兵衛、
『貴論、御道理とこそは、存じ奉つれ、伊勢守儀は、御老中の筆頭にも候へば、自餘の御同列と、一樣には申しがたく、夫れ故、一人、政務不行届の責を引く儀に候、去りながら、貴命の趣は、篤と申開け、明朝までに、御返辭仕つり候べし』
と答へて、辰の口の邸に、立ち歸る。

正弘を黜くるは、此機に在り、翌十一日、乗全、貞兵衛の返辭をも待たずして、登城し、將軍家定に謁して、正弘の辭表を呈す、家定、大に驚きて、辭表を一覽し、
『此辭表の中に、今日より恐入り、登城仕つらず、相憤み罷在り候とあり、何を其様に恐入り、相憤むものなる

ぞ』
と問ふ、乗全、

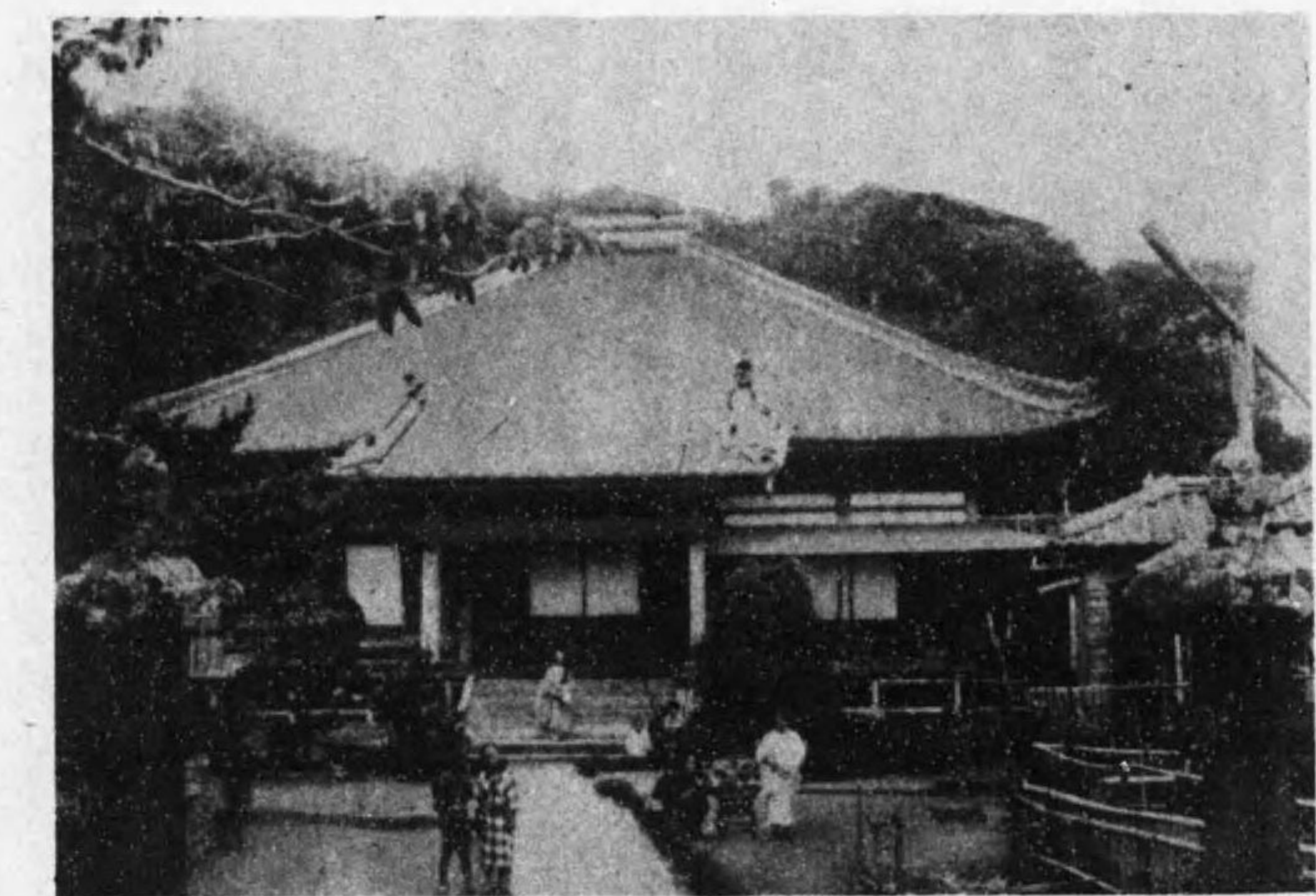
『其儀は、武備の不整頓、國防の不充實より、外夷の申す所を容れて、國辱を招きたる罪を、謝し奉つるにて候』
と答ふれば、家定、

『其は、時勢の餘儀なき所、伊勢一人の責にてもあらねば、何も、謹慎致すには及ばず、唯今、引かれては、第一、乃公が困まる、能く、其旨を諭して、早々、出勤せしむべし』
と命じて、固く、辭職を許さず。
乗全、案に相違して、其儘、退出し、正弘の老臣齋藤貞兵衛、天源右衛門の二人を、招きて、台旨の在る所を告げ、更に、

『此儀は、上意にはあらずと雖も、禁裏炎上の折柄、勢州の辭職引退は、然るべしとも存せず、萬一、尙、出勤なきに於ては、自然、若年寄を、上使として、差遣はさるゝこと、之れあるまじきにもあらず、斯くては、却て、穩かならざるやにも考ふ』

措かず、各々來つて、訂交を求めんとす。

了仙寺
了仙寺は伊豆國賀茂郡下田町に在り日米假條約を交換せし處



此年閏七月十五日、英國東印度艦隊司令官ジェームス、スタリング、軍艦四隻を率ゐて、長崎に來り、一書を、奉行に呈して、
『今や、我が英國、露

と諭す、二人、歸り來りて、復命すれば、正弘、感激止まず、勉強、命を拜す、忠雅、亦、尋で、出仕す。
是に於て、乗全、忠固等の密謀、盡く、畫餅に歸す、直弼の失望、如何ばかりぞ。
後年、井伊掃部頭直弼の大老となるや、直に本郷丹後守泰固の若年寄を罷めしもの、全く、此時の復讐に外ならず。

三三 各國の訂交(上)

阿部伊勢守正弘、復た出で、局に當る、外事、益々繁し。米國軍艦、一たび、下田を去つて、箱館に航し、其地勢を視察して後、五月十二日、再び下田に來る。

林大學頭煒、井戸對島守覺弘、伊澤美作守政義等、亦、下田に赴き、提督ペルリと、交渉すること數次、竟に、條約附録十三ヶ條を規定し、二十三日を以て、署名を了し、十八ヶ月以内に、批准交換せんことを約して去る。
開國の機運は、愈々促進し來れり、米國艦隊の企圖を聞き、一笑に附し去れる歐洲各國、其成功を聞き、羨望、

國と、戦端を啓き、我等、亦、到る處、露艦を撃沈せんとす、願はくは、日本諸港に、英艦の出入を、許されんことを』

との旨を請ふ、奉行水野筑後守忠徳、江戸に急報して、指揮を仰ぐ、正弘、有司の議に附して、

『各國交戦の際に方り、若し、一方の請求を許さば、必ず、他方の怨恨を招かん、唯、闕乏品を需求し、船體を修繕するの際、長崎、下田、箱館の三港に限りて、繫留するを許すべし』

水野忠徳



と言ふに決し、忠徳、及び目付永井岩之丞尙志に命じて、交渉せしむ。二人、乃ちスタリングと折衝し、

八月二十三日を以て、條約書を議定し、船中必需品の供給、并に船舶の修理の爲めに、長崎、箱館の二港に、寄泊することを許す。

越えて二十九日、英艦、長崎を去る。

露國艦隊司令官ブーチャチン、亦、日米訂約の成れるを聞き、黙視せず、九月十八日、軍艦チャナ號に乗じて、突然、大阪安治川沖に、來り泊す。

市民、艦影を望み見て、色を失ひ、先を争うて、警を報ず。大阪城代土屋采女正寅直、町奉行石谷因幡守清穆、佐々木信濃守顯發等、各、馬を驅つて、川口に赴き、哨船を遣はして、來由を詰らんとす。

露人、急に、短艇を卸して、漕ぎ來れば、哨船の吏卒、大に驚き、忽ち、船首を轉じて、引き返へす。

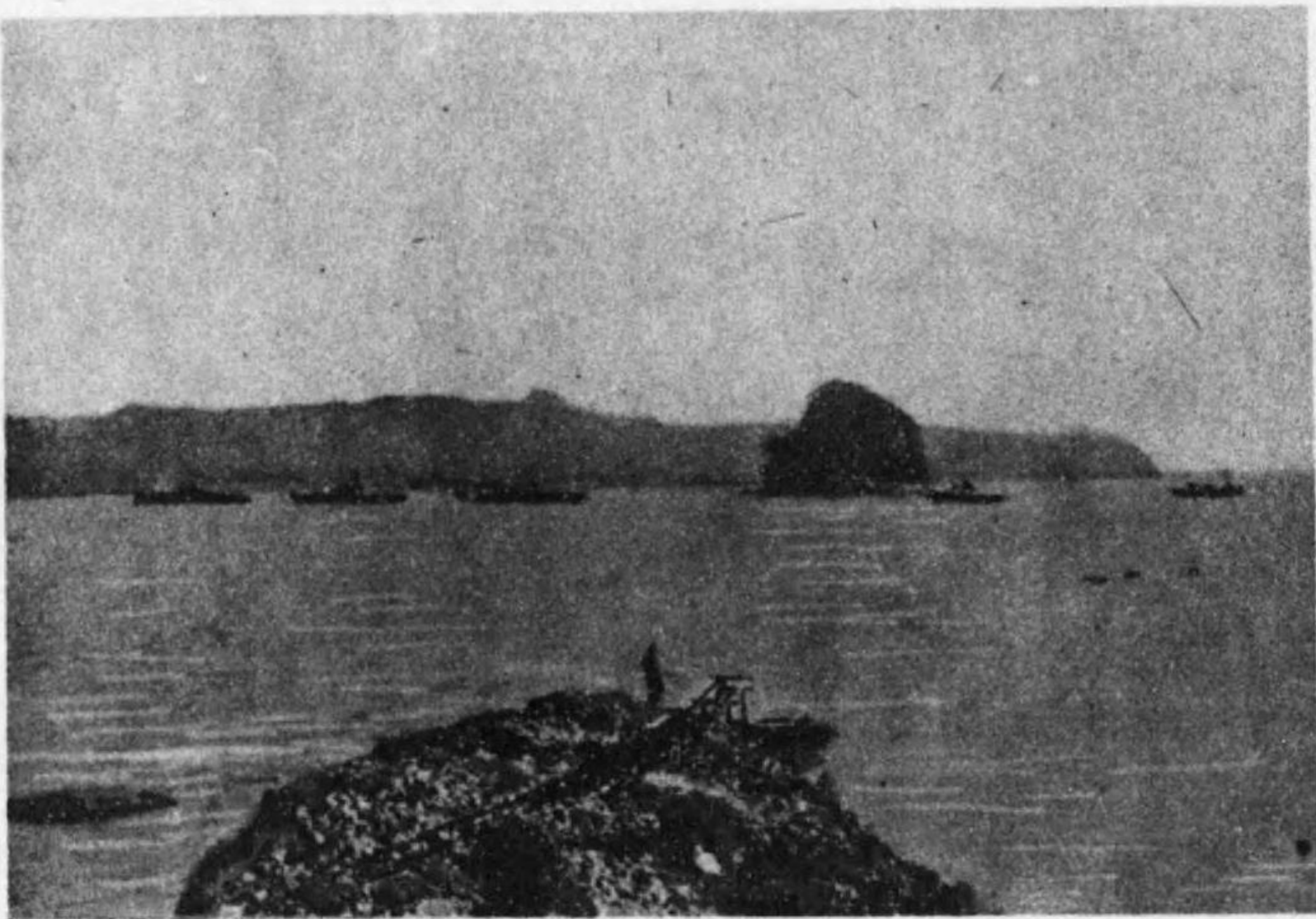
露艦、此れに尾して、安治川に入り、哨船に追及して、一書を託し、日本流に、一再、叩頭して、還り去る。

遠近の騷擾、鼎の沸くが如く、紀州、及び攝津諸藩の兵は、海岸に屯し、彦根、郡山、淀、龜山諸藩の兵は、京師を護る。

寅直、急使を、江戸に發して、指揮を求む、幕府、命じて、

下田港

下田港は伊豆國賀茂郡下田町に在り初めて我國の開港場に充てられたる處



下田に、回航せしむ。ブーチャチン、乃ち十月三日を以て、大阪を發し、十五日、下田に着す。幕府、復た筒井肥前守政憲、川路左衛門尉聖謨を以て、

應接掛となし、浦賀奉行伊澤美作守政義、目付松本十郎兵衛、儒員古賀謹一郎、勘定吟味役村垣與三郎等と與に、下田に、往きて、談判せしむ。

ブーチャチン、我が應接掛の、未だ來着せざるを怒り、直に、進んで、江戸灣に入らんと脅かす、政憲、聖謨等、急に、下田に赴き、稻田寺、及び露艦に於て、ブーチャチンと、會見すること數回、談判、尙、未だ決せず。

十一月四日、突如として、激震あり、山も崩れ、地も裂けんばかり。

素破やと、驚く間もあらせず、山なす怒濤、サツと、陸地に、襲ひ來りて、民家の破壊流失するもの、千餘戸に達し、點々として、所在に、殘存するもの、纔かに十數戸。

露艦チャナ號、亦、多大の損傷を被むり、一時、談判中止の止むなきに至る。

三四 各國の訂交(中)

露艦は、十分の修理を加ふるの必要あり、ブーチャチン、下田を、危険なりとして、別に、良港を借らんことを請ふ、

政憲、聖謨等、乃ち書を阿部伊勢守正弘に贈りて、指揮を仰ぐ。

正弘、其可否を、水戸前中納言齊昭に謀る、齊昭、書を以て、下田の外、夷艦の寄港を許すべからざる旨を答ふ。

村垣與三郎、江戸に、還り來りて、正弘に、面陳する所あり、正弘、更に、閣僚、及び大目付等の意見を聞きて、

『下田近傍の地に於て、船體を修理せんことを許す、但し、應接地は、下田に限るべし』

との旨を命ず、因りて、談判は、下田柿崎村の玉泉寺に於て、開くに決し、十三日以来、更に、會見を行ふこと一再。

左れども、下田附近には、艦體の修理を加ふべき適當の良港あらず、露人、乃ち我が目付、及び普請役と與に、沿岸の地を、探検して、君澤郡戸田村を選定す。

戸田村は、下田の西方十七里の地に在り、從來、多く人の知らざるところ、地圖にも、亦、載せざるところ、政憲、聖謨等、其地勢、灣形を聞くに及んで、深く、露人の烟眼に驚く。

二十六日、露艦チャナ號、艦體修理の爲めに、戸田浦に向

ふ、進んで、伊豆半島の西岸に到る頃ひ、俄然として、暴風怒濤の侵すところとなり、十二月三日、竟に、駿河沖に於て、沈没す、ブーチャチン以下、五百餘人、幸ひに、難を免かる。



戸田浦は伊豆國賀茂郡戸田村に在り露國使節ブーチャチンの請うて造船せし處

浦に於て、歸乗用の船舶を、製造せんことを請ふ、政憲、聖謨等、又之れを稟議すれば、幕府、直ちに、許可を與へ、且つ、露人の危難を、救助すべき旨を命ず。

是に於て、戸田浦の南岸、字牛河原の地を相して、船舶の製造に、着手し、ブーチャチンは、本善寺に宿し、士官として、乗艦せる皇族アレクサンドル・スリケーチは、寶泉寺に館す、沼津侯水野出羽守忠良の兵、特に、之れを警衛す。

我が勘定奉行所吏員、及び江川太郎左衛門英龍等、其係員となり、露人の求めに應じて、工匠を假し、材料を給して、一切、代償を求めず。

露艦沈没の報、江戸に達するや、尾張中納言慶勝、聞いて、快とし、書を越前中將慶永に贈りて、

『右天災たる、全く、天神地祇、凹眼凸鼻の醜類を、惡みたまひ、又是まで、我が神州の御處置にあるべからざることを、惡みたまふ神慮に出づ』

と言ふに至る、其外夷を憎むの深きを、見るべし。特に、齊昭に至りては、之れを忌むこと、最も深く、密に、

露人を、一所に、誘導して、一舉に、殲滅せんことを勧告すること二回。

快は、快なりと雖も、此事、人道の上より見て、行ふべからず、國家の利害より見て、施すべからず、正弘、縷々として、其不可なるを論陳すること二萬言、齊昭、

『年甲斐もなく、危き論を發し候故、却て、壯年の御方へ、御心配懸け、氣の毒いたし候』と答へて、復た勧めず。

三五 各國の訂交(下)

尋で、日露談判の席を、下田長樂寺に移す。

會々十二月九日、米國軍艦バハタン號艦長エーチ、エー、アダムス、亦、下田に來り、一書を、正弘に贈りて、日米條約を、批准交換せんことを求む。

正弘、乃ち伊澤美作守政義、都筑駿河守峰重の二人に命じて、應接せしむ、政義、時に、浦賀奉行より、轉じて、下田奉行たり。

政義、峰重の二人、亦、アダムスと、長樂寺に於て、會見

す、一寺、端なくも、二個の談判場となる。

此際、佛國軍艦、亦、下田に來りて、修好條約を求めんとす、露人の襲撃せんとするを聞いて、勿々、退き去る。

日露談判の困難は、例の北地の疆界問題なり。

露國は、千島に於ては、得撫のみならず、擇捉をも、所領となさんと欲し、樺太に於ては、其全島を、所領となさんと欲す。

我れは、又千島に於ては、擇捉のみならず、得撫をも、所領となさんと欲し、樺太に於ては、先きの北緯五十度説を變じて、其全島を、所領となさんと欲す、十二月九日、正弘、訓令を、政憲、聖謨に下して、

『堀織部正、蝦夷地視察の處、樺太島は、我が領土たること、疑ふべからず、露人の渡來は、穢かに、近年の事のみ、宜しく、全島を以て、我が所屬たらしめんことに努力すべし』

との旨を命ず、彼我の意見、頗る間隔あり。

政憲、聖謨の二人、到底、我が主張の貫徹せざるべきを察し、更に、正弘に、稟申して、同意を得、竟に、九ヶ條の

條約を、協定し、十二月二十一日を以て、双方の署名を了る、乃ち北疆問題は、

『千島に於ては、擇捉と、得撫との中間を以て、境界とし、樺太に於ては、兩國の境界を定めざることを、従前の通り』

となし、外に、露船の爲めに、箱館、下田、長崎の三港を開くこと、粗々米國に於けるに同じ。

米國の、急に、批准交換を求めしは、我が意外なり、政義、峰重の二人、

『日米條約の批准交換期は、十八ヶ月以後に在り、今日に於て、急に、行ふべきものに非ず』

と拒絶すれば、アダムス、之れを駁して、

『其は、和文の誤譯なり、批准交換は、十八ヶ月以内、若し、能ふべくんば、成る可く、其以内に行ふべしとの意なり』

と述べ、英文、及び漢文を示して、證とし、且、

『我が條約書は、大統領、既に、署名せり、日本の條約書は、貴國の主權者、宜しく、署名せらるべし、然らず

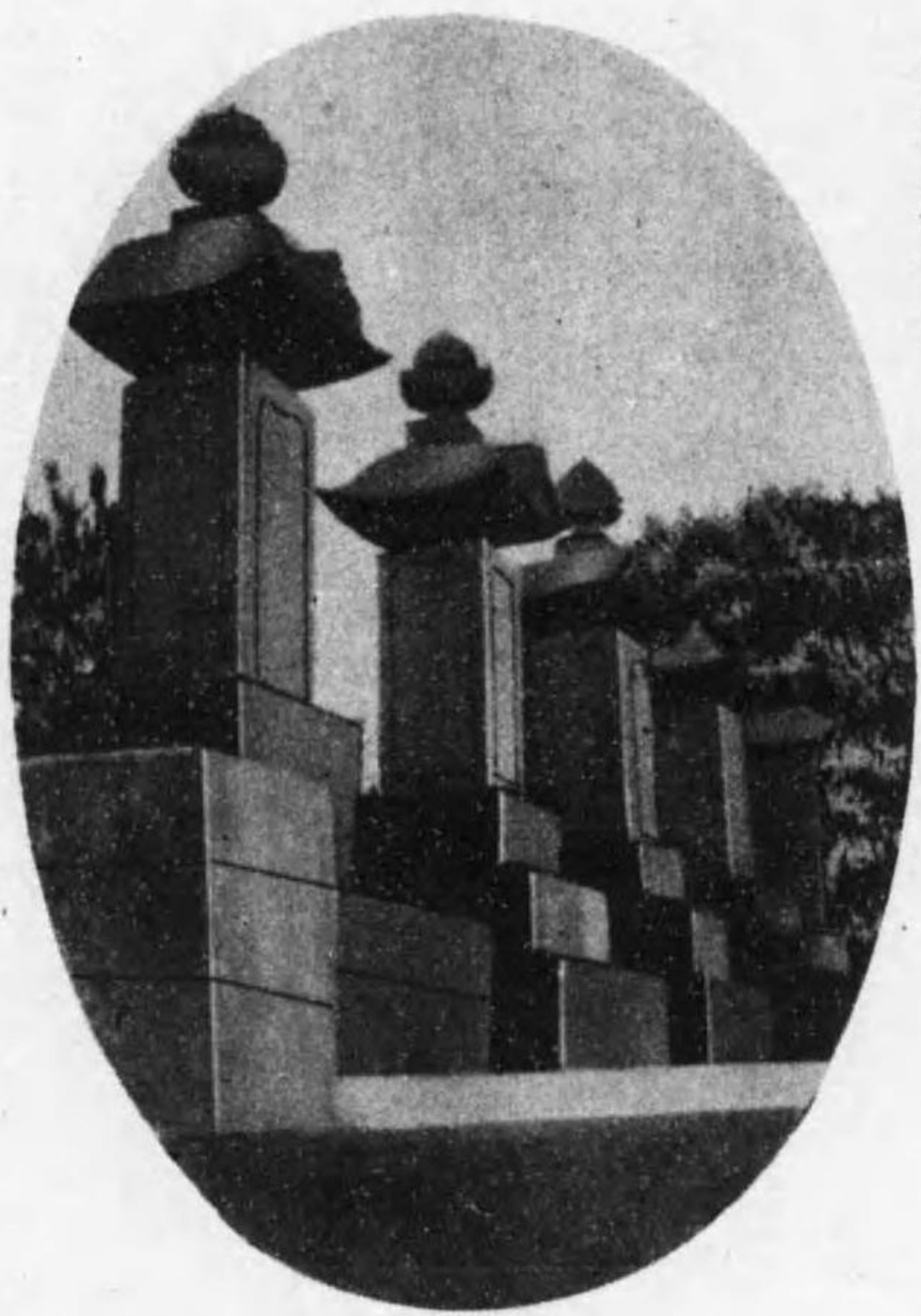
んば、我等、江戸城に入つて、談判を開かん』

と威嚇し、百方、論辯すれども、斷乎として、肯んぜず。

政義、峰重の二人、幕府に請うて、速かに、批准交換するに決し、且、主權者の署名に關しては、數回交渉の結果「右大君の命を以て」と記して、六閣老、其下に、連署するの形式を用ひ、翌安政二年正月五日、下田長樂寺に於て、無事に、交換を行ふ。

露國軍人の墓

此れは伊豆國賀茂郡下田港に碇泊中に死去したる露國海軍々人の墓にして玉泉寺の境内に在り



江戸城(上)

ブリーチャチン、戸田浦に於て、銳意、造船に従事すること百餘日、一隻の工事、成るに及び、艦員の一部と與に、此れに乗じて、下田を發す、時に、三月二十二日、發するに臨み、特に、書を閣老に贈りて、遭難後の待遇、懇篤なりしを謝す、北疆問題の、圓滑に局を結べるもの、此一事、與かつて、大に力あり。

是に於て、米、英、露三國の條約、相踵いで成り、後、更に、和蘭の條約をも允す。

三六 朝廷の嘉納

京都干渉の端は、外船渡來の事より啓く。

孝明天皇御踐祚の年八月二十九日、夷船の來去、頻々たるを、聞召されて、軫念、特に深く、外寇防禦の事に關して、勅旨を、關東に下させ給ひ、幕府、此れに對して、具さに、奉奏する所あり、外事奏聞の例、是れより起る。

嘉永六年六月、米國軍艦の、初めて、浦賀に來るや、幕府、京都所司代脇坂中務大輔安宅に、命を傳へて、朝廷に、奏上せしむ、主上、深く宸憂あらせ給ひ、此月十五日、特に、

伊勢兩宮、兩加茂、石清水、春日、平野、稻荷、松尾の七社、仁和、東大、興福、延暦、園城、東寺、廣隆の七寺に、夷類退攘の御祈願あらせ給ふ。

「夷船、近來、屢々近海に寄り、観念、甚だ安からず、偏に、神明の冥助を仰ぐに在り、速かに、夷類を退攘して、國體に拘はること莫れ」

三條實萬



とは、當時、伊勢の神職に賜はりし御教書の一節なり、聖慮、畏しとも畏し。安政元年正月、米國軍艦、再び神奈川に來り、遂に日米條約を訂結せしと雖も、幕

府、豫め奏聞せず、此年十一月二十七日、傳奏三條大納言實萬、坊城前大納言俊明の兩卿、家定に對する將軍宣下の勅使として、江戸に來り、閣老列座の前にて、

「何故、京都へ、稟議せずして、神奈川條約を、訂結せられしぞ」

と詰れば、諸閣老、皆、愕然として、色を失ふ、正弘、獨り、自若たり、

「京都へ、稟議せんこと、我等、固より、心付かざりしにはあらず、左れども、事、急に於て、然る暇とても候はず、且、假令、稟議せずとも、聊か國體を辱かしむるが如きの振舞は、仕つらず、此儀、御心安かるべし」

と答へ、尙、進んで、公武一和の必要を説く、温乎たる禮容、親しむべくして、諍ふべからず、實萬、退きて、人に向ひ、

「伊勢は、發明の人かな、泰然として、驚きもせず、溫言を以て、人に接するからは、此方より、議論もなりがたし」

と語りて、其人となりに服す。

今回、米、英、露三國の條約を、訂結するや、之れを朝廷

に、奏聞せんと欲し、七月二十八日、禁裏付都筑駿河守峰重に、旨を仰めて、京都に遣はす。

九月十八日、峰重、京都所司代脇坂中務大輔安宅と與に、鷹司關白政通の邸に候す、政通、乃ち傳奏三條大納言實萬、坊城前大納言俊明、議奏廣橋大納言光成、萬里小路中納言正房、列座の上、延見す。

安宅、先づ、條約書の寫を呈して、時勢の止むを得ざる所以を陳べ、續いて、峰重、逐一、事情を縷陳し、且、其質問に答ふれば、政通、

「委細の事情、分明して、安堵せり、此段、具さに、奏聞すべし」

と答へ、頓て、參内奏上する所あり、二十二日、安宅の定例に依りて、參内するや、政通、親しく、對面して、

「三國訂約の趣を、観聞に達し、條約書の寫をも、天覽に供し奉つりに、段々の處置振り、具さに、聞召されて、殊の外、観感あらせ給ひ、先づ以て、御安心遊ばされ候、尙、此上とも、國體を損ぜざるやう、御頼み思召

さる、右の趣、宜しく、申通じあるべし」

との旨を告ぐ、幕府、祖法を破り、國是を變じて、三國と、修好條約を、訂結せるも、朝廷、敢て、之れを咎めず、却て、其勞を嘉稱せらる、見るべし、公武の間、當時、尙、疎意なかりしことを。

正弘、平生、朝廷の爲め、廷臣の爲めに、盡す所、少からず、是れ、速かに、三國の訂約を、嘉納せられし所以なり。

三七 諸侯の靜穩

京都の側は、無事に、濟めり、諸侯の側は、如何あるべきか。

外夷撃攘の聲は、最も、親藩の中に多し、老雄水戸中納言齊昭を初めとして、尾張中納言慶勝の如き、越前中將慶水の如き、年少氣鋭の人々、専ら幕府の優柔を慨して、止まず。

慶勝の、彼の露艦の沈没を以て、神慮に出づるとなせるの一事、既に、其意の在る所を察するに足るべく、此れと意氣投合せる慶水に至りては、其強硬の態度、寧ろ、齊昭の

右に出づるものあり、或は、個人の資格として、或は、同席の總代として、正弘に、面陳せること、幾回なるを知らず。

親藩の親も、一轉すれば、蕭牆の禍とならん、爾かも、時勢の趨くところは、其意を迎へて、外夷を撃攘せんに由なく、却て、其言に反して、三國と握手するの已むを得ざるに至る。

左なきだに、世上、兎角の批判あり、若し、親藩、先づ、反對の聲を擧げて、他の諸藩、此れに和すれば、異論百出、竟に、收拾すべからざるに至らんも、亦、知るべからず、閣老の憂ふところは、京都よりも、寧ろ、諸侯の上に在らん。

左れとも、其儘にも、捨て置くべからず、此年八月中旬、三國の條約書を、諸侯に頒布せしに、溜々たまりの形勢は、意外に、靜穩なり。

大廊下の諸侯は、上部屋に、尾張中納言慶勝、紀州宰相慶福、水戸中納言慶篤あり、下部屋に、加州侯前田中納言齊泰を始めとして、將軍家、并に三家三卿の連枝たる越前侯

松平中將慶永、津山侯松平越後守齊民、明石侯松平兵部大輔慶憲、上州矢田侯松平左兵衛督信和、鳥取侯池田相模守慶徳、阿波侯蜂須賀阿波守齊裕の數人あり。

反對の聲は、先づ、此中より起るべしと思ひきや、尾張は、黙して、言はず、正弘に親交ある水戸、越前は、尙ほ以て、口を噤む。

大廣間の諸侯は、三家の分藩を初めとして、薩州、仙臺、肥後、筑前、藝州、長州、肥前、備前、津、土州、久留米、秋田、盛岡、米澤、柳河、弘前、對馬の諸藩あり、大藩、島津齊彬



強藩、皆、此中に在り。反對者として恐るべきは、此席なり、然るに、薩州侯島津薩摩守齊彬、正弘の意を

承けて、條約書を、同席の諸侯に、頒布し、且、

『國家の要務は、治に居て、亂を忘れざるに在り、諸侯、各々武を修め、兵を整へて、國家扞衛の責を、忘るべからず』

との意を、演述すれば、諸侯、唯々として、一言の異議を發せず。

溜間詰の諸侯は、會て穩便の處置を請へるもの、亦、固より、異議あるべからず、帝鑑間、芙蓉間、其他、溜々の諸侯、亦、皆、何の抗議をも起さず。

京都、既に、無事にして、諸侯も、亦、又無事なり、案ずるよりは、産むが易し、我が國運は、斯くして、徐ろに、其方向を、旋轉しつゝあり。

三八 閣老の更迭

祕事は、兎角に、漏れ易し。

閣老松平和泉守乘全、松平伊賀守忠固の二人、井伊掃部頭直弼と、結託して、水戸前中納言齊昭、阿部伊勢守正弘を、排斥せんと欲す、事、中途にして、敗るれども、尙、平然

として、職に在り、諸有司、聞きて、其所爲を憎み、之れを免黜せんことを、主張するもの多し。

閣中の改革、今は、止むべからず。

正弘、密かに、齊昭の意見を叩く、其意、牧野備前守忠雅、及び乘全を、罷めて、忠固を留めんと欲するに在り、齊昭、之れを不利とし、書を以て、

『二と、三とは、固より、論ずるに足らず、四は、廟堂俗論の根元に候、萬一、二と、三とのみを動かし、四を、二番席として、貴兄の權を分つに至らば、必ず、牛角兩派の勢をなさん、宜しく、二、三、四を、一時に、發表せらるべく、止むを得ずんば、二は、故老の廉を以て、据を置き、三と、四は、是非に、御決斷、之れありたし』との旨を勸む、二とは忠雅、三とは乘全、四とは忠固を斥す、即ち其席順なり。

正弘、此れに従ひ、忠雅を留めて、乘全、忠固の二人を、黜けんと欲し、將軍家定に謁して、請ふ所あり。

八月四日、突然、諭旨免職とす、事、閣老任免の定例に由らず、迅雷、耳を掩ふに遑あらざるの概あり、閣中、皆、

悚然として恐る。

既に、二閣老を罷む、更に、之れが補闕を行ふの要あり。今や、外事、漸く、多忙にして、内政、益々、刷振せざるべからず、正弘、疾あり、一身を以て、此兩務を荷ふこと能はず、乃ち外事に通ずるものを擧げて、閣老の首班とし、己れは、専ら内治の衝に當らんと欲す。

熟く諸侯の人物を察するに、外國の事情に通ずるもの、佐倉侯堀田備中守正睦の右に出づるはなし。

正睦、夙に、蘭醫戸塚靜海を聘用し、尋で、佐藤泰然、其養子舜海、三宅良齋、林洞海の徒を任用して、泰西の醫術を施し、海外の事情を究む、時人、稱して、西洋堀田と曰ひ、齊昭、亦、目するに、蘭癖家を以てするに至る、曩に、幕府の諸侯の意見を徵するや、正睦の建白するところ、最も、正弘の意を得たり。

正弘、固より、正睦を憚らず、又齊昭の之れを嫌ふを知れりと雖も、竟に、國家の爲めに、意を決して、將軍に薦む。十月九日、家定、正睦を召して、老中に任じ、勝手掛を命じて、首班とす。

正弘、乃ち退きて、次席に就く、左れども、實權は、尙、正弘の手に在り。

正弘、在職、年久しく、威權の漸く盛大なるを知りて、自ら戒慎する所あり、事に害なき先輩を薦めて、首班とし、席を譲り、權を分つ、其意を用ふることに、良に、苦しむを見るべし。

齊昭、其薦任の議に與からず、意、甚だ平かならずと雖も、復た争はず。

三九 篤姫の入輿

當時、天下の英雄たるもの、親藩に、水戸前中納言齊昭あり、外藩に、薩州侯島津薩摩守齊彬あり。

一は、鎖國の意見を持し、一は、開國の方針を執る、其政策の相異なること、氷炭の如く、枘鑿の如し。

阿部伊勢守正弘、既に、齊昭を薦めて、顧問とす、更に、齊彬を引き、外援となさんと欲すること、日久し。

越前中將慶永は、正弘の姻戚にして、又齊彬の親友なり、正弘、曾て、慶永に向ひて、

『水野越中守の老中たりし日、公儀を倒すものは、薩摩なり、油斷すべからずと語りしことあり、此儀、如何存ぜらる、や』

と問へば、慶永、

『否な、島津は、公儀の爲めに、不忠を存するものにあらず、一夕、拙邸に臨まるべし、我れ、齊彬をも招きて、紹介すべし』

と語り、數日を經て、正弘と、齊彬とを、常盤橋内の邸に招く。

二人、互に、胸襟を披きて、惘談し、一見、舊相識の如し、正弘、是れより、齊彬の信賴すべきを知る。

齊彬の父大隅守齊興に、嬖妾あり、由良と呼ぶ、江戸高輪船宿の女なり、齊彬を除きて、其産める三郎久光を、立てんと欲し、内訌、常に絶えず。

齊彬の親友宇和島侯伊達遠江守宗城、書を正弘に贈りて、齊彬の救護を請ひ、齊彬の大叔父筑前侯黒田美濃守齊博も、亦、請ふ所あり。

正弘、時の將軍家慶に請ひ、家慶、乃ち齊興を召して、手

づから、茶壺を賜ふ、是れぞ、退隱を諷するもの。

齊興、竟に、致仕し、齊彬、代りて立つ、島津氏、是れより安し、時に、嘉永四年二月、齊彬、年四十二。

齊彬、爾來、正弘を徳とすること深く、其親交、益々厚し、或は、新造船昇平丸を獻じ、或は、正弘の命を承けて、小銃五十挺を、製造する等、一意、奉公の誠を輸す、曩に、三國の條約書を、諸侯に頒布するや、齊彬の斡旋盡力せるもの、此に基づく。

正弘、既に、齊昭に結び、又齊彬に結ぶ、齊昭の子中納言慶篤の室は、將軍家定の妹なり、正弘、更に、家定の爲めに、齊彬の養女を、聘せんとす。

家定の世子たりし日、鷹司關白實道の女を娶る、嘉永元年、其薨するに及び、一條前關白實道の女を娶り、又薨す。

齊彬の叔父島津安藝の女篤子、才名あり、正弘、之れを容れて、家定の側室となさんと欲し、内意を齊彬に通ず。

齊彬の之れを辭するに及び、更に、篤子を、近衛左大臣忠熙の養女として、夫人となさんとするの意を傳へ、初めて、其同意を得たり。

齊彬の室は、一橋家の女なり、大奥に出入して、勸説する所あり、事、全く調ふ。

齊昭、聞きて、憚らず、東照公の敵たる薩州臣下の女を納るゝを、不可とせしと雖も、既に、島津薩摩守重豪の女、入つて、十一代將軍家齊の夫人となりし先蹤あり、敢て、異例とするを得ず。

是に於て、安政三年十一月、竟に、篤子を迎へて、家定の配とす、後に、天璋院と言ひしは、是れなり。齊彬、是れより、益々心を傾けて、幕府を援く。

四〇 米使の着任

機運は、次へ、次へと、旋轉して、止まず。

三國訂約の問題、無事に經過して後、纔に數月、外交上の一難事、又忽ちにして起る。

安政三年七月十七日、米國軍艦、復た下田に入り来る、艦中に、總領事タウンセント、ハルリス在り、奉行井上信濃守清直を訪うて、

「日米修好條約に依り、下田駐割の領事として、來任せ

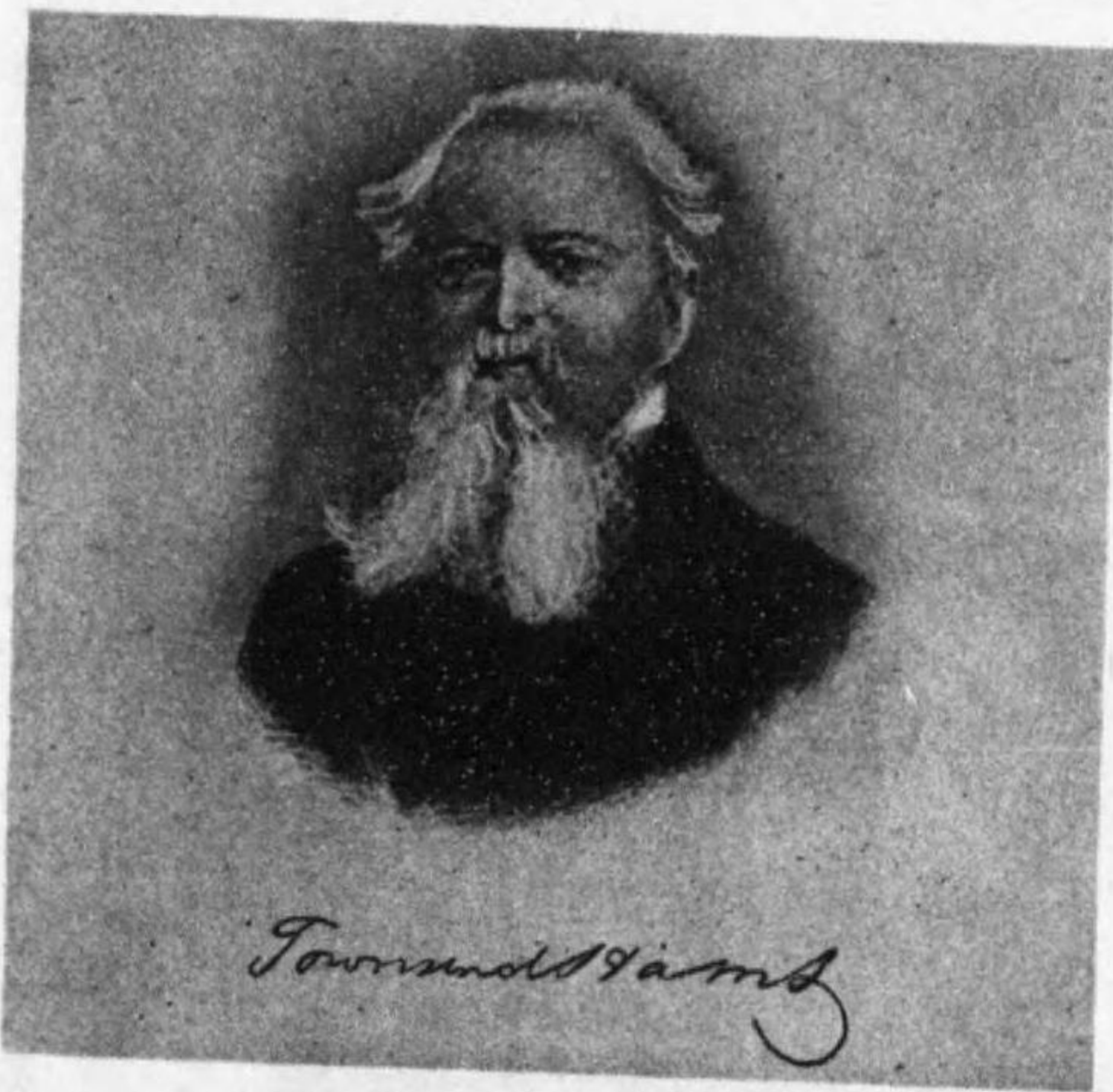
り

との旨を告げ、且、

「我れ、江戸に到り、將軍に謁して、國書を奉呈し、且、閣老に面會して、親しく、貴國の大事を告げんと欲す、宜しく、江戸へ、執達せらるべし」

と述べ、清直、

米國總領事ハリス



「貴官來任の事は、江戸に報じて、命を請ふべし、國書は、我れ、之れを受けん、且、其告げんと欲する事も、我れ、之れを聞かん」

と言へば、ハルリス、

「國書は、將軍に謁見するにあらざれば、奉呈しがたし、我が告げんと欲する事、亦、閣老にあらざれば、之れを言ふこと能はず」

と答へて、復た取合はず、清直、乃ち急使を馳せて、之れを江戸に報ず。

諸閣老は、意外なり、日米修好條約第十一條には、

兩國政府に於て、據なき儀之あり候模様により、合衆國官吏のもの、下田に差置候儀も、之れあるべく、尤も、約定調印より、十八ヶ月後に、之なく候ては、其儀に及ばず候事

とありて、米國政府、固より、官吏を、下田に置き得べしと雖も、其任意を以て、之れを置き得べきにあらす、閣老、乃ち、

「既に、兩國政府に於て、據なき儀、之れあり云々とあるからは、其官吏を置くの前に於て、豫め、兩國の協商を、經べきもの」

となし、清直をして、其旨を、通知せしむ、何ぞ知らん、

是れも、亦、我が誤譯ならんとは、ハルリス、英文を證して、

玉泉寺 玉泉寺は伊豆國賀茂郡下田町に在りタウンセント・ハリスの初めて米國總領事館を置きし處實に外國使館の嚆矢たり



「日米修好條約第十一條は、一此條約調印の日より、十八箇月經過の後、何時たりとも、合衆國政府は、下田駐割の領

事、又は事務員を、任命することを得、但し、兩政府の一方、右の處置を、必要なりと認めたる場合に於てすべきものとす」と解釋すべきものにして、今は、既に、條約訂結後十八箇月を、經過せり、米國政府總領事を置くを、必要と認めて、我れを派遣す、日本政府、決して、之れを拒絶するを得ず』

と主張し、敢て、一步も譲らず。既に、批准交換の期限に就ても、誤譯あり、今又、領事駐割の問題に就ても、亦、誤譯あり、是れ、英文を蘭譯し、更に、和譯する間に、斯かる誤謬を、來したるもの、幕府、今は、奈何ともすべからず。

八月四日、米艦、ハルリスを、下田に留めて、何處へか去る。幕府、乃ち命じて、ハルリスを、柿崎玉泉寺に置く。

此月九日、ハルリス、初めて、總領事旗を、竿頭、高く掲ぐ。

領事駐割問題は、斯くして決せり、左れども、ハルリスの使命は、此に盡きず、外交上の難問題は、尙、此外に存す。

四一 外務の専任

ハルリス、既に、玉泉寺に入る、更に、進んで、江戸に入らんと欲し、書を閣老に贈りて、重大事件を、面陳せんことを告ぐ。

重大事件とは、如何なる事ぞ、聞かば、或は、憂を増さん、聞かざれば、則ち心に關す。

阿部伊勢守正弘、人心の激昂を來さんことを虞れて、輕々しく、江戸に入る、を欲せず、目付岩瀬肥後守忠震を、下田に遣はし、奉行井上信濃守清直、中村出羽守時萬と與に、ハルリスの所見を、叩かしむ。

八月二十四日、忠震、下田に到り、清直、時萬の二人と與に、ハルリスと、會見す。

ハルリスは、久しく、清國に駐割して、事務老練の名あり、具さに、世界の形勢、列國の事情を陳べ、日本の舊制を守り、孤立の地位に在るは、斷じて、國家の存立を計る所以にあらざるを説き、閣老の爲めに、日本の執るべき政策を、縷陳せんことを告ぐ、熱誠の心、色に露はる。

忠震、夙に、開國進取の意見を懐く、ハルリスの言を聞き、益々感ずる所あり、江戸に歸り來りて、各國貿易を開

米國軍人の墓

此れは伊豆國賀茂郡下田町玉泉寺にある米國海軍々人の墓なり是れ下田碇泊中に死去したるもの



くの急務なるを説く。

時に、英國水師提督ホウリング、長崎に來りて、通商貿易を請はんとし、和蘭商館長、爲めに忠告する所あり。鎖國の國

是、一轉して、修好の條約となり、修好の方針、一轉すれば、開國の

政策となる、正弘、是に於てか、百尺の竿頭、更に、一步を進めんと欲するの意あり。

九月十七日、勘定奉行川路左衛門尉聖謨、水野筑後守忠徳、大目付伊澤美作守政義を、水戸の邸に、遣はして、通商貿易の已むを得ざる所以を説かしむ。

左れども、齊昭は、攘夷の意見を以て、終始するもの、貿易を開くの結果、物價の騰貴を促がし、國民の窮困を來さば、民心、竟に、離叛せんことを述べて、反對の意を表す。幕議、未だ決せず、ハルリス、益々書を贈りて、出府を求む。

十月、正弘、其可否を、海防掛に問ふ、海防掛は、外國事務を取扱ふもの、大目付跡部甲斐守良弼、土岐丹波守頼旨、筒井肥前守政憲、伊澤美作守政義、勘定奉行川路左衛門尉聖謨、目付岩瀬肥後守忠震、鞆殿民部少輔長鏡、一色山城守直温、永井玄蕃頭尙志、大久保左近將監忠寛、津田半三郎正路、勘定吟味役塚越藤助等、皆、一時の雋良なり。

『既に、和蘭商館長參觀の例あり、締約國の官吏を、江戸に招くも、何の不可あらん、閣老の會見をも、許す

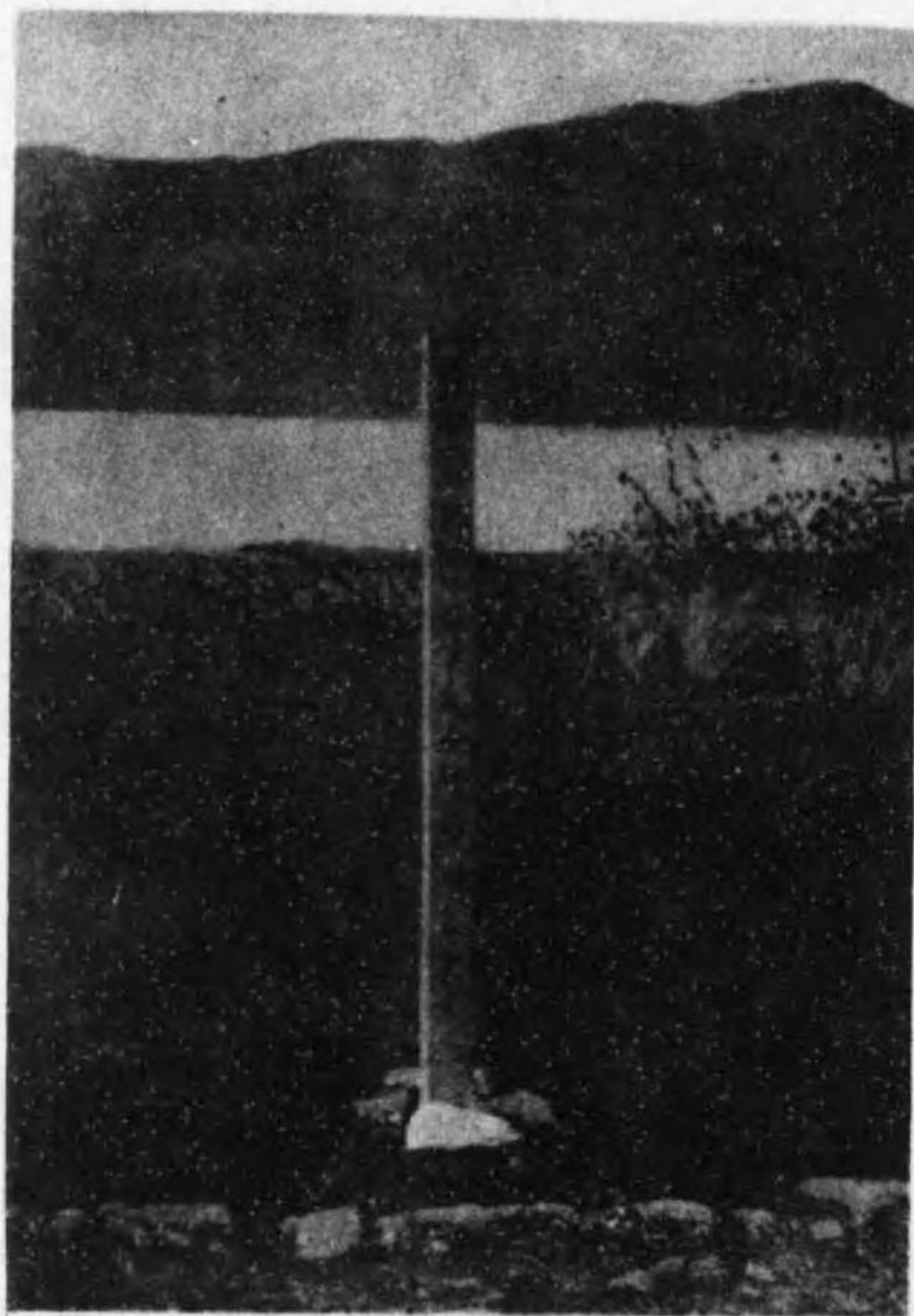
べし、將軍の謁見をも、允すべし、彼れの強要に會うて、後、許さば、我れの好意、徹せず、却つて、後日の惡例を貽さん』

と答へて、其意見、著しく、變化し來る、堀田備中守正睦、亦、之れを是なりとし、關係に向ひて、

『宜しく、ハルリスを、江戸に招きて、面談すべし、許否の權、我れに在り、利あらば、之れを許し、然らずん

露艦建造所址

此れは伊豆國賀茂郡戸田村牛ヶ洞にして露艦を建造せしは實に此ところ



ば、之れを拒まんのみ、我れに、一任あらば、緩急、宜しきに應じて、處置せん、決して、國威を損するが如きことなかるべし』

と説く、左れども、急遽に、舊慣を破壊せば、人心激昂の虞あり、正弘、

『條約外の事は、我れ、之を拒むの辭あり、遽かに、外人の入府を許すは、不可なり』

と述べて、同意せず。

既にして、正睦の説を贊する者、漸く多し、是に於て、正弘、意を決して、將軍家定に、言上する所あり、十月十七日、家定、特に、正睦を召して、外國事務總裁となし、

『近來、外國の事情も之あり、此上、貿易の儀、御差許相成る儀も、是あるべきに付、外國御用取扱、仰付けられ候云々』

との辭令を交附す、外交の事、是れより、一に、正睦の方寸に出づ。

四二 外人の待遇

堀田備中守正睦、既に、外國事務總裁に任ぜらる、乃ち外交上の根本問題に對して、解決を試みんと欲す。

此月二十日、若年寄水野筑後守忠徳、及び大目付跡部甲斐守良弼以下、各海防掛の、改めて、外國御用掛を命ぜらるるや、正睦、一同に對して、

『方今の急務は、國力を充實し、士氣を振興するの二事に存す、凡そ、強兵の實は、富國より生じ、富國の術は、貿易互市を以て、第一とす、即今、乾坤一變の機會に乘じて、和親同盟を結び、廣く、萬國に航して、貿易を通じ、彼が所長を採りて、我が不足を補ひ、國力を養ひ、武備を壯んにし、威徳を、世界萬邦に布きて、全地球中の大盟主と仰がれ候様の御處置、之れありたし』

この抱負を諭示し、更に、
一、外國に對するには、隣國に交はるの道を以てすべきか、夷狄を處するの道を以てすべきか。
一、互市を開かんこと、公然、之れを發表すべきか。

一、之れを發表するに於ては、彼れの願ひを待つて、許すべきか、我れより、通すべきか。

一、長崎、下田、箱館の三港に、外國商館を設置するの利害如何。

一、和蘭商館長、米國官吏の出府を許可するの可否如何。

一、下田港を、他に變更するの得失如何。

一、露、英、米、蘭四國に對する待遇の輕重如何。

其他の數項に就て、諮問する所あり。

此問題の決定せざる間は、勢ひ、ハルリスとの交渉を、進行すること能はず。

左れども、ハルリスは、手を束ねて、空しく、我が回答を待つものにはあらず。

ハルリスの居館玉泉寺の附近に、我が衛兵あり、ハルリス、其自由を束縛し、威嚴を毀損するとの故を以て、撤兵を求むること數次、奉行、依違して、決せず。

ハルリス、怒つて、嚴談するに及び、奉行、漸く此れに應ず。

ハルリス、初めて、高壓手段の有効なるを知り、其態度、

是れより、強硬となり、書を閣老に贈りて、出府を求む。時に、幕府の意見、尙、未だ決せず、安政四年正月、下田奉行に、全權を委ねて、ハルリスと、談判せしむるに決す。是に於て、下田奉行井上信濃守清直、中村出羽守時萬の二人、二月二日を以て、ハルリスを、奉行所に招き、閣老贈る所の緞子五卷を交附し、更に、其書翰を附與す。

ハルリス、玉泉寺に、歸り來りて、英譯せしむれば、兩國交渉の件を擧げて、下田奉行に委任せし事、及び重大事件も、亦、奉行に、陳告せられたしとの意を記す、これぞ、ハルリスの出府を阻まんとするもの。

ハルリス、下田奉行の官職、卑く、權力、亦、輕きを知りて、之れと議するを欲せず、飽までも、江戸に赴きて、閣老と、面談せんことを強ゆ。

偶々、在長崎の和蘭商館長、亦、英國の日本に對して、特別の手段に出づるやも、計りがたき旨を警告す。

幕府の寒心、大方ならず、二月二十四日、正睦、特に、外國掛の諸有司に對して、

「既に、寛永以來の祖法を、變通して、和親の約を結ぶ、

宜しく、寛永以前の政策に、準據して、待遇の法を改むべし、徒らに、從來の慣例に、拘泥して、瑣末の事項をも、拒斥し、遂に、外夷の怒を醸さんこと、寔に、無算の事にあらずや、萬々一、砲聲一響せば、悔ゆとも、及ぶべからず」

四三 米人出府問題(上)

外交上、一の難件を生ぜし際、一の不幸、又忽ちに生ず、閣老阿部伊勢守正弘の危篤に陥りしこと、是れなり。

正弘、此年三四月の交より、身體の違和を覺え、五月に入りてよりは、胸痛、漸く烈しく、竟に、屢々、缺勤するの止むなきに至れり。

此間、下田奉行井上信濃守清直、中村出羽守時萬の二人、ハルリスの爲めに、迫られて、規定書八ヶ條を協定し、五

月二十六日を以て、記名調印を行ふ、金銀貨量目の如き、治外法權の如き、皆、此れに規定せられて、他日の累を貽す。

六月四日、閣老の、此規定書を、公布するに及んで、世論益々、盆起するに至る。

此時に方りて、正弘の疾ひ、益々篤く、復た事を視る能はず、此月十七日、終に、起たず、年三十九。

正弘、時勢を視るの明あり、夙に、開國進取の止むべからざるを知ると雖も、國論の沸騰、民心の離叛を虞れて、敢

阿部正弘



て、急劇の變革を行はず、急漸兩派の意見を、調和し、開鎖兩黨の所論を、鹽梅し、寸進尺歩、徐ろに、

開國互市の政策を施さんと欲す、痛快の斷なしと雖も、亦、喧囂の論を招かず、斯人、歿して、幕府の政策、一變し、竟に、紛擾に次ぐに、衰亡を以てす、時人、之れを惜む。ハルリス、下田に來りてより、既に一年、尙、未だ出府の目的を達せず、幕府の、英國の清國に勝ちたる餘威に乗じて、日本に迫るを恐るゝを知るや、忽ち、奇貨、居くべしとなし、

「英國、兵力を以て、日本を脅迫し、清國同様の條約を結ばんことを、迫らば、貴國、此れに對して、如何に處置せんと欲せらるゝぞ、英國の要求は、米國の如くに、緩漫にあらず、英國の態度は、米國の如くに、溫和にあらず、其求むる所、必ず、過大ならん、余は、日本と、米國との爲めに、利益ある條約を結ばんと欲するの外、他志なし、日本の爲めに計るに、英人の來るに先だちて、早く、米國と、條約を結ぶに、若くはなきなり、英人、後れて來らば、貴國、此れに答へて、米國同様の條約ならば、則ち訂結せんと言はれよ、英人、復た此れより多くを、要求するを得ず、若し、萬一、之れを要求せんか、

米國は、貴國を助けて、英國に當らんことを辭せず、貴國、唯、速かに斷せよ』

と且つ勸め、且つ迫る、半ば、敵の如く、半ば、味方の如し。

難局を切り抜くるの才ある正弘は、今は在らず、切り抜けたが難問は、俄かに、頭を擡げ来る。

堀田備中守正睦、外國の事情に、通曉する丈け、左して、自國の形勢を、顧慮せず、土岐丹波守頼旨、林大學頭煒、筒井肥前守政憲、川路左衛門尉聖謨、鶴殿民部少輔長銳、永井玄蕃頭尚志等と謀りて、斷然、ハルリスを、江戸に延見するに決し、七月二十三日、先づ、水戸前中納言齊昭の内願に依りて、其海防掛顧問、及び兵制改革事務總裁の兩職を免じ、其翌二十四日、下田奉行に、訓令を發して、

『米國官吏の國書を奉呈し、重大事件を、面陳せんとするの件、斯くまで、詰論に及べる上は、最早、此上の取計ひ方も、之れあるまじく、重大事件の面陳は、姑く措き、國書奉呈の事は、其登城謁見の際、閣老、之れを受くべく、其期は、九月下旬の豫定なり』

との意を、ハルリスに、通知せしむ。

此事、外間に傳はるや、異議、紛然として、忽ちに湧く、其急先鋒たりしものは、實に、齊昭父子、其人たり。

四四 米人出府問題(中)

外人の出府を以て、城下の盟の如くに、思惟せしは、當時の見、比々、皆、然るところ。

阿部閣老の慰藉に依りて、忍びに忍びたる齊昭の不平も、今や、俄然として、破裂せり、越えて二十六日、當主中納言慶篤と謀りて、國老を遣はし、

『米國官吏登城謁見の事たる、事情、止むを得ざるに出づると雖も、若し、此一事を許さば、更に、如何なる要望をなさんも、計るべからず、且、夷狄の書中、何事を記するやも、知るべからず、一たび、受けて、復た之れを還さんとせば、彼れ、必ず、怒つて、應ぜざらん、是れ、神君以來の威徳に關す、特に、夷狄を君前に近づくるは、事、甚だ危険なり、假令、鄙見を容れられざるも、三家の地位として、陳言せざるを得ず』

との旨を陳告せしむ、諸侯、亦、此れに反對するもの多し、左れども、正睦は、外交上の事情に通ず、是等の異論を聞けども、

『米國總領事の、將軍に謁見を請ふは、使臣たるの節にして、閣老に、大事を告げんとするは、友邦たるの誼なり、復た何の疑ふべきことかあらん、衆議は、過慮なり、用ふるに足らず』

と稱して、敢て動かさず、閣老は、之れを外交の常事とすれども、齊昭は、國家の屈辱と思惟せり。

『若し、之れをしも忍ぶべくんば、天下何事か、忍ぶべからざらん、閣老を諫諭するも、聽かれずんば、京都に、手を入れて、阻むの外に道なし』

とは、齊昭の私かに決意せるところ。

幕府の制、諸侯の公卿と交際を禁すと雖も、其互婚を禁ぜず、齊昭の姉は、二條内大臣齊信にも嫁し、鷹司關白政通にも嫁し、又齊昭の夫人吉子の方は、有栖川織仁親王の御女にして、慶篤の夫人線子の方は、將軍家慶の養女とは言へ、亦、實は、有栖川織仁親王の御女なり。

所謂、京都手入れには、屈竟の便あり、是に於て、齊昭「此度夷情切迫之儀に付、存寄申上候次第」と題する長文の建白書を、京都に上つりて、幕府の政策を、根底より覆へさんとす、

天下古今の形勢を、御洞察遊ばされ、今度、彌々和議相定まり、暫時、泰平相續き候とも、必ず、御國の御大變と思召され、御英斷遊ばされ候方、然るべくと、存じ奉り候、假令、萬一、御主意に、叶はせられずとも、此度の事を誤り候は、全く、幕府の諸役人共の所爲にて、朝廷にて、決して、其思召に之れなしと申候へば、又々、天下有志の士、大小名初め奮發致し、恢復仕り候期も、之あるべく、左なく候ては、皇國の恥を萬國に晒し、國體も、相立たざる様に相成り、其上、天下後世よりは、當時、幕府諸役人の罪は、誠に數ふるに暇あらず、朝廷も、又人なしと見え、此の如き大變に當り、遂に、一言も之なく、傍觀せられ候と申す事、實に、殘念千萬に存じ奉り候。

とは、實に、其末文の一節にして、此書、一たび出て、よ

り、志士の奮興を促がすと與に、遂に、抜くべからざる京都の干渉を促がし來れるこそ、是非なけれ。

此建白書は、偽作なりと言ふものあり、福地櫻痴の如き、其一人なり、勝海舟は「此御書、偽作やの説を聞く、未だ詳かならず、されども、是に類せし御書、御上げありしは、一定の御事なり」と自著籙の茨に記せり。

四五 米人出府問題 (下)

正陸は、世に、西洋堀田と稱せられたる人、外國の使臣を延見するは、締約國當然の禮式なりと思へば、毫も、反對論の爲めに、其方針を變ぜず、七月朔日、下田奉行に對して、

「米國官吏の出府、謁見の事は、既に、治定せりと雖も、列侯の意見、未だ一致せず、且、京都、并に列侯に、通達して、政府の大儀を、處置せらるゝに付、暫く、出府延期あるべし」

との旨を達したれども、是れ、唯、九月下旬出府の豫定を、少しく、延期せんと欲したるに止まり、敢て、其出府を中

止せんと試みたるものにはあらず、其翌二日には、更に、外國掛の諸有司に命じて、謁見、應接の禮式を、定めしむ。左れば、諸侯反對の氣焰は、漸く高まり來り、八月に至りては、溜間詰の諸侯、連署して、一篇の上書を、將軍家定に呈して、

「仄かに承はる、幕下、近日、米使の謁見を許し、且、之れを待つや、和蘭より重きこと、一等なりと、是れ、幕下、一朝にして、累世の職掌を亡ぼすものにあらずや、今、米夷の謁を許さば、諸蕃、必ず、踵を接して、來つて、之れを求めん、幕下、豈、一々、之れを見んと欲するか、且、夫れ今日謁見を許す時は、大に國體を損し、前日國辱を雪ぐの令、亦、行ふべからず、何を以てか、信を天下に取らん、今や、事、既に決すと雖も、某等、世々、重恩を承く、瑣事と雖も、知つて、争はずんば、却て、不臣の罪を獲ん、敢て、此言ある所以なり」

との意を陳ず、正陸、亦、溜間詰たり、曩に、其突如として、入閣するや、同席たる井伊掃部頭直弼の勸告に出でしものならんとさへ、疑はれたるに、計らざりき、今や、直

弼を初めとして、全員一致、此れに反對せんとは。

正陸、敢て、是が爲めに、屈撓せず、愈々十月を以て、ハルリスを、江戸に延見するに、一決し、八月二十八日を以て、公然、左の布達を發せり、

豆州下田表滞留の亞墨利加官吏、國書持參、江戸參上の儀、相願ひ候處、右は、寛永以前、英吉利人等も、度々、御目見仰付けられ候御先蹤も之あり、且、條約取替はせ相濟み候國々の使節は、都府へ罷越候儀、萬國普通の常例の趣に付、近々、當地へ、招呼ばれ、登城拜禮仰付けらるべしとの御沙汰に候、此段、心得の爲め、向々へ、相達すべく候。

米使の出府問題は、是れにて、決定せり、實にも、家康は、英國の使節を初め、外國の使臣を、接見せしことあり、歴代の將軍は、朝鮮の聘使を、延見せしこと、亦、珍しからず、況して、締約國の使臣を接見し、國書を受授するは、普通の禮式なり、國辱にもあらず、失態にもあらず、正陸の此處置たる、唯、當然の事を、當然の日に、行はんとするに過ぎず。

左れども、當時に在りては、突飛の政策なり、破天荒の處置なり。

「夷狄をして、都門の地を、汚がさしむるは、國辱なり、城下の盟を、結ぶものなり」

と憤慨するもの少からず、不平の聲、不滿の聲、日々に、高まり來りて、都下の人心、漸く騒然たり。

四六 米使の謁見

左しも、難案たりし米使の出府問題も、愈々決せり。

十月七日、米國總領事タウンセント、ハルリス、通詞ヘール、ヒウスケンを從へて、下田を發し、陸路六日を経て、十四日、江戸に著し、其旅館と定められたる雉子橋外の蕃書調所に入る。

翌十五日、大目付土岐丹波守頼旨、上使として、旅館に臨み、遠來の勞を慰めて、物を賜ふ。

十八日、ハルリス、閣老堀田備中守正陸の官邸に到りて、國書の謄本一通を呈す、正陸、吏員に命じて、和譯せしむれば、ハルリスに、全權を委ねて、通商條約を結ばしめん

とするの旨を記す。

修好條約を以て、甘んぜず、更に、通商條約を結ばんとするもの、實に、米國の希望にして、又ハルリスの使命なり。ハルリスの登城謁見すべき期日は、愈々二十一日と決す。志士の憤慨は、日一日より、昂進し來れり、白刃を懷にして、ハルリスを、刺さんとし、事、露はれて、捕へられしものさへあり、人心、益々穩かならず。

既にして、登城謁見の日は、愈々來る。

二十一日、總領事ハルリス、通詞ヒウスケンの二人、下田奉行井上信濃守清直に、導かれて、旅館を出で、ヒウスケンは、大手の下馬、ハルリスは、下馬橋外に於て、駕を下り、大手門を入りて、玄關に到る。

大目付、目付、各一人、階上に出で迎へ、先導して、殿上の間に入る。

外國掛本多越中守忠徳以下の諸有司、來りて、對面す、尋で、大廣間車寄の際なる假控所に入る。

謁見席は、大廣間なり、上段には、厚疊七枚を重ね、錦を以て、之れを包み、其四角に、大總おほなまを附す、之れを將軍の

席とす。

上段は、左右の簾を垂れて、中の一間のみを褰げ、中段、并に、椽通りは、盡く、簾を捲き上ぐ。

下段の西の方には、溜間詰の諸侯松平讃岐守頼胤、井伊掃部頭直弼、松平越中守定猷、松平民部大輔忠矩、忠國嫡子、松平宮内大輔頼總、頼胤嫡子、酒井雅樂頭忠顯等、順を追うて坐し、東の方には、閣老堀田備中守正睦、松平伊賀守忠固、久世大和守廣周、内藤紀伊守信親、脇坂中務大輔安宅、京都所司代松平美濃守忠民等、儼然として坐す。

中段西の椽側には、雁の間詰四品以上の諸侯、二の間、三の間には、諸大夫の諸侯、雁の間諸侯、奏者番、菊の間の諸侯以下、茶羅星の如くに、居竝ぶ。

頓て、警蹕の聲、起るや、將軍家定、立烏帽子、直垂にて、出座あり、閣老久世大和守廣周、先導を承はり、小性、太刀、刀を捧げて、後より従ふ。

下田奉行、ハルリスを導きて、下段の二疊目の所に到り、通詞ヒウスケンは、國書を捧げて、板椽に控ゆ。

ハルリス、先づ、大統領の口上を陳べ、次に、將軍の上意

あり、終りて、國書を、正睦に呈し、三拜して退く。

既にして、ハルリス、復た下田奉行の先導にて、最前の席に出で、謹んで、

「タウセント、ハルリス」

と披露し、改めて、謁見せし後、又假控所に退く。

尋で、ハルリス、ヒウスケンの二人を、柳の間に召し、三汁十菜の日本料理を饗し、ハルリスに、時服十五領を賜ふ。當日の式、是れにて終る。

ハルリス、下田に來りて後、一年二ヶ月、初めて、登城謁見の目的を達す。

四七 米使の演説(上)

米使ハルリス、既に、謁見の目的を達せり、越えて二十一日、更に、重大事件を、面陳せんが爲めに、閣老堀田備中守正睦を、其官邸に訪ふ。

外國掛跡部甲斐守良弼、土岐丹波守頼旨、筒井肥前守政憲、伊澤美作守政義、川路左衛門尉聖謨、岩瀬肥後守忠震以下の有司、及び下田奉行等、皆、列席す。

ハルリス、時に、風邪に冒され、被り物の儘にて、席に着く、先づ正睦に向ひて、

「風邪、未だ快からず、願はくば、此儀を恕し給へ」

と述べて、被り物の無禮を、謝すれば、正睦、鷹揚に、唯一言、

「御遠慮なく」

と答ふ、双方の挨拶、終れば、ハルリス、起つて、重大事件の演説を始め。

「今日、余の陳述せんとする所は、極めて、重大の問題なり。

我が大統領、貴國の大君殿下を、信愛すること厚く、貴國の幸福を、希圖すること深く、特に、余に命じて、其意を致さしむ。

故に、余の陳ぶる所は、皆、盡く、大統領の意志なり、決して、余が一家の私言にあらず。

抑々貴國の、外國と締約せらるゝこと、實に、我が米國を以て、嚆矢とす、是れ、米國の光榮とする所なり。

由來、米國は、東洋に、版圖を得んことを願はず、又他

國の領地を、奪はんことを欲せず、是れ、國法の禁ずる所なればなり。

遠隔の邦國、我が聯邦たらんことを請ふと雖も、皆、拒んで、納れず、今を距ること三年前、サントーウキス島、亦、我が版籍に歸せんことを請ひしも、又辭して、應ぜざりしなり。

米國の地積、廣大なりと雖も、未だ會て、尺寸の地をも、干戈を以て、奪はず。

他國と、同盟することありと雖も、唯、條約を以てなせるのみ、未だ干戈を以てなせることあらず、是れ、實に、我が米國の法制なり」

開口、先づ、米國の平和主義を説きて、疑懼の念を散せしめ、更に、進んで、歐米の形勢に、論及す。

「五十年以來、歐米の形勢は、著るしく、變化し來れり。蒸氣船の發明せられてより、天涯も、比隣となり、電信機の案出せられてより、千里も、一瞬に通ず。

電信機を以てすれば、江戸と、ワシントンと、暫時の間に、通信すべく、蒸氣船を以てすれば、カリホルニヤよ

り、貴國に、十八日にして、航行すべし。

此文明の機關あり、故に、諸國の貿易、皆、盛大にして、其國力、亦、富強ならざるはなし。

西洋各國の親睦、殆ど、一種族の如くなるもの、一に、此文明の利器あるに由らざらんばあらず。

既に然り、若し、修好を欲せざるの國あらんか、西洋諸國の、之れを除かんと欲すること、亦、勢ひの止むべからざる所にあらずや」

一語、七首を執つて、直に、他の胸部に擬するの概あり。

「何れの國か、交際を欲せざらん、其交を結び、盟を訂すに、二個の要件あり、使臣を、國都に駐割せしむること、其一なり、兩國人民の貿易を自由ならしむること、其二なり。

貴國の爲めに計れば、速かに、此二事を、遂行するに若かず、是れ、米國の望むところ、他の諸國、亦、然らん。然れども、是れ、唯、貴國の爲めに、言ふのみ、米國の強て請ふ所にはあらず。

如何に、御了解ありしや」

と問へば、正睦、

「一應、了解せり」

と答ふ、演説は、愈々進んで、重大問題に入れり。

「今や、日本の危機は、既に、頭上に落下し來れり、見よ、英國、及び歐洲諸國の來つて、大に要求せんとしつつあることを。

曩に、英國水師提督スタリング、貴國に來りて、條約を結びたりと雖も、英國政府、之れを以て甘んぜず、他の諸國と同じく、通商貿易を開くにあらざれば、止まざらんとす。

英國の態度は、強硬なり、日本と一戦するにあらずんば、其望みを達すべからずとの意志を懷く。

其故如何、請ふ、余をして、少しく、説明せしめよ。

英國の屬地、東印度に在り、最も富實と稱せらる、爾も、英國、窃に恐る、其竟に、露國の爲めに、奪はれんことを。

近來、英佛二國の同盟して、露國と戦へるもの、露國の他國を蠶食するを憎めばなり、薩哈連、アミールを領取

するを憎めばなり、其地より、滿洲、清國を侵略するを憎めばなり、露國、若し、滿洲に入り、清國を取るに至らば、更に、長驅して、東印度を取らんこと、難きにあらず、英露の衝突、竟に、起らざる能はず。

然れども、事、此に至らば、英國は、勢ひ、之れを防ぐこと能はざらんとす。

英國、實に、之を知る、是に於てか、貴國の蝦夷箱館を得て、露國の背後を衝き、以て、其南下の勢ひを、制せんと欲す。

英國、若し、薩哈連、蝦夷を取るに及ばず、幾個の艦隊を以て、露領東薩加と、ベートルスボルグとの聯絡を、斷つを得ん、英國の、久しく滿洲、蝦夷を覬覦する所以、是が爲めなり」

七首、既に、胸部を洞くの感あり、諸有司、皆、駭然たり。

「今、貴國と、清國とは、西洋諸國と訂交せず、俱に、孤立の位地に在り。

余、大統領の命を以て、清國の事情を、研究する所あり、今を距ること、三十年前、彼の國、英國と、干戈を交ふ、

當時、英國の使臣、北京に駐劄せんか、清國、何ぞ、其禍ひを受くることあらんや、唯、其れ駐劄せず、故に、外交の事は、之れを廣東總督に委ねて、政府、自ら關す、總督暴戻、英人を虐待して、終に釁隙を開き、百萬の人命を失ひ、數所の港灣を略せられ、南京、亦、占領せられんとし、兵敗れ、策盡きて、和を請ひ、又償金五百萬餘兩を納るゝの止むなきに至る。

然れども、清國の損害たる、何ぞ、百萬の人命と、五百萬の償金とのみに、止まらんや、此一戰の爲めに、巨資を費やし、國力を竭くして、其疲弊、先きに韃靼と戦へる時の比にあらず。

然るに、清國、尙、懲りず、近日、再び葛藤を生じて、今や、英佛兩國の大兵、北京に向ひつゝあり、其勝敗、未だ知るべからずと雖も、聯合軍、若し、勝ちを得ば、其結果や、即ち如何。

佛國は、朝鮮に屬望し、英國は、臺灣に垂涎す、清國、和を請はゞ、二國、或は、之れを要求せん、然らざるも、再び、償金を出ださんこと、固より、免かるべからず。

なり。

最善の勝利よりも、最悪の無事に若かずとは、西國名將の言へる所、貴國、我國と和を結ば、他國、亦、之れを標準として、復た其以上を要求するを得ざるべし。

我が大統領は、貴國の名譽を損せず、友邦の敬禮を失せず、只管、樽俎の間に、盟約を結ばんと欲す。

是故に、我が使船には、兵器を載せず、武備を設けざるなり、貴國、此時に、和を結ぶ、誰れか、之れを屈辱なりとせん。

英國は、五十隻の軍艦を率ゐて、貴國の濱海に來らんとす。

一人と、約を結ぶと、五十隻の軍艦を率ゆるものと、盟を訂すと、知らず、孰れか榮、孰れか辱なる』

と論及し、更に、

『余、此頃、香港に過ぎり、英國水師提督ジョン、ハウリングに逢うて、使事を語れり、余の貴國に來りてより、彼れ、四たび、書を寄す、其中に「我れ命を奉じて、日本に到らば、彼の國人の未だ曾て見ざる程の艦隊を率ゐ

若し、早く、兩國の使臣を、北京に駐劄せしめ、以て、彼此の親睦を敦うせば、何ぞ、此禍患を受くることあらんや。
殷鑒、遠からず、近く清國に在り、貴國、尙、察せざるか』

所謂、重大事件とは、即ち是れなり。

四八 米使の演説(下)

ハルリス、一轉して、清國に於ける阿片の慘毒を、縷陳し、
『貴國、若し、我國と、盟約を結ば、中に、阿片嚴禁の一ヶ條を設くるも、可なり、萬一、我が國人、之れを輸入するあらば、貴國、焚棄せらるゝも、亦、憾みなし』
と述べて、阿片防禦の策としても、日米條約を訂結するに若かざるを諷し、日本、若し、英國と、交戦すると、假定するも、汽船なく、巨砲なくして、到底、勝算なきことを斷論し、且、

『凡そ、戦は、終に、和に歸せざるを得ず、我が大統領は、戦をなさず、唯、禮讓を以て、和を講せんと欲する

て、直に、江戸海に入らん、其要求の一は、使臣を江戸に置くに在り、若し、我が欲する所を得ずんば、唯、一戰あらんのみ』と説く、其未だ來らざるは、清國との戦争、未だ局を結ばざればなり、若し、局を結ば、佛人、亦、俱に來らん。

彼れが最後の書には「軍艦五十隻を率ゐて、往かん」とあり、清國との戦争、決して、久しきに彌るべからず、其局を結びて、英佛兩國、並び來らんこと、遠きにあらず、閣下、請ふ同僚と議して、速かに、此れに處するの策を講ぜよ。

貴國、若し、我國と締盟せんか、余は、貴國の爲めに、英佛二國の提督に向つて告げん「我が政府、既に、日本と約を結べり、諸國も、亦、當さに此の如くなるべきなり」と。

然らば則ち、彼れ、亦、多くの艦隊を率ゐ來つて、脅迫の態度に出づるを爲さず、無事に、其局を結ばんこと、明白なり。

余、此事を告げんと欲して、機を待つこと久し、今日、

閣下に謁して、初めて、胸底の所蘊を盡す、一世の幸榮、何物か此れに若かん、閣下、請ふ熟圖して、貴國の幸福を計り給へ』

と述べて、漸く局を結ぶ、ハルリス、此時、年六十一、懸河の辯を揮うて、滔々、説き去り、説き來ること六時間、熱誠横溢、疲るゝを覺えず。

正睦以下の諸有司、初めて、此大演説を聞き、茫然として、唯、醉へるが如し。

四九 閣老の回答

ハルリスの大演説は、我が開國の機運に、一大進轉を、促がし來れり。

堀田備中守正睦以下、列座の諸有司、皆、豁然として、醒覺する所あり、開國家は、益々開國の急務なるを知り、因循家は、愈々因循の不可なるを悟れり。

ハルリスの辭し去りて後、正睦、更に、外國掛に命じて、不審の點を、質問せしむること再三。

今は、通商貿易を許すの外あるべからずと決意し、之れを

閣僚に謀りて、贊成を求め、更に、將軍家定に稟請して、其允可をも得たり。

是に於て、十二月二日、我が回答を與へん爲めに、ハルリスを、其官邸に招き、正睦、先づ、口を開きて、

『過般、忠告の顛末、我が大君に、言上する所あり、深く、大統領の厚意を、嘉納せられしは、我等の欣喜に堪へざる所なり、但だ、事、重大にして、衆議を盡さざる能はず、回答の遷延、今日に及べるもの、切に、貴使の諒恕を、請はざるべからず。』

抑々通商貿易の事に就て、大統領の國書に載せらるゝところ、我れ、之れを諾す、然れども、我國、亦、制度あり、詳細の事に至りては、當局の吏員をして、商議せしむる所あるべし。

使臣駐割の事、亦、理あり、左れども、兩國親睦の上に於て、故障なきを、主とせざるべからず、隨つて、我が人心の趨向を、顧慮するを要す、使臣の任命、使館の設置の時機に就ては、亦、吏員をして、商議せしむべし。下田港は、不便なるを以て、他港を以て、此れに換へん

こと、亦、了承せり、但し、我國は、小國なり、三港の外、更に、増開せんことは、國民の之れを好まざるもの、多からん、故に、下田に代ふるに、他の一港を以てするの外、長崎、箱館は、舊に據るべし、代港の地に至りては、亦、吏員をして、商議を盡さしめん。

貴使の要求に對する回答は、是れにて、粗々盡せるを信ず、尙、精細に涉るものは、吏員に命じて、答へしむべし』

と陳ぶ、ハルリス、

『尙、此外に示さるべきことなきか』

と問へば、正睦、

『詳細の事は、今日に盡すべきにあらず、商議の席上、吏員をして、答辯せしめん』

と答ふ、ハルリス、重ねて、

『尙、一事の承はるべきことあり、開港の事、是れなり』

と言へば、正睦、

『其地を言へと申さるゝか』

と反問す、ハルリス、

『否な、左にあらざ、日本の大君、我が大統領の忠告を諒として、通商貿易を許されんには、固より、大港なかるべからず、日本は、周回八百里の大島嶼なり、外人と貿易するに、唯、一港を以て、足れりと思惟せらるゝか。外人の所謂、日本島とは、四國、九州、蝦夷を除ける、中國より、奥羽までの地を、指すなり。我が大統領は、貴國と、貿易を開くに於て、全國人民に、利便ならんことを願へり、長崎より、下田に運漕し、又他の地に到らんには、險阻を越え、運搬を費やし、其勞勝けて、算ふべからず、宜しく、今、數港を、増開せらるべし。』

條約締結の委員には、大君より、全權を委任せらるゝこと、猶、余と同様なるべし、然らざれば、此れと應接すること能はざるなり。

委任の證狀は、會て、下田奉行に、附與せられたる如きものにて、可なり、但し、米國全權委員と、締約の商議を盡すべしとの一項を、加へらるべし』
と注意すれば、正睦、之れを諾す。

ハルリス、大に喜び、將軍の幸福を祝して、旅館に還る。

五〇 條約の訂結

通商條約を、訂結せんことは、我れのハルリスに對して、明答せるところ。

越えて四日、ハルリス、條約の草稿十六ヶ條を、閣老堀田備中守正睦の許に寄す。

是に於て、下田奉行井上信濃守清直、岩瀬肥後守忠震の二人を擧げて、委員となし、此れに全權を委ねて、ハルリスと、會商せしむ、二人、俱に、文學に達し、吏務に通ず、故に、特に、此命あり。

此月十一日、二人、ハルリスの旅館、蕃書調所に就きて、初めて、商議を開く。

爾來、ハルリスの草稿を、原案として、各條審議を遂げ、一々、利害を考へ、得失を究めて、互に、議論を上下すること、總て九回、二十五日に至りて、漸く、十七條を議定す。

三港を増して、五港とし、箱館、神奈川、長崎、新潟、兵

庫を以て、貿易市場とす、但し、神奈川は、下田の代りに、開けるもの。

開港の時期は、遅速、一ならず、神奈川、長崎は、十五ヶ月後、新潟は、二十ヶ月後に開くものとす。

又江戸、大阪に來りて、貿易するを許し、江戸は、四十ヶ月後、大阪は、五十六ヶ月後とす、但し、此二ヶ所は、貿易の間のみ、在留を許すこと、定む。

草案、既に、成れども、未だ署名調印せず、正睦、

『外國と、盟約を結び、貿易を開くは、時勢の止むを得ざる所なりと雖も、又國家の一大事なり、衆心、一和するにあらずんば、永續すること能はざらん』

と思惟し、此月二十五日、三家、三卿、諸侯、及び幕府の諸有司大小目付、三奉行、外國掛、長崎、浦賀、下田、箱館の各奉行、京都所司代、大阪城代、駿府町奉行等に對して、米國使節と、應接せし筆記、并に條約の草案を示し、且、

亞米利加使節へ、應接に及ばれ候趣、且又、右に付、使節差出し候書付和解、容易ならざる事どもに付、厚く、

づ。

正睦、又委員の一人岩瀬肥後守忠震をして、諸侯列座の席に於て、事實を説明せしむ。

忠震は、諸有司中、最も外國の事情に通じ、開國の意見を饒く、滔々、開鎖の利害得失を、論陳して、終に、通商貿易の急務なることを論斷す。

滿座の諸侯、肅然として、傾聽し、復た一言を發するものもあらず。

此光景を目睹せるもの、諸侯、皆、贊成せりと思ひきや、不平不満の聲、忽ち、囂然として、湧き起る。

五一 諸侯の反對

一たび、使臣を延見し、二たび、通商を許可せんとす、争でか、鎖國派の激昂を搦かさらん。

反對の聲は、例に依りて、先づ、水戸より起る、當主中納言慶篤、征夷大將軍の名目を、捉へ來つて、

『征夷の大任は、將軍家の負はせらるゝところ、若し、之れを辱かしむれば、天朝の譴責を、奈何せん、開國通

御勘考在らせられ候處、近來、世界の形勢、一變いたし、

唐土の昔、戰國の世、七雄、四方に立別れ居候委にて、御當國に於ても、既に、外國と、條約御取結び、御交通

在らせられ候上は、古來の御制度にのみ、泥ませられ候ては、御國勢、御挽回の期も之なく、日夜、御心を惱ませられ候御儀に之あり、併しながら、非常の功は、非常

の時に、之なく候ては、相成り難く、中興の御大業、立てさせられ、御國威御擴張の機會も、亦、此時に之あり

候間、御大變革在らせられ度く、思召され候へ共、當時、御國內人心の居合方も之あり、人心不居合の節は、内外何様の禍端を、引出し申すべくも、計りがたく候間、先づ、使節申立ての趣に付、成る可く丈け、取縮め候積り、

精々、應接に及ばすべく候へ共、今般、御處置の當否は、國家治亂の境に候間、右再應申立ての趣に付、猶、心附候儀も候はゞ、早速、申上ぐべく候旨、仰出され候。

と諭示して、其意見を、開陳せしむ。

全權委員議定の條約に、署名調印せずして、かゝる、變則の手段に、出でたるもの、衆議の主張、止むを得ざるに出

商の事は、一大事なり、朝廷の允許を、請ひ奉つるにあらずんば、決して、許すべからず』

と論争し、前中納言齊昭、亦、特書を堀田備中守正睦に贈りて、

『蕃館を、江戸に造らしめんこと、頗る不利なり。

米夷は、一介の使臣のみ、爾かも、尙、人をして、痛心せしむ。

若し、英、佛、露の諸夷、相踵ぎて到り、此れに倣うて、商館を、江戸に建つるに至らば、則ち如何。

足下等に逢うて、事を謀り、若し、成らずんば、直に、將軍に謁せんことを迫らん。

將軍、賢明なり雖も、貿易の利害、貨幣の輕重等に至りては、平生、慣れ給はざるところ、萬一、其脅迫に逢ひ給は、復た奈何ともすべからん。

商館を、江戸に建つるの不利なるや、實に、明白なり。

獨り、江戸のみならず、海内、何れの地か、外夷を居留せしめて、可ならん。

然れども、既に、三港を許さるゝ上は、今、將た如何に

せん。

老夫、今は、退隱して、閑散の中に在り、若し、幕府の貴臣と與に、彼の地に使ひせしめらるれば、商館を建つるの不可なるを論じて、固く、之れを拒まん。

海内浮浪の徒、若くは、農商の子弟等、四萬人を賜はり、又獄中の囚人を赦して、老夫に附せらるゝに於ては、之れを率ゐて、米國に入り、彼の地に、滞留して、貿易の事を監せん』

と述べ、更に、

『老夫に、百萬兩の金を賜へ、我が意匠を以て、大艦巨砲を造らん。

艦砲、成らば、親から、此れに駕して、彼の國に赴き、二百餘年の恩に報せん。

此艦砲を作るの地は、大阪に若くはなし、願はくは、大阪の城を、老夫に賜へ。

然れども、前年、松前蝦夷の地を請ひてすら、尙、嫌疑を蒙るゝ、況して、大阪の城を請はば、再び、讒人の乗ずる所とならんも、亦、知るべからず。

五二 二使の西上

通商貿易の事は、國家の大事なり、宜しく、天朝の允許を受くべしとの論、一たび、水戸中納言慶篤に依りて、唱へられてより、

『幕府の議を懸へさんこと。京都の力を以てするの外あらず』

と思惟せる面々、復た前後の思慮なく、翕然として、附和雷同し、幕府諸有司の意見、亦、漸く、此れに傾く。

偶々之れを不可とせるものも、水戸の京都手入れの手段を以て、公卿を動かさんとするの説を聞きてより、

『若し、條約に、署名調印の後、京都より、故障起らば、面倒なり、寧ろ、我れより、先んじて、上奏するに若かず』

と論ずるに至り、幕議、殆ど、一致を以て、此れに決し、復た一人の之れを争ふものもあらず。

當時、幕府の、事を朝廷に奏聞するや、所司代を以て、傳奏の公卿に通ずるを常とす、左れども、今回の事は、國家

老夫、封邑を、子孫に譲りて、祿の士を養ふべきなし、年に、二萬兩を賜はり、別に、百萬兩を賜うて、艦砲を作るの料とせらるれば、老夫の望み足れり』

と述べ、激昂の意、言外に露はる、正睦、見て眉を蹙め、

『扱も、善からぬことを、申さるゝものかな、今より、十餘年を経ば、貿易、大に開け、國勢、亦、著るしく、變せん、是等の議論も、我等の苦心も、亦、皆、一場の笑柄とならんのみ』

と呟きて、敢て、取り合はず。

親藩すら、既に反對す、況して、他の諸侯に至りては、口を極めて、外人の脅迫を憤り、幕府の因循を慨して、非難攻撃の聲、囂然として、上下に滿つ。

當時、貿易の是なるを説くもの、僅かに、薩州侯島津薩摩守齊彬、土州侯山内土佐守豊信、宇和島侯伊達遠江守宗城、及び曩に鎖國の熱心家たりし越前中將慶永等の數人に過ぎず。

幕府の形勢、殆ど、四面楚歌の中に在り。

の重事、所司代の力、能く辨ずべきにあらず、閣老中、
『公卿の疑惑を釋かん爲めには、別に、使を遣はずに若
かず』

と説くもの、少からず、是に於て、儒官林大學頭煒、津田
半三郎正路の二人を、遣はずに決す、煒は、文學に秀で、
正路は、吏務に通ずるを以て、此選に與かる。

二人、急に、江戸を發し、十二月二十四日を以て、京都に
達し、所司代本多美濃守忠民の手を経て、米國使節と、對
話の筆記、及び條約書の草案を、傳奏に呈し、且、書面を
以て、

方今、海外の時勢、改まり候に就ては、寛永以來の御舊
制に候へ共、鎖國の法は、御改め之れあり、萬國へ、程
能く、御附合之なく候はでは、相成るまじく、亞國、其
外にても、一國との戦争に候へば、御勝利も、之あるべ
く候へども、御國は、疲弊仕つるべく、且つ、清國にて
も、一旦、戦争開け候より、今以て、國內、亂れて、平
治仕つらざる次第に付、外國の御處置は、寛永以前へ、
御立戻り御座候方、當節の時勢に、相叶ひ申すべく、既

に、寛永以前、外國商船の往來は勿論、江戸表に、夷人
差置かれ候儀、之あり候、右の外、蝦夷地の事、魯西亞
人の事、萬國の形勢同盟の事、諸蕃航海盛に仕候件々、
申上候、右に付、御不審に思召され候條々は、御尋次第、
猶又、申上ぐべく候。

との旨を通ず、此時、三條大納言實萬は、傳奏を罷めて、
内大臣に陞り、廣橋大納言光成、東坊城大納言聰長の二人、
傳奏たり、煒、正路の二使、忠民を介して、此れと會見し、
具さに、利害得失を計較して、開國通商の止むべからざる
所以を説く。

左れども、主上、夙に、外夷の渡來を以て、累を國體の上
に及ぼさんことを、軫念せさせ給ひ、嘉永六年六月十五日、
特に、七社七寺に、夷類の退攘を、御祈願あらせ給ひ、爾
來、七社七寺に、二十二社、外十社に、外夷の憎伏、國家
の清平を祈らせ給ふこと一再。

三條内大臣實萬、才識、群卿に拔んで、權勢、關白に軼ぐ、
居常、攘夷の説を、鼓舞して、止まず、加ふるに、諸藩浪
士の志を得ざるもの、次第に、京都に來り集まりて、公卿

の間に、遊説するあり。

『幕府の權威を、抑制して、朝廷の尊嚴を、増進するは、
此時に在り』

とし、舉朝、攘夷の説に傾きて、

『大學、何者ぞ、將軍、自ら上洛あるべし、然らずんば、
老中、名代として、西上すべし』

と意氣捲き、敢て、二使に、取り合はず。

二使、咄嗟に、京都を説伏せんと思ひきや、鳥が啼く吾妻
を出で、より、早や數旬、尙、此函谷の難關を、踰ゆるこ
と能はず、終に、翌年二月十七日、空しく、京都を發して、
江戸に還る。

林大學頭等、要領を得ずして歸る、當時「大學も扱中庸
となりけり孟子わけなく論語道斷」「林家、此度は公
卿も取合はずまぬけ山紅葉の山の神のばちばち」との落
首あり。

五三 堀田閣老の上京(上)

京都の形勢、既に、幕府に非なり。



堀田正陸

米使ハルリス、亦、條約書の草案を、議定してより、既に
數十日、尙、署名調印に及ばざるを見て、默止せず、
『條約草案は、全權委員の議定せしものにあらずや、今
に及んで、記名調印を、躊躇せらるゝ理由、何くにか在
る』

日々、幕府に迫ること、益々急なり。

京都は、條約を非とし、米使は、調印を迫る、幕府、双方
の板挟みとなりて、苦慮、言ふべからず、諸閣老、相謀り
て、

『此上は、老中の一人、上京して、訂約開市の利害を説
くに、若

かず』
との議を決
す、閣老の
首班堀田備
中守正陸、

『此國家
の一大難

事を以て、他人に委ぬべきにあらず、我れ、上京して、親しく、請ひ奉つる所あらん』

と決意し、外事に通曉する勘定奉行川路左衛門尉聖謨、目付岩瀬肥後守忠震、及び右筆組頭原彌十郎、勘定組頭立田録助に、隨行を命ず。

明くれば、安政五年正月十五日、正陸、將軍家定に謁して、上京の暇を請ふ、家定、手づから、其佩ぶる所の刀を、脱して、正陸に授け、又時服、鞍馬を賜ふ。

越えて二十一日を以て、發足せんとす、其前夜、一書を、官邸に投ずるものあり、正陸、披き見れば、

『幕府、外交の事を、處置するに、未だ曾て朝廷の允許を受けし例あるを聞かず、萬一、允准を得ざる時は、如何に、處置せらるべきか』

との意を記す、憂ふべきは、實に、此點に在り、正陸、『實にも、申すところ、道理なり、左れども、事、此に至りては、復た、奈何ともすべからず』

と語り終りて、慨然たるもの、久し。

次の日、正陸、江戸を發し、二月五日、京都に著して、本

能寺に入る。

鷹司關白政通、曩に、職を辭し、九條左大臣尙忠、代りて、關白たり。

正陸、先づ、尙忠を訪うて、使命を述べ、十三日、更に、廣橋大納言光成、東坊城大納言聰長を、本能寺に迎へて、事情を詳説し、米使對話書八冊、條約草案演説書二冊を、出だして、九條關白の内覽に、供せんことを求む。

米使の演説は、關東をして、醒覺せしめたり、正陸の此演説、果して、能く京都をして、醒覺せしめ得べきや否や。前の二使を見送りたる京都は、此正陸の一演説にて、其意見を、一變すべき容子もあらず。

正陸、京都の反對、意外に強大なるを見て、一驚を喫し、更に、長文の奏狀を草して、朝廷に上つる、

『方今、宇内の形勢を視るに、萬國、對峙して、帝と稱し、王と稱す、其狀、漢土の春秋列國の如く、我朝の足利氏末年に似て、更に、大なるものあり。

各國、互に、和親同盟を結び、通商貿易を行うて、有無相通じ、患難相救ふ、若し、盟に背き、約を拒むものあ

れば、聯合して、之れを伐ち、協力して、此れに當る、故

本能寺

本能寺は京都市左京區下本能寺町に在り堀田正陸の旅館に充てし處



に、治亂も、

他國に關し、

和戰も、外邦

に及ぶ、決し

て、一國一方

の事に、止ま

らず。

今日の事、唯、

二言にして決

す、和せざれ

ば、即ち戰ひ、

戰はざれば、

即ち和せん

み、未だ孤立

し、自尊して、

獨り、昇平を

樂むの國、之

れあらず

本邦は、歐亞を、西南に受け、米露を、東北に控へて、

世界要樞の航路に横はる、故に、各國、争ひ來りて、和盟を乞ふ、若し、之れを容れずんば、吳越も、力を戮せ、秦楚も、鋒を聯ねて、來り迫らん、環海の國、孤獨の力を以てして、能く、世界萬邦を敵とするを得べきか。

同じく、天地の間に國す、之れを撫すれば、我が爪牙ともなり、羽翼ともならん、之れを排して、仇敵となし、冠讐となさんこと、豈、天理人情に反せずや。

顧ふに、世界の窮極する所、聖賢の君出で、暴を伐ち、亂を平らげ、萬邦を制馭し、億兆を綏撫し、以て、宇内を統一してこそ、初めて、天地の心に、叶ふべきなれ。

唯、其此に至るの間は、德、均しく、力、敵すれば、即ち和親となり、同盟となり、彼れ、使館を設くれば、我れも、使館を設け、彼れ、使臣を置けば、我れも、使臣を置き、彼れ、軍艦を派して、商船を護れば、我れも、軍艦を派して、商船を護り、各々、互角の勢を張り、均衡の力を保ちつ、其形勢を窺ひ、其虚實を察し、以て、

宇内統一の基礎を築く。

本邦、亦、實に、此決意を以て、廣く、萬國に航し、貿易を開き、彼れの長を採り、我れの短を補ひ、國力を養ひ、武備を張り、暴虐の邦は、同盟の國を率ゐて、膺懲し、孤弱の國は、仁義の心を以て、扶植し、以て、天心に代りて、天討を行ひ、終に、世界萬邦の大盟主、大皇帝と仰がれ、彼れをして、我國の政教を奉じ、我國の指揮を受けしむるに至らば、此に始めて、日本國の天地に對し給ふ報恩謝徳の御極功と稱ふべきなり。

神州は、剖判以來、萬世一系、皇統綿々として、絶えず、君臣の分義、正しく、國家の綱常、明かにして、其國體、遠く、宇内に冠絶す、復た彼の朝秦夕漢の比にあらず、疆域、廣大ならずと雖も、土壤、肥沃にして、萬貨、豊殖し、人口、衆多ならずと雖も、士氣、忠烈にして、勇壯、比なし、天心の眷顧、至渥にして、上帝の佑護、至深なりと謂ふべし。

此乾坤一變の機會に際して、三百年因襲の舊法を改め、上下一致の力を以て、今古無比の業を奏す、亦、快なら

ずや、仰ぎ願はくば、速かに、外國修好の勅許を下し給はんことを』

其言ふところ、自から堂々たるものあり、主上、前後の奏狀を、御覽せられて後、其利害得失を、廷臣に、御下問あらせ給ふ。

因州侯池田相模守慶徳は、水戸前中納言齊昭の子、阿波侯蜂須賀阿波守齊裕は、將軍家齊の子にして、水戸との間に、一道の氣脈を、通ぜるに似たり、此二藩の浪士を始め、諸國の志士、陸續として、京都に、馳せ上り、勤王の論、攘夷の説を以て、公卿の間を、遊説するもの、益々多し。

左なきだに、開國を非とする諸公卿、多くは、蠻夷撃攘、通商拒絶の意見を持して、其奉答する所、轉た幕府の爲めに、利ならざるものあり。

五四 堀田閣老の上京(中)

九條關白尙忠、獨り、攘夷の行ふべからざるを思つて、未だ俄かに、諸公卿の奏議を、捧呈せず、二月二十三日、先づ、傳奏廣橋大納言光成、東坊城大納言聰長を、本能寺の

旅館に、遣はして、左の書付を致す、

一、事情止むを得ずして、開港するとも、畿内、及び皇居近國は、之れを除くを得ざるか。

一、皇居に、禁衛の兵なし、近國の雄藩に命じて、警衛せしむべし。

一、開港地に、商館を建つるを許す時は、制法行届く間は、無事なるべきも、鑿なきの衷情、次第に募りて、終には、反亂に及ぶの虞なきか。

一、今度の一條、容易ならず、神宮を初め奉つり、御代代へ對せられても、如何あるべきか、深く教慮を惱まさる、此期に於ては、人心の一和せんこと、國家の重事なり、三家三卿以下、諸侯の赤心如何、今、一應、台命を下して、其意見を問ひ、狀を具へて、以聞すべし。

正睦、即座に、答へず、越えて二十五日、光成、聰長、及び議奏萬里小路中納言正房、裏松宰相恭光を、旅館に招き、第一項に對しては、

『應接筆記にもある如く、攝州兵庫開港の事は、反覆し

て、拒絶せりと雖も、外人、皆、京都、大阪、江戸は、我國の大都會たるを知りて、其開港を望むこと深く、往昔は、京都に、南蠻寺を建てられたる事あり、又泉州堺に於て、交易せられたる事あり、先例、此の如し、此事何の不可あらんと主張して、止まず、左れども、京都は、海を隔てたる所、皇居の在る所なれば、其十里四方の地に、近づくを禁じて、此れに代ふるに、兵庫を以てせるもの、今となりては、之れを除かんことは、容易にあらす』

と答へ、第二項に對しては、

『兵庫港を開くに及ば、京都の守護警衛の事、固より、忽せにすべからず、關東に於ても、既に、其議あり、幸ひに、意を安んぜらるべし』

と述べ、第三項に對しては、
『通商貿易は、世界各國の俱に行ふ所、我國、亦、和親を以て、之れを待たずんば、海外を擧げて、皆、國敵となすに至らん、和親は、平和の術にして、貿易は、富強の基なり、交を結ぶも、約に違はずんば、隙を生じ、變

を來すの恐れあるべからず、但だ、不測の變、不意の禍に至りては、古より、免かれ得がたきところ、人力の得て防ぐべき所にあらず、此異日、萬一の變を慮かるが爲めに、今日、彼れの請ひを拒まば、明日、必ず、我が禍を生ぜん、遠き未必の變、恐るべきか、近き必至の禍、慮かるに足らざるべきか、若し、利害の計較を誤まらば、臍を噬むとも、及ぶべからず』

と説き、第四項に對しては、『深く、宸襟を惱まし奉つること、誠に、惶懼に堪へず
岩瀬忠震



と雖も、列藩の意見を、下問すること、既に再三、復た之れを重ねるの要なし、人心鎮靜の事に至りて

は、之れを關東に通じて、叡慮に副ひ奉つる所あるべし』と陳べて、其答書を呈す、川路左衛門尉聖謨、岩瀬肥後守忠震の二人、亦、交々辯明する所あり、傳奏、亦、頗る悟る。

五五 堀田閣老の上京(下)

幕府の意の在る所は、諒せり、左れども、日夜、宸襟を惱まし給へる主上の御有様を、拜し奉つりては、臣子たるもの、争でか、恐懼の至に堪へざるべき、此時、議奏萬里小路中納言正房、肅然として、容を正しつゝ、

『傳奏は、武家の奏請を、轉奏するものにして、表方の勤務なり、平生、御座に近づくこと、少なしと雖も、議奏は、政治の善惡を、奏聞するものにして、輔弼の職責あり、終始、天顏に咫尺し奉つりて、日常の御有様、何呉れとなく、拜し奉つらざるは候はず。

近來、夷人の開港通商を迫るを、開召されてより、日夜深く宸襟を惱まし給ひて、恐れ多くも、御寢食をさへ、安んじ給はざるやに、拜し奉つる、此上、開港を許して、

畿内近く、夷人の來往するを見るに及ば、更に、如何ばかりか、軫念を、加へさせ給ふらん、察し奉つるだに、恐懼の至に堪へず』

と言ひつゝ、涙、聲と與に下る、

『我等、屢々奏聞する所ありと雖も、聊か、叡慮を安んじ奉つるに足らず。

一戰夷狄を攘はんことは、叡旨にあらずと雖も、一意、外國と親まんこと、亦、固より、聖意にあらず、此儀、何とか、取計ひの道候まじきか。

前日の書面に對し、一應、關東へも謀らずして、直に、回答あらんこと、亦、宸慮に副ひ奉つる所以にあらず、幸ひに、再思せらるべし』

と説く、理に訴へずして、情に訴ふるもの、我れ、亦、強ちに、斥けがたし、正睦、

『關東に經伺せざること、宸襟を安んじ奉つる所以にあらずとすれば、強て、拒絶すべきにあらず、之れを拒絶して、爲めに、後難を醸さば、却て、關東の不利なり』と思ひ返へし、即日、急使を發して、關白の書付、及び正

睦の回答に、關東返翰の草案を添へて、江戸の關係に送る。使者、三月朔日を以て、江戸に達す、閣老松平伊賀守忠固、久世大和守廣周、脇坂中務大輔安宅の三人、即日、將軍家定に、言上して、左の返翰を發す。

今度、御使として、上京の上、委細、傳奏衆を以て、奏聞に及ばれ候處、去月二十三日、兩卿、并議奏衆、御自分旅宿へ、行向はれ、此度の儀、深く、叡慮を惱ませられ候、此期に至り候ては、人心の居合、國家の重事に候間、御三家以下、諸大名の赤心開召されたく、思召し候、今一應、台命を下され、各々の所存書取らせられ、叡覽に入れ候様、關白殿、大開殿御沙汰の趣、書付相渡され候に付、右差越され、到來候、即ち言上に及び候處、叡慮の趣、御尤の御事に、思召され候得共、人心居合の儀は、如何様とも、關東にて、御引受け遊ばされたく旨、仰出され候。

越えて五日、使者、京都に歸り來れば、正睦、直に、右一條、追々、時日相延び、亞米利加の掛合、差迫り候か、或は、英吉利船等、渡來いたし、如何様の混雜を、

生じ申すべきやも、計りがたく、左候ては、國家の御爲め、甚だ以て、不都合に候。

との書面を添へ、傳奏の手を経て、九條關白尙忠に呈す。正睦、今は、坐して、形勢を觀望すべからず、大に黃白を散じて、權家に結び、尙、彦根藩士長野主膳義言の、公家に、知己多きを聞きて、旨を含め、九條家の家士島田左近正辰を通じて、其主尙忠に説く所あり。

京都の形勢、爲めに、一變して、條約の事は、關東の意に、一任せんとす、何ぞ計らん、八十六公卿、俄然、蹶起して、其意向、復た更に、再變せんとは。

主上、先きに、堀田閣老の上京せんとするを聞召し、其黃金政略を用ひんことを虞れて、戒飭し給ふ所あり、是に至つて、果して然り。

當時「堀田は、天下の大馬鹿で、亞米利加登城をしてやつた、こんな役人、見たことない、ちりがね三千只捨てた」との換へ謠あり、公卿中、金を取つて、知らぬ顔の者もありしなり。

五六 公卿の憤起(上)

今の公卿は、元の長袖者流にあらず。

中にも、三條内大臣實萬、及び中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛、正親町中納言實徳、八條宰相隆祐、中院宰相中通富、橋本宰相中將實麗、野宮宰相中將定功等、常に、王室の式微を慨して、頻りに、尊王攘夷の説を唱ふ。特に、諸藩浪士の、京都に集まるもの、諸公卿窮苦の状を見て、奇貨とし、

「藩紳公卿の、窮乏に苦むもの、畢竟、幕府の朝廷に奉ずること、甚だ薄きに由る。

幕府の權を收めて、王政の古に復せば、朝廷の供御は、自由に増されん、公卿の俸祿、亦、隨つて厚からん、之れを三倍となすも、五倍となすも、亦、唯、公等の心の儘ならん。

公等の窮乏を救ふの道、唯一、幕府の威を抑へて、朝廷の權を復するに在り」

と説きて、大に、公卿の心を動かす、是より、氣慨あるも

の、なきもの、皆、朝廷の爲め、自家の爲めに、幕府の威を冒して、尊攘の説を贊するもの多く、其勢焰、今や、寢やく悔るべからざるものあり。

偶々堀田備中守正睦の、關東の返翰を呈して、朝廷の裁可を促がすや、忠能、實愛、實徳、隆祐、通富、實麗、定功の七卿、三月七日を以て、一篇の奏議を上つり、

「天照皇大神以來、赫々たる神國、當御代に至りて、蠻夷の國と、伍し候ては、神國の汚穢瑕瑾、皇祖に對し奉つりて、何とも恐惶、嘆息の至に候、近來、連りに、天災の起り候もの、偏に、神慮に適はせられざる儀と存じ候」

と慨し、更に、

「外夷の情、奪はずんば、鑿かず、此場合に及ば、大樹公以下を、何れの地に安んじ奉り、條約を結ぶ輩も、何れの地に遁れて、安居せらるゝ、心得に候や」

と説きて、條約の允許すべからざるを諫争す。九條關白尙忠、既に、幕府の議に、従はんとするの心あり、書を見て、憚はず。

「これ、畢竟、三條内府の青蓮院宮、近衛左府と謀りて、堂上の人々を、煽動せし爲めならん、先づ、邪魔を拂はんに若かず」

と思惟し、此日、傳奏廣橋大納言光成を、梨木町なる青蓮院宮尊融法親王の御里坊、及び近衛左大臣忠熙、三條内大臣實萬の許に、遣はし、

「近來、非職の人々、擅まゝに、參内して、朝議に與かること、極めて、然るべからず」

との旨を告ぐ、尊融法親王、御氣色を、變じ給ひて、
「余は、勅諭に依りてこそ、參内すれ、自儘に、朝議に與かりたる覺えなし、此儀、宜しからずとならば、速かに、粟田に、引き籠るべし」

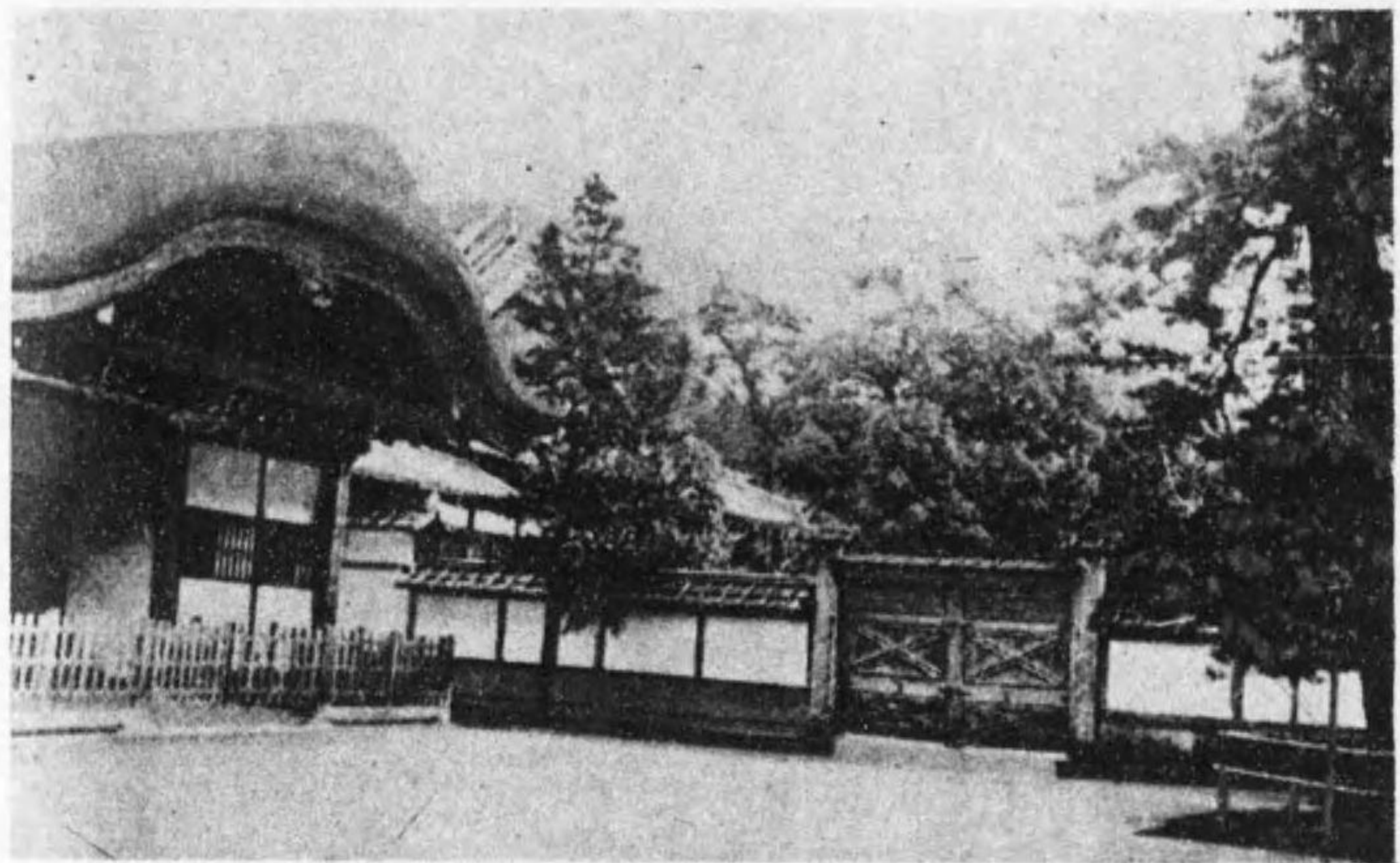
と宣はし、忠熙、實萬も、亦、怒りて、

「我れ、苟くも、三公の職に在り、今日の場合にてこそ、其位に在りて、其職を行ふこと能はされ、非職など、申されんこと、奇怪なり」

と答へ、其翌八日、召命ありと雖も、疾と稱して、出仕せず。

青蓮院

青蓮院は京都市東山区粟田口三條坊町に在り維新以前尊融法親王其御住持たりしを以て青蓮院宮とも申し粟田宮とも申す又別に獅子王院宮、中川宮とも申す



主上、大に驚かせ給ひ、鷹司右大臣輔熙、二條大納言齊敬を以て、重ねて、召させ給ふに及び、二人、初めて、参内す、實萬、直廬に入りて、廣橋、東坊城の兩傳奏を招き、

「三公を、非職の列に置かれたること、未だ其例を承はらず、此儀如何、況して、勅命に依りて、朝議に預かるものなるに、之れを停めらるゝこと、其意を得ず、其仔細如何、屹と、殿下へ質され候へ」と告ぐ、光成、大に驚き、直に、九條家に到りて、其由を述べれば、尙忠、亦、驚き、
「此事、余の過ちなり、能く、内府に申せ」と告げて、前言を取消す、尙忠の威權、是れより、頓に衰ふ。

五七 公卿の憤起(中)

鷹司前關白政通は、先朝の遺老にして、威望、朝廷に重し、常に、
「天下の政務は、關東の處分たるべし、公家のたづさはるべきにあらず」との意見を持して、實萬等の行動を非とす、實萬、
「斯人にして、此説を懐かれんには、主上、亦、御心惑はせ給ふらん」と思惟し、鷹司家の家司小林民部權大輔良典を招きて、密

に、説く所あり。

三月十一日の夜、政通、燈下に、手爐を懷きて、うとくと、居眠る、良典、忍びやかに、其側に進み寄れば、政通、忽ち、眼を開きて、

「民部、何事ぞ」

と聲を掛く、良典、ハッと、頭を下げつゝ、
「殿下、久しく、重職に在はして、功成り、名遂げ給へるもの、何の悦びか、此れに過ぎ候はん、某、亦、若年より、御身近く、仕ふまつりて、今日の老境に及び候ひぬ、御奉公の間も、最早、幾程も候まじ、今生の思ひ出に、一事の願ひ奉つるべきことこそ候へ、聽し召し給はるべくもや」

と思ひ入つて、述べれば、政通、眉を擧めて、

「そは、又何事なりや」

と問ひ返す、良典、聲を潜めて、
「餘の儀にも候はず、當今の杖柱とも頼ませ給ふは、殿下ならで、誰れか候べき、朝廷の御爲、當今の御爲に、御心を盡させ給はんこと、これ、某が、一生の御願ひに

こそ候へ」

と述べて、ジツと、其顔を仰ぎ見る、政通、聞いて、感慨に堪へず、思はず、ハラ／＼と、涙を垂るれば、良典、得たりと、尙も、膝を進めて、

「外表は、虎狼の國にして、通商は、亡國の基に候、天下の政務は、關東の處分たるべしと雖も、外交の一事は、之れを其處置に任せ給ふべきに候はず、宜しく、幕府に命じて、攘夷の實を、擧げしめ給ふべし、是れ、當今の思召にして、又御國の御爲めに候」

辭を盡し、涙を垂れて、反覆、陳説すること數刻、政通の心、頗る動く。

其翌十二日、良典、實萬を訪うて、此由を語れば、實萬、大に悦びて、

「然らば、我れも、亦、太閤殿下に、説く所あらん」

自ら政通の邸に到りて、對面し、例を引き、譬を取りて、縷述する所あり、青蓮宮尊融法親王、亦、政通の邸に臨みて、懇ろに、説き勧め給ふ。

政通、今は、頗る悟る所あり、終に、其志を諷へして、攘

夷の説に従ふ。
 是に於て、實萬、忠能以下の諸公卿、意氣、益々振ひ、終に、朝廷の威を以て、幕府の議を制せんとす。
 然れども、九條關白尙忠、尙、其説を變ぜず、此日、左の勅書を、關東に下さんと欲して、先づ、其草案を、諸公卿に示す。

此度の一條、容易ならず、神宮を始め奉つり、御代々へ、對させられ候ても、如何あるべきか、深く叡慮を惱ませられ候、此期に至り候ては、人心の居合、國家の重事に候間、三家以下、諸大名の赤心、開召されたく、思召し候、今一應、台命を下され、所存書取らせられ、叡覽に入れ候様、御沙汰の趣、言上に及び候處、叡慮の趣、御尤の御事に、思召され候へ共、關東にて、御引請け進ぜらるべしとの事、言上に及び候處、人心居合の處は、先以て、御安心遊ばされ候へ共、神宮始め、御代々に、對させられ候ても、何分、恐れ多く、東照宮以來の御制度を、御變革在らせられ候儀は、天下の人望如何と思召し、再應叡慮を惱まされ候、何とも、御返答の程、遊ばされ

方、之れなく候、此上は、關東に於て、御勅考候様、御頼み仰せ進ぜられ候事。
 返答の仕方なしとは、即ち一種の返答、條約の事は、擧げて、幕府に一任せんとするに外ならず、正睦運動の效、此に顯はれんとす。

それと見たる諸公卿、何とて、黙止せん、皆、憤然として、一時に、奮ひ起つもの、八十八人、其人々は、誰々ぞ。
 中山大納言 大炊御門大納言
 正親町三條大納言 今城前中納言
 正親町中納言 五條前中納言
 八條宰相 野宮宰相中將
 中院宰相中將 庭田宰相中將
 橋本宰相中將 堀川前宰相
 柳原前宰相 船橋三位
 西洞院三位 大原三位
 持明院三位 町尻太宰大貳
 愛宕三位 三室戸三位
 藤浪三位 豐岡三位

五辻三位	今出川三位中將
倉橋三位	吉田侍從三位
清岡三位	飛鳥井侍從三位
石井三位	桑原三位
岩倉三位	西四辻三位
澤三三位	久世三位
武者小路三位	六條三位
平松三位	花山院三位中將
交野三位	長谷三位
唐橋三位	堀川三位
清水谷中將	櫛笥中將
錦小路中務大輔	鷲尾中將
河野中將	滋野井中將
梅谷中將	花園中將
今城少將	高松大膳權大夫
武者小路侍從	西小路少將
河鯖侍從	土御門陰陽頭
三條西少將	石山左京權大夫

慈光寺右馬頭	交野左馬權頭
千種三位	小倉侍從
難波侍從	愛宕左京大夫
植松彈正大弼	伏見讚岐權守
東坊城大内記	岩倉大夫
堀田刑部大輔	倉橋右馬頭
勸修寺右中辨	交野近江權介
芝山民部少輔	四條大夫
中御門左中辨	山本大夫
裏辻大夫	葉室大夫
六條大夫	姉小路大夫
橋本大夫	錦小路大和權守
千種大夫	澤主水正
西四辻大夫	岩倉權大夫

老人あり、中年者あり、少壯血氣の人あり、外に、鴨脚相模、泉亭因幡、吉見越前、小野薩摩以下、非藏人の、志を同うするもの、亦、三十五人。
 「奇怪なるかな、朝議、一朝にして、豹變、此に至れる

こと、是れ畢竟、兩傳奏の、九條關白を誘惑せるが爲めならん。

外交の事を擧げて、關東に任さば、條約は結ばれん、通商は行はれん、夷館は、諸港に建設せられん。神州の靈地も、腥膻の郷と化せん、祖宗の生民も、左衽の俗に變ぜん、此事、忍ぶべくんば、何事か忍ぶべからざらん。

憎むべきは、兩傳奏なり、宜しく、彼等が參内の途中を要して、天誅を加ふべし」

と旬り合ひ、舞めき合ひ、悲憤するもの、慷慨するもの、紛々囂々として、煮え返り、湧き返るばかり。

翌くる十三日には、八十八人の公卿、先きを争うて、禁中に、馳せ參じ、此所の隅、彼處の陰にて、密談すること數刻、終に合して、一團となり、一篇の諫狀を草して、關下に捧ぐ、左れども、一同の憤激、更に、霽れず、口々に、

「東坊城こそ、關白殿下を謙かし拵へて、關東の處分に任さんとせし國賊なれ、宜しく、斧鉞を加ふべし」

と意氣捲き、其勢ひ、中々に、悽まじ、實萬、斯くと聞き

て、東坊城大納言聽長を招き、

「形勢、容易ならぬに、斯くて在はさんこと、然るべからず、所勞と稱して、早々、退出せらるべし」

と諭せば、聽長、大に駭き、疾と稱して、倉皇、退き去る、廣橋大納言光成、亦、呆れて、一言をも發すること能はず。既にして、夜に入る、公卿の激昂、益々加はり來りて、誰れとも知らず、

「此上は、關白殿下の館に、押し寄せて、勅答變更の儀を迫らん、若し、聽き入れ給はずば、直に、本能寺に、押し掛けて、堀田備中守に、腹切らせん、イザヤ來れ」と呼はると齊しく、ドツと、喚めきて、九條關白尚忠の邸に、馳せ向ふ、素足なるもあり、宮中の煤拂草履を穿くもあり、其狀、宛がら、怒濤の寄するに似たり。

當時「百數の大官人は打つどひさくら狩とて日を送らん」との落首あり、櫻を、佐倉に掛けて、詠みたるなり。

五八 公卿の憤起(下)

群衆心理は、昔も、今に異ならず。

「暫し、御待ち候へ」

と言ひも敢へず、急ぎ、奥に馳せ入りて、尚忠の前に出で、

「殿下、一大事に候、堂上の方々數十人、御玄關に、押し寄せ、速かに、御勅答の御趣意を、御改めあるべしと申し旬り候、如何、計ひ候はんや」

と申せば、尚忠、ハタと、當惑の色を顯はし、

「然らば、能く、勘辨を定めて、返答に及ぶべし、

今宵は、引き取り候へと、申せ」

と命ず、諸大夫、又出で、其由を答ふれば、諸公卿、

「誰れか、然る手緩き御處置に甘んずるもの、候べき、

只今、屹と、改めらるべしとの御返答を承はらん、左らずば、一同、所存あり」

と意氣捲きて、更に、聞き入るべき色もあらず、諸大夫、

又も、馳せ入り、

「彼の人々が申す旨に、従はせ給へ、左なくば、由々しき、大事に及び候はん」

と諫めて、止まず、關白の相談相手たらんものは、唯、諸大夫ばかり、其意見、既に、此の如き上からは、尚忠、今

常には、申次の雜掌にまで、首を下け、腰を屈めたる諸公卿、今日は、關白の威嚴を恐るゝ色もなく、バラバラと、玄關に駈け上りて、仁王立ちに、突つ立ち、

「申次々々、申次は、居すや」

と山も碎けよとばかり、大音に、喚き立つれば、諸大夫、

六位の面々、

「這は、何事ぞ」

と顛へ上りて、恐るゝ、出で迎ふる狀、日頃の意氣に、

似るべくもあらず。

諸公卿は、玄關内に、躍り入りて、燭臺を、押倒すもあり、火鉢を、蹴飛ばすもあり、其亂暴、大方ならず、諸大夫を見るより、

「何とて、言ひ甲斐もなく、關東に、打ち任さんとはなし給へるぞ、速かに、御勅答の趣意を、改め給はずんば、

忽ち、天下の一大事となり候はん、此儀、關白殿下へ、

屹と、御申し候へ」

と居丈高に、旬り立つれば、諸大夫、益々駭きて、色を失ひ、

は、奈何ともなすべからず、竟に、
「改めんには、仔細あるべからず」
と答ふれば、諸公卿、意氣揚々、凱歌を奏して、引き上ぐ。
諸公卿の一致して、此強硬の態度に出でしには、抑々其故あり。

當時、京都に集まれる諸浪士、頻りに、諸公卿の間を、奔走して、過激の意見を述べ、又書を送りて、

「堀田備中守より、賄賂を以て、終に、關東役人共、懇願の通り、御許しにもなり候やの風聞承はり、以ての外儀に候、年來、朝廷を恐れ候甲斐もなく、剩さへ、天照大神の御威徳を穢し奉り候儀、誠に以て、嘆かはしく、縦令、三公、公卿方たりとも、國賊共に、御同志に相成り候はゞ、程なく、有志の士申合せ、討捨て、天罰を知らしめ、神國の武威を輝かし奉り候はん」

と脅迫するものあり、少しにても、態度、曖昧ならば、忽ち、浪士の爲めに、見舞はれん、是に至りては、勢ひ、自家防衛の爲めにも、憤起せざる能はざるなり、世の中は、今の汽船の如く、底にも、又底あり。

時しも、春の彌生の半なれども、復た、櫻かざして、暮らさん大宮人もあらず。

五九 朝議の一變

公卿は、浪士に縮み、關白は、公卿に縮む、朝議、又一變せざる能はず。

九條關白尙忠、勢ひの不可なるを見て、前の勅答案を撤回し、更に、其起草を、三條内大臣實萬に命ず。

三月十七日、東坊城大納言聰長、終に、傳奏の職を辭し、萬里小路中納言正房、議奏を以て、之れを兼ね。

此日、禁裏附の都筑駿河守峰重、急病に罹りて、荒神口の役宅に歿す、折りも折りとて、

「駿河守は、備中守に對して、勅許を得んことを、受合ひたるも、其事、中途に破れければ、一死其罪を謝せん」と、扱てこそ、自殺しつるなれ」

との流言浮説、忽ち、起りて、攘夷の氣焰、益々高まり來る。

當時、堀田閣老より、江戸の閣老に贈りたる書中に「東

公へ、申入れらるべきやう、仰せ下さる」

と陳べ、終れば、忠能、恭しく、勅答の書を取つて、正睦に賜ふ、正睦、拜受して、少しく退き、謹んで、拜覽すれば、

墨夷の事、神州の大患、國家の安危に係り、誠に、容易ならず、神宮を始め奉り、御代々へ對せられ、恐多く思召され候、東照宮以來の良法を、變革の儀は、闔國人心の歸向にも拘はり、永世の安全計り難く、深く、叡慮を悩まされ候、往年下田開港の條約、容易ならざるの上、今度、假條約の趣にては、御國威相立ち難く、思召され候、且、諸臣群議にも、今度の條々、殊に、御國體に拘はり、後患測り難きの由言上候、猶、三家、并諸大名へも、台命を下し、再應衆議の上、言上あるべき旨、仰出され候事。

とありて、條約は、裁可あらせ給はず、却つて、再應の衆議を、命ぜさせ給ふ、事、皆、正睦の意外に出づ。

光成、更に、諸公卿の奏狀を、正睦に渡して後、此上は、早々、歸府あるべしとの旨を告ぐれば、正睦、

坊城退役、同日都筑駿河守大病、折悪き時分、彼是浮説も之あるやに相聞え候、扱々種々不都合の事共にて、困憊致候」とあるにて、其自殺にあらざるを察するに足る。實萬、其參謀世古格太郎、池内大學と謀りて、勅答案を草し、十九日を以て、尙忠に呈す。

是に於て、其翌二十日申の刻、正睦を小御所に召して、勅答を賜はんとし、關白以下、群卿、皆、盡く參内す。

上段の玉座には、翠簾を懸け渡されて、主上出御ましまさず。

中段の左方には、九條關白尙忠を始めとして、近衛左大臣忠熙、鷹司右大臣輔熙、三條内大臣實萬の四人、何れも、直垂を著して坐す。

下段には、議奏久我大納言建通、萬里小路中納言正房、裏松宰相恭光、加勢中山大納言忠能、正親町三條中納言實愛、傳奏廣橋大納言光成等、威儀正しく、居竝ぶ。

頓て、光成、徐かに、正睦を、導き來れば、正睦、下段に於て、拜禮し、進んで、中段に入る、忠熙、先づ、

「御返答、彼是、延引に及べり、早々、歸府の上、大樹

「御勅答の趣、篤と拜讀の上にて、御請けに及び候はん、御暇の儀は、一兩日、御猶豫下されたし」と述べ、別席に於て、酒饌を賜はりたる上、退出す、滯京五旬、竟に、何の效とてもあらず。

六〇 公武の交渉

公武の意向、今や、漸く、背馳せんとす、堀田備中守正睦、「日米條約記名調印の期、既に來る、一日も、早く、之れを了へざるべからざるに、朝廷の意見此の如くんば、開國の事、終に、行はるべからず、斯くては、國家の禍患、目前に起らんも、知るべからず」と思ひて、憂懼、措くこと能はず、川路左衛門尉聖謨、岩瀬肥後守忠震と謀りて、京都の形勢を挽回せんと欲し、翌二十一日、左の書面を、傳奏廣橋大納言光成の許に贈る。昨日、勅答の趣、得と、拜見奉つり候處、深く、靛慮を惱まされ候段、恐入り奉つり候儀に御座候、然る處、墨夷の儀は、掛合向も、相詰り候上の儀に付、此上、異變計り難く候處、勅答の趣も、之あり候上は、此後、何れと

か相成候までは、關東に於て、寛猛兩様とも、勅答へ對し、御扱ひ成され兼ね候間、萬一、差向き、事端差縫れ候儀も、之あり候節は、其機に臨み、片時も早く、御決斷御取計ひ、之ある儀も、然るべきや、左候は、英夷等渡來の節も、同様御心得之あるべきや、非常の儀は、何時と申す儀、相定め難く候に付、餘儀なく、御旨趣伺ひ奉つり、關東へ、申遣はし度く、存じ奉り候間、早々、御沙汰之あり候様、仕つり度候事。

文に、紆餘曲折ありと雖も、條約の拒絶は、事端の發生を伴ふを諷して、臨機之處置を、幕府に、一任せられんことを、求むるもの、開國の眞意、其中に在り。

正睦、聖謨、忠震等、遠き海外の事情を、知るの識ありと雖も、近き京都の形勢を、察するの明に乏し。

當時、三條内大臣實萬を始め、有爲有識の諸公卿は、幕府の戰爭を恐るゝを見て、奇貨とし、盛んに、攘夷を唱へて、幕府を窘しめ、因りて、以て、皇威を振張せんとするの策を懷く、正睦等の戰爭の避くべからざるを説きて、朝廷を脅かさんとするや、之れを利用して、反對に、幕府を脅か

さんと欲し、密に、同志と謀りて、畫策する所あり、二十三日を以て、更に、朝議を開く。

此日、參内するもの、青蓮院尊融法親王を初め奉つり、九條關白尙忠、近衛左大臣忠熙、鷹司右大臣輔熙、三條内大臣實萬以下、廣橋、久我、徳大寺、萬里小路、坊城、裏松、葉室、清閑寺、中御門、中山、飛鳥井、中院、三條西、正親町、日野、烏丸、橋本、勸修寺、野宮、庭田、五條、山科等の諸公卿、凡そ二十餘人、審案熟議、終に、回答の趣意を決す。

越えて二十六日、廣橋大納言光成、久我大納言建通、坊城中納言俊克の三卿、本能寺に到りて、光成より、書付を交附す、正睦、披き見れば、

去る二十一日、書取の趣、言上に及び候處、今度の條約とても、御許容遊ばされがたく思召し候、衆議中、自然、事差縫れ候節は、先件の御趣意を含み、精々、取鎮め、談判の上、彼れより、異變に及び候節は、是非なき儀と思召され候、右靛慮の旨、相立ち候様、頼み思召し候間、宜しく、御差含み、御取計ひ、之あるべく候事。

とありて、開戦、亦、辭すべからずとの意、躍如たり。此一事、既に、意外の難件なるに、更に、別紙を見れば、又意外の難問題あり。

一、永世安全、靛慮を安んぜらるべき事。

一、國體に拘はらず、後患、之れなき方略の事。

一、下田條約の外、御許容遊ばされず候節は、自然、異變及び候儀、計り難きに付、防禦の所置、聞召され度候事。

右の條々、衆議言上あるべく候、衆議言上の上、靛慮決せられ難き儀は、伊勢神宮へ、神慮伺はせられ候事。とありて、明かに、大政に容喙し、干涉せるのみならず、下問の三事とても、全然、幕旨と衝突せり。

「永世安全に、靛慮を安んじ奉らんには、和親を修せざるべからず。國體を傷つけず、後患を貽さらんには、戰爭を避けざるべからず。

若し、防禦の方策あらば、一戦、固より、辭すべきにあらず。

唯、其れ防禦の方策なし、故に、幕府、和親を結びて、通商貿易を許さんと欲す。

然るに、朝廷、通商貿易を不可として、條約を結ぶを許さず。

條約を結ぶを許さざらんか、日米條約の草案は、全く、廢棄せざるべからず。

日米條約の草案を、廢棄せんか、彼れは、必ず、武力を以て、我れに臨まん。

我れに、兵器なく、軍艦なき、何の術か、能く之れを防がん。

一敗、地に塗みれんか、城下の盟を結ばんこと、固より免かるべからず。

割地、或は、避くべからざらん、償金、亦、終に拒むべからず。

是に至りては、國體をも、傷つけん、後患をも貽さん。

此眼前の安全すら、且、保つ能はず、焉んぞ、永世の安全を、計るを得んや」

正陸も、此矛盾の書村を見て、當惑の眉を擧めり。

「朝廷、歸府を促がさるゝと雖も、此解決を告げざる間は、滯京せざるべからず」

と決心し、二十七日、急に、岩瀬肥後守忠震に、旨を含めて、江戸に歸らしめ、左の一書を、閣僚に贈る。

京地の模様、過日、申上候通り、追々、差縫れ、何分、穩かならず、實に、堂上方等、正氣の沙汰とは存せられず、歎息仕つり候、此上は、得と御談判、時勢至當の御所置御座なく候ては、容易ならざる儀にも、相成るべくやと、甚だ心配仕つり候、定めて、種々、風説等、御聞込み、其内には、事實相違の儀も、之あるべくやと存じ奉つり候、右等の處、岩瀬肥後守、能々心得居り候間、委細御尋問下され、御疑惑なく、早々、御取調の程、希ひ奉つり候、餘り憂苦に堪へず候間、不敬の至に候へ共、赤心、残らず、申上候。

時勢至當の御處置とは、勇斷なり、猛斷なり。

「攘夷は、過激の公卿の説くところ、主上の御志にはあらず、勇斷果決、此過激の公卿を除くにあらずんば、天下國家の禍患、測るべからず」

とは、正陸の決意にして、忠震に含むる所も、亦、此點に在り。

左れども、江戸の關係は、躊躇逡巡して、決する所あらず。

正陸、事の成すべからざるを知り、四月五日を以て、京都を辭し、同じき二十日、江戸に歸る。

滯京六旬、苦心に、苦心を重ねれども、効なく、其齋らす所、唯、不得要領の四字のみ。

當時「備中も備後表となりけり踏み付けらるゝ國の名物」吾妻には其名も高き八重さくら今日九重に萎れぬる哉」との落首あり。

六一 儲君論の由來(一)

時局は、堀田備中守正陸の歸府と與に、意外なる變化を來せり。

正陸、四月二十日を以て、江戸に歸り、其翌二十一日、登營して、具さに、京都の事情を、復命する所あり。

越えて二十三日、井伊掃部頭直弼、突如として、大老職に任ぜらる、正陸、實に、寢耳に水の感あり。

これ、正陸が外交問題に失敗したるが爲めなるか、否、儲君擁立の競争より來れる結果に外ならず。

抑、儲君論たる、其由來する所久し、決して、一朝一夕に起れるものにあらず。

今の將軍家定は、世子の時より、ヒポコンドリーの如く、癩癖、極めて強く、心、激する時は、善惡を辨じがたく、情、逼る時は、聲を放つて、涕泣するに至る、將軍として、大任を負荷すべき資にはあらず。

越前中將慶永は、田安大納言齊匡の男にして、其養父中將齊善、及び義兄田安中納言齊莊は、俱に、將軍家定の叔父なり、慶永、能く家定の爲人を知る、嘉永六年七月二十二日、前將軍家慶の喪を發するや、慶永城中に於て、薩州侯島津薩摩守齊彬に會し、

「新將軍は、多病にして、親しく、政務を視給ふこと能はず、英明の人を、西城に入れて、新將軍を輔佐せんこと、最も必要ならん、一門の中を見渡すに、才識名望、一橋刑部卿の右に出づるはあらず、此君を以て、儲君となさんは、如何に」

と語れば、齊彬、

『此儀、最も可なり、我れも、亦、俱に盡力せん』

と答へて、即座に、之れを賛す、一橋刑部卿、名は慶喜、水戸前中納言齊昭の七子なり、前將軍家慶の命に依りて、入つて、一橋家を繼げるもの、時の閣老の首班阿部伊勢守正弘は、慶永の姻戚なり、八月十日、慶永、親しく、正弘の邸を訪うて、此事を謀れば、正弘、

『我れも、此儀を思はざるにあらず、左れども、事、重大にして、輕々に、發言すべきにあらず、他日、機を見

松平慶永(春嶽)



て、之れを處せん、必ず、他人に漏らし給ふべからず』と答へて、輕舉を戒しむ、左れど

も、正弘、心に、

『將軍、假令、羸弱なりと雖も、親藩には、水戸、外藩には、薩摩の如きを得て、援護とせば、可ならん、御年若きに、怒じ、斯かる事を言ひ出ださば、却て、波瀾を起すに至らん』

と思惟したればにや、爾來、一年を經、二年を過ぐるも、更に、儲君問題に對して、口を開かず。

然るに、家定の世となりてより、内には、後宮、侍臣の威を振ふあり、外には、諸外國の開港を迫るあり、英明の君を得るにあらざれば、國家の不利、甚だ大なるものあり、慶永、親藩の身として、憂慮措くこと能はず、安政三年十月、書を尾張中納言慶勝に贈りて、慶喜を、儲君に、推薦せんことを求め、且、

『君は、三家の首位を占めらるゝと雖も、元と、末家より、出で、本家を繼ぎ給へるもの、固より、大統を承けがたし、願はくは、君より、將軍に勧め給はんことを』と請ひしも、慶勝、

『余は、僅かに、一面識に過ぎざる人を、推薦するを得

ず』

と答へて、之れを拒む、慶永、又書を宇和島侯伊達遠江守宗城に寄せて、贊成を求む、宗城は、水戸前中納言齊昭の女婿にして、慶喜の姉夫なり。

『今の時勢、梁公一橋をして、西城に入らしめ、老龍公をして、之れが輔佐たらしむるより、善きはなし、衆望、繋ぐべく、諸夷、服すべし、一舉して、萬事、振はんこと、必せり』

と答へて、之れを賛す、其喜び、知るべきなり。

慶永の儲君論、漸く、勢力を得たるの時、端なくも、唯一の津梁を失ふ、安政四年六月、正弘の病歿せしこと、是れなり。

六二 儲君論の由來(二)

慶永の運動は、小頓挫を來せり。

閣老の首班堀田備中守正睦とは、日頃、交際こそあれ、爾汝相呼ぶこと、正弘の如き間柄にはあらず、迂濶に、斯かる大事を明かすべくもあらず。

左れども、正睦に頼るにあらずんば、他に頼るべき人ともあらず、此年七月、慶永、先づ、正睦を、西丸下の館に訪うて、それとなく、舊交を温む。

安中侯板倉伊豫守勝明も、亦、望みを慶喜に屬するもの、書を慶永に寄せて、信州高遠侯内藤駿河守頼寧の利用すべきを薦む、頼寧、會て、若年寄を勤めて、官邊の事にも通じ、閣老、及び諸有司にも、知己多し、慶永、

『實にも、駿州には、好き手蔓あらん、兎も角も、一應逢うて、試みん』

と思ひ、頼寧を招きて、儲君選定の事を談ず。

頼寧は、鳥津薩摩守齊彬と、交り厚し、齊彬の爲めに、説かれて、夙に、心を慶喜に屬す、慶永の説を聞きて、歡喜の涙を、垂るれば、慶永、此上は、心安しと思ひ、

『此事、公けに、言ひ出でんは、如何に』

と問ふ、頼寧、

『君は、御家門の嫡流に候、天下の御爲めに、閣老に申されんこと、何の仔細か候はん、去りながら、儲君の事は、専ら台慮に出づべきものに候、表面は表面として、

別に、近侍の衆をも、語はれんこそ、然るべけれ』
と答ふれば、慶永、大に悦びて、俱に、運動の方法を講ず。
阿波侯蜂須賀阿波守齊裕は、將軍家定の叔父にして、又慶永の養父中將齊善にも、慶永生家の當主田安中納言齊莊にも、弟なり、慶永、

『斯かる事を、申し出でんには、先づ、阿州の同意を得んに、若かず』

と思ひ、一日、密に、此事を謀れば、齊裕も、亦、

『其儀は、余も、常に、憂ひ居たるところ、俱に、力を協はせて、申し出でん』

と諾す、慶永、益々悦びて、急に、關老の内意を探らんと欲す。

九月十一日、頼寧、堀田關老の邸を訪ひて、儲君選定の事を語る、正睦、

『此事、我れも、心に懸かると雖も、差懸かりたる儀にもあらねば、別に、言ひ出でしこともあらず』

と答ふ、頼寧、重ねて、

『此儀に就ては、内々、配慮せる人も、少からず、既に、

阿波殿にも、西城の今に空城となれるを歎き、越前殿にも、天下の御爲めに、肺肝を碎かるゝ由、漏れ承はる、

御老中方より、表向き、申し出で給はんには、何かと、故障も候はん、此兩侯などより、建言せられんこと、如何候ぞ』

と語れば、正睦、欣然として、

『阿波殿は、前將軍の御連枝にして、越前殿は、御家門の歴々なり、斯かる邊より、建言せられんには、我れも、力を得て、之れを申さんに、便好し』

と答ふ、頼寧、

『越前殿には、御存じの某に候、此儀 某より、申し通じ候はん』

と述べて、辭し去り、直に、常磐橋内の越前邸を訪うて、此由を報ずれば、慶永、

『左らば、我れ、備中守に逢うて、諸事を、打ち合さん』と打ち悦ぶ、何ぞ計らん、中一日を隔て、復た一の故障を、生ぜんとは。

六三 儲君論の由來(三)

故障とは、何事ぞ、上田侯松平伊賀守忠固の、九月十三日を以て、再び關老に列せられしこと、是れなり。

忠固は、曩に、阿部伊勢守正弘を斥けて、井伊掃部頭直弼を迎へんと計り、事、露はれて、罷免せられし人、其事、尙、世人の耳目に新なり。

慶永、計らずも、其復任せられたるを聞きて、眉を擡め、

『伊賀守は、奸譎表裏の人なり、先年、福閣の排斥を企て、老中を罷められたるものなるに、備中守、何とて、再び擧用せるにや、外事多端の今日、老職の心得あるものを、便とせんも、却て、他日の禍を、醸すまじきか、其は兎まれ、角まれ、伊賀守は、水府老公と、相容れず、若し、其れが爲めに一橋刑部卿に反對せんには、中々の妨げとなるべし、如何にもして、之れを味方となさん、に、若かず』

と思ひ煩ひ、九月十六日、正睦を訪うて、其意見を叩く、當時、米使ハルリスの登城謁見の噂、紛々たり、慶永、先

づ、端を此事より開き、

『近日、亞米利加の使節に、登城謁見を允され候由、然るに、當將軍家には、御多病にましく、自然、御威望も、重からず、外人の接見も、如何やとて、田安殿、御換玉とならるべきなど、取沙汰候、然る事候や』

と問ひ出づれば、正睦、

『其は、跡方もなき浮説に候、近頃は、上の御病も、怠らせ給へば、御自身拜禮を受けさせらるゝに、何か候べき』

と打消す、慶永、

『それ承はりて、心おちる候、それに付けても、當代に、世子在はしまさぬことこそ、天下の御爲めに、心細く存じ奉つれ、況して、内外多事の今日、御多病の上、御一人にて、政務を知ろし召されんより、然るべき世子を立て、輔佐し參らせんこそ、諸侯歸服の道に候べけれ、若し、御臺所に、御子生まれさせ給はゞ、御養孫に立てさせ給はんとも、仔細候まじ、某、御家門の末に列なり候へば、上の御爲めを存じて、心安んぜず、阿波守なん

どとも、折りに觸れては、語り合ひ候、執政の人達も、此安からぬ時勢に際して、然る御思慮は、在はさずや」と語り出づれば、正睦、

「仰するところ、御道理に候、我等も、聊か心付かざるには候はず、唯、上の御齡も、高からず、近く、御臺所も渡らせられたることなれば、上の思すところ、大奥の存せらるゝところも、如何やと、是れまで、態と、差控へ居る儀に候」

と答ふ、慶永、膝を進めて、

「然らば、何れの君を、西城に入れんと思し給ふぞ」と切り込めば、正睦、

「其は、台慮に依ること故、我等が、兎角申すべきには候はず、左れども、私かに、思ひ料るに、三家の内、尾州殿、水戸殿は、御年も、相應はしからず、紀伊殿は、御血統も近く、御孫も似合はしければ、此御方然るべきか、此れを措きては、田安殿、一橋殿の外には候はず、越前殿には、別に思召しもや候らん」

と問ひ返す、談話は、愈々佳境に入れり、慶永、

「左れば、御年も、長けさせ給はゞ、紀伊殿とも、存し奉つれど、方今、國事多端の折柄、天下の人心を、繋ぐべきは、一橋刑部卿の外には候はず、當代とは、御續き近くは候はねど、正しく、東照宮の神胤に候、御年輩と言ひ、御徳望と申し、此人の右に出づるは候まじ、水府老公の御子なれども、其偏僻なる御氣質に似させ給はず、諸侯も、亦、多く望みを屬し候」

と言ひつゝ、聲を潜めて、

「去りながら、松平賀州は、老公と、心諧はずと承はる、此事、賀州は、如何存すべきか」

と問へば、正睦、

「天下の御爲め、一橋殿然るべしとあらば、伊賀守とて、何とか申すべき、兎も角も、今日の仰せは、某も、尙、熟慮仕つらん」

と答へて、別に、異議を唱へず。

今は、心安し、慶永、齊裕の二人、相謀り、十月十六日、俱に、正睦の邸に到りて、公然、正副二通の建言書を提出す。本書には、内外多事の秋、賢明の儲君を具ふるの急務を述

べ、副書には、一橋刑部卿慶喜の徳望を敘して、推薦す、兩書、俱に、縷々二千言、憂國の心、楮表に溢る。

六四 儲君論の由來(四)

表面の手續は、既に了せり、更に、裏面の手蔓を求むるの必要あり。

御側衆平岡丹波守道弘、將軍家定の寵眷を得て、權勢、竝ぶものなく、大奥の上臈萬里小路、亦、勢威、内外を傾く。齊裕は、道弘と、相識れるを幸ひ、密に、書を贈りて、依嘱し、慶永、亦、傳手を求めて、萬里小路に依頼する所あり。

斯くて、閣老、之れを言上すれば、侍臣、女官、之れを贊成し、内外相呼應して、一舉に、成功せんことを期す。

爾來、日を送ること數旬、十二月四日、慶永、復た正睦の邸を訪うて、

「先日の建言書は、貴覽を賜へりや、御同列にも、謀り給へりや」

と問へば、正睦、

「如何にも、米使の謁見、對談等にて、多用ながらも、一通り、拜見仕つり、同列にも、一覽せしめ候ひぬ、時機を見て、台慮を伺ひ奉つり候はん」

と答ふ、慶永、

「副書の事は、如何、御覽じ給ふや」と問へば、正睦、

「一橋殿の御賢明に在はしますことは、我等も、豫てより、承はり候、此君を立てんこと、仔細なしと雖も、中には、水府老公の在はさん程はと、申すものなきにも候はず、一橋殿の御所存、老公と同じからざることは、貴説の通りに候はん、左れども、老公の御事は、實のところ、我等とても、心に懸からぬ事も候はず」

と答ふ、實にも、慶喜を擁して、鎖國攘夷を斷行せられては、一大事なり、慶永、

「我等、水府老公とは、年來熟懇の間柄にして、其性行も、能く、見抜き居り候、如何さま、彼の人の氣象として、一朝、其意見を懸へさんことは、出來がたからんも、宗家の御爲めを、思すことは、他に比類あるべしとも覺

えず、左れば、御爲め悪し、とだに、悟り給はんには、争てか、自家の意見を、固執し給ふべき、彼の人の事は、我等に任せ給へ、事と品に寄りては、水戸に徙し参らせんも、苦しからず」

と語れば、正睦、大に心を安んじ、

「彼の方だに在はしませずば、聊か仔細候はず」

と答へて、慶喜擁立の説を贊す。

此時に當りては、儲君問題、益々熾んにして、島津薩摩守齊彬は、本國より、建言書と與に、私書を、正睦に贈りて、

「一橋殿御事は、老卿とは、御人物抜群の御相違にて、此儀は、憚りながら、御請合ひ申上候、御領分等の御處置、餘程、御行届に相成り候儀は、通行の節、慥かに、見聞仕つり候」

と述べ、土州侯山内土佐守豊信も、亦、正睦を訪うて、慶喜を立てんことを説き、尾張中納言慶勝も、亦、今は、心を慶喜に傾く。

是に於て、諸侯には、慶永、齊裕、齊彬、宗城、豊信、慶勝等の雄藩あり、幕府の有司には、土岐丹波守頼旨、川路

左衛門尉聖謨、井上信濃守清直、岩瀬肥後守忠震、石河土佐守政平、鶴殿民部少輔長銳、水井玄蕃頭尙志等、有爲の士ありて、皆、慶喜の推薦に力む、正睦、今は、愈々、
「衆望の歸するところ、一橋殿を、西城に入れて、儲貳となし参らせんこそ、誠に、天下の爲め、君の御爲めなれ」と決意すれども、外事多忙、未だ此問題を提議するの暇あらずして、其年も、亦、空しく、過ぎ去る。

六五 儲君論の由來(五)

翌くれば、安政五年正月、正睦、幕府の使命を帯びて、上京せんとす。

斯くと聞きたる慶永、其出發前に、儲君問題を、決定せんと欲し、一方には、豊信を以て、正睦に説かしめ、他の一方には、家臣橋本左内綱紀をして、川路左衛門尉聖謨に説かしむる所あり。

此月十二日、慶永、亦、自ら正睦を、官邸に訪ひて、

「去冬、山内土佐守、拙邸に來りて、儲君選定の急務なるを説きし砌、斯かる事柄は、外藩の容喙すべきことに

あらずと申せしに、あの氣象の土州、氣色を變じて、立ち歸り候ひぬ。

然るに、今や島津薩摩守、伊達遠江守、立花飛騨守を初め、仙臺、筑前、肥前の諸藩も、亦、同論なりと承はる。若し、是等諸侯の請ひに依りて、儲君を定め給はば、これ正しく、外藩より、擁立せらるゝものに候はずや、公儀の威も、老職の權も、皆、地を掃ひて、我等、亦、御家門として、世に立つの面目も候はず。

外藩は、未だしもに候、萬一、貴所の上洛あらん時、京都より、御沙汰あらんに、其理、正しく、其辯、明かならんには、何を以てか、此れに背かれ申すべき、斯くては、京都より、將軍家を差し換へらるゝに同じ、幕府の恥辱、老職の失態、此上や候べき。

これを思へば、貴所の御發足前に、早く決定し給はんことと、最も肝要に候はずや、此儀、如何存せられ候ぞ」と説けば、正睦、頗る心を動かし、

「此間、山内土佐守も参りて、宜ふ如きの事を申されたり、今は、同列の評議も、大方調ひ、頓て、上の御聽き

に達すべき運びとなり居り候、返すくも、左様の事なからんことこそ、望ましけれ」

と答へて、不日に、此問題を解決せんとするの意を漏らす。正睦、今は、四圍の情勢に鑑みて、急に此問題を決定するの得策なるを知り、十五日、閣僚を率ゐて、將軍家定に謁し、具さに、儲君選定の必要なることを述べて、慶永、齊裕の建白書、及び齊彬の建言書を捧ぐれば、家定、

「申すところ、承はり置く、追つて、京都より、歸府するを待つて、申し渡さん」と答へて、之れを嘉納す。

其翌十六日、慶永、又々、正睦の邸を訪うて、模様を問へば、正睦、

「儲君御取定めの儀は、昨日、愈々御聽きに達し候ひぬ」と告ぐ、慶永大に悦びて、

「我等の本懐、此上や候べき、疾く、阿波守にも申し聞けて、安心せしめ候はん」と挨拶すれば、正睦、

「阿波殿に申されんは、苦しからず、御家臣を以て、左

衛門尉方へ、申し遣はし給へるが如きは、甚だ然るべからず、重ねては、御無用に候」と戒しむ、慶永、

「此儀、屢々聞え参らすと雖も、唯、御道理と仰せらるるばかり、餘りに、抄か行かぬに、忍び兼ねて、終に漏らし候ひぬ」

と答へて、一笑すれば、正陸も、亦、莞爾として、微笑む。

六六 儲君論の由來(六)

儲君問題は、既に、決定せり。

左れども、正陸は、唯、建儲の急務なることを、言上せしのみ、

「何人を以て、養君となすべきかは、一に、台慮如何に在り、老職の容喙すべきものにあらず」

との見地より、餘所ながら、一橋刑部卿慶喜の徳望あることを、述べたるに止まり、自己の意見として、何人をも、推舉せず。

慶喜を立つるも、將軍の心の儘なり、立てざるも、亦、其

心の儘なり、知らず、家定の意は、何人の上に在るべきか。表面より、一瞥すれば、當時、儲君の候補者たりしものは、唯、一の慶喜あるに止まりしが如し、何ぞ知らん、其裏面を窺へば、他に、有力なる一の競争者ありて、隠然、一敵國の勢をなせることを。

其人を誰とかする、三家の一人たる紀州宰相慶福、即ち是れなり。

紀州の老臣水野土佐守忠央、夙に、慶福を擁立して、己れ伊周たらんと欲し、内廷に、後宮に、屈竟の手蔓あるを幸ひ、最も秘密に、且、巧妙に、運動して、他日の素地を作るに力むること、日久し。

將軍家定の側用取次として、威權赫々たる平岡丹波守道弘は、忠央の妹婿にして、前將軍家慶の小性頭取たりし徒頭薬師寺筑前守元眞も、亦、其妹婿なり、忠央、此二人の手を通じて、内廷の諸臣を動かし、更に、將軍をも動かさんとす。

又前將軍家慶の側室として寵遇ありし雪江は、忠央の妹なり、忠央、其縁故を以て、後宮の老女中、權威並びなき萬

里小路、歌橋を、味方となし、更に、其手を伸ばして、後宮の各女官に及び、將軍の生母本壽院、夫人篤子の方にも、及ばんとす。

内廷、後宮は、殆ど其手に落ちたり、獨り、諸侯の中には、左せる後援もあらず、忠央、早くも、溜間詰諸侯の、水戸前中納言齊昭に、悪感を懐けるを、奇貨とし、密に、手を廻はして、彦根侯井伊掃部頭直弼と結託し、水戸の支藩たる高松侯松平讃岐守頼胤をさへ、籠蓋するに至る、左れども、固く秘して、人に漏らさず、世上、此間の消息を知るもの、絶えて、之れあらず。

今や、慶永、齊裕の畫策、着々、効を奏して、竟に、公然たる問題たるに及んでは、復た、坐視傍觀する能はず、忽ち、奮起して、猛烈の運動を、開始し、苞苴に、譏誣に、有らゆる方策を、運らして、齊昭父子を、排斥せんとす。現在の女婿たる道弘にさへ、重賂を贈り、其邸前なる水道橋の河岸には、紀州名産の熊野炭を、山の如くに、積み上げて、道弘の家臣、小者にまで、勝手に、使用せしめしを見て、如何に、其贈賄の盛んなるかを察すべし。

又内廷、後宮の、齊昭を忌憚すること、深きに乘し、

「水戸の御隠居は、諸侯を語らひて、一橋殿を、御養君とし、上様を、押し籠め奉つりて、天下を、横領せんとの企てあり」

と誣ひ、或は、齊昭は、子婦に通じ、慶喜は、養母を犯せりとの虚説を作りて、内廷、後宮を、威嚇せしを見て、如何に、其手段の悪辣なりしかを知るべし。

六七 儲君論の由來(七)

齊昭は、嚴格なり、質素なり、慶喜は、英明なり、年長なり。

嚴格よりは、寛裕を喜び、質素よりは、華奢を好み、英明よりは、凡庸を便とし、年長よりは、年少を可とするは、内廷、後宮、竝べての人情なり。

一橋と、紀州と竝べて、其執れをか擇び、執れをか取ると言へば、内廷、後宮、誰れしも、手を紀州の方に擧ぐべきに、況して、忠央の巧妙なる請託あり、運動あり、何人か、心を慶福に傾けざらん。

今は、將軍の周圍も、紀州方なり、夫人の周圍も、本壽院の周圍も、亦、皆、紀州方なり、特に、本壽院の如きは、全然、萬里小路、歌橋等の言に、惑はされて、

『越前と言ひ、阿波と言ひ、上とは、淺からぬ由縁の身分なるに、却て、上の御爲め、宜しからざる一橋を、推舉せしこそ、心得がたけれ』

と怨ずることさへあり、若し、養君を立つるならば、紀州をこそと、思ひ定む。

將軍家定、亦、年長の慶喜を以て、儲貳とせば、直に、軍職を譲らざるべからざるに至らんことを虞れて、之れを悦ばず、偶々、姉小路と呼べる上臈、一日、

『男文にて、讀みにくう候、御覽遊ばさる、やうに』
とて、一書を呈す、家定、何氣なく、取つて、披き見れば、慶喜の推舉を請へる齊昭の手書なり、家定、

『余にも、讀みがたき節多く、又讀むべきにもあらず、其方の料見として、朝比奈甲斐か、大久保右近に、讀ますべし』

と告げて、返し與ふ。

姉小路は、本名勝子、橋本中納言實誠の女なり、其妹花の井、水戸家の老女たるを以て、齊昭、其手を經て、意見書を、將軍家に呈したること、少からず。

慶喜立儲の事たる、齊昭、固より、我が口よりこそ、發言もせず、希望もせされ、流石に、諸候の推舉するを聞きては、心嬉しからざるにあらず、偏に、我が子の爲め好かれかしと思ふの婆心、一書を、姉小路に贈りて、密に、依頼したるに、何ぞ計らん、是れぞ、敵に糧を假すもの、忽ち、明々地に、將軍家の前に、披露せられんとは。

家定、是れよりして、益々齊昭父子を厭ふの心、起る。
獨り、家定の夫人篤子の方のみは、其義父島津薩摩守齊彬の密囑を受けて、慶喜を推さんと欲するの心あり、本壽院の紀州方たるを知らず、俱に、將軍に勧めんことを謀れば、本壽院、

『上には、一橋を厭ひ給ふこと、甚だしく、此事を申し上げたる越前守、阿波守さへ、御悦ばせ給はず、薩摩守よりも、申上げしとて、薩摩までが、一つなりと、殊の外の御不興なりしを、色々と御なだめ申上げたことも侍

べりぬ、努めく、斯様の事を、仰せ上げ給ふべからず』
と詐はり告げて、支へ止めんとす、夫人、

『假しや、上の御叱りを受くるとも、天下の爲め、御家の御爲めなれば、聊か厭ふべきにも侍らず』

と言へば、本壽院、

『左らば、歌橋に、謀り申さん』

と答へて、歌橋を召す、歌橋は、固より、同腹なり。

『上様に申上げ給へばとて、所詮、御聞き入れあらんやうも候はず、薩州家へは、能くく、御斷り遊ばすやうに』

と説き勸むれば、夫人も、今は、是非なく、思ひ止まる、歌橋、又

『御臺所、斯かる思召あるからは、御養父近衛家も、同じ心ならん』

と心付き、將軍の命なりと稱して、夫人を給き、

『近衛家へ、御文を遣はされて、御臺所にも、紀州家を立てんと思召す故、御力を添へさせ給へと、申贈らせ給ふべし、此儀、上様の仰せに候』

と言ふに、夫人、心ならずも、其由を、近衛左大臣忠熙の許に、申し贈る。

内廷、後宮、今は、盡く、紀州家に傾く、左れども、外部に於ては、未だ之れを知らず。

將軍家定、身體不具の箇所あり、夫婦の交をなすこと能はず、故に、夫人との間も、自から疎遠にして、將軍を守り育てし歌橋、其中間に在りて、所用を取次ぐこと多し、故に、斯かる策略も行はれしなり。

六八 儲君論の由來(八)

正睦、儲君の事を、言上して後、京都に上り、専ら日米條約の裁可得んと欲して、復た他事を顧みるの暇あらず。
會、三月二十五日、傳奏廣橋大納言光成、東坊城大納言聰長、議奏萬里小路中納言正房、裏松宰相恭光を招きて、九條關白尙忠の下間に答ふる所あり、時に、光成、正房の二人より、一通の書付を渡す、正睦、受けて、之れを見れば、意外にも、

急務多端の時節、養君の御治定、西丸御守護、政務御扶

助に相成候に付、御にきやかにて、御宜しく、思召され候、今日、幸ひの儀、申入るべき旨、關白殿、太閤殿、命ぜられ候事。

との内勅なりき、正睦、未だ答へず、光成、『御養君は、年長の御方を立てらるべしとの御内意に候』と述べ、これぞ、疑ひもなく、一橋刑部卿慶喜を指すもの、正睦、心に驚けども、固より、關東にても、既に、内定せる問題なり、

『此儀は、關東に於ても、評議あることに候、歸府の時を以て、言上候べし』

橋本左内



との旨を答へしに、其夜、禁裏付大久保大隅守忠良を以て、重ねて、御養君の事、御歸

府後、言上致すべき旨に候へ共、早々言上相成候様、宜しく、申入るべき旨、太閤殿下、命ぜられ候事。

との沙汰あり、京都の形勢は、意外に切迫せり。正睦、其事實を探り見れば、計らざりき、慶永の家臣橋本左内綱紀等の、密に、縉紳公卿の間を、運動せる結果ならんとは。

先きに、正睦の上洛するや、左内、亦、主命を以て上京し、山内土佐守豊信の添書を以て、其姻戚たる三條内大臣實萬等の諸公卿に、説く所あり。

偶、井伊掃部頭直弼の家臣長野主膳義言も、亦、京都に在り、紀州宰相慶福の爲めに、九條關白尙忠等に、運動せりと聞きては、遅々すべからず、鷹司前關白政通の家司三國大學直準の、越前出身なるを幸ひ、其助力を得て、政通の諸大夫小林民部權大輔良典に、面會し、

『外交多事の今日、英明の儲君を立て、將軍の輔佐となさんは、急務中の急務なり、内勅を以て、一橋刑部卿を立てんことを、仰せ下されば、天下の幸ひ、此れに過ぎず、此儀、寡君越前守の、最も熱望するところに候、

宜しく、太閤殿下に、御推舉あるべし』

と請へば、良典、大に、之れを贊して、政通に告ぐ。

政通は、慶喜の伯母婢なり、亦、之れを納れて、近衛左大臣忠熙に説く。

忠熙は、其養女たる將軍の夫人篤子の方の書を得て、不審を懐けるところ、之れを聞いて、亦、贊す。

此れと前後して、齊昭は、忠熙、實萬に、齊裕は、政通に依頼し、齊昭の家臣安藤彌三郎、亦、密に、政通、及び二條大納言齊敬に、請ふ所あり、京都の形勢、爲めに、大に動く。

是に於て、政通、忠熙、實萬等、更に、關白尙忠を説きて、之れを動かし、扱てこそ、傳奏を以て、内勅を下せしなれ、左れども、尙忠の意、尙、慶福の上在り、故に、年長の二字を、内勅中に加へず。

正睦、時に、其使命の容易に達せざるを見て、苦心せるところ、此内勅を拜して、

『京都に於ける一橋殿の聲望、此の如くなるからは、此君を備貳に立てんこそ、公武融和の道なるべけれ、訂盟

江戸 城(上)

開國の事も、頓て、行はるべし』

と思へば、津頭つがしらに、船の心地なきにもあらず、外交問題に關して、岩瀬肥後守忠震の歸府するを幸ひ、此れに、旨を授けて、江戸の關係に傳へしむ。

内廷、後宮は、紀州宰相慶福を推し、京都、諸藩は、一橋刑部卿慶喜を薦む、知らず、孰れか勝ち、孰れか敗れん。

六九 大老の任命(上)

儲君問題は、計らずも、大老問題を、孕み出だせり。

堀田備中守正睦、京都より、歸り來り、四月二十一日、將軍家定に謁して、具さに、京都の事情を、復命せし後、更に、一葉の書類を、呈して、

『これは、儲君を御立てあらせらるべき旨の内勅に候、且、儲君は、御年長の方、然るべき旨、傳奏衆を以て、仰せ下され候、宜しく、英明にして、年長の御方を、選ばせ給ふべし』

と陳べて退き、更に、閣僚と議して、公然、一橋刑部卿慶喜を、推薦せんとす。

内廷にては、非常の恐惶を、惹き起せり、將軍は、紀州宰相慶福をこそと思へど、内勅とありては、復た争はんに、由もあらず、生母本壽院に向ひて、

「此上は、刑部卿を、西丸に立てん外はあるべからず」と語り出づれば、日頃、心弱き本壽院、痛く、嘆き悲みて、宛がら、敵地に囚はれ行かんばかりの想あり。

「斯くなる上は、命、存らへて、何かはせん、早く、死するに若かじ」

と思ひ迫り、其夜、劍に伏して、自害せんとす、侍女、漸うに、引き止め、翌二十二日、歌橋より、此由を、將軍に申せば、家定、痛く驚きつゝも、

「西丸の儀は、今更、變改せんやうもなし、誠に、是非もなきことかな」

と告げて、打ち萎たる、侍臣平岡丹波守道弘、機、失すべからずと思惟して、

「此上は、然るべき大名を擧げて、備中守の頭を、押へ給へ、紀州殿を立て、御養君となさせ給はんに、何の仔細か候べき」

と申せば、家定、急に、力づきて、

「フーム、此儀、面白し、何人か然るべき」

と問ひ返す、道弘、

「さん候、才智と言ひ、門閥と申し、井伊掃部頭の右に出づるは候はじ、特に、御養君の儀は、紀伊殿こそ、然るべけれど、常々、申し候へる由、宜しく、此人を頼ませ給ふべし」

と申せば、家定、欣然として、此れに従ひ、宛然、死中に、活路を得たるの想あり。

此日、午の刻、徒頭藥師寺筑前守元眞、密旨を御みて、彦根侯井伊掃部頭直弼の邸に到る、應接掛小野田小一郎、立ち出で、來意を問へば、元眞、

「御上の御一大事を、申上げんと存じ、御當家を見込んで、罷り出で、こそ候へ、御取次にては、申上げがたし、御目通りを、願ひ奉つる」

と述ぶる面に、決意溢る、小一郎、奥に入つて、此由を申せば、直弼、

「仔細こそあらめ、苦しからず、對面し得ません」

命じて、一室に延き、左右を退けて、面會すれば、元眞、聲を潜めて、

「一大事とは、餘の儀にあらず、水府老公、陰謀を企て、將軍家を、押し込め奉つりて、一橋殿を守り立て、御自身、權威を振はんとの企みに候、同志の者より、内々、御老中へ、密告すれども、力、及ばずとて、取り合はれ候はず、此上は、御當家へ、御縫り申すより外に、手段とても、之れなく、斯くは、推參に及びて候、上様の御爲め、一臂の力を盡し給はば、莫大の忠勤に候べし」と言ひつゝ、ハラ／＼と、涙を垂る。

七〇 大老の任命(下)

直弼は、豫てより、水野土佐守忠央に黨して、紀州宰相を、儲君に立てんと欲するもの、會て、正睦の邸を訪ひて、

「此頃、諸侯連署して、年長の君を立てんとの議ありと承はる、是れ、下として、上を選むもの、漢土ならば、いざ知らず、本朝の禮節としては、然るべからず」と論争せしことあり、今、元眞の説く所を聞くに及んで、

蹶然憤起、紀州宰相を、擁立せんと決心し、

「將軍家に於て、左程までに、思召さば、臣として、餘所に見奉つるべきにあらず、御心安かれ、直弼、及ばずながら、微力を盡して、台慮を安んじ奉つり候はん」

と答へ、密談、申の刻に及び、酒饌を侑めて、懇ろに、款待す。

元眞の辭し去りて後、半時ばかり、月番内藤紀伊守信親の許より、關老連署の召狀來る、直弼、

「ハテ、何事やらん」

と小首を傾け、

「御用召は、此方一人か、御同席には、之れなきか」

と問はしむれば、使者、

「此方様ばかり、外様には、御座なく候」

と答ふ、直弼、聞いて、扱てはとばかり、ハタと、小膝を拍つ。

井伊の邸中は、俄かに、活氣立てり、公用人富田權兵衛、何處へか、出で行きしが、暫くありて、馳せ歸り、直弼の前に、出づると齊しく、

「殿様、恐悦至極に存じ奉つる、實は、唯今、奥御右筆頭加藤惣兵衛殿の御宅に参りて、承はり候處、明日の御召しは、御大老職、仰付けられ候御儀との事、尤も、今日まで、何の御容子とても、之れなく、俄かに、仰せ出だされし由に候」

と申せば、直弼、只、一言、

「時節柄、恐れ入つたる儀なり」

と應ふるのみ、權兵衛、

「天下多事の折柄とて、此御大役を、仰付けらる、儀に候はん、何卒、御忠勤遊ばされ候やう、願ひ奉つる」

と言へば、直弼、

「尤もの儀なり、粉骨碎身して、忠勤を勵むべし」

と答ふ、權兵衛、重ねて、

「國家太平に歸し候は、早々、御辭職遊ばさる、やう、存じ奉つる」

と早くも、勇退を勸む、直弼、

「そは何故ぞ、餘りに、早き約束かな」

と訝り問へば、權兵衛、

「其期に及びては、申上げにくきものに候、其れ故、只今、申上げ置き候」

と述べ、直弼、頷つきつ、

「尤もの儀なり」

と告げて、カラ／＼と笑ふ、福運、既に、來つて、門頭に在り。

元眞、井伊邸より、馳せ歸りて、直弼の決意を、復命すれば、家定の悦び、斜めならず、

「扱て、頼母しき心底かな、疾く、老中共召せ」

俄かに、命を傳へて、諸閣老を召す。

井伊直弼



時に、正睦は、既に、退出して、松平伊賀守忠固、久世大和守廣周、内藤紀伊守信親、脇坂

中務大輔安宅の四人のみ、御前に出づれば、家定、

「井伊掃部頭を以て、大老職となさんと存ずるぞ、早々、召状を遣はせ」

と告げ、扱てこそ、召命は、下れるなれ。

翌二十三日、直弼、登營して、大老職の任命を蒙り、直に、御用部屋に入りて、首席を占む。

従來、大老は、別室に在りて、閣老の具申する所を、裁可するに止まる、直弼は、乃ち此慣例を破りて、自ら政務を總裁せんと欲す。

正睦、事後に、初めて、知りて、啞然たること多時、左れとも、事、台慮に出づるを見て、復た争はず。

七一 延期の談判

井伊掃部頭直弼、既に、大老に任ぜられしと雖も、外交の事務は、尙、堀田備中守正睦の主管するところ。

正睦の歸府と與に、急に、處辨すべき問題こそあれ、日米條約調印延期の事、是れなり。

抑々本條約調印の期は、三月五日なり、米國使節ハルリス、

還りて、下田に在り、期に及びて、重ねて、江戸に出でんとす。

偶々疾に罹りて、久しく癒えず、一時、殆んど、危篤に逼る、一心、條約の上及びては、死すとも、瞑すべからず、空しく、幕中に、呻吟すること數旬。

既にして、條約調印の期日、愈々來る、ハルリス、少しも、猶豫せず、病を強めて、江戸に出で來り、速かに、條約に、署名調印せんことを求む。

左れども、正睦は、未だ京都より、歸り來らず、閣老、

「堀田備中守、目下、京都に在り、他人、代りて、處置するを得ず、姑く、其歸府の日を、待たるべし」

と答ふれば、ハルリス、止むを得ずして、復た下田に還る。

初め、正睦の京都に向ふや、一兩度の交渉を以て、事を決し、期日までに、歸府して、調印せんことを期す、然るに、事、心と違ひて、容易に決せず、ハルリス出府の事を、聞くに及びて、

「正睦、條約調印の事に關して、上洛し、最初より、應接の事状を具して、奏聞に及びたり、使命を全うして、

歸府すること、不日の中に在らん、請ふ、少しく、待たれよ』

との書を裁し、下田奉行井上信濃守清直の手を経て、ハルリスに贈る。

當時、京都の形勢、困難は、困難なれども、尙、一縷の望みあり、故に、此言あり。

然るに、八十八公卿、三十五非藏人の憤起するに及んで、事情一變、復た奈何ともすべからず、正睦、之れを憂ひ、岩瀬肥後守忠震の歸府するに際して、重ねて、延期を、ハルリスに求む。

ハルリス、此状勢を見て、煩悶措かず、四月二十日、正睦の江戸に歸着せるを聞くに及び、倉皇、馳せ來りて、再び調印を迫る。

正睦、今は、愈々此問題の解決を告げざるべからず、乃ち大老任命の翌二十四日、ハルリスを、官邸に招きて、自ら此れに對面し、

『貴使、曩に、病を強して、出府せられしと雖も、京都の處置、遷延して、歸府するを得ず、終に、面會の機を

得ざりしは、余の遺憾とする所なり。

其事情は、當時、井上信濃守を経て、貴使に通じ、尋で、岩瀬肥後守に託して、貴使に告ぐる所あり、定めて知る、貴使の之れを諒せられたる事を。

抑々日米條約を訂結せんことは、固より、我等の至望にして、又至願なり、然れども、我國上下、久しく、鎖國の風習に慣れて、開港貿易の利を覺らず、動もすれば、起つて、反對せんとす。

若し、之れを強行せんか、國內の騷亂、忽ちに起らん、京都の憂ふる所、實に、此點に在り。

然れども、幕府、強て、條約に調印せんとせば、せられざるにあらず、但だ、是が爲めに、人心、沸騰して、國內、騷動せば、何の處にてか、通商貿易するを得ん、條約に、調印するも、せざるに同じからん。

願ふに、國民を警醒し、勸説して、反對の聲を、絶たしめんこと、速きにあらず、其穩かに、調印を了るに至らんこと、固より、疑ひあるべからず。

一時、期約を遷延するは、實に、國情の萬止むを得ざる

ところ、貴使の、之れを諒せられんことを信ず。

訥辯、意を盡しがたし、請ふ、此書を、熟覽して、諒察せられんことを』

と陳べ、一篇の書を取りて、ハルリスの前に置く、ハルリスは、意外なり、屹と、正睦の方に向ひて、

『閣下、唯今、仰せらるゝ所は、條約調印の期を、延ばされんとするの意か、請ふ、委曲、其理由を承はらん』と言ひつゝ、詰め寄る、正睦、

『唯今、條約に調印せんか、國內の民心、忽ち、沸騰せんこと、疑ふべからず、京都の憂慮する所、此に在り、故に、一時、其期を延ばさんと欲するに外ならず、左れども、我が政府の權を以て、民心を鎮撫し、圓滑に、調印を了せんことは、余の確保する所なり』

と答ふ、ハルリス、重ねて、

『然らば、今より、幾日を経ば、調印せらるべきか』

と詰れば、正睦、

『委細は、載せて、其書中に在り、尙、止むを得ざるの事情は、委員をして、詳細に、陳述せしめん』

と答へて、其場を切り抜けんとす、ハルリス、益々追窮の手を緩めず。

『斯くては、余に於て、望みを失ふのみならず、貴國に於ても、危難を免かれ給ふべからず、此儀は如何』

と問へば、正睦、撫然として、

『其は、我れも、知らざるにあらず、其れ故にこそ、痛心するなれ』

と答ふ、ハルリス、尙、疊み掛けて、

『斯かる反覆の事は、余の聞きも及ばざる所、抑々萬國公法なるものを存せらるゝや』

と詰り、正睦の

『我れとても、萬國公法を知らざるにあらず、唯、人心の和せざるを憂ふるが故に、餘儀よく、此に及べるのみ』と辯解するや、ハルリス、又も、滔々として、抗議を吐露す。

『凡そ、國家に利益ありと見る時は、斷然、條約を訂結し、又此れに調印せんこと、是れ、當然の條理にして、又政府の權利にあらずや。』

況して、兩國全權の協商し、議定せし後、事を人心の不和に託して、調印を延期せんとするが如きは、世界萬國に於て、未だ曾て見ざる所なり。

若し、江戸の政府、此れに調印するの権利なけんか、余は、直に、其権利ある人に向つて、要求せんのみ。

抑、我が大統領の國書は、貴國の威權第一の人に向ひて、贈られしもの、余は、閣下より、日本の主權、江戸に在りと聞きて、之れを大君殿下に、呈せしなり。

然るに、其實權、江戸政府に在らずして、之れを受けられしとせんか、是れ、我れを欺くものにあらずして、何ぞや。

余は、全權使節なり、使節を欺くは、即ち大統領を欺くものなり。

此事、若し、他國に聞えんか、誰れか、復た江戸に來りて、條約を訂結せんことを望まん、皆、京都に到りて、直接に、要求せんとするに至るや、必せり。

事、此に至らば、大君殿下の威權、忽ちに、失墜し、日本の政體、忽ちに、變革せられん、是れ、余の喋々を待

たずして、諸公の知らるゝ所ならん。

余は信ず、日本主權の所在は、實に、此條約の一事に依りて、判明せんことを、是れ、實に、重大の問題にあらずや』

言々痛酷、鐵椎、頭上に落下するの概あり、正睦、聞きて、面色、自から動く、ハルリス、此體を見遣りて、

『閣下、余は、誤まりて、此威權なき政府と、條約訂結の談判を、開けりとせんか、余が失態の責や、重し。

然れども、余の失態は、尙、可なり、余は恐る、今後、貴國の許多の困難を來さんことを、是れ、皆、此條約の調印を、延期するの一事より、生ずるなり。

余、其兩國の一大事たるを思へば、焉んぞ、反覆、辯論せざるを得んや。

之れを譬ふれば、江戸の政府は、權衡の中心の如し、左右、何れに向ふやを、知らざるなり、豈、困難ならずや。余は、衷心より、貴國の困難に陥ることなく、且、其安全ならんことを、祈るや切なり』

と述べ、更に、呼吸を繼ぎて、

心するのみ』

と辯明すれば、ハルリス、

『閣下の苦心は、余も、亦、明かに、之れを察す、然れども、禍害は、意外の事より、起るを思はゞ、余、亦、閣下に、黙從する能はざるを如何せん、兎にも、角にも、貴書を、一覽して後、委員の人々と、應接する所あらん』

と述べ、更に、

『今回の條約は、貴國と、外國との交際に於て、最も重要な事たり、此條約にして、成立せんか、貴國は、是れに由りて、安全ならん、然らずんば、一大危難は、忽ちにして、來らん。

余は、此條約の爲めには、畢生の心血を濺ぎて、貴國の利益を、計らんことを、希圖せり、今後、他國人の來つて、要求する時は、範を此條約に取りて、累を、其以外に及ぼさざらんことを、期待せり。

去冬以來、殆んど、死に垂んとせしも、此一事に、熱注せるが爲めのみ、余は、明言す、我が力の及ばん限りは、兩國の爲めに、勞を憚からざることを。

『閣下の唯今、申さるゝ如くんば、調印の延期、一月に及ぶか、一年に及ぶか、抑、五年十年に及ぶか、漠として、知ること能はず。

其期を問へば、委員より聞けよと答へて、明答を與へられず、これ、余の遺憾とする所なり。

然れども、今更、之れを争ふも、詮なし、此上は、明後日を以て、委員と、會見せんと欲するなり、願はくは、其以前に、期限を定め置かれんことを』

と述べて、一步を譲れば、正睦、

『我が延期は、豫め、期限を定めて、答ふること能はず、左れども、決して、久しきに 渉ることはあらず』

と答ふ、其言ふ所、要領を得ざれば、ハルリス、

『斯くては、委員と議するとも、何の效なきにあらずや』と詰る、正睦、

『否な、左にあらず、巨細の事は、書中に載せたり、請ふ、之れを熟讀せられんことを、其事情、必ず、判明せらるゝものあらん、余は、貴國と訂約を避けんと欲するものにあらず、唯、修好を致うせんと欲するが故に、苦

閣下、本國の軍艦、久しく來らざるは、兩國の大幸なり、余は、此議の終らんまでは、切に、軍艦の來らざらんことを望む』

と説けば、正睦、

『余も、同感なり』

と述べて、此日の會見を終る。

七二 勅問の諮詢

條約の調印延期の事は、既に、米使に談ず、訂約開港の可否如何の事は、更に、諸侯に諮らざるべからず。

二十四日、此事に關して、忽ち、一問題は、起れり、

『勅答は、諸侯に公示すべきや否や』

の事、是れなり、閣老の中には、物議の沸騰を虞れて、秘密に附せんと説くものあり、井伊大老直弼、之れを不可とし、

『政事は、公明なるべし、秘密なるべからず、況んや、朝廷の公けに仰せ下さるゝところ、何ぞ、之れを内密に附するの要あらんや』

と説破し、事、立ちどころに決す。

是に於て、其翌二十五日、三家を始め、在府の諸侯を、黒木書院に召し、將軍家定、自ら臨みて、

亞米利加使節、申立て候趣に付ては、是迄、申聞け候通り、容易ならざる儀にて、一統の存寄りも、承はり、評議致し、開港交易は、今時の形勢、止むを得ざる事、京都へ相伺ひ候處、深く叡慮を惱ませられ、今一應、熟議致すべき旨に、之あり候、自分に於ては、是迄、權道を以て、定め候儀にて、専ら武備を整へ、全勝を願ひ候儀に之あり、然る處、叡慮も、御勇斷に之あり、自分に於ても、不肖ながら、祖宗の業を繼ぎ、征夷の職を繼し、一日も、彼等の侮を受け候ては、天下へ對し、相濟まず、且、勝敗は、度外の事にて、彼是懸念致さず、斷絶に及び候儀に、決心致候、左候へば、參り居候使節へ、申渡し、且、次第に依り、文永年中、蒙古を誅し候先蹤に任せ、重罪に行はせ申すべく、然る上は、今日より、金革の世と相心得、自分も、薪に臥し、膽を嘗め候覺悟に之あり、銘々、心中を盡し、共に皇國を守護致さるべく、

且、今日にも、夷賊ども、推參候はゞ、神國の武威を、外國へ輝かし候こと、專一に、之あるべく、右に付ては、

天下の爲め、銘々、存寄りあらば、残る所なく、申出づべく候。

と諭示して、開戦の決意を示す。

尋で、閣老より、三ヶ條の勅問を示し、且、

先年、神奈川、竝に下田に於て、取結び候アメリカ條約の趣は、具に、京都へ、仰せ進ぜられ候得共、此儀は、容易ならざる御變革に付、各々存寄りをも御尋ね、衆議御參考の上に、條約御取替せの方に御決定、別段、御使を以て、叡慮御伺ひに相成候處、別紙の通、勅答仰出され候、素より、戰爭の叡慮は在らせられず候趣には候得共、方今、萬國の形勢一變の折柄、御處置の次第に寄り候ては、忽ち、仇讐の姿に相成り、御全國の大事に及び、國家の爲め、相成らず、宸襟を休め奉つるべき期も、在らせられ間敷候間、先般、京都へ仰立てられ候外、御取扱ひ之なくと思召し候、且、今度、衆議聞召さるとの儀は、既に、昨年來、各々存寄り御尋ねの上の儀に候得共、

勅諭の御趣も之あり候間、猶、篤と勘辨、各々存慮の趣、早々、申立てらるべく候事。

と諭告して、曩に、京都へ申立てたる如く、通商開港の外に、道なきを示す。

此二箇の諭示は、明かに矛盾し、衝突す、寛猛の命、同時に下り、硬軟の説、一日に出づ、諸侯たるもの、孰れにか、適従すべき。

尋で、外國掛の有司より、前日、正睦と、ハルリスと、延期談判の顛末を、報告して、暗に、開港の外なきを仄かす、幕府の方針、彼れに在らずして、正しく、此に在り。

此日は、例に依りて、何の質疑もなく、何の意見も出でずして、退散す。

京都は、諸侯に依りて、幕府の議を、聽へさんとし、幕府は、又諸侯に據りて、京都の論を覆へさんとす、兩者の頼むところ、俱に、衆議に在り。

七三 營中の激論

井伊掃部頭直弼の、大老となりてより、幕府の形勢、俄然

として、一變せり。

其任命の當初、閣老よりは、員に備はるのみと、蔑視せられ、諸有司よりは、兒輩に均しき男なりと、冷評せられしにも似ず、其剛愎の性と、傲岸の氣とは、一も、二もなく、他の異種異見の士を、壓倒せずんば、止まざらんとす。

機を見るに敏なる閣老松平伊賀守忠固、是れまでは、上席上席と稱して、堀田備中守正睦に、敬事せしに、今は、直弼に阿附して、正睦を、排斥せんとす。

阿部伊勢守正弘の、雋才達識の士を、拔擢せし爲めに、失意の地位に立てる石谷因幡守穆清以下の閥族、亦、直弼と結託して、正睦を、排斥せんとす。

是に於てか、幕廷の暗流は、早くも、二條に分かれ、直弼の徒は、正睦の西下功なきを嘲りて、

『備中守こそ、京都に御使ひして、關東の御威光を、墜しつれ』

と詆罵し、外國掛の有司が、從來の例に依つて、忌憚なく、意見を吐露すれば、

『彼れは、無禮なり』

と憤怒して、其卓説名論と雖も、亦、之れを納れず、彼我の反感、日一日より、高まり来る。

直弼、急に、儲君論を決定して、位置を固めんと欲し、諸侯に、勅問を諮詢せし翌二十六日、將軍家定に謁して、

『御養君の儀は、恐れながら、紀州宰相殿こそ、然るべう候へ、速かに、此御方を、西城に迎へ入れさせ給ふべし』

との旨を内陳すれば、其満足、言ふばかりなく、此れに信賴するの心、愈々厚し。

二十七日、直弼、更に、正睦以下の閣老に對して、儲君論を提出し、

『御養君の儀は、紀州宰相殿こそ、然るべけれ、宰相殿は、文恭院様の正しき御孫にして、當將軍家にも、御血統、最も近し、此親しき宰相殿を、差し措きて、遠き水戸殿の公達を立つべき謂はれあらず、況んや、紀州家を立てんことは、當將軍家の御思召なるをや、之れを外にして、誰れをか立つべき、如何に、左に候はずや』

と言ひつゝ、一座を睥睨す、正睦、

七四 良吏の左遷

土岐丹波守頼旨、鶴殿民部少輔長銳の二人は、夙に、一橋刑部卿慶喜を推すもの、幕廷の傾向を聞き、傍觀すべからず、俱に、一篇の建言書を呈して、速かに、儲貳を立てんことを陳べ、終に、

『西城には、宜しく英明の方を、迎へ給ふべし、當將軍家の御力を以て、天下を維持し給はんこと、憂慮に堪へず』

との旨を極論す、松平伊賀守忠固、

『是れ廢立を計るものなり、宜しく、其不臣の罪を正すべし』

と論責し、此機に乗じて、要路の有司を、排斥せんと欲す。頼旨、聞いて、憤慨に堪へず、越前中將慶永の家臣中根頼負の訪問に接して、

『一橋殿を、西城に入れんことは、文恭公薨去の砌よりして、既に、慎徳公の思召し立たせ給へるところ、決して、我等一個の私意にあらず、特に、一橋殿は、御一門

『否な、其儀、然るべからず、國家、泰平にして、四方、無事の時ならんには、御血統の親疎をこそ、擇ぶべけれ、必ずしも、長幼を論ずべきにあらず、左れども、今は、

天下多事の秋なり、年長の御方を選びて、將軍家を輔佐せんこと、最も大切なり、一橋殿の英名、海内に隠れなく、其御威望、最も重し、特に、朝廷の内勅にも、年長の方を選ぶべしと候、旁々刑部卿殿こそ、然るべけれ』

と主張すれば、直弼、忽ち、佛然として、

『臣として、君の命に背くことやある、天下を馭するに、は、祖宗の御法あり、此れに従はんには、何か有るべき、内勅とても、唯、早く、西城を定めよとあるのみ、何人と指名せられたるにあらず、御血統の近き方を選ぶは、理の當然なり』

と論駁して、屈せず、忠固は、夙に、水野土佐守忠央に黨するもの、主として、直弼の説を贊すれば、他の閣老、亦、敢て、異議を唱ず。

の人傑なり、内外多事の今日、此君を西城に迎へて、上様の輔佐となし参らせんこと、誠に、天下の御爲めとこそ、存するなれ、我等、才識、他人に及ばずと雖も、忠義に於ては、敢て、人後に落ちざるを信ず、計らざりき、大老を初め、伊賀殿などの爲めに、不忠不義の如くに、言ひ做されんこと、あゝ已んぬるかな』

と語り終りて、黯然、涙を吞む。
堀田備中守正睦は、要路有司の中心たり、慶永、終に、正睦の免かれざらんことを憂ひ、伊達遠江守宗城、山内土佐守豊信等と會して、

『掃部頭の威權、強大にして、容易に、人言を容れず、備中守の如きも、終には、罷免せられんこと、疑ふべからず、斯ては、西城の事は、言ふも更なり、正議は、廟堂に、其跡を絶ちて、伊賀守の如き奸譎の徒、大老に諂諛して、私意を逞しうせんも、知るべからず、天下の不幸、此上やあるべき、此儀、如何すべき』

と語り出で、嘆息すれば、宗城、
『我等の養父伊豫入道は、大老の姻戚なり、如何にもし

かな。

七五 堀田閣老の浩嘆

廢立論の物議は、計らずも、暗中飛躍となり、水野土佐守忠央、薬師寺筑前守元眞等、一舉して、一橋黨を、陥擠せんと欲す。

五月九日、元眞、密に、井伊掃部頭直弼の邸を訪ひ、

『水府老公、越前中將の方々、外國掛の面々と、心を協はせ、外夷の渡來に託して、廢立を謀らんとするとの聞えあり、能く、御注意あるへし』

と告げて、中傷を試み、更に、内廷、後宮にも、手を廻はして、將軍家定を動かす。

家定、今は、遅々すべからず、十二日、特に、直弼を召して、速かに、儲貳を決定すべき旨を命ず

大勢、既に、一橋黨に非なり、十五日、越前中將慶永、正睦を、其官邸に訪うて、

『廟堂の形勢、頼み少なく、覺え候ものかな、土岐丹波、川路左衛門も、既に、罷められて、忠臣、勢ひを失ふ、

江戸城(上)

て、備中守を罷免せざらんやう、大老に、説かしめ候はん』
と述べ、其養父伊豫入道宗紀を以て、正睦を罷免せざる事に就ても、天下の望みに副ふの得策なる事を、説かしむ、左れども、直弼は、剛愎なり。

『備中守の事は、如何にも、暫く、其儘に爲し置くべし、左れども、西城の事は、一に、台慮に出づるもの、一概に、宣ふやうにもなりがたし』

と答へて、其意に従ふべき色もあらず。
川路左衛門尉聖謨も、亦、夙に、望みを慶喜に屬す、五月二日、建言書を、閣老に呈して、慶喜を儲貳となすの長計なることを論ず。

事、忽ち、直弼の忌諱に觸れ、越えて六日、貶黜せられて、西丸の留守居となり、頼旨も、亦、同時に、左遷せられて、大番頭となる、これぞ、直弼の、一橋黨を芟除せんと欲するもの。

二人は、正睦の股肱なり、二人、既に、貶せらるれば、其權力、亦、忽ちに減ず、正睦の前途、岌々乎として、殆い

頓ては、貴所の上に、禍の及ばんも、計り知るべからず、此上は、十分に、説破して、建儲の大策を定め給へ、然るにても、殿中に於て、大老と刺違ゆるか、御前に於て、割腹せらるゝ程の御覺悟なくては、叶ひ候まじ』
と激厲すれば、正睦、慨然として、

『君の御爲め、天下の爲めには、敢て、一身一家を惜しむものには候はず、左れども、刺違も、切腹も、見据の付けばこそ候へ、畏けれども、當將軍家に於かせられては、何事にもあれ、若し、道理に責めらるゝ時は、唯、御涕泣遊ばさるゝばかり、時移るまで、一言の仰せも、之れなく、殆んど、進退、度を失ふことも、少からず、假令、死を以て、諫むればとて、其甲斐あるべしとも存せず。』

西城の事は、奉行頭人を始め、皆、一橋殿こそ望め、紀州殿と申すものは、一人も候はず、君側にも、敢て人なきにはあらず、御小性頭權太遠江守、諏訪安房守などは、忠實にして、天下を思ふこと深く、我等の爲めに、君邊を周旋して、一橋殿の推薦に、力を盡し候、左れば、

六二七七

將軍家とても、其思召在はさるるにあらざと雖も、後宮の婦女、君側の佞臣など、大老と、氣脈を通じて、幼少の御養君を建てんと計り、國家の利害は、措きて顧みず、苟くも、己れに違ふものは、皆、土岐丹波、川路左衛門等の如くに、之れを斥けんとし、敢て、其忠不忠、才不才を問はず、我等も、今は、孤立の身、何時、御役御免となるも、測りがたし、此上は、己れを潔くして、身を退かんと存せざるにはあらず、奈何せん、外交の事、眼前に迫り、外國掛の奉行等、亦、我等一人を恃むのみに候へば、一日、職に在れば、一日、忠を盡さんこそ、臣子の分と存じて、勇退せざるのみに候へ。

伊賀の如き、始めは、掃部と、不和なりしに、今は、此れに阿附して、我等を制せんとし、大和は、風波を考へて、沖へも、乗らず、磯へも、附かず、紀伊と、中務とは、貴下ほどにも、事情に通ぜず、閣中の有様、斯るか爲體に候、我等の苦心をも、察し給へ』と語りて、浩嘆すれば、慶永も、亦、俱に、大息すること久し。

今は、事、竟に成すべからざらんとす。

七六 調印の延期

今や、幕府は、外交と、建儲との二事の爲めに、忙はし。條約の調印延期の事は、堀田備中守正睦と、米使ハルリスとの間に、交渉の端を啓き、爾來、引續きて、我が委員井上信濃守清直、岩瀬肥後守忠震の二人と、ハルリスとの間に、談判の會見を、重ねつゝあり。

一日も、早く調印を終らんことは、ハルリスの熱心に、希望する所なりと雖も、幕府の事情、已むを得ざるものあるを察しては、一概に、自家の意見のみを、主張すること能はず、終に、一着を輪して、調印の期を、七月二十七日まで、延ばすことを諾す。

然れども、唯、漠然として、延期せんことは、固より、ハルリスの肯んぜざる所、是に於て、五月二日、閣老の連署を以て、

日本の老中自分共、今般、大君の命を以て、井上信濃守岩瀬肥後守に任じ、亞米利加合衆國にては、大統領の命

に依て、其許を差越し、當午年正月五日、雙方談判の上、條約決定せりと雖も、日本に於て、安寧を存する重大の事柄あるに依て、調印の儀は、同七月二十七日まで、延期せん事を、我が望みに應じ、其許、承允せり、併し、此年を、變改、又は期限を延引せざること、疑ふべからず、且、此後、其他の外國人より、條約等、談判に及び候事、之ありと雖も、亞米利加合衆國の條約に、調印するのち、三十日を経ざる内は、談判することあるべからず、謹言。

との左券を、ハルリスに與へて、事、始めて決す。越えて六日、正睦、特に、ハルリスを、官邸に招きて、大統領に對する將軍の復書を授け、且、之れを饗す。其翌七日、ハルリス、江戸を發して、下田に還り、徐かに、期日の到るを待つ。

斯くして、條約の調印は、延期されたり、左れども、是れ、一たびすべく、二たびすべきにあらず、七月二十七日にして來らば、否應なしに、調印を行はざるべからず、知らず、其間に、京都の意見を、一變せしむべき成算ありや。

藝に、諮詢を受けたる諸侯は、追々、其意見書を、提出せり、左れども、幕府の苦衷を察して、開港通商の利を説くものは、少なく、例に依りて、攘夷を是とするものは勿論、衷心には、其行ふべからざるを、知りつゝも、陽に勇武を衒ふものは、皆、條約拒絶を、説かざるはなし。諸侯の意見さへ、左右するを得ざること、此の如くなるに、況して、京都の意見を、一轉せしめんことは、容易の業にあらず。

幕府、固より、之れを知らざるにはあらず、唯、一寸延びれば尋の諭、其時には、又其時の風吹くべしと思ひ、ハルリスの、下田に退去せしを見て、先づくと、ホツと、呼吸を吐く。

七七 儲君の内定

條約調印延期問題は、一先づ、決定せり、後に残れるは、唯、儲君問題ばかり、大老井伊掃部頭直弼、此勢ひに乘じて、急に、儲君問題をも、片付けんとす。

偶々尾州中納言慶勝、書を堀田備中守正睦に寄せて、一橋

刑部卿慶喜の西城迎立を促がし、土州侯山内土佐守豊信、宇和島侯伊達遠江守宗城も、亦、越前中將慶永に、應接して、或は、直弼に説き、或は、松平伊賀守忠固に迫る。紀州黨に取りては、一日、後くるれば、一日の損あり、若し、荏苒として、日を送らば、大勢、竟に慶喜に傾かんも、亦、知るべからず。

直弼、其れと察しては、少しも躊躇すべからず、愈々紀州宰相慶福を、西城に迎ふるに決し、六日朔日を以て、三家、三卿、及び溜間詰諸侯に、披露せんとす。

當時、幕府の暗流は、更に變化し、忠固は、直弼の倨傲を惡んで、之を排斥し、兄の子たる姫路侯酒井雅樂頭忠富を、大老として、己れ、實權を握らんと欲し、岩瀬肥後守忠震等は、忠固、及び久世大和守廣周等の、町方御用鈴木藤吉郎なるものより、收賄せるを知り、之れを鞫問して、忠固等を、排斥せんとす。

其形勢、險惡にして、敵味方をも、辨ずべからず、若し、京都執奏前に、其人名を漏らさば、忽ちに、反對黨の乗ずる所とならんも、測るべからず。

左れば、六月朔日、三家、兩卿、及び溜間詰諸侯を召して、愈々西城迎立の事を、披露せしかど、唯、

御筋目の内より、御養君遊ばさるべくと思召し候、追て、表立ち、仰出さるべく候へ共、先づ、御内意、達し置くべき旨、仰出され候。

と内達せしばかり、敢て、其人名を、明言せず、左も慶喜らしく仄かして、反對黨の激昂を拒ぐ。

慶永、却て、其人名を言はざるを、奇貨とし、其翌二日、豊信と謀りて、書を其姻戚三條内大臣實萬に贈り、若し、關東より、立儲の事を、伺ひ出づれば、斷然、内勅を以て、慶喜を指名せられんことを請ふ。

越えて四日、幕府、立儲の儀を、京都に進達し、且、正睦及び若年寄遠藤但馬守胤統、御留守居加藤伯耆守正行、目付津田半三郎正路、駒井左京を以て、養君御用掛となす。

當時の行程、此日、京都に進達すれば、遅くも、十四日には、允許の勅書、必ず、江戸に達すべし、直弼、乃ち十分の日數を積りて、養君公布の期を、十八日と定む。

然るに、十四日に至るも、勅書、達せず、十五日に至るも、

尙、達せず。

立儲と同時に、進達せる他の諸文書の回答は、既に、十四日を以て、江戸に達せり、獨り、立儲允許の勅書のみ、今に達せざるは、如何なる仔細ぞ。

直弼、或は、川止め爲ならんと思惟し、道中奉行本田加賀守安英に對して、便宜、速達を計らんことを、命じたりと雖も、又

『若しや、諸公卿の反對するが爲めにはあるまじきか、斯くては、容易ならざる大事ぞ』
と思へば、心中の憂慮、一方ならず。

儲君問題、決せんとして、未だ決せず、突如として、意外の事件、亦、新に起る。

七八 國家の大事(上)

意外の事件とは、如何なる事ぞ。

六月十三日、米國軍艦二隻、突然、上海より、下田に、入り來り、米國使節ハルリスに對して、何事をか、報告する所あり、待ち構へたるハルリス、何かは、躊躇せん、

『扱こそ、好機は、來つれ』

急に、其一艦に、乗り込みて、十六日、小柴沖に、進み來り、一書を、堀田備中守正睦に贈りて、

『一大事の候、委員と會見して、委曲、陳ずる所あるべし』

との旨を報ず、一大事とありては、捨て置きがたし、井上信濃守清直、岩瀬肥後守忠震の二人、大老の命を承けて、倉皇、神奈川に、馳せ向ふ。

十八日、二人、ハルリスと、會見して、其用件を問へば、ハルリス、

『余が、豫ねて、憂慮せし貴國の一大事は、愈々眼前に、迫り來りて候ぞ。』

英佛の聯合軍、天津を攻陥するに及び、清國、終に、力屈して、和議を請へり、是に於て、英國は、エルジン卿、佛國は、グルー男を全權として、條約の訂結を、貴國に迫らんとす、其多數の軍艦を率ゐて、來り臨むも、不日の中に在るべし。

露國の提督ブーチャチン、亦、十六日を以て、下田に來

る豫定なりき、今は、既に、到着しつらんか。

三國、交々貴國に迫らんこと、復た疑ふべからず、余は、斯かる憂ひのなからんことを期すればこそ、速かに、我が條約に、調印せられんことを、勧めたるなれ。

然るに、貴國、之れを容れ給はず、終に、今日の大事に及べること、扱々、是非もなき事かな』

と語る、英佛二國の多數軍艦が、擧りて、來り迫るは、誠に、國家の大事なり、二人、此れに處するの策を問へば、ハルリス、

『別に、奇策とでもなく、妙計とでもあらず、唯、速かに、我が條約に調印せらるゝの一途あるのみ。

英佛の二國は、新たに、世界の太閤たる清國を挫きて、其威、揚がり、勢、張りて、眼中、復た他の邦國なし。

戦勝の餘威に乘し、多數の軍艦を率ゐ來りて、貴國に迫る、其要求するところ、争でか、我が米國の比に、止まらん。

貴國、此れに屈從せらるれば、則ち不利なり、此れに屈從せずして、爲めに、戦端を開かば、更に、一層の不利

を來たすや、必然にして、恐らくは、貴國の存立、亦、測り知るべからざらんとす。

若し、今に於て、急に、我が條約に調印し、二國の來るに先だちて、早く、成立せしめられんか、余は、力の及ばん限り、之れを以て、二國に、諭し候はん、貴國の利益を、保障する所以、此れより外に、術あるべからず。

然れども、是れ、唯、貴國の爲に言ふのみ、米國の強て求むる所にあらず、貴國、若し、聞き給はずんば、余は、直に、下田に還りて、期限の來るを待ち候はんのみ』

と述べ、二人、篤と、聞き終りて、

『申さるゝところ、道理なり、然れども、此事、重大にして、我等の專斷に任せがたし、一應、江戸に歸りて、執政と謀り、其上にて、回答候はん、一二日のところ、猶豫せらるべし』

と答へて、直に、江戸に、引き返す。

七九 國家の大事(下)

世事、兎角に、豫期の外に出づ、調印延期の交渉、纒に成

りて、調印の要求の問題、亦、忽ち起る、清直、忠震の二人、井伊掃部頭直弼、堀田備中守正睦以下、諸閣老の面前に出で、具さに、ハルリスの語れる所を述べ、且、

『ハルリスの申すところ、聊か誇張の嫌ひなきにあらずと雖も、固より、眞實の事にして、欺瞞の言なりとも覺えず、此上は、速かに、條約の調印を許して、二國の要求に備へ給へ、綢繆の策、此右に出づるは候はず』

と陳べて、條約の調印を勸む、直弼、未だ首肯せず、先づ、寺社、勘定、町奉行以下の諸有司を召して、意見を問へば、皆、口を揃へて、

『英佛の軍艦數十隻、我が近海に、來り迫るに及び、已むを得ずして、許し給はゞ、御國の威武、何を以てか、立ち候はん、宜しく、今に於て、速かに、ハルリスの請ひを、許し給ふべし』

と答へて、是れも、調印を許すべきを説く、左れども、直弼、尙、首肯せず、

『外國の要求あればとて、強がち、拒みがたきにもあらず、先づ、京都に奏して、後の事にせん』

と告げしも、若年寄本多越中守忠徳、唯一人、之れを贊せしのみ、他の諸有司は、

『斯かる緩慢の處置を、執る間に、二國、來り迫りて、竟に、國家の大事を、惹き起さば、臍を噉むとも、及ぶべからず、朝廷とて、國體を穢すべからずとの勅諭を下し給へるに候はずや、ハルリスの言を、容るゝとも、敢て、國體を穢すものとは、申すべからず、彼れの請ひを拒んで、二國の來り迫るに及ば、却て、國家を危うするに至るの處候はん、然らば、ハルリスの請ひを許すとも、何か苦しかるべき、萬一、此事に關して、御譴責ありとも、之れを申し解かんこと、難からず、早々、調印せられんこそ、天下の御爲めに候べけれ』

と主張して、已まず、直弼、尙、依違して、決せず、閣老の御用部屋に、歸り來りて、其可否を議る。

久世大和守廣周、内藤紀伊守信親等は、例の當らず障らずの意見を、吐きて、

『關東の隨意に調印するも、如何なり、先づ、體よく、米國の使節を宥めて、勅許を待つに若かず』

と説く、脇坂中務大輔安宅も、亦、此れに同意すれども、松平伊賀守忠固は、之れを不可とし、

「長袖連の意のみを迎へなば、公儀の權威、何を以てか立たん、早く、斷行せんに若かず」

と論じて、速かに、調印を許すの得策なるを主張す。

正陸は、失意の地位に在り、初めより、黙然として、一語をも發せず、直弼の

「備中殿には、如何存せられ候ぞ」

と問ふに及び、やをら、口を開きて、一言

「伊賀殿御所存の通り」

と答へて、調印説を贊す、今や、閣老の意見、二派に分かる、直弼、亦、兩端を持し、清直、忠震の二人を召して、

「先づ、如何にもして、朝廷の允許を得るまで、調印を延ばすやう、申し諭すべし」

と命ず、清直、

「我等、極力、延期を主張するも、彼れ、尙、聞かざれば、如何仕つるべきや」

と問へば、直弼、

「其時は、是非に及ばず」と答ふ、忠震、

「兎も、角も、是非に、引延さん覺悟にて、應接仕り候べし」

と述べ、二人、又相携へて、神奈川に向ふ。

八〇 條約の調印

清直、忠震の二人は、諸有司中の開國論者にして、今回も、亦、主として、調印論を唱へたるもの。

十九日、再び神奈川に到り、ハルリスと會見して、調印猶豫の談判を、試みたるも、其日本の不利なることを、勸告するや、

「然らば、英佛の二國、若し、來りて、強要することあらば、貴國、居中調停の勞を、執らんことを、保證せらるべし、左すれば、我等、調印せん」

と述べ、ハルリスの保證を得て、舊臘二十五日、議定せる日米條約書に、署名捺印を行へり。

直弼は、或は、調印の猶豫せられんことを、豫期しつらん、

其斯くまで、早く、調印せらるべしとは、意外なりしなるべし。

左れども、已むを得ずんば、調印すべしとは、直弼の二人に告げたる所、事、此に及びては、斷然、強硬の態度を執つて、幕府の意思を、貫くの外はあらず、直弼の心、今は、決せり、二十一日、登城するや否や、將軍家定に請うて、異分子排斥の擧を、斷行し、咄嗟に、

「思召之れある間、登城差止め候様、上意に御座候」

との旨を通じて、堀田備中守正陸、松平伊賀守忠固の登營を停む。

正陸は、儲君問題に對して、直弼と、意見を異にせるもの、其今日あるは、自ら豫期せる所、忠固に至りては、直弼を排斥せんと欲して、却て、己を排斥せられたるもの、寧ろ、意外なりしならん。

此日、直弼、又宿次奉書を以て、閣老連署の書面を、傳奏廣橋大納言光成、萬里小路大納言正房に贈りて、條約調印の奏聞を請へり、其全文、左の如し。

亞米利加條約の次第、先達、別段、御使を以て、仰せ進

ぜられ候處、深く、靛慮を惱ませられ候御次第、仰せ出され候段、御尤の御儀に付、再應、御三家以下、諸大名へ、赤心御尋ねに相成り、今少しにて、存意書、出揃ひ候間、其上、篤と、御勘考の上、御決定遊ばさるべき思召にて、精々、御差急ぎ在らせられ候折柄、今度、魯西亞、亞米利加兩國の船、渡來申立て候様は、英吉利、佛蘭西の軍艦、近日、渡來致すべく、尤も、清國に、十分打勝ち、其勢ひに乗じて、押掛け候事に付、應接方、甚だ面倒に相成るべく、御案思申上候、併し、假條約の通り、御承知に相成り、調印も、相済み候は、英佛には、如何様とも、申諭すべく、御迷惑に相成り申さざる様、取計ひ申すべき旨、亞國使節、申立候に付、御勘考遊ばされ候處、如何程御迷惑に相成候とも、朝廷へ、御申上濟みに、相成申さず候ては、御取計ひ遊ばされ難き御儀、去りながら、忽ち争端を開き、萬一、清國の覆轍を踏み候様の儀、出來候ては、容易ならざる御儀に付、井上信濃守、岩瀬肥後守、神奈川に於て、調印致し、使節へ相渡し候、誠に、御據無き御場合に付、右様の御取計ひに、

相成候へ共、朝廷にて、御配慮の段は、實以て、御尤の御儀に付、此後の御取締方、沿海御手當、十分に相成り、靱慮を安んぜさせられ候様、遊ばさるべき思召に候、委細の儀は、猶、追々仰せ進ぜらるべく候へ共、此段、奏聞を遂げらるべく候事

宿次奉書とは、今の世の郵便なり、勅允を得ずして、條約書に、調印せしさへあるに、大老も、上洛せず、閣老も、上京せず、單に、宿次奉書を以て、奏聞せしは、朝廷を蔑視せり、不敬なり、越權なりとの物議、忽ち、轟然として、湧き起る。

國事、是れより、更に、紛糾し來れるもの數層。

八一 親藩の反對(上)

異論は、例に依りて、先づ、親藩より、起れり。

『大老、中老の任務は、其在職中に、止まるも、三家の任務は、萬年と雖も、盡きず、天下國家の不利と見ば、飽までも、論争せざるべからず』

とは、水戸前中納言齊昭の、常に懷抱せるところ、二十一

日、幕府の條約に、調印せることを聞くと齊しく、書を井伊掃部頭直弼、及び諸閣老に贈りて、

『京都の勅允を得ずして、關東の自儘に、條約を訂結するは、東照公以來、世々、天朝を尊崇するの大義に戻り候はん、忠孝兩つながら違はゞ、天下人心の離反を、如何すべき、若し、天朝の逆鱗に觸れなば、實に、容易ならざる大事となり候はん、愈々條約を訂結するに於ては、宜しく、大老、老中の内、速かに、上京して、靱慮を伺はるべし』

との旨を促がす、一橋刑部卿慶喜も、亦、黙止せず、家臣を、直弼の邸に、遣はして、

『今日、此方へ參らるべきか、明日、此方より、登城すべきか』

との旨を申入るれば、直弼、

『御用繁多の折柄に候、貴館に罷り出づべき暇も候はず、明日、御登城の砌、御目通り仕つり候はん』

との旨を答ふ、是に於て、其翌二十二日、自ら登營して、直弼を、其席に召し、先づ、

『此度、條約に調印せられたる由、其許にも、同意の儀か』

と詰れば、直弼、頭を下げて、唯

『恐れ入り奉つる』

と答ふ、慶喜、重ねて、

『台慮は、如何に、豫め伺はれての事か』

と問へば、直弼、又

『恐れ入り奉つる』

と答ふ、慶喜、

『唯、恐れ入り奉つるとのみにて、相分るべきや、其許に於ては、不承知なるも、備中、伊賀などの、自儘に、計ひたる儀か、如何に』

と問ひ詰むれば、直弼、

『某も、同意仕つりたればこそ、恐れ入り奉つるにて候へ』

と答ふ、慶喜、

『其は、以ての外なる大事なり、將軍家、若し、違勅の御答めを蒙むり給はゞ、如何致さる、所存ぞ』

と詰れば、直弼、

『某も、左こそ存じて、拒みも仕つり候へ、多勢に不勢、詮方なくて、同意仕つり候』

と答ふ、慶喜、

『違勅ともなるべき事を、宿次奉書にて、奏聞せらるゝとは、何事ぞ、天朝を輕んずるの筋とは、相成らざるか』

と問へば、直弼、

『一々、恐れ入り奉つる、何れ、我等の内、早々、上京して、申譯け仕つり候はん』

と答へて、其處置を謝す、慶喜、亦、儲貳の事に關して、質問し、紀伊宰相慶福に、内定せりと聞きて、

『其は、恐悅至極にこそ存ずれ、世上、我れを擬するものあれども、是れ、斷じて、望まざるところ、紀伊殿、御幼年なりとは申せ、其許、大老として、輔佐し奉つらば、何の不足かあらん、我等、亦、微力を盡すべし』

と語れば、直弼、厚意を謝して、退く。

引き違へて、久世大和守廣周以下の諸閣老、入り來る、慶喜、又條約調印の違勅を詰れば、廣周、

『これ餘儀なき譯合ひの候て』
と辯じ掛かる、慶喜、透かさず、

『餘儀ない事とは、英佛の軍艦數十隻、來り迫るとの儀か、軍艦は、何れに見ゆるぞ、何處に來しぞ、刀折れ、矢盡きてこそ、餘儀なしと申せ、説客の大言に、驚かされ、目にも見えざる軍艦に、怖ち恐れて、餘儀なき次第とは、何事ぞや』

と戒め、早々、上洛して、叡慮を伺ふべき旨を告げて、退出す。

八二 親藩の反對(下)

此日、諸侯を、城中に召し、久世大和守廣周を以て、條約調印の已むを得ざるに至れる旨を示し、且、各々意見を、上陳すべき旨を告ぐ。

二十三日、閣老堀田備中守正睦、松平伊賀守忠固の二人を罷め、太田備後守資始、間部下總守詮勝、松平和泉守乗全の三人を以て、閣老とす。

此日、奥右筆組頭志賀金八郎、儲貳を立つるの勅允、京都

より達せりと告げて、其書を閣老に渡す、直弼、披き見れば、正しく、六月八日を以て、京都を發せるもの。

『同日に發せし他の諸文書は、皆、十四日を以て、江戸に達せしに、獨り、此書類のみ、後くる、道理あるべからず、扱は、紀州に反對の輩、何か策略を運らさんとして、今日まで、掩匿せしに、計らずも、備中守等、罷免せられしより、餘儀なく、差出せるならん』

とは、人々の疑へるところ、後、七月朔日、金八郎、諸親戚を會して、暗に、訣別の宴を開き、其夜、自殺せしを以て、一層、此疑ひを深うするに至れり。

兎にも、角にも、建儲の勅允を得たるを以て、直弼、初めて、心を安んじ、愈々二十五日を以て、公然、紀州宰相慶福を、世子となす事を、發表せんとす。

親藩の異論は、益々甚だし、齊昭、亦、其子中納言慶篤、尾張中納言慶勝と與に、登營して、諫言する所あらんと欲し、其臣茅根伊豫之介を、慶永の臣中根軀負の許に、遣はして、

『我等父子、尾張殿と同道、近日、登城して、外國交際

の儀を、天朝へ奏聞あるべきやう、諫言する筈に候、越前殿にも、御同伴あるべし、其日時は、追て、御知らせ申すべし』

と通ずれば、慶永、直に、之れを諾す。

其翌二十四日早朝、慶永、唯一人、直弼を、櫻田門外の官邸に、訪うて、

『何故に、勅裁を待たず、諸侯にも、詢らずして、條約に、調印せられたるか、且、宿次奉書を以て、奏上せらるゝこと、如何にも、輕卒なり、此の如きは、幕府の、世々、天朝を尊崇するの旨に、違ひ候まじきか』
と詰責し、更に、

『特に、此國家多事の秋に方りては、年長にして、英明の君を、選んで、西城に迎ふるこそ、天下國家の長計に候へ、幼少の君を、建てんこと、決して、然るべからず』
と陳ぶれば、直弼、亦、此に對して、辯ずる所あり、雙々、互に、反覆、辯難すること數刻、會々四つ時の大鼓、撃々として、鳴り響く、直弼、

『最早、登城の時刻に候、他日、重ねて、申談じ候はん、

今日は、是れにて、御免蒙り候べし』
と述べれば、慶永、憚らず、

『儲貳と言ひ、條約と言ひ、俱に、天下の一大事に候はずや、登城の時刻、來れりとて、何ぞ、平生の規則に拘はるべきや、且つや、老中は、大鼓の時刻に、登城するを要すべきも、大老は、第一の執權なり、區々の例格に、束縛さるべきにあらず、明日に迫れることを、他日に延ばして、何の益かあらん、是非とも、今日、局をつけ候はん』

と争ふ、直弼、怒つて、席を起たんとするを、慶永、手を伸ばして、ムツと、其袂を攫み、

『然らば、我れも、登營して、討論仕つらん』
と言へば、直弼、益々怒つて、

『それは、御勝手に候』
と言ひつゝ、サツと、袂を拂へば、其縫目、忽ち、ビリ、と裂く。

八三 殿中の大問答(一)

親藩の異論は、熱して、不時の登城となり、激して、殿中の大問答となる。

越前中將慶永、憤然、井伊邸を去りて、櫻田門の前に到れば、其家臣中根鞆負の、彼方より、来るに、行き逢ふ、鞆負、

『唯今、尾張殿の御家來田宮彌太郎、水戸殿の御家來安島帶刀の二人、參邸に付、某、面會仕つり候ところ、儲君、條約の二事は、俱に、天下の大事に候、一日、遅延すれば、國家の安危にも關し、公儀の興廢にも、拘り候べし、是に由りて、今日、急に、登城して、諫争せんと存するところ、越前守殿にも、必ず、御登城下さるべし、但し、儲君の儀に就ては、水藩は、父子兄弟の關係あれば、聊か憚りあり、此儀は、尾州殿と與に、越前守殿、御引受あるべし、條約の事に就ては、一同に於て、討論致すべしとの口上に候、此儀、言上仕つらん爲め、是れまで、參りたるところに候』

と陳ぶ、慶永、頷づきつ、

『余も、是れより、登城せんと存する處、旁々、便宜好し』

と告げて、直に、登營し、其控所なる大廊下下の部屋に入れば、尾張中納言慶勝、水戸前中納言齊昭、其子中納言慶篤の三卿、既に、來つて、大廊下上の部屋に在り。

諸侯登城の例日は、毎月朔日、十五日、二十八日にして、之れを三日と云ふ、若し、三日以外に、登城せんと欲せば、前以て、届け出でざるべからず。

今や、三卿、打ち揃うて、不意に、登營せしのみならず、隱居の身たる齊昭、亦、其中に在れば、

『這は、必定、容易ならざる天下の一大事ならん』

營中、口耳、相屬して、其形勢、穩かならず、坊主等、足を空にして、彼方此方に、走り廻る、偶々、

『大廊下上の御部屋にて、今日は、掃部頭に、腹を切らさねば、退出致さずと申さるゝ聲の聞え候』

と注進するものありて、營中の混雜、彌やが上にも加はる、三卿、

『大老、老中に、面談の儀あり、これへ參らるべし』と申し入るれども、

『大老、老中方共、御用之れあり、只今、御前へ、罷り出でられ居り候、暫時、御待ち下さるべし』

と答へて、出で來らず、奥まりたる處に、屏風を立て廻し、其中に、引き籠りて、密議に、餘念なし、間部下總守詮勝、

『今日、目指され給ふは、掃部頭殿の御上に候はん、御逢ひあらんこと、然るべからず、我等、罷り出で、如何やうとも、申し和め候べし』

と言へば、他の閣老、口を揃へて、

『如何にも、此儀、然るべし』

と贊す、直弼、

『大老、老中に、御對面あらんとあるに、我等、之れを斷わりては、憶したるに似たり、斯くては、自然、上の御權威にも、拘はるべし、我れ、切腹して、上の御用に立たば、厭ふ所にあらず、各々と與に、罷り出で候はん』と答へて、毫も、恐るゝ氣色あらず、斯かる間に、午時も、何時しか過ぐ、左れども、直弼、敢て、午餐を供せしめず。

三卿、連りに、對面を促がすこと數次、直弼以下、諸閣老、漸く打連れて、大廊下上の部屋に到る。

彼我の激論、是れより起りて、舌端、風生じ、口角、沫飛ぶ。

八四 殿中の大問答(二)

營中、今は、殺氣、立てり、待ち設けたる齊昭、先づ、口を開く、

『今日は、各々方に、申入れたき仔細あつて、登城致せしところ、幸ひ、越前にも、登城との事、一座にて、申談せんこと、便宜なり、これへ、御呼び候へ』

と言へば、太田備後守資始、

『此儀、然るべく候はん』

と述べて、同意を表す、内藤紀伊守信親、座を起ちて、慶永を招き來らんとする折りしも、久世大和守廣周、横合より、口を出だして、

『アイヤ、其儀は、然るべからず、越前守殿も、御家柄とこそは申せ、御三家方は、又別段に候、此席へ、御呼

入れの儀は、以後の御格合にも、拘はり申すべきかと支ふ、其言ふ處、道理あれば、齊昭、亦、強ひて、争はず、舌頭一轉、直に、本論に入りて、

『條約の事に就ては、朝廷に於ても、格別の御配慮あらせらるゝにも拘はらず、一應の奏問をも、經ずして、直に、調印に及ばれたること、是れ、違勅なりとは、存ぜられざるか、誠に、東照宮以來、御代々の尊靈に、御對し遊ばされても、如何あらん、我等、三家として、默視するに忍びず、今日、斯く、登城致せしなり、此儀に對して、各々方の了簡、如何に』

と詰り掛かる、前日、慶喜に對して、慇懃なりし直弼、今日は、一命を賭しても、説伏せんと欲して、其意氣、甚だ昂がる。

『仰せの趣、一應は、御道理にこそ承はれ、京都の思召は、唯、國體に拘はらざるやうにとの御配慮に、外ならず、然るに、今や、蠻夷の形勢、

航海の術開けて、天涯も、比隣の如く、兵器の業も、進みて、武力も、強大を加へ候、若し、古制を守り、祖法

に泥みて、修交を拒絶仕つらんか、争端、忽ちに、開け候はん、四面環海の御國にして、沿海防禦の實とも、備はらず、敵艦、若し、來り迫らば、何の術か、之れを防ぎ候はん、斯くては、却て、國體に拘はり申すまじきか、左ればこそ、彼れの願意を、切り詰めて、通商のみを許さんとの台慮に、外ならず候へ。

曩に、諸侯の意見を、御下問相成りしも、今日、直に、開戦すべしとの答議を、呈せしものは候はず、更に、京都へ相伺はれ候ひしも、唯、大變革の儀に付、今一應、諸侯の赤心を、相尋ねよとの御沙汰に過ぎず候、是に由りて、再應、諸侯に御下問あらせられしも、其意見、毫も前回の時に異ならず、在國の向も、今、少しにて、出揃ひ申すべく、其上にて、更に、京都へ、仰せ進ぜられんとの思召なりしに、近日、英佛二國の軍艦、數を盡して、渡來すべしとの聞えあり、若し、清國に勝ちたる餘威を以て、來り迫らば、或は、争端を開くに至らんも、亦、計るべからず、其期に及んで、條約を訂結せば、一層の不利を、忍ばざるべからざること、疑ふべからず、

米使の忠言、其理あり、諸侯の意見、亦、和を主とす、左ればこそ、上にも、亦、和好に御決し遊ばされたるにて候へ。

京都へ奏聞せざりし一事は、恐入りたる儀と、上にも、御心配遊ばされ候へども、一旦、争端を開くに及ば、百萬の生靈、塗炭に苦み、終に、清國の覆轍を、踐むに至らんも、亦、測りがたし、朝廷に於ても、固より、御國體を思召されての御儀に候、此儀を存じて、御國の御爲めに、計り候へるに、何ぞ、違勅と申すべきや』

八五 殿中の大問答(三)

齊昭、耳、遠くして、一々、聞き取れがたく、心中の悶かしさ、言はん方なし、又も、慶永を招かんと欲して、

『越前守儀は、格別のものに候、今日、登城致し居れば、此席へ、呼び申さん』

と言ひつゝ、聲を張り上げて、

『越前、越前』

と呼はる、其聲、他席にまで徹す、直弼、

『越前守は、家柄のものなれども、此席へ呼ばんこと、如何候べきか、此儀は、御差控へあるべし』

と述べて、慶永の此席に入るを許さず、此時、慶勝、膝を進めて、

『西丸へは、御年長の御方を、立てられて、然るべき旨、京都の御沙汰ありしと承はる、紀伊殿は、御筋目、正しと雖も、御幼年に候、御年長にして、御英明の聞えある一橋殿を立てられてこそ、朝廷の思召にも、叶ひ申すべけれ、左すれば、今度の御申分けにも、御都合宜しからんか、此儀は如何』

と問へば、直弼、

『西城の御儀は、上の思召より、出でしこと、私共の取計ひには、及び申さず』

と軽く受け流す、慶勝、開き直つて、

『然らば、拜謁を願ひ奉つらん、我等、直々、言上すべし』

と切り込む、直諫せられては、大事なり、直弼、

『上様には、少々、御所勞に候、御目見得の儀は、相叶ひ申さず』

と拒絶し、更に、

『紀伊殿には、御血統と申し、御聰明にも涉らせ給へば、御養君として、何の御不足も候まじ、既に、明日御發表と相成るまでに、御治定の場合、彼れ是れ、仰せ上げられんこと、甚だ不穩に候はん、御控へありて、然るべし』と述べ、大老の權威を以て、之れを制せんとす、齊昭、

『假令、已むを得ずして、假條約書に、調印せられしにもせよ、朝廷に奏聞せられざりしことは、將軍家にも、御心痛あらせらるゝと申されずや、其御申分けの相濟むまでは、御謹慎ありて、然るべし、然らば、西城の御發表も、其れまで、御見合せあらんこそ、穩當なれ』との横槍を入るれば、直弼、

『只今、段々申上げし通り、條約の儀は、已むを得ずして、訂結せるもの、京都に於ても、委細の事情だに、御承知あらば、仔細なく、御聞濟みあらんこと、必定に候、西城も、久しく、空位と相成り居ること、然るべからず、

早々、御治定あるべき旨、備中守上京の節にも、御内意ありたることに候、少しも、早く、御治定あらせてこそ、却て、京都の思召にも、叶ふの道理に候へ、何も、御延期相成るべき筋とは、相心得申さず』

と答へて、之れをも拒絶し、單身、右を衝き、左に當りて、論戦、最も力む、齊昭、

『然らば、何故早く、御申分けの御使を、立てられざるや』

と詰れば、直弼、

『此儀は、宿次飛脚を以て、早速、仰せ進ぜられ候、尙、御使をも、進ぜらるべき御内定に候』

と答ふ、齊昭、重ねて、

『右様の御使は、少しも、早く、進ぜられて、然るべし、其御使は、何人に候ぞ』

と問へば、直弼、

『間部下總守を、差遣はさるべき御内意、明日、仰付けられ候べし』

と答へて、少しの淀みもなし。

八六 殿中の大問答(四)

條約の論も、煮え切らず、儲君の議も、思はしからず、齊昭、更に、一轉して、大老増員の説を提出し、

『松平越前守儀は、格別のものに候、御大老に、仰付けられて、然るべし』

と説く、其言ふところ、意表に出づれば、直弼、少しく、躊躇しつ、

『此儀は、私の上にも、關係仕つれば、何とも以て、申上げ兼ね候、老中共へ、御尋ね下さるべし』

と陳べて、答へを避く、太田備中守資始、代りて、

『掃部頭、格別、御役儀に、出精罷在る今日、此上、越前守に、御大老仰付けらるゝにも、及び申すまじきか』と反對すれば、齊昭、重ねて、

『如何にも、其通りなり、去りながら、諸夷、續々、渡來仕つる等、誠に容易ならざる御時節柄、成る可く、御手厚に、遊ばされんこそ、然るべしと存すれ』

と主張す、間部下總守詮勝、莞爾と笑みつ、膝を進めて、

『仰せの趣、一應、御道理にこそは候へ、神祖以來、大老、老中とも、其人數に、限りある儀にて、妄りに、之を増さんこと、如何候べきか、例へば、今時、御連枝方の内に、格別の御方ありとて、御三家を、御四家に遊ばされんことも、相成りがたきと、同様に候はんか』

と巧みに、言ひ反らしたる當意即妙、今まで、苦り切つたる敵も、味方も、思はず、ドツと、一時に、失笑す。

今は、議論の腰も折られぬ、三卿、張り詰めたる勇氣も、抜け、ん、其儘、又打ち連れて、退出す、時、正に未の刻。

直弼、亦、他の諸閣老と、俱に、御用部屋に、還り來り、

『先づ、大安心』

と言ひつゝ、冷かに、打ち笑む。

慶永、獨り、大廊下下の部屋に在り、上の部屋の論戦、終るを待つて、大老、閣老に、面會を求むれば、唯、久世大和守廣周のみ、入り來りて、直弼も、來らず、他の閣老も、亦、來らず。

慶永、乃ち條約の事、儲君の事を、反覆論陳し、申の刻に至りて、退出す。

一橋刑部卿慶喜も、亦、此日、登城せしかど、敢て、大老、閣老と、議論を闘はさず、唯、將軍家に謁してのみ、引き退がる。

此激論の間、公務を視ざること數刻、直弼、着々、裁決すれども、容易に了らず、終に、夜に入る。

此日、陰雨、濛々として、夜色、轉た暗し、三卿推參登城の事、營外に、漏れ聞えてより、直弼の家臣、主人の身上を憂ひて、心を安んぜず、長野主膳は、下馬先のあたり、心に懸かる箇所々々を、檢分し、士分以下の面々、亦、交代と稱して、來りて、護衛の列に、加はるもの多く、其警戒、おさく殿し。

二更に及びて、直弼、漸く退出し、櫻田門外の官邸に、歸り來りて、公用人宇都木六之丞に向ひ、

『六之丞、生きて、歸つたぞよ』

と語りて、ホツと、息を吐く、折柄、夜色、沈々として、唯、雨聲のみ多し。

八七 儲君の發表

親藩の強襲は、首尾よく、撃退せり、更に、京都の堅壘をも、突破せざるべからず、何人か、能く此任に當るべき。

今の京都は、古の京都にあらず、堀田備中守正睦の出使して、失敗したる先例、近く、旬月の前に在り、諸閣老、何れも、其覆轍を踐まんことを虞れ、躊躇して、艱む色あり。間部下總守詮勝、曾て、所司代として、京都に在り、其事情にも通じ、又縉紳をも識る、自ら進んで、西上の任に當らんことを請へば、直弼、大に悦んで、之れを容れ、二十五日、將軍家定に、稟申して、京都に遣はすに決す。

此日、愈々、紀州宰相慶福を以て、儲君となせる旨を發表し、久世大和守廣周、内藤紀伊守信親の連署を以て、

一筆啓達候、今日、紀伊宰相殿御養君たるべき旨、仰出され、宰相様と稱し奉つり、西丸仰出され、當分、御本丸に、御逗留遊ばされ候、此段、宜しく、奏達あるべく候、恐惶謹言。

との奉書を、傳奏廣橋大納言光成、萬里小路大納言正房の

許に贈る。

慶福は、正二位大納言齊順の子にして、叔父從二位大納言齊彊の後を襲きたるもの、此時、年、甫めて十三。

閣老脇坂中務大輔安宅を以て傳とし、紀州家の臣村松郷右衛門、菊池角右衛門の二人を、擢んで、直臣とし、郷右衛門を、備中守に、角右衛門を、備前守に任じ、紀州の支藩西條侯松平右京大夫頼學の六男賢吉を以て、本家を相續せしむ、後に、茂承と言ひしは、此人なり。

一橋、紀州兩派の間に、多年、鎬を削りて戰へる儲君問題は、終に、紀州派の勝利に歸せり、將軍家も、満足ならん、内廷、後宮の人々も、満足ならん、紀州家の満足たる、固より、言ふまでもあらず。

獨り、此問題の主働者たりし紀州の老臣水野土佐守忠央は、直弼、其野心あるを看破して、敢て、召し用ひず、犬、骨折つて、鷹の餌食となりし觀なき能はず、其不満、如何ばかりぞ。

一橋派は、皆、失望せり、越前中將慶永を始めとして、尾州中納言慶勝、伊達遠江守宗城、山内土佐守豊信以下、熱

心に、慶喜を推薦せる諸侯、有司、何れも、皆、長嘆大息せざるはなく、左しも英邁なる水戸前中納言齊昭すら、覺えず、憮然たりしこと、良、久し。

唯、當面の人慶喜のみ、其事、成らずして、始めて、重荷を卸せるの感あり。

直弼、紀州家擁立の使命を帯びて、進んで、大老となり、終に、強敵を壓倒し去りて、宿昔の希望を達す、其得意、想ふべし。

然れども、是が爲めに、諸侯の怨みを買ひ、天下の望みを失ふに至りては、幕府の損失、亦、甚大なりと謂はざるべからず。

儲君問題は、斯くして決せり、越えて二十七日、酒井若狹守忠義を以て、京都所司代となし、且、間部下總守詮勝を、使者として、上京せしむる旨を發す。

詮勝、果して、能く使命を全うするや否や、先づ、京都の事情より、究めざるべからず。

八八 主上の逆鱗

當時、京都の形勢如何。
曩に、閑老堀田備中守正睦、使命を全うせずして、歸東せしと雖も、幕府、或は、捲土重來の態度に出でんも、亦、知るべからず。

主上、靛明にして、邦家の前途を、軫念せさせ給ふこと、大方ならず、左れども、九條關白尙忠は、其志、關東に在りて、兎角に、御心を許させ給ひがたく、其股肱と頼ませ給ふは、實に、近衛左大臣忠熙、其人たり、四月四日、主上、親しく御筆を執らせて、宸翰を認め給ひ、密に、忠熙に下させ給ひて、

堀田事も、先々、歸府に相成り、先々、靜謐か、然し、是よりの關東返答振り、又段々、大事の時節に候、實に、心配少からざる時節に候、猶又、是より行末の處、手段大事々々、尊公、御如才あらせられざる御事ながら、精精、御配慮、希ひ入り候、兼て申入候通り、尊公と私、何方迄も、御同意申し、手、引合候て、萬事、致すべき

心積り、必々、御心替り之なく、願入り候事。
關白、少しにても、心違ひの事、之あり候はゞ、三條、久我、忠魂の人々と、御談合、御所存、仰立てられ、願入り候事。

今後、萬一、不慮の儀候とも、決して、御驚き之なく、又御折心、之なきやう、猶更、關東申條、御承引之なきやう、又々、遷都など、風聞候とも、此儀は、堅く御止め、可成丈、此平安城に居り候事、肝要故、其儀も御含み、願ひ置き候事。

との旨を、御内囑あらせ給ふ、當時、幕府、動もすれば、承久の故事を仄かし、或は、主上を、彦根城に移し奉つらんと稱して、威壓を、京都に加へんとす、宸憂、河漢にあらず、之れを拜誦するもの、誰か、痛哭、流涕、長大息せざるものあるべき。

既にして、井伊掃部頭直弼、突然、大老に任せらる、主上、此旨を聞召されて、關東の心事を、訝からせ給ひ、五月二十五日、關白尙忠に對して、

此度の一件、京都へ申候ては、所詮、成就致しがたくと

存じ、風と、關東に於て、調印決定の上、届けばかりの事にては、實以て、誠に、嘆はしく、且、大變に候。

との宸翰を賜ふ、爾後、未だ三句ならず、幕府、果して、自儘に、條約に調印し、剩さへ、宿次奉書を以て、届け放しとなす、聖鑑、神の如し。

六月二十七日、傳奏廣橋大納言光成、萬里小路大納言正房の二人、此旨を、奏聞するや、主上の逆鱗、大方ならず、其翌二十八日、九條關白尙忠、近衛左大臣忠熙、鷹司右大臣輔熙、三條前内大臣實萬、一條内大臣忠香、議奏久我大納言建通、徳大寺大納言公純、中山大納言忠能、坊城中納言俊克、裏松宰相恭光、傳奏廣橋大納言光成、萬里小路大納言正房等を、御前に召させられ、御手づから、一書を、尙忠に授けさせ給ふ。

尙忠、拜受して、謹讀すること一過、忽然として、色を變ず、何ぞ圖らん、是れ、御讓位の御内慮ならんとは。

諸公卿、恐懼、措く所を知らず、俯伏して、暫時の御猶豫を、請ひ奉つれども、聖意、金鐵の如く、

『最早、對面も、これ限りぞ』

と宣はせて、其儘、突と、御奥へ入らせ給ふ、尙忠益々、恐悚に堪へず、尙も、百方、哀請し奉つる所あり、黄昏に至りて、始めて、出御あらせ給ふ、乃ち相議して、六月二十一日、老中、奉書を以て、言上の儀に付、三家、并に大老の内、早々、上京、之あるべく候様遊ばされ度く、此旨、大樹公へ、仰遣はされ候事。
との折紙を、兩傳奏より、老中に贈る。
此書、江戸に達して、又忽ち、一事件こそ、持ち上りけれ。

八九 親藩の幽屏

儲貳、纒に定まりて、將軍、俄かに病み、慶賀の典、未だ行はれず、哀痛の事、忽ちにして生ず。

將軍家定、六月の末に至りて、心地、少しく例ならず、典醫岡樸仙院をして、醫藥を進めしむ。

七月二日、諸侯、登營して、建儲を賀し、家定、慶福、竝に出でて、禮を受く、式、既に終りて、各々、奥に入る、稍々ありて、家定、

『今日は、足、重く覺ゆるぞ』

とて、又樸仙院を召す、樸仙院、一診すれば、其病勢、頓に、悪し、恐るく、御前を退りて、

「容易ならぬ御容體に在はしまし候、七八日までの處、如何候はんか」

と申せば、内廷の騒動、大方ならず、漢醫、蘭醫の分ちなく、國手の名あるものは、皆、召して、診療せしむ。

蘭醫伊藤玄朴、脚氣症なりと診断す、依りて、其道の名醫遠田長庵をも召す。

三日には、病勢、益々重く、四日に至りては、更に重く、今は、旦夕をも、測るべからず、内外の憂苦、其極に達す。此大心配の最中に於て、京都よりの折紙、計らずも達す、井伊掃部頭直弼、披き見て、大に驚き、

「這は、一大事なり、三家に、上京せよとあるからは、水戸、尾張の内を、選ぶの外あるべからず、此二人にして、上京せば、既に定まりたる繼嗣をも、變更し、條約をも、破棄するに至らん、此事、一定、水戸の手入れに基づくべし、今は、斷乎たる決心なくては、叶ふべからず」

と決意し、諸閣老を招きて、其意を告げ、

「此上は、推參登城の廉を以て、尾張、水戸、越前等を、幽屏せん」

との旨を示す、太田備後守資始、之れを不可とし、

「罪證なくして、親藩を幽せんこと、甚だ穩かならず」と反對すれば、直弼、聲を厲まして、

「何ぞ、罪證なかるべき、京都を探れば、水戸手入れの罪跡、必らず、多からん、若し、此れなくんば、我れ、甘んじて、其責に任ずべし」

と言ひ放つ、資始、今は、争はず、他の閣老も、亦、此れに同意して、事、竟に決す。

翌五日、家定、終に薨す、年三十四、直弼、舊例に依りて、喪を發せず、將軍の命と稱して、親藩の幽屏を斷行し、尾張中納言慶勝に對しては、

尾張中納言殿御事、思召御旨も在らせられ候に付、御隱居仰出され、外山御屋敷へ、御住居、穩便に、急度、御慎みませらるべき旨、仰出され候、尾州家御相續の儀は、松平攝津守へ、仰出され候。

九〇 上京の辭退

直弼の斷行は、親藩の幽屏にのみ止まらず、六日の夜、更に、若年寄本郷丹後守泰固を貶して、菊間詰となし、側衆石河土佐守政平を罷めて、寄合となし、尙、岡樸仙院の職俸を奪うて、致仕謹慎せしむ。

泰固は、曩に、直弼等の提出せる水戸前中納言齊昭、阿部伊勢守正弘の彈劾書を、將軍に呈せずして、正弘に致せるもの、政平は、一橋家老より、入つて、側衆となれるもの、樸仙院は、即ち這度、將軍家に、醫藥を進めたるもの、此三人は、俱に、一橋派なり、其頃、目付河野忠藏、永坂爲藏、松永伴六より、直弼の公用人宇津木六之丞に贈れる密書中、

神奈川、横濱開港に付ては、蕃夷條約の儀、疑惑の廉々、相見え候趣、其實を探り候得ば、土岐丹後守、川路左衛門尉、鵜殿民部少輔、岩瀬肥後守、永井玄蕃頭、平山謙次郎、元通詞森山多吉郎、何れも、同腹の所爲にて、御國威を挫き、蕃夷の申す所に泥み、事を計る惡むべき處

と達す、松平攝津守とは、尾張の支藩高須侯松平中務大輔義建の第五子義比にして、慶勝の實弟なり、水戸前中納言齊昭に對しては、

水戸前中納言殿御事、思召御旨も在らせられ候に付、駒込御屋敷へ、御住居、穩便に、急度、御慎みませらるべき旨、仰出さる。

と達し、越前中將慶永に對しては、思召御旨も、在らせられ候に付、隱居、仰出さる、急度、御慎み罷在るべき旨、仰出さる。

と達し、其分藩たる糸魚川侯松平日向守直廉をして、越前家を繼がしむ。

又水戸中納言慶篤、一橋刑部卿慶喜の二人に對しては、登城を停め、水戸の老臣中山備前守信守に對しては、差控を命ず。

迅雷、耳を掩ふに違あらず、事、發せらるゝに及んで、中外、皆、愕然たり。

置、其起る所は、何れも、水戸老公の奸謀に陥り、諸夷我意申募るに事寄せ、刑部卿ならでは、御示し方相成るまじき事情、温恭院様を、押し付け奉つるべきの底意、奥向に於ては、本郷丹後守、元主にて、之れに加ふるに、石河土佐守、岡樫仙院等の獸心一致にて、恐れながら、上を輕蔑致し、蕃夷の所爲を、上聞に達せざるの趣、丹後守、遮つて計ひ、樫仙院には、御聴きに入れ候ては、御病症に障り候趣、類に申述べ候由、其詰りは、丹後守、刑部卿殿を、御養君に据ゑ奉るべき存念にて、國家には換へ難しなど、誠に、不忠表裏の人物と、相聞え候。と讒誣せるに徴するも、今回の貶黜たる、全く、一橋派として、直弼に忌まれたるが爲めなるべし。

親藩、近臣の外、宇和島侯伊達遠江守宗城、土州侯山内土佐守豊信の二人、亦、一橋派たるを以て、致仕蟄居を命ぜらる。

水戸、尾州、俱に、既に幕誼を蒙むる、直弼、乃ち閣老の連署を以て、

六月二十一日、老中、奉書を以て、言上の儀に付、三家、

井大老の内、早々、上京之あるべく候様遊ばされ度く、此旨、仰せ進ぜられ候段、叡慮の趣、御領掌遊ばされ候、然る處、御三家の内、尾張中納言殿、水戸前中納言殿には、不束の事共之あらせられ、隱居の上、下屋敷に居住、急度、慎み罷在候様、仰出され、水戸中納言殿にも、慎み罷在り、其外は、若輩の仁體に付、何れも、上京仰付けられ難く、大老井伊掃部頭儀は、御守護、御警衛向一體の取締取調として、兼て上京仰付けられ候御含みも在らせられ候折柄、旁々以て、早速、上京仰付けられ度く思召し候、然る處、魯、亞、英三國の船、神奈川、品川へ入津、猶、英佛等の軍艦數十艘、追々渡來致すべき趣にも相聞え、當節の要務、諸般引請け罷在候間、暫時御猶豫の儀、仰せ進ぜられ度く候、尤も二十一日、言上の儀に付ては、間部下總守、御使として、上京仰付けられ、委細の事柄、言上候様、去月二十六日、仰出され、酒井若狹守儀も、差急ぎ罷登り候筈に候間、先づ下總守差登さるゝにて之あり候間、委細の事柄、御垂問あらせられ候様、遊ばされ度く思召し候、此段、兩卿御心得候て、

宜しく、報聞に達せられ候様、遊ばされ度候事。との書狀を、傳奏廣橋大納言光成、萬里小路大納言正房の許に贈りて、三家、并に大老召喚の命を奉ぜず。此書、京都に達して、其激昂、益々甚だし。

九一 四國の條約

京都に對する米國條約の問題、未だ解決せず、更に、蘭、露、英、佛四國に於ける條約、亦、陸續、訂結せらる。英佛二國の軍艦、數を盡して、來り迫らんとは、米國使節ハルリスの、夙に、警告せるところ。

七月二日に至りて、英國の使節ロード、エルデン、果然、軍艦三隻を率ゐて、伊豆の下田に、入り來る。艦數こそ、少なけれ、戰勝の餘威に乗じて、如何なる要求を、提出せんも、亦、計るべからず、下田奉行伊澤美作守政義、戸田伊豆守氏榮の二人、其來意を問ひ、且、國書を受取らんことを求む、エルデン、

『我れ、是れより、江戸に赴き、大君に謁して、親しく奉呈せんのみ、他人の手に、渡しがたし』

と答へて、肯んぜず、其態度、甚だ硬し。政義、英艦の、江戸灣に入るに先だちて、幕府に報告せんと欲し、即日、馬を驅つて、江戸に、馳せ上り、閣老太田備後守資始の官邸に到りて、其旨を報ず。資始は、外國の事務を管掌せるもの、直に、公用人取次頭取福島平作を、井伊掃部頭直弼の官邸に、遣はして、報告すれば、直弼、自ら平作を延見し、

『外夷に關する事務は、一切、備後守殿と、間部下總守に、御任せ申さん、宜しく、處置あるやう、申すべし』と告げ、何となく、外使の應接を、厭嫌するの色あり。

四日、英國軍艦、進んで、品川に、入り來り、使節ロード、エンデンは、上陸して、芝新堀の西應寺に館す。此日、露國の使節ブーチャチンも、亦、江戸に入りて、同じく、芝愛宕下の眞福寺に館す。

品川灣頭、英露諸國の戰艦あり、府下の人心、兎角に、穩かならず。

八日、外國奉行を置き、水野筑後守忠徳、井上信濃守清直、永井玄蕃頭尙志、岩瀬肥後守忠震、堀織部正利熙、津田半

三郎正路等を以て、此れに任じ、諸國の使節に對して、折衝せしむ。

十日、資始、外國奉行と與に、英國使節エルヂンを、常磐橋内の官邸に招きて、應接する所あり、待遇、鄭重を極む。

此日、和蘭公使キユルチユスと、會見して、條約を訂結し、十一日、露國使節ブーチャチンと會見して、同じく、條約を訂結す、一に、米國條約に准ず、キユルチユスは、此年三月、長崎より、陸路、來つて、江戸に在りしもの。

十二日、露國使節ブーチャチン、登城す、時に將軍家定、既に薨すと雖も、未だ喪を發せず、世子慶福、代りて、延見す。

十八日、英國使節エルヂンとも、條約を訂結す、亦、米國條約の如し。

越えて八月十八日、佛國使節パロン、グロー、亦、軍艦三隻を率ゐて、品川に入り、九月三日を以て、訂約を行ふ。

世に、之れを稱して、安政の五ヶ國條約と言ふ。

幕府、既に、米國の條約を、訂結して、未だ分疏に及ばず、今又、此四ヶ國に對して、重ねて、條約を訂結す、京都の

拒絶すべく、若し、強て迫るに於ては、一應、神慮を伺うて、決すべし。

三、若し、此事、行はれずんば、過日、懇望の儀を、速かに、許容して後、如何やうとも、取計ふべし、朕、在位の間は、何處までも、不承知の事。

との意を示させ給ひて、再び御讓位の教旨を、漏らし給ふ。|| 管亞相とは、東坊城聰長の事 ||

既にして、英國との訂約、又成り、佛國との訂約、亦、成らんとす、主上、時事を聞召さるゝ毎に、宸憂、轉た益々深し。

八月五日、九條關白尙忠、及び議奏久我大納言建通、徳大寺大納言公純、中山大納言忠能、坊城中納言俊克、裏松宰相恭光、傳奏廣橋大納言光成、萬里小路大納言正房を、御前に召させ給ひて、一書を、尙忠に、御下附あらせ給ふ、これぞ幕意詰問、皇位禪讓の勅書。

蠻夷訂約の事は、神國の瑕瑾にして、神宮を始め、皇祖に對し奉りても、申譯なきところ、抑々和すれば、害遅く、拒めば、害速きこと、關東の申す所の如しと雖も、

激昂、果して、如何ばかりぞ。

九二 再度の逆鱗

今や、公武の意志は、明かに、背馳し來る。

朝廷、幕府の擅まゝに、米國と訂約せしを、憤らせ給ひ、三家、大老を召せども、命を奉ぜず、更に、和蘭と訂約し、露國とも、訂約して、七月十四日、其事を、京都に奏す、亦、例の届け棄てなり。

一たびして悛めず、更に、二たびに及び、頓ては、三たび、四たびに及ばんとす、主上の逆鱗、今は、益々甚だし、二

十七日、勅問の趣意書を、九條關白尙忠に賜ひて、一、關東、既に、三家以下を處置す、京都に於ても、姦賊不忠の輩を、不問に附するは、政務不行届の處置たるを免かれず、宜しく、管亞相に、蟄居、又は落飾を命ずべし。

二、大老上京、遷座の事を、申出でんも、測るべからず、平安城は、桓武以來の帝都、故なく、立退かんこと、皇祖に對し奉りても、如何あるべきか、宜しく、之を

其天下の大患たるや、一なり、特に、和親は、皇國の大體を失し、其禍患の増長するに及んでや、公武、俱に、禍を受く、獨り、京都の爲めのみを思ふにあらず、然るに、朕の答ふる所に對して、何の往返にも及ばず、辭を已むを得ざるに託して、條約に調印し、且、届棄て同様

に奏聞せるもの、是れ、何たる處置ぞ、嚴重に申せば、違勅、實意にて申せば、不信にあらずや、其趣意を問はんが爲めに、三家、大老を召すと雖も、三家は幽屏し、大老は、延期を請うて、上京せず、剩へ、朝廷の同意せざるを知りて、魯西亞と訂約し、英吉利とも訂約せし旨、亦、届棄てに申來る、若し、之を不問に附せんか、朝威、何を以てか立たん、假令、政務を、關東に委任するの時

と雖も、此國家存亡の大事を、默視せば、神宮以下に對し奉つりて、朕の責任を、如何にせんや、事の公武の關係に影響するを慮るゝは、柔弱薄志の人の事のみ、今は、尋常の時にあらず、此國家の大事、關東の横道の時に於て、何事も、其爲すに任さんこと、却て、如何あるべきか、依りて、各々の意見を聞きて、關東に、問ふ所あら

んと欲す。

去月二十八日、親王中に、位を譲らんとの意を示す、諫止、度々に及ぶと雖も、國家萬民の爲めを思つて、申遣はず所、一事も、貫徹せざるは、朕が薄徳の致す所なり、再三申さんこと、如何なりと雖も、宜しく衆議を以て、兩條共に、關東に、通達する所あるべし。

との主旨を、記させ給ふ、尙忠、恐懼措く所を知らず、『聖慮、最と畏し、篤と、兩役と熟議して、奏聞仕り候はん』

と答へ奉つり、議奏、傳奏と與に、御前を退きて、御學問所に入る。

九三 密勅の降下(上)

九條關白尙忠以下、首を鳩めて、協議すること數刻、議論紛々として、容易に決せず、尙忠、乃ち、

『勅旨、重大にして、輕々に決すべからず、三公、及び三條前内府は、朝議參與の命を蒙むるもの、宜しく、勅書を示して、其意見を徴すべし』

と陳ずれば、衆、皆、此れを贊す。

此夜、尙忠、勅書を、近衛左大臣忠熙、鷹司右大臣輔熙、一條内大臣忠香、三條前内大臣實萬に示して、其意見を、開陳せんことを求む。

越えて七日、忠熙、輔熙、忠香、實萬、及び五議奏、兩傳奏等、打ち揃うて、參内す。

尙忠、近日、忠熙、實萬等の、頻りに、在野志士と、計議するを知りて、之れを怪み、此日の朝議をけれども、病と、稱して、敢て、參内せず。

主上、乃ち忠熙以下十一人を、御前に召されて、其意見を問はせ給ふ、忠熙、首座に在り、先づ口を開きて、

『叡旨、最と畏うこそは、拜し奉つれ、御讓位の儀は、姑く、御止まりあらせ給ひて、然るべきか、幕府、因循なりと雖も、諸藩に頼むべきもの、少からず、先づ、諸大藩と商議して、國家安全の長計を建つべき旨の勅詔を、下させ給はば、叡旨の貫徹せんこと、敢て、難しとも存じ奉つらず』

と奏し、幕府、及び水戸へ、詔勅を下させ給はんことを陳

ずれば、主上、直に、此議を嘉納あらせ給ふ。

是に於て、勅詔の草案を作る、其全文、左の如し。

先般、墨夷條約、餘儀なき次第にて、神奈川に於て調印、使節に渡され候儀、尙又委細、間部下總守上京、言上に及ばるゝの趣に候へ共、先達の勅答、諸大名衆議聞食され度く仰出され候證も之なく、誠に、皇國重大の儀、調印の後言上、大樹公叡慮御伺の御趣意も、相立たず、尤も勅答の御次第に相背き、輕卒の取計ひ、大樹公賢明の處、有司心得如何と、御不審思召され候、右様の次第にては、蠻夷の儀は、暫く差置き、方今御國內の治亂如何と、更に、叡慮を惱まされ候、何卒、公武御實情を盡され御合體、永久安全の様に、偏に思召され候、三家、或は大老、上京仰出され候處、水戸、尾張兩家、慎み中の趣、聞食され、且又、其餘宗室の向にも、同様御沙汰の由も、聞食され候、右は、何等の罪狀に候や、計られ難く候へ共、柳營羽翼の面々、當今、外夷追々入津、容易ならざるの時節、既に、人心の歸向にも、相拘はるべく、旁々宸襟を惱まされ候、兼て、三家以下、諸大名衆

議聞食され度、仰出され候旨、全く、永世安全、公武御合體にして、叡慮を安んぜられ候様思召され候儀、外虜ばかりの儀にも、之なく、内憂、之あり候ては、殊更、深く宸襟を惱まされ候、彼是、國家の大事に候間、大老、閣老、其他、三家、三卿、家門、列藩、外様、譜代共、一同、群議評定、之あり、誠忠の心を以て、得と、相正し、國內治平、公武御合體、彌々御長久の様、徳川御家を、扶助之あり、内を整へ、外夷の侮を受けざる様にと、思召され候、早々、商議を致すべく、勅詔の事。

右は、幕府に下さるべき勅詔にして、此れに、別紙、勅詔の趣、仰進せられ候、右は、國家の大事は勿論、徳川家を御扶助の思召に候間、會議之あり、御安全の様、勘考あるべき旨、出格の思召を以て、仰出され候間、猶、同列の方々、三家家門の衆以上、隱居に至るまで、列藩一同にも、御趣意、相心得られ候様、向々にも、傳達之あるべく、仰出され候、以上。

との副書を添へて、水戸に賜はんとす、此副書こそ、戊午の大獄を惹起せる、世に有名なる密勅なれ。

九四 密勅の降下(下)

勅諭の草案、既に成る、之れを幕府、及び水戸に下すには、是非とも、關白の手を経ざるべからず。

議奏久我大納言建通、傳奏萬里小路大納言正房の二人、聖旨を奉じて、九條關白尙忠の邸に到り、

『此度、勅諭を關東に下して、叡慮を奉行せしめ給はんとの御事に候、此儀、異存なくんば、速かに、取り計ふべしとの仰せに候』

と告げて、勅諭の草案を示す、尙忠、受けて、繰り返し繰り返し拜讀すること二三次、

『之れを奉行すれば、關東の不利となり、奉行せざれば、聖旨背反の責を蒙むらん』

と思へば、心中の當惑、言はん方なし、頓て、二人に向ひて、

『叡慮の趣、御道理とこそは、存じ奉つれ、御文意、餘りに、嚴格に過ぎ申さるるか、今少し、寛大ならんことこそ、望ましかれ』

と告ぐ、二人、

『若し、此儀を、御止め申せば、御讓位の儀を、仰出され候はん、御讓位を、御止め申さんとすれば、此儀を、奉行するの外は候はず、假令、殿下の仰せを、言上するとも、所詮、御聞き濟みあらせ給ふべしとも、存じ奉つらず』

と答ふれば、尙忠、默然として、暫し、言葉なし、二人、

『此勅諭は、一通を、水戸に下して、列藩に回示せしめ給はんとの思召に候、此儀をも計らへとの仰せに候』と言へば、尙忠、益々驚き、

『これは、思ひも寄らぬ事を、承はり候ものかな、是れまで、三家へ對して、勅諭を下し給へる先例ありとも存ぜず、假し、仰せ下し給へばとて、萬一、御受け申さるに於ては、却て、勅諭の表も、相立ち候まじ、關東へは、兎も角も、水戸へ仰せ下し給はんこと、先づ以て、御見合せあらんこと、然るべきか』

と述べて、之れを止む、二人、

『議奏、傳奏の兩役に於ても、左様の意見を懐くものな

きに候はず、左れども、左府、右府に於て、御同意に候へば、終に、此儀に、一決仕つりて候』

と陳ずれば、尙忠、今は、此れに反對せんこと、叶はず。

『然らば、我れ、復た、何をか申さん、兩役に於て、好きに、計はれ候へ』

と答ふ、不滿の餘りに出づるにもせよ、同意は、即ち同意なり、二人、歸りて、此由を復命すれば、主上、

『左らば、速かに、申し遣はせよ』

と命じ給ひて、勅諭降下の事、忽ち、決す。

九五 密勅の由來

抑々密勅の降下は、事、突然に似て、敢て、突然にあらず。

先きに、尾水越三卿の幕議を蒙むるや、慷慨憂國の志士、期せずして、

『此上は、京都の力を以て、關東の威を、抑ゆるの外あらず』

と決意し、其東に屬する所を轉じて、更に、西に伸ばさんと欲す。



僧 月照

當時、京都は、志士の淵藪なり、土著の人には、頼三樹三郎、宇喜多一蕙、宇喜多松庵、池内大學、六物空滿、山口兵部、僧月照あり、江戸の人には、藤森恭助、飯泉喜内、勝野豊作、山本貞一郎あり、水戸の人には、鶴飼吉左衛門、鶴飼幸吉、櫻任藏、鮎澤伊太夫あり、薩摩の人には、西郷吉兵衛、有馬新七あり、長州の人には、宍戸九郎兵衛、福原與會兵衛、久坂義助あり、肥後の人には、轟武兵衛、夕山笠準太あり、其他、信州松本の近藤茂左衛門、伊勢松坂の世古格太郎、近江の西川善六、尾張の尾崎八右衛門、備前の藤本津之助以下、摟指に違あらず、隠然として、之

れが牛耳を執れるものには、丸田町に、梁川星巖あり、柳の馬場に、梅田源次郎あり、志士の來往するもの、日夕、踵を絶たず。

鷹司家の小林民部權大輔、高橋兵部權大輔、三國大學、金田伊織、近衛家の老女村岡、一條家の入江雅樂頭、若松全權頭、有栖川宮家の飯田左馬、青蓮院宮家の伊丹藏人、山田勘解由、三條家の丹羽豐前守、森寺因幡守、森寺若狹守、富田織部、久我家の春日讚岐守、西園寺家の藤井但馬守、御倉舎人の山科出雲守等、此れと氣脈を通じて、其意思の注入に力む、尊攘の氣焰、日に、高まり、激越の志士、月に、集まる。

志士の目的は、大老の職任を解き、三卿の謹慎を免じて、攘夷の聖旨を、奉行せしめんと欲するに在り。

初め、薩州侯島津薩摩守齊彬の上京するを機として、之れを實行せんとせしも、其薨去に會うて、果さず。

更に、三條前内大臣實萬を、勅使として、之れを關東に命ぜんとせしも、其實行すべからざるを知りて、又果さず。是に於てか、密勅を水戸に降して、聖旨を奉行せしめんと

するの議となる、薩州の士にして、久しく、水戸に在りし日下部伊三次、之れを計畫し、水戸の京都留守居鶴飼吉左衛門、其子幸吉の二人、亦、専ら、斡旋する所あり。

志士、亦、大に之れを賛し、益々其緣故を辿りて、鷹司、近衛、一條、二條、三條の諸家に、入説する所あり、諸卿、亦、九條關白、

亦、九條關白尙忠の、關東に意を傾くるを慨して、叡慮を安んじ奉つらんと欲するの心深し、關東の形勢、日に非なるを見て、皆、各々此議を賛す。

偶々主上の幕意詰問、皇位禪讓の内勅を降し給ふに際し、近衛左大臣忠熙以下の三公、兩役、打ち揃うて、參内し、九條關白尙忠の病と稱して、出でざるを機とし、咄嗟にして、密勅降下の議を、決せしなり。

九六 關白の分疏

密勅降下の朝議、既に決す。

其翌八日、傳奏萬里小路大納言正房、水戸の留守居鶴飼吉左衛門を、其邸に招き、傳奏廣橋大納言光成、列席の上に

て、此れに、勅諭、并に別勅を授く。

吉左衛門の感激、言ふべからず、捧持して、歸り來り、其子幸吉に向ひて、

『我れ、老年の上に、微恙あり、汝、奉護して、江戸に下り、中納言殿に、傳達すべし、心して、人に奪はる、こと勿れ』

と命ずれば、幸吉、

『御心安かれ、死を以て、奉護仕るべし』

と誓ひ、態と、

『鶴飼幸吉、明日、勅諭を奉持して、出發し、中仙道を經て、江戸に下るべし』

と聲言し、幸吉は、小瀬傳右衛門と稱し、日下部伊三次は、鶴澤信三と稱して、其夜、窃に、京都を發す、人、絶えて、之れを知るものなし。

九條關白尙忠、一たび、密勅降下の議に任せしと雖も、衷心、更に、安からず、八日の夜、議奏久我大納言建通を招きて、

『昨夜以來、熟々思慮するに、此際、勅諭を、水戸に降

し給はんこと、時機の宜しきを得たるものにあらず、暫時、見合せ給はんやう、取計はれ候へ』

との旨を命ず、關白の命、違背すべきにあらず、建通、直に、近衛左大臣忠熙の邸に到りて、其旨を通ず、何ぞ料らん、時、既に幸吉の京都出發の後ならんとは。

其翌九日、正房、又禁裏附武家大久保右近將監忠寛を召して、幕府に降し給へる勅諭を授く。

尙忠、既に密勅を支へんとするも、及ばず、心に幕府の憤恨を買はんことを虞れ、特に、

別紙御沙汰の趣、尋常の御事に候へば、御斟酌の御次第も在らせられ候へども、何分、蠻夷の事件にて、關東に於ても、大改革の御時節に候へば、萬一、此上、公武御隔意がましく、之れあり候ては、甚だ以て、叡慮を、惱ませ候間、格別の儀を以て、御隔意なく、仰せ進ぜられ候間、此段、悪しからず、御聞取に相成候様、遊ばされ度く、御沙汰候事、此度、仰せ進ぜられ候趣、三家始め、相心得候様、水戸中納言に仰下され候、此段、御心得の爲、申入候事。

との別書を添へて、勅諭を、水戸に降し給へることを報じ、尙、兩傳奏に命じて、近日、上京すべき間部下總守詮勝に對し、

一翰啓達せしめ候、愈々御勇健、珍重存じ候、然れば、此度、勅諭の趣、仰進せられ候、右は、據なき次第も御座候て、仰せ進ぜられ候儀、先日、内々、御申達之あり候、外より、風聞等、御聞込に相成り、御口入など、之あり候儀にては、毛頭、之なく候へども、書取にては、何か角々しく、相聞え候場所も、之あり候故、御聞取様にて、兩御地の場合にも拘はり候儀、出來候ては、實々以て、深く心配致候、右の邊、悪しからず、御差含み、偏に頼入り存候、猶、委細の儀は、御上京の上、申すべく候、以上。

との手書を送りて、分疏せしむ、左れども、堅く、秘して、主上にも奏せず、三公にも報せず。

是れよりして、波瀾横生、終に、戊午の大獄を、惹起するに至る。

九七 密勅の到着

旅衣、輕しと雖も、使命、偏に重し、鶉飼幸吉、日下部伊三次の二人、勅諭を奉持して、東海道を馳せ下ること九日、八月十六日の夜を以て、無事に、江戸に達す。

先づ、小石川春日町の旅亭長右衛門方に投じ、直に、衣服を改めて、水戸の老臣安島帶刀を訪ひ、勅諭を奉じて、出府せし旨を告ぐ。

前中納言齊昭父子の幕譴を蒙りてより以來、幕府の壓迫、甚だしく、支藩松平讃岐守頼胤、松平大學頭頼誠、松平播磨守頼繩の家臣は、駒込の邸を警衛し、尾州の國老竹腰兵部少輔正富、紀州の國老水野土佐守忠央の二人は、水戸の國老中山龍吉の幼年を、名として、其藩政を監督すれば、水戸の君臣、今は、手も出せず、足も出せず、唯、空しく、切齒扼腕するのみ。

此時に際して、密勅を拜するも、唯、幕府の壓迫、益々加はらんばかり、之れを遵行せんこと、叶ふべくもあらず、帶刀、心に當惑すれども、奈何ともすべからず、直に、幸

吉を伴うて、中納言慶篤の殿に候す。

深夜、不意の參候、心元なし、慶篤、急ぎ、二人を延見すれば、帶刀、

『鶉飼幸吉儀、恐れ多くも、御當家への勅書を、奉護して、只今、到着仕り候ひぬ、因りて、深更をも憚からず、是れまで、同道仕つりて候』

との旨を陳ぶれば、是れも、亦、痛く驚きて、頓に、思案も出でず。

勅諭を拜するは、家門の光榮なり、左れども、之れを受くれば、幕府の壓迫は、加はらん、受けざれば、即ち違勅の天譴、或は、降り來らん。

受けんか、受けざらんか、慶篤、沈思すること少時。

『兎も、角も、勅諭を拜したる後にこそ』

自ら沐浴して、勅書を拜受し、幸吉には、時服を與へて、其遠來の勞を慰む。

翌十七日朝、慶篤、使を駒込の邸に遣はし、齊昭の旨を承けて、拜受するに決し、其翌十八日、兩傳奏へ宛て、謹で、一翰を呈し候、今月八日の勅諭、御別紙共、相違

なく相違し、謹で拜見奉り候、仰出され候靨慮の趣、深く、忍入存じ奉り候、併し、不肖の身、右の鳳詔を受け奉り候儀、誠に以て、一家の面目、感激の至、筆紙に盡し難くと存じ奉り候、及ばずながら、幾重にも、盡力仕り、成否は、兎も角も、追て、言上仕るべく候、先、御請まで、早々申上候間、宜く御奏達成下さるべく候、恐惶謹言。

との請書を認めて、幸吉に渡せば、即日、江戸を發して、京都に向ふ。

慶篤、兎角に、心、安んぜず、此日、書を閣老太田備前守資始、間部下總守詮勝の許に遣はして、參邸を求む。

左れども、此日は、故將軍家定の葬儀執行の日なれば、二人、俱に、來らず。

十九日、資始、詮勝の二人、登城すれば、京都の勅諭、幕府にも達す、二人、之れを拜して後、水戸邸參候の可否を議す、時に、閣老中、

『今や、水戸の御二方とも、御愼み中なり、老中として、其邸に到らんこと、如何あるべきや』

と論ずるものあり、左れども、事、勅諭に關すれば、敢て、違ふべからず、二人、打ち連れて、小石川の邸に到れば、慶篤、此れに勅書を示して、

「御沙汰の通り、諸大名に回達すべきか、此儀如何に」と問ふ、二人、

「誠に、容易ならざる御儀、何とも以て、御答仕りがたし、掃部頭も、不快にて、昨今、登城仕つらず、明日は、押して、登城の儀を、申遣はし、篤と評議の上にて、御返辭仕り候はん、先づ以て、其れまでは、御差押へあるべし」

と答へて、早々、引取り、井伊掃部頭直弼の公用人宇津木六之丞を招きて、其旨を告ぐ。

九八 水藩の激昂

水戸の手に依りて、勅諭を、諸侯に回示せられんか、大老以下は、忽ち、死地に陥らざる能はず。

井伊掃部頭直弼、時に、下痢に罹りて、登營せず、十九日も、官邸に在りて、静養を加ふ、會々、宇津木六之丞の歸り

來りて、太田備後守資始の命を傳ふるや、

「這は、由々しき大事なり、捨て置くべきにあらず」

と思へば、眉宇、頻りに動きて、止まず、翌二十日、病を強して、登城し、諸閣老を會めて、評議すること數刻、

「京都の方は、間部下總守上京の上、處置すべく、水戸に對しては、決して、勅諭を回示せしむべからず」

と言ふに決す、是に於て、資始、及び間部下總守詮勝の二人、復た、水戸の邸に到りて、

「篤と、同列とも、評議仕つり候ひしが、何分、諸侯へ、御示しの儀は、御見合せの程こそ、願はしう候へ」

と陳すれば、慶篤、

「其儀は、一應、道理なれども、御別紙にも、同列の方方、三家家門の衆以上、隱居に至るまで、列藩一同にも、傳達あるべしとありて、朝意、甚だ輕からず、若し、諸侯に回示せざるに於ては、必ず、違勅の御咎めを、蒙むらん、此儀は、如何存せらるゝぞ」

と問ひ返す、兩人、

「如何さま、勅諭の御表こそ、甚だ重くは拜し奉つれ、

兩傳奏の副書には、格別の儀を以て、御留意なく、仰進ぜられ候間、惡しからず、御聞取に相成候様と、申添へられて候、左すれば、諸侯へ、御示しなすとて、別段、違勅の御咎めとても候まじきか、己むを得ずんば、御三家、御家門だけに、御止めあらせられたく候」

と述べ、水戸への勅諭には、近衛左大臣忠熙、鷹司右大臣輔熙、一條内大臣忠香、三條前内大臣實萬、二條大納言齊敬、近衛大納言忠房連署の副書あれども、兩傳奏署名の副書とはあらず、慶篤、聞いて、訝りつゝ、

「公儀へは、如何やうの副書ありしかは、存せざれども、當家への御別紙には、明かに、列藩へも、傳達せよとあるからは、三家、家門にのみ止むると申すことは、如何に考ふるとも、然るべからず」

と主張して、聞き入れず、資始、こゝぞと思ひて、するすと、膝を進め、

「御承知の掃部頭が氣質に候、若し、強てと仰せられなば、自然、慎み隱居と申すことに仕つるまじきに候はず」と耳語すれば、慶篤の意氣、頓に挫けて、復た振はず、二

人、此體を見るより、善き程に、説き付けて、引き取る。

折角の勅諭も、今や、何の結果をも見ずして、終らんとす、水戸の藩士中には、飽くまでも、回示すべしと論ずるものあり、之れを回示するは、穩かならずと反對するものあり、衆議、紛々として、決せず。

悲歌慷慨の志士は、直弼の行爲を憤激して、止まず、

「奸賊を斃さずんば、天下の事、復た、爲すべからず」と切齒するもの多く、殘姦の萌芽、早や、此際よりして、生じ來る。

九九 間部閣老の上京(上)

京都に於ては、密勅を、水戸に降せしと雖も、之れを諸侯に傳達するや否や、未だ知るべからざるものあり。

是に於て、三公、諸卿の縁故々々を以て、勅諭の寫を、諸雄藩に示す、近衛家よりは、薩摩、尾張、津へ、鷹司家よりは、加賀、阿波、長門へ、一條家よりは、肥後、備前へ、三條家よりは、越前、土佐へ對し、或は、特使を遣はし、或は、京都留守居を召して、交附せしもの、總て十三藩。

井伊掃部頭直弼は、此一意、主上の御爲めに盡せる近衛、鷹司以下の諸卿を目するに、陰謀派を以てし、家臣長野主膳義言を、京都に派して、其動靜を、探索せしむ。

主膳は、夙に、京都の事情に通ずるもの、九條關白尙忠の家臣島田左近と、氣脈を通じて、飛耳張目、一々、其行動を探查して、宇津木六之丞の許に報ず。

彼の勅諭を、水戸に降さるゝや、主膳、直に、其旨を報告し、且、陰謀派の勢力、強大にして、九條關白の位地、危急なるを以て、間部下總守詮勝の、速かに上洛せんことを促がす。

詮勝、初め、七月九日を以て、出發せんとせしも、將軍家定の薨去に會して、果さず、其中陰の満つるを待つて、發途せんと欲す。

今や、關白の位地、危急なりと聞きては、猶豫すべからず、愈々九月三日を以て、發程するに決す。

これより先き、詮勝の上京を命ぜらるゝや、伏見奉行内藤豊後守正繩、事を以て、江戸に在り、此事を聞きて、

『下總守殿も、何れは、備中守殿の覆轍を、踏まるゝな

らん』
とて打ち笑ふ、詮勝、此由を傳へ聞き、正繩を召して、謀を問へば、

『京都々々と、大形にこそ申せ、公卿の働きあるものは、僅か二三人に過ぎ候はず、其れさへ、諸藩士の京都に入するを嚴禁し、且、諸大夫と、諸浪士とを、捕縛して、其手足を斷たば、何事をか、成し得られ候べき、京都を鎮定せんこと、誠に、容易に候べし』

と答ふ、紀州の老臣水野土佐守忠央も、亦、詮勝に向ひて、
『京都の外國條約の事を以て、關東を責めらるゝは、畢竟、水戸の御隠居の手を廻はさるゝが爲めに候、京都を探索せられなば、水戸手入れの證據、數々候はん、其れにて、御隠居を、取つて押へ給はゞ、公武の確執は、立ちどころに、止み候べし』

と忠告すれば、詮勝、大に喜びて、心、私かに決する所あり。

既にして、九月朔日、宇津木六之丞より、來狀あり、詮勝、披き見れば、

1000 間部閣老の上京(中)

此日、京都に於ては、九條關白尙忠、突如として、退官の旨を諭さる。

これより先き、朝廷の勅諭を、幕府に降し給ふや、尙忠、私かに、兩傳奏に命じて、別に、副書を添ふ。

此事、圖らずも、閣老の口より、水戸の耳に入り、水戸より、更に、京都に傳はりて、何時しか、聖聽に達す。

主上、大に宸怒あらせ給ひ、急に、近衛左大臣忠熙、鷹司右大臣輔熙、一條内大臣忠香、三條前内大臣實萬、二條大納言齊敬、及び議奏を、御前に、召されて、

『關白、此儘、職に在りては、蠻夷の事は格別、萬事の處置、心元なし、此儀、如何存するぞ』

と問はせ給へば、諸卿、誰ありてか、異議を唱へん、關白排斥の議、立ちどころに決す。

是に於て、齊敬を、尙忠の邸に遣はして、辭職の旨を諭し、尙、忠熙より、傳奏廣橋大納言光成、萬里小路大納言正房に、命を傳へて、其出仕を停む。

『長野主膳より、中越し候は、陰謀方、危急に迫り、種種、奸計を廻らし、手先、多分之あり、八月二十一日宵暗に、關白殿御内玄關へ、侍二人、上下を著用し、四ツ目に、小丸提灯を燈し、案内を請ひ、大封書を投出し、逸足を出し、逃去り候由、兎角、殿下を落し申すべくと、必至と相働き候者の内、梅田源次郎、安藤石見介、入江伊織、梁川星巖、奥村春平と申すもの、尤も相働き居り候趣に付、御上洛の上、品に寄り、御召捕に相成申さず候ては、治まり申まじきか云々』

とあり、是に於て、詮勝の胸中、愈々決する所あり、直弼に對して、

『親王、公卿の異議を唱ふるものは、悉く、貶黜して、容喙の禍端を塞ぎ、外國條約訂結の事を分疏して、勅允を得候べし、此事、成らざれば、五年十年を経るとも、決して歸府仕つらず』

と斷言し、九月三日、江戸を發して、中仙道より、京都に向ふ。